

令和3年第3回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和3年3月5日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和3年3月 5日
2. 閉 会 令和3年3月16日
3. 会 期 12日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和3年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和3年3月5日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明

令和3年3月8日（月）……9～32頁

- 日程第1 一般質問（小林雅弘、上野恵美子）

令和3年3月9日（火）……33～100頁

- 日程第1 一般質問（荒海正人、秦貞継、伊藤一男、猪俣常三、小柴敬、多賀剛）

令和3年3月10日（水）……101～150頁

- 日程第1 一般質問（青木照夫、武藤道廣）
- 日程第2 議案第19号 西会津町第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の策定について
- 日程第3 議案第1号 西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 西会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第7 議案第5号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第13次）

令和3年3月11日（木）……151～192頁

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第21号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第14次）
- 日程第3 議案第6号 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
- 日程第4 議案第7号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第7次）
- 日程第5 議案第8号 令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第6 議案第9号 令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第4次）
- 日程第7 議案第10号 令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第4次）
- 日程第8 議案第11号 令和3年度西会津町一般会計予算

日程第 9	議案第12号	令和 3 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第10	議案第13号	令和 3 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第11	議案第14号	令和 3 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第12	議案第15号	令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第13	議案第16号	令和 3 年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第14	議案第17号	令和 3 年度西会津町水道事業会計予算
日程第15	議案第18号	令和 3 年度西会津町下水道事業会計予算

令和 3 年 3 月 1 6 日（火）……193～236頁

日程第 1	議案第11号	令和 3 年度西会津町一般会計予算
日程第 2	議案第12号	令和 3 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 3	議案第13号	令和 3 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第 4	議案第14号	令和 3 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5	議案第15号	令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第 6	議案第16号	令和 3 年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第17号	令和 3 年度西会津町水道事業会計予算
日程第 8	議案第18号	令和 3 年度西会津町下水道事業会計予算
日程第 9	議案第20号	喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について

追加日程第 1 提案理由の説明

追加日程第 2 議案第22号 令和 3 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）

追加日程第 3 議案第23号 令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）

日程第10 広報広聴常任委員会の継続審査申出について

日程第11 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第12 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和3年第3回西会津町議会定例会会議録

令和3年3月5日（金）

開 会 10時00分

散 会 11時08分

出席議員

1 番	荒 海 正 人	5 番	猪 俣 常 三	9 番	多 賀 剛
2 番	上 野 恵美子	6 番	三 留 正 義	10 番	青 木 照 夫
3 番	小 林 雅 弘	7 番	小 柴 敬	11 番	清 野 佐 一
4 番	秦 貞 継	8 番	伊 藤 一 男	12 番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和３年第３回議会定例会議事日程（第１号）

令和３年３月５日 午前１０時開議

開 会

開 議

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 会期の決定

日程第３ 議長諸報告

日程第４ 例月出納検査報告

日程第５ 付議事件名報告

日程第６ 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和3年度当初予算をはじめ、条例の改正及び計画策定など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり20件の議案が提出され、受理しました。

本定例会の一般質問の通告は、10議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりです。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から、副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理しました。

以上です。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、小林雅弘君、9番、多賀剛君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月16日までの12日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりでありま

す。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員（例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長（町長提案理由の説明）

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（11時08分）

令和3年第3回西会津町議会定例会会議録

令和3年3月8日（月）

開 議 15時00分
延 会 16時53分

出席議員

1 番	荒 海 正 人	5 番	猪 俣 常 三	9 番	多 賀 剛
2 番	上 野 恵美子	6 番	三 留 正 義	10 番	青 木 照 夫
3 番	小 林 雅 弘	7 番	小 柴 敬	11 番	清 野 佐 一
4 番	秦 貞 継	8 番	伊 藤 一 男	12 番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和3年第3回議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月8日 午後3時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 小林 雅弘 | 2. 上野恵美子 | 3. 荒海 正人 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 伊藤 一男 | 6. 猪俣 常三 |
| 7. 小柴 敬 | 8. 多賀 剛 | 9. 青木 照夫 |
| 10. 武藤 道廣 | | |

○議長 皆さんには、こんにちは。

令和3年第3回西会津町議会定例会を再開します。(15時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員会会長から、欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 3番、小林雅弘でございます。通告に従って3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場受け入れについてのアンケートに関してでございます。

今年2月1日付けの民報新聞に表記の件について、県内市町村への共同通信社のアンケート結果が載っていました。結果は約9割の市町村が、受け入れる考えはないというものでございました。例えば双葉町は、県内での核ごみの最終処分は受け入れられないとしています。広野町は、高レベル放射性廃棄物の問題に関して、相応の配慮が必要だ。福島市では、原発事故による風評は今なお根強く残っており、これ以上、風評のリスクにさらされることは受け入れられない、としています。また須賀川市では、復興と風評払拭にまだ全力をあげて取り組んでいる状況であり、到底受け入れるべきものではないと訴え、南会津町では、最終処分については国が責任を持って実施すべき事項だ。町民の安全安心を担保するために受け入れる考えはない、そう表明しています。北海道では、ご承知のとおり核のごみの最終処分場をめぐる動きも起きています。その中、原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場受け入れについての町民の不安もございます。

そこでお伺いいたします。西会津町も、受け入れる考えはないと表明されていますが、その理由など、見解を詳しくお示してください。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

今まさに世界中で新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種が進められようとしています。まさにこの町にとっても歴史的な取り組みといっても過言ではありません。町民の皆さんがマスコミによって報道される国の取り組みを注目して見ている状況です。前例のない事業に正面から取り組まれておられるこの町の職員の皆さんに、心より敬意を表するとともに、体にはくれぐれも気をつけていただきたいと思います。

連日の報道はあるものの、マスコミの情報だけでは、西会津町でどのように進められているのか、また、まだ進められていないのかが分からない。そういった意味で、身近な情報が求められています。そこで西会津町でのワクチン接種の現状の準備状況についてお伺いいたします。

一つ、医療関係者は終わっていますか。

二つ、医療関係者の接種率はどのくらいですか。

三つ、介護関係職員の接種は始まっていますか。

四つ、65 歳以上の高齢者に対しては、どのような形で実施する計画ですか。予約制ですか。地域ごとですか。また接種場所はどのようにお考えでしょうか。

次に、2 月 23 日、24 日の報新聞の報道によると、町は民報社のワクチン接種に関する市町村アンケートに答えています。その内容についてお伺いいたします。

一つ、ワクチン接種方法について、集団か個別か、町は未定となっていますが、現在の見解をお示してください。

二つ、医療スタッフの確保状況について、確保できた、見通しが立ったなどの設問の中で、町はその他となっていますが、現在の状況はどうでしょうか。

三つ、町民の皆さんの関心が極めて高い事業のため機敏な情報発信が不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

三つ目に、全世代対応型の社会保障制度についてお伺いいたします。

政府は昨年 12 月に、いわゆる、全世代対応型の社会保障の具体案をまとめました。その中で政府は、75 歳以上の高齢者の医療費一部負担を、単身世帯で年収 200 万円以上、複数世帯は後期高齢者の年収合計が 320 万円以上の者の自己負担割合を 1 割から 2 割に引き上げると閣議決定いたしました。そして今国会で成立させようとしています。2022 年度後半から導入する計画とのこと。そこで伺います。

一つ、もしこの法案が成立した場合、西会津町の対象者は何人で、また、医療費の抑制はどのくらいと考えていますか。

二つ、医療費の自己負担増は、高血圧症及び糖尿病など慢性疾患の受診を抑制し、その結果、脳血管疾患や腎不全など重篤な合併症を引き起こし、結果としてより多くの医療費が必要となり、社会のコストが増大する可能性がある。そういう見解がございます。これは畝博氏 2003 年厚生科学研究費助成金政策科学推進研究事業研究報告書の中に書かれてあるものです。高齢者の 2 割負担について、軽減することは考えていませんか。

二つ目、同様に、政府は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、2022 年度 4 月度から、未就学児にかかる国民健康保険料の均等割額の 5 割を軽減することを閣議決定いたしました。負担割合は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 ということです。この均等割という制度、子どもが増えれば増えるほど負担が重くなるという、少子化対策に逆行する制度でございます。これを機会に、町独自の少子化対策として未就学児の均等割をなくすとい考えはないでしょうか。

以上、質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3 番、小林議員のご質問のうち、原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場受け入れについてのアンケートに関してのご質問にお答えをいたします。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場受け入れについてのアンケートにつきましては、議員おただしのよう、西会津町としては、受け入れる考えはないと回答をしたところであります。

この問題は、東日本大震災以前から国において最終処分場の選定に向けた取り組みが進められてきておりまして、最近では北海道の二つの町村が国の最終処分施設の建設場所の選定調査に応募し、話題になったところであります。

町では、これまで、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による放射性物質への対応、また、それらに起因する風評への対応を、震災以降 10 年間、町民の皆さまとともに取り組んできておりますが、今日においても、その影響は続いていると考えております。

おただしの最終処分場の受け入れにつきましては、現時点において、その全容が把握できず、町民の皆さまの絶対的な安全・安心を確保することは困難であると判断しております。このことから受け入れる考えはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、医療従事者等の接種体制の確保・調整は県が行うこととされており、町は住民の接種体制の確保・調整を行うことと役割が示されているところであります。

ご質問の西会津町での医療関係者の接種についてであります。県からの情報によりますと、3 月 4 日から県内の医療従事者等向けの優先接種が始まったところであります。今回県に配分されたワクチン量は限定的であるため、まずは新型コロナ対応にあたる医療機関に優先的に配分し、その他の医療機関にはワクチンの配分量に応じて配分することから、今日現在町の医療従事者の接種は始まっていないとのことであります。

また、介護関係職員のうち医療機関と同一敷地内にある介護老人保健施設の職員については、医療従事者等と同じ優先順位で接種できることとなっておりますが、医療従事者と同様に接種日は示されておられません。

なお、その他の高齢者施設に従事する職員につきましては、その施設の種類により入居する高齢者と同時に優先接種できるとされておりますが、ワクチンの配分予定が示されていないことから接種開始時期は未定であります。

次に 65 歳以上の高齢者に対しての接種計画であります。現時点において町へのワクチン供給時期や接種券の配布時期、接種期間等計画づくりの基本情報が示されていないことから、計画案を提示するに至っておりませんが、現在分かる範囲の情報や想定される内容により関係機関との協議を進め、計画案の策定作業を鋭意進めているところであります。

なお、ご質問の接種会場については集団接種を基本としながら医療機関での個別接種についても検討しており、また予約方法は接種率の向上が図られる体制を検討しているところであります。

次に 2 月 23 日、24 日の民報社のアンケートの内容でございますが、先ほど申し上げましたとおり、接種方法は医師、看護師等が会場へ出向き接種する集団接種を基本として検討・調整しておりますが、医療機関で実施する個別接種についても関係機関と調整しているところであります。

また、医療スタッフの確保につきましては、県が示すガイドラインや 1 日当たりの接種可能人数等により必要な人員を調整し確保してまいります。

次にワクチン接種についての情報発信についてであります。町の接種はいつから始まるのか、自分はいつ接種できるのか、どこで接種できるのかなど町民の皆さんがワクチン接種に不安を感じることもないよう、正確で迅速な情報発信は重要であると考えております。

しかしながら、ワクチン接種に関しての国からの情報は日々刻々と変化しており、確定していない情報を発信することにより混乱が生じる恐れがあることから、現在はワクチン接種の対象年齢や接種回数、副反応などの一般的な情報についてケーブルテレビによりお知らせしているところであります。

今後は、現在策定作業を進めております接種計画案が公表できる時点において、ケーブルテレビやチラシ、ホームページなどにより迅速に周知し、接種を希望される方が1日も早く安心して接種を受けていただけるように、健康増進課内に設置しました新型コロナウイルスワクチン接種推進チームを中心に、ワクチン接種体制の構築に万全の体制で臨んでまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 3番、小林雅弘議員のご質問のうち、全世代対応型の社会保障制度についてのご質問にお答えします。

国では、昨年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、人生100年時代を見据えながら、お年寄りだけでなく、子どもたち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えるため、年金、労働、医療、介護など社会保障全般にわたる持続可能な改革の検討が行われたところであります。

その中で、医療については少子高齢化が急激に進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継いでいくという方針のもと、後期高齢者医療について一定の所得以上の方の医療費の窓口負担を、現行の1割から2割とすることとして、今国会に所要の改正案が提出されており、可決されれば令和4年度後半に施行される見込みであります。

新たに2割負担の対象となる方は、単身世帯で課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の方と、複数世帯では後期高齢者の年収合計が320万円以上の方であります。

ご質問の、本町の対象者数についてであります。負担割合を決定する保険者である福島県後期高齢者医療広域連合に問い合わせたところ、広域連合独自での試算は今のところ行っていないことから本町の対象者数は現時点で算出できませんが、厚生労働省の推計によりますと、全国の被保険者約1,815万人の20.5パーセントにあたる約370万人が、福島県の被保険者約30万2千人の15.2パーセントにあたる約4万6千人の方が今回の改正により新たに2割負担の対象となる見込みであります。

次に、医療費の抑制はどのくらいと考えるかとのことですが、これについても福島県後期高齢者医療広域連合では、現在のところ試算していないとのことあります。

なお、今回の改正では急激な負担増となり必要な受診が抑制されないように、3年間は増加額の月額上限額を3千円に抑える配慮措置が講じられることになります。

次に、高齢者の医療費2割負担の軽減についてのご質問にお答えします。

今回の負担割合改正の趣旨につきましては、先ほど申し上げましたように少子高齢化が急激に進む中、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することなどを目的に実施されるものであります。

今回の負担割合の見直しは、これまで1割負担であった方のうち収入や所得の少ない方

は引き続き1割負担に据え置かれ、新たに2割負担になる方は現役世代と比較しても一定程度の負担能力がある方に限定されるものであります。

ご質問の高齢者の医療費2割負担を軽減することにつきましては、負担割合は法律に基づき決定されるものであることや、負担割合改正の趣旨などに鑑みますと、今回の負担割合の改正はやむを得ないものであり、町独自で軽減することは考えておりませんのでご理解願います。

なお、ご質問にあります新たに負担が増える方について、必要な受診が抑制されるといったことが生じないようにすることは大変重要なことであると考えております。

そのため、負担割合が1割から2割に変更になる方につきましては、法律の施行に合わせ制度改正の趣旨や、3年間は増加額の月額上限額を3千円に抑える配慮措置が導入されることなどを丁寧にご説明し、ご理解いただくよう努め受診抑制が生じないよう周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、未就学児に係る国保税均等割についてのご質問にお答えします。

未就学児の国保税均等割の5割軽減については、少子化対策の観点から国と地方の取り組みとして、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、今国会に所要の改正案が提出されており、可決されれば令和4年度から施行される見込みであります。

今回の改正により未就学児の国保税均等割額が5割軽減となることから、未就学児のいる世帯では税負担が軽減され、子育て世帯の経済的負担軽減につながる制度改正であると評価しております。

また、国保制度は加入者が収入や所得などに応じて国保税を負担しあい、病気やけがをしたときなどに保険給付を行うことで、お互いに助け合う相互扶助の精神を基本とした社会保障制度であることから、特定の人の税負担を軽減することは、他の加入者の負担が増えることにつながるため、軽減をなくすということは慎重に判断する必要があります。

一方、今回の均等割5割軽減の改正の趣旨である少子化対策と子育て世帯の経済的負担の軽減についてであります。町では現在、西会津町総合計画（第4次）において、子どもを安心して産み育てられるまちづくりを重要施策として推進しており、こゆりこども園の保育料の完全無償化を国に先駆けて実施したほか、町独自の施策として出産祝金、乳幼児家庭子育て応援金、インフルエンザや各種予防接種費用の助成などによる負担軽減策のほか、こうのとりのサポーター事業による不妊・不育症の治療費の助成、産前・産後の保健師によるケア、赤ちゃん家庭相談や栄養教室、母子保健事業における健診など、多様化するニーズに対応するため様々な子育てに関する支援を行い、少子化対策と子育て世帯の負担軽減に取り組んでいるところであります。

このように、今回の改正により未就学児がいる世帯の負担軽減が図られることや、相互扶助の理念、さらに町が独自に取り組んでいる少子化対策や子育て世帯の経済的負担軽減策などを総合的に判断し、未就学児の均等割をなくすことは現時点において考えておりませんのでご理解願います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 まず再質問の前に、第一の原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場受け入れについて、受け入れる考えはないという明確なお言葉をいただきましたので安心

をいたしました。今後もこの考えに沿って町政を運営していただきたいと思います。

では、2番目の質問、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。ほとんどやはり、まだ未定というところが現状ではないかと思っております。私もこれを書いたときはもう少し進んでいるのではないかと、それで町の人が、例えば医療関係者が始まったよというときに、じゃあうちはどうなんだろう、そういう質問をいただきましたので、あえて質問をさせていただきました。なかなか進まないということですが、その対策については議会からの要望も出ると思われますので、そちらにお任せをいたしたいと思います。

一つ申し上げておきたいのは、私、去年の健康診断を受診いたしました。職員の皆さんの新型コロナウイルス感染症に対する配慮、そしてその健康診断の進め方、またその結果について丁寧な説明、町民に寄り添う姿、本当に素晴らしい仕事ぶり였습니다。今度のワクチン接種においても携わる皆さんが、必ずやこの歴史的事業を成功させていただけるものと確信しております。本当にご苦労さまだと思います。やはり最後に一言、言わせてもらえば、やはり機敏な情報公開、それを望みます。

3点目の社会保障の問題です。

○議長 一問一答だから、質問を絞って一つずつやってください。

○小林雅弘 質問はございませんので、次に移らせていただきます。

それでは3番目の質問でございます。全世代対応型の社会保障についてでございます。医療費がどのぐらい1割負担と2割負担、この場合、話は最後のほうに、受診の抑制、これが出ないようにしますよという話だったんです。数字がありますのでその件についてご説明を、まずさせていただきますと思います。

医療費の減る率、低減率、これを計算した式がございます。これは長瀬係数といいまして、厚生労働省の数理技官、この方が出した係数でございます。例えば無料化の場合、1と考えると、1割負担だと0.848。2割負担だと0.712。つまり医療費が減っています。値上げしたのに医療費が減るということは、受信する人がやはり減っていく、受診抑制が起こる、そう私考えますが、この件についてはご存知でしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議員が申されました係数、長瀬係数ですか、その係数についてはちょっと存じ上げなかったんですが、ご質問の中でありました厚生労働省の研究ということで、1997年ですから平成9年ですか、の時点で健康保険組合の負担割合が上がった際に、受診抑制が起こったかどうかという研究結果については承知をしているところでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その結果、抑制はやはり起こったんですか、どうでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 国の報告書を見ますと、抑制が起こったというふうになっております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 やはり、確かに軽減措置でございます。軽減措置は、ここにご答弁のとおり、3千円に抑えるということなんです、それを加味しても、我が党の試算によりますと平均2万6千円の負担増になる。これをやらないと1人当たりの平均窓口負担は年間で3万

4千円増えるというデータがございます。

かつて西会津町、100歳への挑戦という標語で山口町長だったと思いますが、取り組んでおられました。私もこの町の外におりまして、NHKのテレビを見て、非常に感激した思いがございます。こういう町がこれほどのことを発信できるんだ、そういう思いがございました。

今、西会津町は100歳への挑戦、その先へというスローガンを掲げていらっしゃると思いますが、それでよろしいですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 ご質問のとおりでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その100歳への挑戦、かつて山口町長がやられた内容について、大きな一つの柱として、予防医療の問題があったと思うんです。そういうふうに私は認識をしておりますが、その認識に間違いはないでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 100歳への挑戦のときの考え方ということでございますが、ご質問にありますように、予防医療を中心としたトータルケアのまちづくり、健康づくりを進めてきたところでございます。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 だとすれば、やはり75歳以上、受診抑制が起こるようなことを見逃しにはできない。やはり私は、というよりもその先に、前に、医療費そのものが、確か、ある副町長経験の方から聞いたんですが、間違っていたらご指摘ください。そのとき医療費も、その予防医療を進めていたことによって医療費も抑えられたんだというようなご説明を、以前いただいたことがありますけれども、その内容についてはいかがでしょうか、評価は。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 医療費の、当時の医療費の推移等でございますが、100歳への挑戦のときの資料、ちょっと今手元にはございませんので、正確な数字などについてはご説明できませんが、医療費が抑え、町の取り組みによって医療費が抑えられて、結果として国保税などは県内の市町村の中でも低い状況であったというふうに認識をしております。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 本当に素晴らしい取り組みだったと思います。それでも今、100歳への挑戦、その先というときに、75歳以上、この75歳って大事で、高齢者75歳になりますと病気にかかりやすいんだそうです。治療にも時間がかかる、現行の1割負担のもとでも平均で年間約8万円の窓口負担をしている。そして、これは75歳以下の窓口負担の平均額の2倍だそうです。このデータは日本医師会の全世代型社会保障検討会議の提出資料にございます。ということは、75歳以上って一律に言っちゃいますけどね、やはりお金がかかるんだと、今でも。それは75歳以下の人たちの2倍以上、今でもかかっているんだ。それをさらに2割負担にする。これはどうなんだろうと私も思います。そういう意味で、この軽減措置、これを提案したわけでございます。

それで、この問題についてはまだまだ時間がございます。先ほどは22年度、もしこの法

案が通ったとしても、22 年度以降ということでございますので、この問題についての議論はまだまだ続けていきたいと思っております。

それでは、話題を変えたいと思います。均等割の 5 割軽減、これについてでございますが、一つ事前に通告していない質問があるんですが、もしできればお答えいただきたいと思います。

○議長　小林議員、通告内で。お話していただいて、それが質問になるような、分かりやすくしてください。簡潔明瞭をお願いします。

○小林雅弘　簡潔明瞭なんですけど、すみません。この 5 割軽減になるのは何人ぐらいが対象となるんでしょうかという質問でございます。この町で。

○議長　町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　税のことですので町民税務課でお答えをいたします。

5 割軽減で乳幼児という対象人数は 33 人でございます。なお、33 人に対しての均等割は 81 万 6 千円、5 割分で計算しますと 81 万 6 千円ということになります。

○議長　3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ということは、81 万 6 千円、町の負担額でございますね。ということは、例えば私が提案する均等割を全額なくしても 400 万という計算でよろしいでしょうか。お示してください。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　先ほどのご質問で 81 万 6 千円と申し上げましたが、この 2 分の 1 ということで 40 万 8 千円が影響ということになりまして、国が 2 分の 1 軽減となれば、残りの 2 分の 1、5 割を軽減した場合 40 万 8 千円ということでございます。ですから、200 万弱ということではなくて、残りの 5 割を全て軽減した場合の影響額としては 40 万 8 千円ということになります。40 万 8 千円。

○議長　3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　すみません、分かりづらかったんですが、町の負担額というのは、国が 2 分の 1 ですよ、今回の 5 割のとき。そして、その残りの 2 分の 1 の 5 割の 2 分の 1 を、今度は県が 2 分の 1、町が 2 分の 1、都合 4 分の 1 ですよ。そうですね。町の負担額、違うんですか。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　5 割軽減で 40 万 8 千円でありまして、そのうちの 4 分の 1 ですから 20 万 4 千円が町の負担ということになります。

すみません、全部を軽減した場合ということでしょうか、それとも国の 5 割軽減に対する町の負担ということでしょうか。

○議長　3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　まず国が 5 割軽減した。そのときの町の負担額。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　国が 5 割軽減した場合の町の負担は 10 万 2 千円になります。

○議長　3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　ということは、まず私が質問させていただいた町の負担額じゃなくて、全体、

あと残りの8分の5ですね、これを全体のね、5割軽減ではなくて、全体を軽減するとしたら、その全体のお金の8分の5、これが町の負担というふうになると思います。そうするとそれは50万ちょっとかなと思いますが、いかがですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 8分の5といいますのは、8分の4と8分の1という計算ですよね。そうしますと町の負担は51万ということになります。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 私、やはりこの均等割、先ほど申しましたように、少子化対策の観点からすると、少し矛盾する制度だとそう思っております。国も今回そうは申しませんけれども、5割負担、5割軽減、これを打ち出したということは、そういう認識にお立ちになったのかなというふうに思います。

ですから、今ちょうど金額も教えていただきました。だいたい51万あれば、ここの町の均等割をなくすことができると、そういう意味で、やはり今すぐということではないんですが、今後の施行までの時期に、町としてもご検討いただきたいと思いますが、検討していただけるかどうかお聞きします。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まずお答えする前に、今回の軽減についてでございますが、均等割額、半額分を公費で負担するということで、子育て世代、乳幼児がいる世帯においては負担が半分になるということで、大変な軽減効果があるのかなというふうに考えております。

今後検討する考えはあるかということでございますが、今回、国民健康保険の加入者に関する負担の軽減というご質問であります。当然子育て支援という観点からは、ほかの保険に加入されている方も大勢いらっしゃいますので、そういったほかの子育て支援の対象者とのバランスでありました。答弁のほうで申し上げましたが、町でほかの市町村で取り組んでいない子育て支援策、かなり充実してやっております。そういったことで、税のこの部分だけを軽減すればそれで子育て支援にすぐつながるかということもありますので、全体的な子育て支援の中で、今回、今の時点では考えていないという答弁になりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 だいたいご答弁の内容は理解をいたしました。ただ、やはり立場が違うということもございますので、今後またこの議案が国会を通過した後、再度ご提案させていただきたいというふうに思います。

今日は以上で質問を終わらせていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 2番、上野恵美子でございます。私は2点の一般質問を通告しております。

一つ目は高齢者福祉についてであります。超長寿社会が到来し、地域包括ケアが推進される中で、これからのケアは一人一人の思いを実現することを念頭に置くことが重要だと考えます。高齢者本人はどういう暮らしをしたいのか、どういう最期を迎えたいのかという思いに加えて、家族は高齢者にどのように暮らしてもらいたいのか。地域住民は地域の

高齢者とどのように暮らしていきたいのか。その上で地域にはどのような福祉サービスが必要なのかを考えていくことが必要なのではないかと思います。

今回、第8期介護保険事業計画、第9期高齢者福祉計画が示されました。そこでお聞きいたします。

1、第7期介護保険事業計画、第8期高齢者福祉計画をどのように評価し、新しい計画に反映させたのか。

2、在宅で生活する要介護者への支援の課題と今後の取り組みは。

3、奥川地区の小規模多機能型居宅介護施設を地域の在宅支援の拠点として、どのように運営していくのか。

4、第8期介護保険事業計画、第9期高齢者福祉計画において、特別養護老人ホーム、老健施設の整備計画が盛り込まれない理由は。

二つ目は森林活用についてであります。町土は約84パーセントが森林であり、豊富な資源を有しております。森林は貴重な再生可能な資源ですが、利用伐期を迎えた森林が放置され荒廃が進んでおります。その結果、二酸化炭素の吸収量低下、自然災害、生態系の変化など、様々な問題が起きております。今、森林の整備、活用への積極的な取り組みが求められております。そこでお聞きいたします。

1、森林活用の現状と今後の取り組みは。

2、森林環境税の使途は。

以上でございます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 2番、上野恵美子議員の高齢者福祉についてのご質問にお答えいたします。

1点目の第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画の評価についてであります。いつまでも安心して暮らせる高齢者にやさしいまちづくりを基本目標に、認知症対策の推進、生活支援・介護予防対策の充実、関係機関との情報共有、医療・介護相談員の配置といった体制の整備を進めるとともに、介護・医療・生活支援関係者などが連携した地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいりました。また、新たな介護サービスの基盤として、奥川地区に小規模多機能型居宅介護施設を整備したところであります。

介護保険事業の運営面では、高齢者数や要介護等認定者数は緩やかな減少傾向にあり、サービス利用者数もほぼ横ばいで推移しているところでありますが、1人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加による家族介護力の低下などから、施設サービスと在宅サービスの短期入所介護や特定施設入居者生活介護の利用が増えており、介護給付費は増加傾向にありますが、計画策定時に見込んでいた第1号被保険者の保険料で不足は生じない見込みであります。

現在の課題といたしましては、本町の高齢化率は46パーセントを超え県内で4番目に高く、特に85歳以上高齢者の占める割合が高いことから、1人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加とともに介護サービスへのニーズがさらに高まることを見込まれております。

また、いわゆる8050問題、高齢者が高齢者を介護する老老介護、地域の見守り力の低下といった様々な分野の課題が絡み合う複合的な課題もあると認識しております。

以上のことを踏まえまして、次期介護保険事業計画等では、これまでの取り組みを基本としつつも、安定したサービスを提供していくための介護人材の確保と育成、認知症施策の推進、人生の最終段階で自らが希望する医療や介護などの選択と意思決定の支援など、地域包括ケアシステムの深化と推進に向けた取り組みを進めるための施策を位置付けており、さらに日常生活圏域ニーズ調査の結果や計画策定委員会、同作業部会でいただいたご意見などを反映しております。

次に、2点目の在宅で生活する要介護者への支援の課題と今後の取り組みについてであります。課題といたしましては、先ほど申し上げましたように、1人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加とともに、いわゆる8050問題、高齢者が高齢者を介護する老老介護など様々な分野の課題があり、介護や支援を必要とする方が在宅で安心して生活を送るためには、介護保険サービス以外での生活支援が必要であると認識しております。

今後の支援といたしましては、在宅で生活する要介護者については、介護支援専門員、ケアマネージャーが本人の生活の状況や希望に合わせて自立した日常生活を営むことができるよう支援し、介護保険サービスのみでは解決が難しい課題に対しては、介護、医療、生活支援、地域などの関係者が参画した個別ケース会議により対応してまいります。

次に、3点目の奥川地区小規模多機能型居宅介護施設についてであります。奥川・中町地区に本年4月に開所する小規模多機能型居宅介護施設については、より身近な地域において、在宅介護を支えるための基幹サービスである、デイサービス、ショートステイや訪問介護サービスを新たに提供してまいります。

これにより、在宅サービスを基本としつつも、短期入所サービスの利用により、在宅と施設を行き来しながら、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいと願っている方の希望に応え、また、地域にある人材やその他の資源を活用することにより、地域とより密接な連携を図り在宅介護の充実を図ってまいります。

次に、4点目の第8期介護保険事業計画等における施設整備計画についてであります。本年1月28日の全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画において、具体的な施設整備については計画いたしませんでしたが、町といたしましても、高齢化が進む本町において施設の必要性は十分に認識しております。

今後、高齢者を取り巻く状況、町内外の施設利用の推移や利用のニーズ、町内の既存施設の老朽化の状況などを踏まえ、今後の整備に向けた方向性などについて、次期計画期間中に検討することとしておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 2番、上野恵美子議員の森林活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の森林活用の現状と今後の取り組みについてであります。町では森林活用に向けて、平成26年度に木質エネルギー地産地消計画を策定し、木質バイオマス利用と菌床栽培用オガ粉への活用を検討してまいりました。また、平成28年度にはCLT等森林資源を活用したしごとづくり推進事業により、新たな用途として期待されるCLT、直交集成材用材としての利用の可能性や森林活用に向けた境界明確化の手法などを検討してまいりました。

さらに、平成 29 年度には会津地域の 13 市町村が一体となって先進的森林資源活用実現計画の策定に取り組み、本町における木質燃料の需要や菌床用オガ粉の使用見込みなどから木質燃料生産施設の規模や採算ラインを詳細に検討してきましたが、木質燃料は現在の 2 倍、オガ粉は 3 倍の需要がなければ独立採算での経営は難しいとの検討結果を得ております。こうしたことから、現時点において、木質燃料生産施設の整備を計画することは難しいと判断しておりますが、今後も木質燃料の需要の掘り起こしや菌床キノコ栽培の振興に取り組んでまいります。

森林の現状については、40 年以上前に植栽したスギが順次伐期を迎えていますが、伐採して搬出するための林業専用道などの道路整備が課題となっております。そのため町では、現在奥川杉山地区に林業専用道を整備しており、整備の効果を十分に見極めながら、今後町内に必要な路網整備を計画していく考えであります。

また、木材販売の現状ですが、町内では十分な手入れがされていない人工林が多く、枯れ節やとび腐れなどで建築用材として出荷することができず、現在はほとんどがバイオマス発電の燃料用に販売されております。今後、町内の森林で皆伐・再造林を行う時期が到来したとしても、建築用材としての出荷は難しい状況にあります。

一方、広葉樹林活用の現状としては、製紙用チップとしての需要が見込まれるため、伐採や搬出が容易な森林では施業が進んでいます。しかし、それ以外の森林では施業が進んでいない状況であることから、広葉樹の適切な伐期である 25 年前後に伐採して適切に更新が図られるサイクルを構築できるよう林業事業体と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、2 点目の森林環境税を財源として交付される森林環境譲与税の使途についてのご質問にお答えします。

森林環境税は、森林の有する公益的な機能の維持増進の重要性から、令和 6 年度に課税が開始される国税ですが、森林環境譲与税は課税を待たず令和元年度から前倒しで地方公共団体へ交付されております。

譲与税の使途については、路網整備を含む間伐等の森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進、森林環境教育等の普及啓発などに活用することとされております。また、譲与税の交付に併せ、森林施業を促進して適正な森林管理を行うために森林経営管理制度が創設され、市町村は森林所有者の意向調査、森林管理の受託、収益配分計画の作成、適正な森林管理のための施業委託等を行うことになっており、町では令和元年度から森林所有者の意向調査を実施するなど、当面は譲与税を森林経営管理制度運用のために活用することとしております。

一方、会津地域では、会津流域林業活性化センターが中心となって森林管理システム検討会を立ち上げ、県内の他の地域に先んじて譲与税を活用した森林整備の検討が進められているところであります。

町といたしましては、森林環境税創設の趣旨に沿いながら、本町の豊富な森林資源を活用するため、譲与税を有効に使っていくよう進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ご答弁ありがとうございます。それでは高齢者福祉についてから質問さ

させていただきます。

今答弁の中で、高齢者数や要介護等認定者数が、現在緩やかな減少傾向にあって、サービス利用者数もほぼ横ばいというご答弁いただきました。将来設計など、捉えておられたらお願いしたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それではご質問にお答えいたします。

要介護、要支援認定者数の推移ですとか、あとサービス利用者数の推移についてでございますが、介護保険事業計画の中で細かく分析をしておるところでございます。令和2年、本年では、要介護認定が556人、サービス利用者数が令和元年度で申し上げますと478人という数字になってございます。この傾向でみますと、やはり町内の高齢化率は上昇傾向、微増で推移していくという推計でございますが、やはり人口減少に伴って高齢者の人数も徐々に減少していく傾向がございます。

ただ、80歳以上の高齢者の人口に占める割合が、これから団塊の世代がやはり75歳、後期高齢者に入って、さらに歳を重ねていくごとに、その団塊の世代の階層が人口に占める割合が増えていくということで、非常に多くなっております。令和22年度には80歳以上の方が23.6パーセントほどになるというふうな推計も出てございます。

そういったことから、65歳が高齢者として捉えてございますけれども、さらにその先にいきます75歳、80歳を超えた年齢層、歳を重ねるごとに、やはり介護に対する危険度が増すと、介護の必要性が増えていく年齢に達してまいりますので、そういった方々への支援策ですとか、あと健康づくりなども含めた支援が必要であるというふうに考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 80歳以上の高齢者の占める割合が増加するにつれて、認定率が高まると予想されているということで理解いたしました。

今、2025年問題、団塊の世代の人たちが後期高齢者に達して、医療や介護の社会保障費やサービスの急増が懸念されておりますが、本町においても80歳以上、特にこの計画書の分析の中では、85歳以上からの認定率がさらに高まっているとされておりますが、特により介護が必要になってくる介護度4、5の方の推移をどのように予測されているのか、要介護認定者の見込み数をお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、要介護認定者数における介護度の高い要介護4、5の段階にいらっしゃる方の推移というご質問でございますが、これも介護保険事業計画で推計しておりまして、令和2年では、要介護4が88人、要介護5が64人でございます。この令和3年から5年までの計画期間中には、ほぼ横ばいということで、令和5年最終年度では、要介護4の方が86ということで、2名減。要介護5が60人ということで、4名減を見込んでおります。

なお、さらに将来推計進めますと、やはり高齢者の人口が減っていく中で、この介護度の要介護認定者数も減ってまいりますので、介護度が高い方についても減少傾向に移っていくというふうな推計をしているところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。特に介護度が高い方、第4、5の要介護度の方の推計は、ここ10年間は横ばいで、その後は減少傾向だということで理解しましたが、今ご答弁の中に、世帯数の変化というのがありましたので、高齢者1人世帯、また高齢者のみの世帯が増加するというので、家族の介護力の低下によって介護サービスのニーズがさらに高まっていくということで捉えてよろしいでしょうか、お聞きます。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、世帯における高齢者の状況についてお答えいたします。

議員がおただしのように、町内における高齢者、高齢化が進むにあたって、進む際に高齢者のみ世帯ですとか、あとは高齢者1人世帯といった世帯が、これまで増加しております。令和2年の数字で申し上げますと、高齢者のみ世帯が1,111世帯、高齢者の1人世帯が663世帯と、非常に多くの高齢者がこういった高齢者のみや1人世帯で生活をしていらっしゃるというふうな実態でございます。これがさらに高齢化が進んだ中で、高齢者のみ世帯の方の、どちらか欠けたりですとか、また実際、今現在1人で暮らされている方が年齢を重ねて、65歳に到達して1人暮らし世帯になる世帯は、これから増加傾向にあるんじゃないかということで考えてございますが、ただこれも、人口減少がこれから町の中で進んでいく中で、世帯のあり方なども徐々に変遷、変わってくるのかなというふうに捉えております。こちらについてもその都度見極めながら、高齢者の対策に役立ててまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 介護サービスが増えると介護保険料も増えてくると思いますけれども、第1号被保険者の介護保険料の基準額、第7期では5,800円、町5,800円で、第8期だと5,900円になっています。県の平均を見ると6,061円で、県の平均よりも低い水準で基準額は設定されておりますが、国は2025年には国の平均で8千円を超えるんじゃないかというふうにいわれておりますが、本町においては、その介護保険料、何年ぐらいがピークになって、いくらぐらいになるかという試算とかされていれば、されていればお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、介護保険料の点について、ご質問にお答えをいたしたいと思います。

介護保険事業計画は3年間で1期とした計画で、計画を策定いたしております。その中では、第7期が基準となる基準額が月額保険料が5,800円で、新しい第8期につきましては、100円増の5,900円を今のところ予定しているところでございます。

議員おただしのように、これから介護給付費がどういうふうに推移していくかといったところでは、今、介護給付費全体の推計としては、令和3年をピークに見込んでおります。それから徐々に減少傾向に推移していくわけですが、ただ、そこで高齢者の人数ですとか、そういった過疎化に伴う負担する人数が減っていく、また介護報酬などの改定なども、これからどういうふうな改定があるか分かりませんが、第8期でも介護報酬の改定で0.7パーセントの報酬のアップが見込まれております。

そういったことを合わせますと、実際、これから長期にわたって保険料がどういうふう

に推移していくのかといったところでは、今時点で正確な数字はお示しできませんが、ただ国のほうでワークシートを、今回の介護保険の保険料を設定する際にワークシートがございす。それが計画には定めることは必要ないんですけども、ある程度の目安としてつかまえておりますのが、令和 25 年には 7 千円を、このままのサービス利用が続けば 7 千円の保険料が必要になるというふうな推計もございすますが、これはあくまでも目安でございすので、参考として捉えていただければと思います。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと質問を変えますが、第 7 期の介護計画の中では、地域包括ケアシステムの構築ということで、住み慣れた地域でその人らしく暮らすということを支援するということを取り組んでこられたと思いますが、住み慣れた地域、西会津町で人生最後まで暮らし続けるということだと思ひますが、そこで第 7 期の介護計画中に町外の入所施設、町外の特別養護老人ホームや老健施設に入所された方は何人いるかお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、町外の介護事業所の利用についてのご質問にお答えをいたします。

町外の施設を利用する際には、介護保険制度で住所地特例という制度を利用しながら町外のサービス利用になることになります。今時点、町外の特別養護老人ホームや、そういった住所を移しながらサービスを利用されている方が 25 人いらっしゃいます。会津管内、また郡山、県外といったところの施設を利用されている方もいらっしゃいまして、今現在 25 人が利用しているというところでございます。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それではすみません、現在の町内の施設で、さゆりの園、憩の森の待機者は何人おられますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、町内の老人保健施設並びに特別養護老人ホームの待機者の状況についてお答えいたしたいと思ひます。

まず、老人保健施設につきましては、これ 2 月 25 日現在でございすが、待機者は総計で 64 名の方が待機しております。ただ、この中ですぐに施設利用を希望されている方は、在宅で 3 名、病院で 5 名ということで、8 名の方がすぐにでも、声がかかれば利用したいというふうな状況になってございす。

続きまして、特別養護老人ホームの待機者でございすが、3 月現在で 59 名の方が待機者となっております。この中には、すぐに施設を利用したいという方は、特別養護老人ホームは施設の利用の形態上、ほとんどの方がすぐに利用したいというふうな希望がございすが、実際のところ、他の老人保健施設やグループホーム、また他の特別養護老人ホームなども利用されている方がいらっしゃいまして、実質的に在宅ですとか、病院を利用して、入所を非常に希望しているといった方は、25 名の方が在宅及び病院で入所を待っているという状況になってございす。

○議長 2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　町が行った日常生活圏域ニーズ調査によると、介護が必要になった場合に施設に入所して生活したいと、349 人の方が答えられていて、そのうち 302 人、86.5 パーセントの方が町内の施設を望んでいるという結果があって、高い割合で町内の入所施設への入所を希望されていることが分かります。

でも、常に町内の入所施設は満床で、待機者が多くてなかなか入所できないということでも、町外の施設に入所せざるを得なかったという、そういう方もいたのではないかと思います。この状況を生んでいることが、まず一つ課題ではないかと捉えています。今の体制ではなかなか在宅継続が困難だったり、あと限界を感じていて、入所施設を希望されているという方も多いのではないかと思います。

そこで第 8 期の中では、その入所施設の整備は検討していくということで、まずは在宅強化に取り組んでいくという、そういうお考えでよろしいでしょうか、お聞きます。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、ご質問にお答えをいたします。

これまでも町の方針といたしましては、住み慣れた地域で、ご本人の希望に沿った生活をしていただく、在宅重視の考えで、事業計画ですとか、介護の計画などは進めていたところでございます。基本的には第 8 期もその考え方に変更はございませんで、基本的に住み慣れた地域で安心して暮らせる、そういった体制づくりを在宅サービスを強化しながら進めてまいりたいということでございます。

なお、答弁にもありましたように、施設の必要性というのは町のほうでも十分に認識しているところでございます。現在ある老人保健施設、特別養護老人ホーム、また様々な民間の事業所などがございますが、そういった施設について、これから第 8 期、新しい事業計画の中で、その高齢者のニーズなども踏まえた中で検討していきたいということで考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長　2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　町の方向性は分かりました。在宅の課題と今後の取り組みについてご答弁いただきました。今後さらに介護サービスのニーズは高まるというふうに予測されております。介護サービスのニーズが高まるということは、医療ニーズも高まるということだと思います。

そこで、今後さらに在宅を強化していくためには、私は看護体制の強化と、今も訪問看護と併用されて利用されていらっしゃる方が多くいらっしゃいますけれども、さらなる看護体制の強化と、あと介護と看護を一体的に提供できる体制づくりというのが、これから求められていくと思いますが、その辺のお考えをお聞きます。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　ご質問にお答えいたします。

医療ニーズにつきましても、地域の中で大切な、高齢者の生活を支えるために必要なサービスであるというふうに認識してございます。今町内に訪問看護事業所を西会津診療所内に設置いたしまして、訪問看護サービスを提供しているところでございますが、やはり町内にある医療機関、西会津診療所、町内にある医療機関は限られてございますので、その医師と連携しながら在宅で抱える、そういった医療ニーズについても、そういった訪問

看護の事業所の中で提供してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 公的な介護サービスの中には、一つの事業所で看護とか介護を一体的に提供するようなサービスもありますので、それはこれから検討していただきたいなと思います。

そこで、第8期の介護計画の中では、年度ごとに計画を評価、分析するということが示されております。そこで、評価体制の強化、そして今実際に介護、在宅でされている方々の声をやっぱり反映させるような、そういう体制づくりを強化させる必要があると思います。先ほども全員協議会の中でありましたけれども、意見公募においても、やっぱり今までのようなやり方だと、なかなか十分な意見が得られないというところがありますので、やはりその方法についても検討していただきたいと思います。その評価体制の強化と幅広く意見公募の方法、これなんかも検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 ご質問にお答えいたします。

計画の中では、計画の進行管理を、今この計画を策定いたしました介護保険事業計画、高齢化福祉計画の策定委員会において行うことといたしております。議員がおっしゃるように、計画の中でその都度その都度必要なサービスなど、日々変わってまいりますので、そういったところを意見いただきながら、よりよい高齢者福祉サービスが提供できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者サービス調整会議といった町内の事業所の皆さんとの意見を交換する場所などもございますので、そういった場面で町内に必要なサービス、現場の声なども吸い上げながら、町の施策に反映させていきたいというふうに考えてございます。その中にはケアマネージャーや施設の相談員などから、ご家族であったり、ご本人からのご意見なども、そういった職員が聞き取る機会などもあろうかと思っておりますので、そういった声をできる限り取りこぼさずに反映させてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 よろしく願いいたします。

それでは、奥川地区の小規模多機能型居宅介護施設についてお伺いいたします。4月からサービス開始ということで、利用者さんの確保はできたのか、介護度の内訳が分かればお聞きいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、4月に開所いたします小規模多機能型居宅介護施設のご質問にお答えいたしたいと思います。

なお、この施設につきましては、にしあい福祉会に指定管理で管理運営を委託するといったところで、今現在、にしあい福祉会が4月の開所に向けて職員の手当や利用者の方へのご案内などに、今、努めているところでございます。

なお、にしあい福祉会から報告がありましたのは、利用対象となるサービスを利用されている方が15名ほどいらっしゃる、その中で実際に4月からサービス利用を実際に希望したと、したいという方は、今時点では4名ということで聞いております。これから、中にはやはり施設が運営を開始してみて、ちょっと様子を見てらっしゃるというふうな利用者の方もいらっしゃいますので、3月には施設の内覧会ですとか、あと施設のサービスが開始されれば、利用者の方の声がさらに広がって、利用者の人数も増えていくものと捉えておりますので、今後さらに定員数、登録定員は25名を予定しておりますので、それに向けてにしあい福祉会と町とで、一緒になって運営面についてもこれから進めていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 利用者さんの確保、よろしくお願ひしたいと思ひます。

職員は確保できたのか、その中で看護師は何人配置したのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

小規模多機能型居宅介護施設の職員数ということですが、実際4月開所に向けてスタート当初の利用者数からみて、一定程度の必要な職員数は確保できております。今現在では8名の常勤雇用の職員を予定しているというところでございます。その中で、看護師の方は1名予定しているというところでございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 浴槽についてなんですが、一般浴槽のほかに寝たきりの人も入れる機械浴槽も設けられたのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、小規模多機能型施設の入浴の関係でございしますが、一般浴槽の、一般的な家庭の1人槽の浴槽のほか、シャワーストレッチャーと呼ばれます車椅子から移乗しながら、そのストレッチャーに乗って体を清潔に保つとといったことができるシャワーストレッチャーを準備しておりますので、そういったご自分で、重度化の方についてもこういったストレッチャーを利用して入浴ができるということで対応しておるところでございします。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 介護度が高い方も利用できるということではよかったと思ひます。この施設は奥川の方々が奥川でサービスを受けたい、最後まで奥川にいたいという、そういう声に応えるサービスの拠点だと思ひています。以前の一般質問の中で、看護体制を強化する必要があるのではないですかと質問しましたところ、運用の段階で検討しますという答弁をいただいたと記憶していますが、そこで、医療ケアが必要な方、例えば経管栄養の方だったり、吸引が必要な方だったり、インシュリン注射している方だったり、褥瘡の処置が必要な方、そういう方への対応はどうされるのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、医療的ケアが必要な方についての、サービス利用についてのご質問にお答えいたしたいと思ひます。

在宅サービスを利用されている方の中には、そういった医療的ケアが必要な方もいらっしゃるというふうに認識はしてございます。なお、小規模多機能型の施設利用の希望があった際に、施設のケアマネージャーがそういった利用者の方の実態を把握しながら、施設利用ができるのかできないかというような判断をしていくものということでございますので、それは個々にご相談をいただくというふうな対応をさせていただければと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 そうすると、医療ケアが必要な方は利用できない可能性もあるということでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

中にはその医療的ケアが、非常に専門的な医療的ケアを要する方がいらっしゃる場合には、そういった方を施設の中で、集団の中でお預かりするのが難しいという判断になれば、ご利用は控えていただくような場面もあろうかと思いますが、それはあくまでもその方の主治医の先生ですとか、職員、対応する職員の技能的なものなども含めて、ご相談の中で対応させていただければと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 奥川の方が、最後まで奥川にいたいという、そういう声も多いということなんですが、ショートステイや在宅での看取りには対応するのかお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、一般的な施設の看取りのご質問についてお答えしたいと思います。

特別養護老人ホームや老人保健施設といった施設サービスの中では、看取りサービスを施設の中で行っているところはございますが、今回整備いたします小規模多機能型居宅介護施設は、あくまでも在宅サービスでございますので、ショートステイというのは、あくまでも一時期その施設において宿泊をしていただく場面となります。そういった点からすれば、看取りの対応は施設では考えていないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私はこの小規模というのは、奥川の在宅支援の拠点として医療ケアが必要な方にも、そして看取りにも対応できる、そういう体制を整えていくことが望ましいのかなと思っています。小規模の中では、看護と介護を一体的に提供をする体制を整えることが、私は必要なのではないかと思います。そうすれば、小規模に配置されたケアマネが、サービスを一元管理することができるので、それによって利用者のニーズに柔軟に対応して、効率的で、そして効果的なサービスが提供できると思います。

そして、さらに手続きなんですけれども、手続きの軽減というか、別に訪問看護に申し込まなくても、その小規模で一元的にサービスが提供できるということでは、やはりそういう体制の整備が必要なのではないかと私はと思いますが、ちょっとその辺のお考えをお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

小規模多機能型居宅介護施設の中でも、看護を重点的に行う看護型の小規模多機能型居宅介護施設というのが、別の種別でございます。議員がおっしゃるのは、そういった看護を重点的に行える体制を整えた事業所というふうに理解をしております。今回、奥川地区に整備いたしました小規模多機能型居宅介護施設につきましては、やはりデイサービスやショートステイ、またホームヘルプサービスといった居宅サービス、看護を除いたサービスを提供する施設ということでございますので、今回のこの施設におけるそのサービスのメニューの中には、その看護を重点的にといったところが入ってございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　4月からの利用者、今現在4名ということでしたけれども、そこまでサービスを広げると、もっともっと利用したいという人が増えてくるのではないかと思います。そういう体制を整えるお考えはないということになるのでしょうか。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

今回整備いたしました、繰り返しになりますが、今回整備いたしました小規模多機能型居宅介護施設につきましては、在宅生活を支える機関でありますデイサービス、ショートステイ、訪問介護のサービスを提供する施設でございます。中にはそういった訪問看護を利用しながらデイサービスを利用する、デイサービスを利用して日常の時間を過ごしていただくというふうな方も、中にはいらっしゃいますので、一概にその訪問看護が利用できないからこの施設が利用できないということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　ちょっと質問を変えます。すみません、在宅で生活されている要介護者の方々の、その経済的負担を軽減する特別障がい者手当という国の制度がありますが、この制度を活用されている方って、町にはいらっしゃいますでしょうか。

○議長　通告の範囲で、質問につながるかどうか、それは、この後の質問に。その確認をすることによって。

○上野恵美子　在宅の課題を。関連しています。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、特別障がい者手当のご質問にお答えいたしたいと思います。

在宅で介護を受けている方のうち、障がい者手帳を所持せずに手当を受給している方はおりませんが、重度の障がいのため、障がい者手帳を所持して手当を受給している方が4名おります。

○議長　2番、上野恵美子君。

○上野恵美子　これは著しく重い障がいがあって、常時特別な介護が必要な20歳以上の人に、月2万7,350円支給される国の制度です。要介護度では認定しておりませんが、介護度が高い方で、特に要介護度4、5で、寝たきりの方などは障がい者手帳がなくても十分該当して、支給される可能性があります。町の要介護認定者数を見ると、令和2年で要介

介護度4の方が88人、要介護度5の方が64人で、152人。その中で在宅で生活されている方は該当する可能性があります。これは市町村が窓口になりますので、やはり在宅支援のため、経済的な負担を軽減するという点では、活用されるように周知をお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたしたいと思います。

今ほどの特別障がい者手当の件でございますが、対象となる方からの窓口、市町村ということでございますので、そういった方がいらっしゃれば、適切に対応して、そういった受給ができるような手続きなり、支援なりはしていきたいというふうに考えてございますが、現在のところ町では、そういった方が、対象者がいないというところでは、これからそういった制度の周知などを各広報紙ですとか、などを利用して周知を図って、もし対象者がいれば適切な対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひそのような対応をお願いしたいと思います。

次に、先日デジタル戦略が示されました。介護分野においては、このデジタル戦略をどのように取り組まれるのか、計画等ありましたらお願いします。

○議長 あまり広げないで。

○上野恵美子 分かりました。じゃあこれから聞きます。今後、聞きます。

○議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 このデジタル戦略というのは、介護分野では、特に在宅で生活する人に対しては、このデジタル戦略というのはとても有効だと考えています。デジタルを活用して対面を補うような形で高齢者の状態観察や確認などができれば、すごいよく活用ができるなと思いますが、その辺、どのようにデジタル戦略の中では取り組まれるのか。

介護分野においては盛り込まれるのでしょうか。盛り込まれるのであれば、どのような形で盛り込まれるのかお聞かせします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、介護分野におけるICTの活用などについてのご質問かと思いますが、やはり介護につきましても、日常生活のお世話、支援といったところで、今もサービスを提供する際には、新型コロナウイルス感染症対策にしっかりと対応しながら、直接在宅などでは家庭を訪問して、サービスを提供しているところでございます。その中で、ケアマネージャーがケアプランを作成したりですとか、直接介護、生活を支えるためのサービスの部分ではなく、いろんな情報を、お顔を見ながらお話をするような場面があれば、そういったリモートでのお話し合いができるのかなというふうに感じております。

また、施設の中では、ICTを活用して、今現在も施設の中では、今現在、眠りを感知する、ベッドの下に感知するような、そういったマットを敷いて職員の負担軽減などにもICTを活用しているところでございます。

今後は介護ロボットですとか、そういったセンサー技術などといったものが介護の現場に導入されつつございますので、これからはそういったものも含め、あとはそういったリモートでのご家族だったり、ご本人との対話などで対応できるようなものなど、様々考え

られるものがあれば、積極的に導入してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　これで最後になります。

2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　森林活用についてお聞きします。森林環境税は、その使途については市町村に委ねられているということで、自治体の主体性がとても求められている事業だと思います。町が主体的に取り組まなければ進まない事業なのではないかと思いますが、まずその森林活用についての、町の方向性やビジョンなどは検討されているのか、最後にそれだけお聞きします。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　森林環境譲与税ということですが、この譲与税については、間伐の実施ですとか、人材育成、担い手の確保、それから木材利用の促進、森林教育などの普及啓発、こういったものに充当するということになっております。ただ、この国の譲与税の他に、県で現在、森林環境税を交付していますので、その辺のすみ分けを今後していく必要があります。

町としては、この環境税の趣旨に沿いまして、豊富にある町の森林、そういったものを経済の活性化、それから環境、景観形成、災害の防止、そういった多面的機能を発揮するように進めていきたいと考えております。有効に活用していきたいと考えております。

○議長　終わりです、最後の一言。質問じゃなくて、区切りつけてください。

2 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　森林に関しては、環境対策を図りながら地域の産業振興に努めて、積極的な取り組みをしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長　お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時53分)

令和3年第3回西会津町議会定例会会議録

令和3年3月9日（火）

開 議 10時00分
延 会 16時45分

出席議員

1 番	荒 海 正 人	5 番	猪 俣 常 三	9 番	多 賀 剛
2 番	上 野 恵美子	6 番	三 留 正 義	10 番	青 木 照 夫
3 番	小 林 雅 弘	7 番	小 柴 敬	11 番	清 野 佐 一
4 番	秦 貞 継	8 番	伊 藤 一 男	12 番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和3年第3回議会定例会議事日程（第5号）

令和3年3月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 荒海 正人 | 2. 秦 貞継 | 3. 伊藤 一男 |
| 4. 猪俣 常三 | 5. 小柴 敬 | 6. 多賀 剛 |
| 7. 青木 照夫 | 8. 武藤 道廣 | |

○議長 おはようございます。

令和3年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

1番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、おはようございます。

本日は通告に基づきまして、二つのテーマについてお尋ねしたいと思います。

まずはじめに、西会津町デジタル戦略についてお尋ねいたします。今議会におきましても全員協議会で説明がありました。また昨年の9月議会におきましても一般質問で取り上げさせていただきましたが、改めてデジタル戦略について質問させていただきます。

昨今の新型コロナの影響によりまして、現在、極めて急速に社会のデジタル化が進んでいます。国、県、周辺市町村でもデジタル化に向けた動きが加速をしているところでございます。本町におきましても新型コロナ対応に加え、人口減少など社会課題が顕著化する中、デジタル技術の活用によって、これまで以上に町民一人一人に寄り添った政策立案が求められております。本日は西会津町デジタル戦略策定によって期待されています町政の変化、そして今後の展望についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目、西会津町デジタル戦略策定の趣旨及び位置付けについて。

国におきましてもデジタル庁などの方向性が示されてきている中で、国の動向や本町のデジタル戦略との整合性について、どのように図られていくのか。

また、本町のデジタル戦略における基本理念やビジョンはどのようなものになるのか。

また、長期的な視点において目指すべき今後の展望について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

2点目、デジタル戦略における令和3年度の取り組みについてお尋ねします。

まずデジタル戦略における推進体制はどのように考えているのか。

また、具体的な事業について、どのようなものがあるのかお示しいただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊事業についてお尋ねします。地域おこし協力隊事業は総務省の事業として、平成21年度から始まった国の事業でもあります。西会津町では平成25年度6月より導入され、現在では17名の方が町内を拠点に活動されています。町内に新しい価値観を導く外部人材として地域おこし協力隊の役割は大きいと考えます。本日はこれまで何度も議論つくされてきたものではありませんが、改めて地域おこし協力隊事業における町の認識と、そして令和元年6月より新しく採用されました起業型の地域おこし協力隊についてお尋ねしたいと思います。

まず1点目、地域おこし協力隊事業における性質について。

総務省の事業であります地域おこし協力隊の狙いについて、町の見解をお尋ねします。

また、現在、西会津町で活動する協力隊には二つの種類があります。行政課題解決型と

起業型の二つでございます。その違いと狙いについても町の見解をお伺いします。

そして2点目、起業型の地域おこし協力隊についてお尋ねします。

地域おこし協力隊の起業支援については、どのように行っているのか。

また、今後協力隊の活動拠点の一つになる野沢原町にあります旧野口燃料跡地、こちらを活用したコワーキング施設、この活用方法についてお尋ねします。

以上、西会津町デジタル戦略、地域おこし協力隊事業についてお尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1番、荒海議員の西会津町デジタル戦略策定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、西会津町デジタル戦略策定の趣旨についてであります。町では、人口減少、少子高齢化の進行、これらに起因する様々な諸課題を抱えており、加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、本町のケーブルテレビ情報通信基盤などの優位性を生かし、町民の皆さんの快適で便利な暮らしづくりをはじめ、地域経済の活性化、雇用の創出、農林業の生産性・所得の向上、担い手の育成、移住促進、さらに、教育、保健、医療、福祉分野などでのデジタル技術の活用による、町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち～ずーっと、西会津～」の実現に向けて、今年度、デジタル戦略を策定することといたしました。

日々進化するデジタル技術を戦略的に、有効に活用し、地域課題の解決や、行政サービスの向上、さらに移住定住の促進等を図るため、本戦略を基に、産業をはじめ、暮らし、行政などあらゆる分野においてデジタル変革に取り組み、持続可能な町、サステナブルタウンを目指し、まちづくりを進めてまいる考えであります。

次に、戦略の位置付けであります。西会津町総合計画（第4次）の町の将来像の実現をデジタル技術等で下支えする戦略、及び施策の展開方向と取り組みを定めるものであり、官民データ活用推進基本法に基づく、官民データ活用推進計画を兼ねるものとして策定したところであります。

次に、戦略策定にあたっての国の動向等との整合についてお答えをいたします。本戦略の策定にあたっては、昨年12月25日に閣議決定された、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁設置の考え方など、政府の方針を示すデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、さらに、総務省が同日に策定・公表した自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画を踏まえ、策定作業を進め、整合を図ったところであります。

次に、戦略における基本理念、ビジョン、長期的な視点における今後の展望についてお答えをいたします。本戦略は、西会津町総合計画（第4次）に掲げる町の将来像を基本理念とし、誰もが働いたり、移動したり、自分らしく、いきいき健やかに安心して暮らせる、そして、夢に向かって挑戦することができる、ずーっと住み続けたい町の実現を目指してまいります。

ビジョンにつきましては、

一つには、地域産業の振興、新産業・サービス創出、地域の活性化でみんなが元気な町。

二つ目に、移住希望者等が夢に挑戦できる町。

三つ目に、健康で安心して暮らせる、安全で災害に強い町。

四つ目に、デジタル人材を育む町。

五つ目に、質の高い行政サービス・情報を受けられる町。

六つ目に、情報通信利用環境が優れている町。

の六つを掲げ、このビジョンに向かって、しごと、招致・もてなし、くらし、学び、行政、対話・コミュニケーションの六つを具体的な施策や取り組みとして、デジタル技術を活用し、仕組みそのものなどを変え、新しい価値を生み出し、課題を解決していく、デジタル変革を推進してまいります。

具体的な実施にあたっては、主役は町民、町民参加、情報の共有、協働、男女共同参画の五つを基本方針に、思いやり、共創・共治、イノベーションの三つを基本姿勢に、町民本位のデジタル変革を推進してまいります。

次に、令和3年度の取り組みについてお答えいたします。まず、戦略の推進体制についてであります。令和3年4月から、新たに、最高デジタル責任者(CDO)を設置するとともに、企画情報課内にデジタル戦略室を組織し、さらに、西会津町デジタル戦略推進本部の設置により、町のデジタル施策及びデジタル技術を活用した業務改革を総合的かつ効果的に推進してまいります。

次に、戦略における具体的な事業内容についてお答えいたします。

令和3年度に予定しております事業につきましては、企業移転等受け入れに向けた西会津町視察事業のほか、人工知能(AI)を活用したデマンドバス交通システム導入に向けた検討、集落に出向いてのデジタル教室の開催、押印業務等の見直し、業務の効率化・迅速化に向け職員同士の情報連携を円滑にするためのチャットアプリの導入、複業人材の登用による政策立案・事業の推進、ケーブルテレビインターネット上位回線の増速化、町民参加型合意形成プラットフォーム、具体的には町民と行政をつなぐインターネット上の場の検討・構築などを進めてまいります。

今後は、本戦略に基づき、国が示す自治体情報システム標準化・共通化のスケジュールを踏まえ、国の動向を注視し、補助制度の活用による財源の確保、費用対効果、取り組みの相互連携を図り、実施可能なものから順次取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 1番、荒海正人議員の地域おこし協力隊事業についてのご質問にお答えします。

はじめに、1点目の地域おこし協力隊事業の性質についてですが、地域おこし協力隊は、都市部から過疎地域等へ住民票を異動し、生活拠点を移した者を地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みであります。

地域おこし協力隊制度は、国としても地方の活性化を図る取り組みとして重点的に推進しており、自治体の協力隊事業に必要な経費につきましては、隊員の人件費や活動費、隊

員の募集に係る費用まで、全て国からの特別地方交付税でまかなっております。

町といたしましては、この協力隊制度を積極的に活用し、隊員個々の持つ新たな視点や発想、情報発信力などの能力を生かしたプロジェクトに取り組むことにより、地域課題解決と地域活性化、並びに関係人口・定住人口の増加を図っていく考えであります。

行政課題解決型と起業型の違いにつきましては、行政課題解決型の隊員は、町が抱える様々な社会課題に対して、町外からの人材を隊員として登用し、その能力や行動力を発揮して課題解決のプロジェクトに取り組んでもらうものであります。

起業型の隊員は、本町での多様な働き方や暮らし方を提案し、移住の促進と地域活性化を図るワークインレジデンスを実践するため、起業に特化した隊員を登用し、本町の暮らしや文化、自然条件等を基盤としたビジネスの創出などに取り組むものであります。

次に、2点目の起業型地域おこし協力隊についてですが、起業に向けての支援につきましては、各隊員と個別に定期的なヒアリングを実施し、起業に向けたロードマップの整理や、創業支援事業を通じた起業スキルの向上などの支援を行っていく考えであります。

また、隊員個々の活動に必要な研修の受講や、専門家の助言等につきましても、隊員一人一人の考えや要望を聞き取り、きめ細かな支援を行ってまいります。

次に、旧野口燃料跡地の活用についてですが、本年度の事業でまちなか再生拠点施設として施設の1階部分の改修を実施したところであり、令和3年度の事業で2階部分の改修を計画しております。

施設の利用開始は、本年4月からを見込んでおり、当面の間は試験運用期間を設けて、町民の皆さまが施設を体験利用できるものとし、様々なご意見をいただきながら、地域と一体となった運営体制の構築に向けて努めてまいります。

また、この施設は、起業型地域おこし協力隊の活動拠点としても活用してまいる考えであり、具体的には、個々の隊員が起業する事業のサテライト工房としての利用や、その活動を町民の皆さんが見たり体験し、隊員と町民、あるいは町民同士が気軽に交流できるスペースとしての利用を目指し、野沢中心街に賑わいを創出し、地域の活性化を図っていく考えであります。

町といたしましては、このように地域おこし協力隊事業を多面的かつ積極的に活用し、町内の人材との融合を図りながら、新たな視点やこれまでにない発想を取り入れることにより、何かが起きそうな町、活気がある町を目指して今後とも取り組んでまいる考えであります。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 ご答弁ありがとうございます。順次再質問させていただきます。

まず、デジタル戦略のほうから再質問させていただきたいと思います。まず、このデジタル戦略というものについて整理させていただきますと、全員協議会の中でも企画情報課長からご説明いただきましたが、これまでのIT化だったり、ICT化とは別なものであると。要は既存の業務や価値観を前提としない新たな視点、発想などをもとにして、新たな価値創造を行っていくものだというふうに説明がありました。

これがいわゆる社会変革につながっていくと。この社会変革が、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナに対する社会変革につながるんだというふうに認識しています。ただ、こ

の社会変革って、やれコロナだ、やれデジタル化が進む社会になってきたといえども、意思がないと、この社会変革って起きていかないと思うんですね。意思というのは、間違いなくトップのリーダーシップであるというふうに私は認識しています。

そこで、まず最初に町長にお伺いしたいと思います。このデジタル戦略を推進していくにあたって、このリーダーシップ、どのように考えていらっしゃるのか、お示しいただければと思います。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　ただいまのリーダーシップについてのおたかしでございますけれども、まさに議員ご指摘のとおり、いわゆるこれらの戦力を推進するためには、いわゆるリーダーシップが重要であるということの認識は、同じ認識を私は持っております。先ほども答弁で申し上げましたけれども、町はデジタル戦略を策定をいたしました。要は、この戦略をどうこれから実行に移すか、これが課題になるわけでありまして、これまでのいろんな慣例、ルール、基準等、こういうものの、いわゆる保守的なといいますか、そういう要素をこれから変えていかなければいけないわけでありまして。そういう意味では、やっぱり強い、そこにリーダーシップは私は必要だというふうに考えております。

従って、これまでの常識を一回ゼロにして、新たな考え方に立っていかないといけないのかなというふうに思っておりますし、このデジタル戦略の変革に最も必要なことは、これからの作業として、いわゆる私をはじめとした、いわゆる職員全員の意識改革、これが必要だというふうに思っております。

従って、私を先頭にして全庁あげて、このデジタル変革の推進を実行に移してまいりたいなというふうに思っておりますので、なかなか新しい戦略でございますので、課題はいろいろありますけれども、とにかく実行に移してまいります。そのためには私のリーダーシップをしっかりと発揮してまいりたいと考えております。

○議長　1番、荒海正人君。

○荒海正人　力強いお言葉いただきました。ぜひ町長を起点に進めていただきたいなというふうに思います。

今、町長のご答弁の中にもありました実際に事業を通じて、このデジタル戦略というのが理念として広がっていくというふうに考えておりますが、その実効性をより高めていく必要があると思うんです。最初の段階は、一番最初の段階は、先ほどご答弁いただきましたか、最高デジタル責任者、CDOだったり、あとはデジタル戦略室というものが、まずは核となって、庁舎内で核となって、各課、各事業に寄り添いながらこのデジタル変革というものが行われていくのだというふうに思っているんですけれども、このCDOだったり、デジタル戦略室というものを考えるにあたって、ほかの事例では、首長の直轄するプロジェクトチームだったり、あとは副町長レベルの位置付けにされていることが多いんです。

本町の場合は、企画情報課内にあるということで、今後、将来的によりこのCDOだったり、デジタル戦略室が核となる体制づくりにおいては、より単独な課にするとか、あとは単独な位置付けにするということも考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺り、どのように考えられているんでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、このデジタル戦略を実行に移すためには、いわゆる最高デジタル責任者、ＣＤＯの設置といえますか、それと企画情報課内にその推進戦略室をつくる予定で今検討しておりますけれども。さらにこれを実行性のあるものにするためには、私を本部長とする西会津町デジタル戦略推進本部、これを設置をして各課等の連携強化を図りながら、実行に向けて総合的に推進してまいりたいというふうに思っております。

このデジタル戦略は町の私は将来を左右する大きなプロジェクトになるなど、そういう思いを持っておりますので、このデジタル戦略をさらにといいますか、これを実行に移すための全力をあげて取り組んでまいりたいなど、そんなふうに考えております。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 続いて課長のほうにも、企画情報課長にも伺いたいんですけども、今後、まずはＣＤＯだったり、デジタル戦略室がトップダウンで各課、各事業に寄り添って進めていくということだったと思うんですけども、将来的には、やはり先ほど町長が言われたとおりに、町長はじめ職員の皆さん一人一人がこのデジタル戦略に寄り添った人材になっていくということが、このデジタル戦略の本質だろうというふうに思うんです。

そのデジタル人材を今後つくっていくというか、デジタル人材に適応した町役場、庁舎にしていくにあたって、どのように今後そのデジタル、人材育成ですか、人材育成について考えられているのかお示しいただければと思います。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず人材育成という部分に対してのご質問でございますが、先ほども町長がご答弁申し上げましたように、昨年 12 月 25 日に策定されました総務省の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画におきましては、やはり人材の、デジタル人材の確保育成に関して、大変やはり ICT の知見を持った上で、自治体の現場に実務に則して技術の導入や判断とか、助言ができる人材を確保することが重要だとされております。それに伴いまして、やはり人材の、職員の人材育成も課題となっているということで、まとめられるということでございます。

従いまして、デジタル戦略の中でも記載はしておりますが、職員のやはり能力向上というのが一番重要だと考えております。事務事業業務のデジタル変革に必要なスキル、このほか戦略的、効果的な情報発信の必要性などを踏まえながら、ＣＤＯをもとに人材育成と能力の向上を図っていきたいと考えております。

ただしその部分につきましては、すぐにできるものではございませんので、専門的な知識を持ちますデジタル人材について、民間企業とかそういう方々から副業関係で働いていただくというような形を登用しまして、その人たちのお力も借りながら、人材の確保育成を図っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 人材育成については、本当にこの事業、事業というかこの考え方を浸透していく上で一番肝心な場所だと思うんです。この人がいなければ理念も広がらないし、こ

れまでいわれてきたようなカリスマ的な人が1人いても、理念の浸透というのは広がらないと思いますので、一人一人に合った、一人一人がそのデジタル人材として活躍できるような環境づくりについて進めていっていただきたいなというふうに思っております。

併せて、全員協議会資料の中でも示されているものなんですけれども、今後、進行管理及び評価という部分で、OODA サイクルというものが今後考え方として、事業の考え方、あるいは進め方において取り入れられていくということで、簡単にお話しますと、事業を立てる、事業を進めていくにあたって、情報を集める、そして分析し理解する。そして判断し、実行するというようなサイクルを回転していくと。これによってスピード性とあと柔軟性に対応するというような考え方だと思うんですけれども。こういったサイクルを回しながら、実際に走りながら考える。これもまた人材育成の部分ではかなり重要な部分だなというふうに思っています。

ただ、この OODA サイクルを回していくにあたって、よりスピード、高速回転をしないといけないという上で、現場に近いところで判断していく必要がこれから出てくるんじゃないかなと思っているんですね。現場に近いところで判断するとなると、おそらく今までの決裁の形だったり、事業の進め方の形というのも少しずつ変わっていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺り、今後の展望としてどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えします。

OODA サイクルの関連についてでございますが、この OODA サイクルという部分につきましては、やはり情報通信分野では大変、次の日には技術が変わっているというようなことで、大変変化のスピードが早くて、大変ちょっと予見できないというような部分が多いと考えております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大のような部分の想定外の事態にも対応できるシステムということで、有効な手法として各企業等でも導入されているというような考えでございます。

議員がご指摘のとおり、やはりスピード感を持って、柔軟性を持った判断を行いながら、多角的な検討と柔軟な発想、臨機応変の実行性を重視するこのサイクルを取り入れまして、現状分析をしながら改善を続けていきたいと考えております。

従いまして、現場の部分についてどういう形で、その決裁手段を今までの紙媒体から変えていくという部分については、今後十分に検討しながら、素早く対応できるような形で進めていきたいと考えておりますので、この部分につきましてはデジタル戦略推進本部の中で十分に検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 まさに行政改革にもつながるような文脈だと思います。これについても、やはり町長のリーダーシップだったり、本当にこの戦略を進めていくんだという気持ちがたぶん表れる場所だと思いますので、検討していただきたいなというふうに思います。

各個別の事業に関しては、全部で 42 分類ぐらいあるんですよね、かなり細かく、かなりボリュームもあることなので、この各事業については別な機会をもって質問させていただ

きたいなというふうに思うんですけれども、一つだけ質問させていただければなと思うんですけれども、一番最後に広域連携について書いてあります。ここでは令和2年度から先行事業としてやられているものにもなるんですけれども、この広域連携というのも結構このデジタル戦略を進めるにあたって鍵になるポイントかなというふうに思っています。

というのも、やはりこのデジタル戦略を進めていくにあたって大事なものは、情報をどれだけ集められるかというのにもかかってくると思うんですね。西会津は人口も少ないし、それなりの規模でしかないし、だからデータが集めにくいということがある中で、その他市町村とのだったり、県や国との連携というのは極めて大きいものだというふうに考えています。令和2年度から進められているものにあたって、今後、今後というか現在どのようなつながり方、理念の共有だったり、全ての市町村を包括するような組織が立ち上がるのかなどといった話があればお示しいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

広域連携についてのご質問にお答えしたいと思います。今現在、福島県会津地方振興局管内の13市町村で構成しております会津地域課題解決連携推進会というものがございます。こちらの構成は首長が委員となる会議がございまして、その中に会津地方デジタル変革プロジェクトというものがございます。こちらのほうは市町村、国、県、民間等の関係機関が連携いたしまして、デジタル技術を活用して市町村の業務改革を推進し、住民サービスの向上を図ることを目的としているということでございます。

こちらのほう、令和2年度から事業が進められておりまして、令和2年度につきましては、その13市町村、構成市町村の職員の意識の醸成の研修会、加えまして会津若松市を除く12市町村の業務量調査を実施したということでございます。

現在、検討組織や理念と、いわゆる令和3年度の取り組みについては、現在その会議の中で検討されているということで、会津地域のデジタル技術、広域連携によりまして、いわゆる先進的なデジタル技術、デジタル化が進むような形で県が中心となって進めているというようなことでございます。

また、その令和2年度に取り組みました業務量調査におきまして、その分析結果をもとに各市町村で広域的に取り組めるようなシステムの開発とか、そういう部分も併せて費用対効果もございますので、その辺は十分に検討していきたいということで、今現在、進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 この広域での連携は本当にこのデジタル戦略を進めるにあたってエネルギーになる場所だと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思いますし、あと何より、このデジタル戦略、いろんなところで話、始まったと、話が出始まったといえども、本格的に進めているところというと、数がかなり限られてきます。会津管内でもデジタル戦略策定されているところ、スーパーシティの文脈でやられているところもありますけれども、実際走っている、走り始めたところとはかなり少ないところですので、ぜひ西会津町からほかの市町村を引っ張る、そういった動きというの、ぜひつくってい

ただきたいなというふうに思います。

町長おっしゃられていましたが、西会津をこのデジタル戦略において変えていくというような話をしていましたけれども、西会津だけじゃなくて、会津全体、福島県も、国全体も底上げできるような動きになればいいなと、それが総じて西会津が豊かになるというような文脈につながればよりいいのではないかなというふうに思っております。

デジタル戦略については以上です。

次に地域おこし協力隊について再質問させていただきます。

先ほど商工観光課長からご答弁いただきましたが、そもそもこの事業は国の事業でもあるということで、私の認識では、国が地方に投資している事業だというふうに認識しています。投資なのでリスクもあるんですけども、そのリスク、特に財政的なリスクは大方国が持っている、そのメリットについては地方が受けることができる。起業だったり、関係人口だったり、そういったメリットは地方が受けられるというような事業設計になっているのかなというふうに思っています。

ということは、協力隊として採用する人が地域に、地域を損なうような、そういった人材でなければ、より地域のメリットが大きくなっていくんだろなというふうに思っているんです。なので、西会津町が現在福島県の中で一番協力隊を採用されているということで、福島県の中で一番その部分を愚直にやられているんだなというふうに思っているところです。

再度質問させていただきますけれども、ただ、この事業においては、人材を受け入れる事業ですので、その地域が求めるものと協力隊が地域に入ってきて行いたい自己実現のところ、ここでハレーションが起きやすいというふうに考えられます。そこで、その地域おこし協力隊とのコミュニケーション、事業中でのコミュニケーションを、先ほどご答弁いただきましたけれども、その職員だったり、協力隊との考え方などのコミュニケーションについてどのぐらいやられているのか、具体的に情報があればお示しいただければと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 隊員とのコミュニケーションについてであります。まず個別の隊員と担当課の担当職員との、一人一人のヒアリングを行っております。これによりまして、隊員の進度のイメージ、あるいは隊員個人個人が抱える悩みの共有等を行っているところでございます。

併せまして、隊員全体による月例のミーティングを実施いたしまして、隊員同士、あるいは隊員と町との情報交換も進め、なおかつ随時隊員からの相談にも応じているところでございます。

個別のヒアリング、定期的なミーティング含めて月1回程度のペースで行っているわけですが、ケースによっては週に数日、個別の隊員とヒアリングを行っていくというようなケースもあるということで、緊密な情報の共有、悩みの共有、進路の相談等への助言というようなことでコミュニケーションを図っているところでございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 その対応は商工観光課のみならず、地域おこし協力隊が配置されている各課

でも同様なことが行われているという認識でよろしいですね。分かりました。

協力隊の日ごろの活動業務もそうだと思うんですけども、将来のところについても、やはり不安というのはかなり大きいと思っています。中には起業する方もいらっしゃる中で、その不安というのは大きいものになってくる中で、卒業後、隊員、協力隊として任期が終わった後の将来についての対応、対応というか、将来についてもどのような対応というか、コミュニケーションされているのかも併せてお示しいただければと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 隊員の進路についてであります。隊員の3年後の起業であり、3年後の独立に向けての、定住に向けてのサポートにつきましては、最初の答弁でお答えしたとおりでございますけれども、加えて、町としてはやはり隊員、それと隊員の活動と地域との橋渡しというものが、町としての役割だというふうに認識をしております。これにつきましては、地域の住民の皆さん、あるいは地域の団体、あるいはその地域の事業者、こういった方々との橋渡しをし、地域との融合を図りながら隊員の活動が将来的に生かされてくるのかなというふうに認識しているところでございます。

現在のところ、起業までのサポートというのは、創業支援事業も含めたサポートを行っているわけでありまして、起業後のサポートについては、現在町としては具体的な事業、制度を持つてはおりません。これにつきましては、令和3年度において、これら卒業後のサポートについても検討してまいりたいと考えておりますし、当然、隊員の定住の促進につきましては、起業後のサポートが重要であるというふうに認識はしております。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 その起業の部分で、やはりこれまで不安要素があった、3年目になると週休3日になって、より起業に向けて自分の事業を立ち上げる人は、自分の事業を立ち上げる状況に向かって取り組める状況を整えてあったわけですが、やはりその不安というのは払拭しきれないということで、それで起業型の地域おこし協力隊を導入するという経緯にもつながっているんじゃないかなというふうに思っています。

この起業型の協力隊についても再度質問させていただきますけれども、いわゆるソーシャルビジネスですね、地域で起業する形も、これまでとは少しずつ変わってきているというのが近年いわれてきているところで、これまでは、いわゆる付加価値型といわれるビジネスモデルで、例えば100円で物を仕入れて300円で売ると、その間の200円が付加価値となって利益になるというものだった、というものがこれまでのビジネスモデルだったわけですが、これが最近、地方で盛り上がってきている起業の形というのが、今までとは何か、今までにはなかった価値を提供できるもの、それに対して投資を呼び込むと。その投資がイコール利益になるということにつながりはじめてきたんですよ。これって本当に近年あがって、近年いわれてくるようになった考え方出会って、起業支援の中でこういった新しい考え方に対する対応というか、理念を教えたりとか、ビジネスモデルをそれに沿った形で立ち上げるというような指導も含めて支援されているのか、これ確認ですが、お示しいただければと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 あくまで協力隊の範囲で答えさせていただきますけれども、当然その起

業、経営として考えれば、一定の利益の追求は必要だろうというふうに認識はしております。ただ、地域おこし協力隊事業の枠組の中では、やはりその地域おこしとの関連性、これは外せないものがあるかなというふうに考えておりますし、利益を追求するビジネスモデルがどこまでこの制度の中で認められるかというような部分につきましては、県や国と確認をしていく必要があるかなというふうに現段階では考えております。

しかしながら、地域の中には継業、今、失われた商売と申しますか、お店がいくつかあったりして、それらについての継業を求める声等も多く聞かれるところでありますので、それらも含めながら、今後のビジネスの立ち上げについての支援については検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 今ご答弁いただいた中で、地域との関連性は大事だなと思うんです。その地域につながりをもった事業だったり、地域にこれから関わっていく事業をつくるのは、その起業型でこられた方にとっては、一つ前提としてあるのかなというふうに思っているんですけど、その地域との関連性をつくるにあたって結構大事だなと思うのが、これまで起業型でコーディネーターという形で外部人材を入れて起業指導にも直接あたってきた形が取られてきたかと思うんですけど、併せて地域側のニュアンスというか、地域側の状況をプレーヤーの方、その協力隊の方たちにも伝える必要があるというふうに思うんですね。

これまでは、今年度まではそこを一般社団法人のほうに委託して、その一般社団法人も起業して事業をやられているわけで、そういった目線でサポートがあったと思うんですけども、来年度からはちょっと形が変わって、その起業型も商工観光課の中に組み込まれるという中で、地域側の起業に対してのサポート、伴走するということについては、どのようにお考えになられているのでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 地域側のサポートについてでありますけれども、先ほども少し再質問のご答弁の中で触れさせていただきましたが、協力隊の活動を地域の活性化につなげていくには、地域の住民の皆さんであったり、地域の団体、具体的には商工業団体であったり、農業団体であったり、あるいは地域の事業者、農業者、商工業者とのつながりを深めていくことが大切であるというふうに考えておりますし、これにつきましては、町とそれら関係業界とのネットワークを活用した協力隊との融合というものについてサポートしてまいりたいと考えてございます。

現在、その隊員の起業の段階といたしましては、個人事業主という形での起業が多いかなというふうに認識しておりますし、これにつきましては、現在行っている町の創業支援の事業、あるいは県の創業アドバイザーを町で委嘱しておりますので、その専門家による支援。あるいは起業後のサポートにつきましては、先ほど申し上げましたように令和3年度の中で検討してまいりたいという考えであります。

現在のところはこういった支援を充実させていきたいというふうに考えておりますが、さらにそれが、事業が中小企業等のレベルに上がっていく段階であれば、さらにそれ以上の専門家やマネージャーの招致も必要であるでしょうし、これにつきましては、国や県のしかるべき制度がございますので、こういったものも活用を検討してまいりたいなと考え

ております。

議員から、その一般社団法人によるサポートの事例がございましたけれども、それについての評価は様々あるという程度の答弁にとどめさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 起業については結構本当にシビアだし、あと地域性をどれだけ伝えられるかというのも結構絶妙な部分があります。一つ事例としてご紹介したいのが、数年前に視察に行った岡山県の西栗倉村というところなんですけど、そこでは2千人規模の村なんですけど、林業の村なんですけども、そこでは毎年10から15の新しい起業が行われていると、地域おこし協力隊も含めて行われていると。そこを伴走しているのが地域のそういう起業を支援する場所でも伴走しているんですけども、その主な伴走者として、職員が、村職員があたっていると。毎年目標数値が与えられていて、視察に行ったときは、今年は12の起業があったと。それに、その12の起業を1年で全ての総売上を21億まで上げる経営指導をしなきゃいけないんだというふうに言っていたんですね。

なので、ここから何を気付くかということ、やっぱり一番コミュニケーションを取っている人が経営指導をしてあげればあげられるほど、その実りある事業に反映できるかなというふうに思っています。なので、できれば職員の方も、今後勉強だったり、経験を積んでいただいて、そういった経営指導も含めてやっていただけるのが一番理想かなというふうに思っています。なので、そこに対しての答弁を求めるわけではございませんが、今後の展望としてそういった形になればいいなというふうに考えております。

最後に、野沢の原町、野沢原町にありますコワーキングスペース、旧野口燃料を活用したコワーキングスペースについて、最後、再質問させていただきますが、先ほど話あがってました地域との関連性の部分で、かなり大きな役割を果たす場所なのかなというふうに考えています。要はこれから事業を立ち上げるあたって、その西会津感を汲み取るそういったヒントを得られる場所かなというふうに思っているんです。

そのためには、やっぱり場所をつくただけじゃなくて、そこに人が行き来するような環境だったり、コミュニティというものをつくっていかねばいけないと考えるんですけども、そういったコミュニティづくりというのは、今後どのような形で進めて行かれるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 野沢地区の旧野口燃料の施設を活用した、まちなか再生拠点施設の運営、これを通じまして地域おこし協力隊員と地域とのコミュニティをつくってまいりたいというふうに考えてございます。1回目の答弁の中で申し上げましたとおり、試験運用期間の中でそうした交流の機会を多くもって、このコミュニティの形成の足がかりとしてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

具体的には、地域の住民の皆さん、あるいは地域の団体の皆さん、そして協力隊とともに施設を活用した小規模なイベントなどを数多くやっていきながら、地域の住民の皆さんの参加をいただきながら、コミュニティづくりを進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 この場所の運営の主体性というんですかね、その主体となるのは協力隊が行っていくのか、町で担っていくのか、その辺り、最後確認させていただきたいんですけれども。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 当面、まちなか再生拠点施設の管理につきましては町が行っていく考え方でございます。

しかしながら、この施設につきましては、いわゆる公共サービスを提供する公共施設というふうには位置付けておりませんで、地域の皆さんが主体的に運営していただける施設というような形で位置付けたいなというふうに考えておりますので、今後その地域の住民の皆さま、あるいは町、そして協力隊との交流の中で、有効な運営方法については検討を重ねてまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長 1 番、荒海正人君。

○荒海正人 ぜひ協力隊と、そして町の考えと、そして地域の人たちの思いというのがこの施設に乗かって、そこから新しい化学反応が生まれればいいなというふうに期待しておりますので、引き続きよろしくお願いします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 議場の皆さん、こんにちは。4 番、秦貞継です。

本日は事前の通告に従い、順次質問いたします。

最初の質問は、町民バスについてであります。本町は高齢化率も高く、町民の移動手段の確保は大変重要と考えます。次の点について町側の見解を伺います。

一つ目として、町民バスの運行上の問題点や改善点は。

二つ目として、今後の町民バスの維持管理の課題は。

三つ目として、さらに利用しやすい町民バスを目指すため、どのような対策を講じる考えか、であります。

次の質問は雪問題であります。今冬は積雪も多く、積雪による交通への影響も大きかったと思われます。町内での雪による問題について町の見解を伺います。

一つ目として、冬場における交通の安全確保についての課題や反省はあるか。

二つ目として、町民生活の負担とならない冬場の道路の維持管理に対する町の考えは。

三つ目として、融雪設備に対する町の見解は、であります。

町側の明快な答弁を求めます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 4 番、秦貞継議員のご質問のうち、町民バスについてのご質問にお答えいたします。

町では、以前よりデマンドバス及びまちなか循環線、野沢坂下線の定時定路線を運行してきており、平成 30 年 10 月には極入徳沢線、高目線、黒沢線の定時定路線運行を開始するなど、移動需要に応じ、また評価検証を重ねながら運行してまいりました。

さらに、今年度は全町民を対象としたアンケートを実施し、ご意見等を踏まえ運行の見

直しを進めているところであります。

ご質問の運行上の問題点や改善点につきましては、コロナ禍による移動需要の減少及び人口減少の影響を大きく受け、アンケート調査の結果と併せて利用状況等の評価を行うことが難しい状況ではありますが、現行のきめ細かな運行が多くの町民の皆さまから好評をいただいているところでありますので、今後もこれまでどおり、評価検証を重ね改善を図りながら、さらなる利便性の向上に努めてまいりますのでご理解願います。

次に、今後の町民バスの維持・管理の課題についてのご質問にお答えいたします。現行の系統を維持するため、乗務員 12 名、事務員 4 名の体制としており、このうち乗務員の確保については年々難しくなっております。また運行及び安全管理上、車両 13 台に係る修繕費等の物件費においては、老朽化等に伴い年々増加傾向であります。

このような状況下ではありますが、さらなる利便性の向上を念頭に、維持・管理すべき内容を取捨選択し運行の効率化を図ることが課題であると考えております。

次に、利用しやすい町民バスの今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

町民バスは、今後も交通弱者等に対する移動・交通手段の確保は益々重要となることから、今後も着実な地域公共交通の体系整備を推進していくことが必要であると考えておりますので、先般、実施したアンケート調査の結果を踏まえながら、デジタル戦略に基づき改善効果が見込まれる予約方法等をはじめとして、さらに利用しやすい町民バス運行に向けた検討を進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 4 番、秦貞継議員のご質問のうち、雪問題についてお答えいたします。

はじめに、本町は特別豪雪地帯に指定されており、雪対策は、町民の皆さんの冬期間における日常生活や経済活動を行ううえで、最重要課題の一つであると認識しております。本年度においては 12 月 14 日に雪害対策本部を設置し、本年 2 月 4 日には豪雪対策本部に切り換え、雪対策の強化を図ったところであります。

ご質問の 1 点目、冬場における交通の安全確保につきましては、路面の凍結による事故防止のため融雪剤の散布や路面整正など、円滑な交通の確保に努めております。また、今冬は、昨年暖冬から一転して大雪となったことから、道路パトロールなどにより危険箇所などを把握し、迅速かつ適切な雪処理を行ってまいりました。

課題などにつきましては、現在も除雪期間中でありまことから、除雪事業終了後に情報収集し、来季の除雪事業計画において是正すべき点について検討し改善を図ってまいります。

次に、町民生活の負担とならない道路の維持管理についてであります。町の除雪事業計画では、路上の積雪深が 15 センチメートルを超えると見込まれる場合に出動し、通勤通学の時間までに完了することを目標に、早い時は日付が変わった未明から出動し、除雪作業を実施しております。また、早朝除雪終了後、日中の降雪に対しては、夕方の退勤や、児童生徒の下校に間に合うよう午後にも除雪作業を実施してまいりました。さらに今年度は、直営オペレーターを増員し、グレーダー除雪機を導入したことにより、除雪事業の合理化や効率化を図りました。

今後の課題としては、明け方近くから雪が降り始めた場合や、重く湿った雪が降り積も

った場合など、除雪作業が計画どおり進まない事例もあることから、除雪車の作業状況をリアルタイムで確認できるGPS除雪管理システムの導入を検討するなど、除雪事業計画のさらなる改善と強化に努めてまいります。

次に、融雪設備に対する町の見解についてのご質問ですが、町では、地域の実情に応じ、機械除雪や融雪施設により、除排雪などを行っております。町内における融雪施設の多くは、国県道に整備されておりますことから、今後とも福島県喜多方建設事務所と緊密な連携のもと、既設の融雪施設の適切な維持管理に努めてまいります。

町といたしましては、町民の皆さんの冬期間における安全、安心の確保と、快適な生活を送っていただくため、引き続き万全な体制で雪対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 質問のほうは先に町民バスのほうだったんですけれども、先に雪問題についてお伺いしたいと思います。

なお、この質問に関しては、雪によって町民バスの運転手さんが非常に危険な思いをしたとか、運転手が危険な目にあったというような話を聞きましたことから、町民税務課さんと建設水道課さんに質問が交互にいくかもしれませんが、柔軟な答弁をよろしく願いいたします。

まず、本当に去年、一昨年は非常に雪が少なく、雪、降らないのかなと思ったら、今年どかんと雪が降って、すごく大変な冬だったと思います。まだちょっと気は抜けませんが、その雪、私も寝てるときに除雪の音が、ゴゴゴゴと聞こえて、夜中でも起きて除雪してもらっている本当オペレーターさんには、本当に感謝したいと思いますし、その人たちのおかげで我々が通勤したり、病院に行ったり、要は交通が確保されることに関しては本当に感謝したいと思います。

あと、今回の質問にあたりまして、町民バスの運転手さんなんかのお話も聞きに行っただけなんですけども、バスの運転手さんも、昔に比べると本当に除雪よくやってくれているよと言っていましたので、ここだけはちゃんと言っておかなきゃいけないかと思いましたので、お伝えしておきます。

ただ、やっぱり人がやることですし、自然が相手のことですから、なかなか完璧には交通網の安全確保ができなかったというのが実情でございました。何点か町民の皆さんからも意見があがりましたので、一般質問させていただくことになりましたが、まず大雪によって交通安全、交通の維持に関して支障が出るようなことはなかったかどうか、町でもし把握しているものがあればお示してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 支障が出たようなことはなかったかというようなご質問でございしますが、町としましては、除雪事業計画は早朝除雪を基本としまして、町民の皆さんが通勤、通学に支障のないように、また、そういったところを優先をして取り組んでおるということでございます。

ただ、先ほど答弁でも申し上げましたように、今回、大雪中で一つありましたのは、早朝から降り始めた雪の場合に、または湿って重い雪、降った場合に、なかなか思いどおり

にいかなかったという事実は確認、把握してございます。これらについては早朝から降り始めますことから、夜中の1時、2時からスタートするというわけには、物理的にといたしますか、実際雪がある程度降り積もらないと出動できないというような支障は確かにございました。

今後、先ほども申し上げましたように、まさにデジタル化の一端でありますGPSに関する除雪機械の管理システム導入など、そういった多角的な方面から改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 あえて自治区名を出しませんが、この町の方針、通勤、通学の時間までに完了することを目標に、これ当然ですよ。このために除雪するんだと思うんですけども。ある自治区内に関して、朝、町民の皆さんのお話なんですけども、8時近くまでなかなか除雪が行われず、そのときは膝近くまで積雪が道路にあったと。通勤しようにも車が国道に出るまでの道路が確保されていないために、通勤に支障が出たというお話を伺っております。

このようなお話あったこと、これに関しては区長さんも町側に、こういうことはないようにとお伝えしたそうですが、どうも話を聞くと複数回あったと、たまたま、たまたまもあっちゃいけないと思いますけども、そういった事実があったとこに関して、町は把握されておりますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

確かに一部の自治区のほうから、ちょっと遅いというようなお話を区長さんから受けたのは事実でございます。私、把握しておりました範囲で申し上げますと、先ほどの答弁と若干重複いたしますけれども、本当に早朝近くで降った場合のケースだったというふうに確か記憶していたこともありますし、その場合を想定しますと、やっぱり1センチ、2センチではなかなか出動しても除雪はできないというようなことでございまして、早朝近くに降り始めると、ある程度10センチ程度になると、これは15センチに見込まれるなど、そうすると技術的にも除雪が可能になるというようなところからスタートするというようなことがありまして、確かに遅れたというようなことはございました。

それ以外ですと、あとはオペレーターさんの新旧交代などもあって、そういったところも支障になった部分も、ややあったように聞いております。これは今後、実践と経験を重ねて技術力のアップを図っていくというようなことになろうかと思っておりますけれども、そういった点についても、今後、次期の除雪事業計画の中で十分反省し、改善してまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 雪国に住む我々は、雪と付き合うということは、これは避けて通れないことだと思います。雪国に住んでいるから会社に遅刻してもいいという理由は立ちません。民間の会社からいわせれば、もっと早く出てくればいだろうということになることにつながりますし、やはりせっかく西会津町に住んでもらっている方々が、雪のせいで仕事に行けなかった、病院に行けなかったなんてことは、やっぱりあっちゃいけないと私は思います。

それを解決するのは、やっぱり我々行政だと思いますし、そこに関して基準があるというのも分かります。15センチに、前は15センチになったらだったのを、15センチの見込みで出れるようになったと、ここは非常にいい改革だったと思います。これで本当に町内でも、いつまでたっても除雪こないんだなんていう意見も聞かなくなりましたし、本当に非常にいい改革だったと思うんですが、早朝近くに膝上まで一気に、40センチ、50センチ降るなんてこと、私はそうそうないと思うんですよ。

だからその判断の間違いが、しかも私の話ですと、その自治区で交通に支障が出た人の話だと、掻いていった後があるならまだしも、掻いてなかったと。これは朝方雪がいっぱい降ったからとか、その理由じゃないと思いますよ。そこに関しては、ちゃんと真摯に行政から指導しなくちゃいけないと思いますし、そこに関しては、やっぱり住民の方々の交通体系を維持できなかったということに関しては、これは今後ちゃんと指導していかなくちゃいけないと思います。やっぱり理由じゃなく、どう解決するかだと思いますが、町はいかがお考えですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

当然、今ご指摘のとおり、早朝の出勤、間に合うようにやるのは当然の務めだというふうに認識しております。計画の合理化、効率化を今まで以上に磨き上げをするとともに、現実的な解決策といいますか、実際、オペレーターの皆さんがそういった早朝にどかつと降ったときの対応としましては、まず一本掻きということで、まず車が1台通れるような、そういった道路を開けます。それで帰りに幅を出すなり、そういった対応で柔軟な発想で対応はしていただいているところでございます。

今回そういった事例があったということであれば、当然、今回の反省点を踏まえ、直営、業者の皆さまに指導徹底をしてまいりたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 誰でもね、こんな甘いこと言っちゃいけないと思うんですけど、人の、私は現実的な、おっしゃるとおりだと思います。どう解決するか、現実的に。ですが、やっぱりグレーダーを買っても、ローダーを買っても、運転するのは人間ですから、そこに関してはやっぱりお互い反省をしながら、よりよい交通体系維持、豪雪のときでもよりよい交通体系維持をお願いしたいと思います。

あと、これちょっと私お伺いしたいことがありまして、私も運転していて、自分でも運転していて、雪が降って、ガンガン降っているときは、雪でも視界が悪くなるんですけども、要は県道、国道に出るところで、左右を見ても車が見えない。じゃあ大丈夫かなと思って、ずっと出てきたら、もう県道、国道ですから、ある程度スピード出した車がどっとうこ来て、ああ危ないなと思うことも、私、何回かあったんですよ。こういった問題点というんですかね、その道路の維持管理はもちろんですけども、視界の、運転する方々、要は道路を利用する方々の視界に関して、その運転する方々の目線に立った道路除雪ができていのかどうかというのは、確認するような方策は取っていらっしゃいますか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 道路の安全確保の方策というようなご質問でございます。

先ほどの答弁でも触れたところでございますが、基本的に道路パトロールというような体制をつくっております。その中でそういった危険箇所ですとか、そういった把握に努めております。また、自治区長さんからの連絡等の情報によりまして、そういった危険な箇所があるということが把握できれば、速やかに、迅速に対応してきたということでございます。

そういった中で、まず生活道路の、先ほど言ったように開けるということを最優先、通勤、通学に間に合うということを最優先させていただきまして、その後にそういった危険箇所の処理を行うというような体制は取っておりますので、十分把握できなかった部分もあるかと思いますが、それも含め反省点を次期の計画には十分反映してまいりたいと思います。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 次期の計画にと言われちゃうと、それ以上もう言えなくなっちゃうんですけども。これ町民バスの運転手さんも言っていたんです。登り坂で、例えば国道、県道に出るところで、ただでさえ登り坂ですから、発進に道路は凍結していますし、なかなか出づらいうところに、結局さっき言ったとおり国道、県道ですから、ある程度のスピード出した車がいらっしやると。乗員の方を乗せた、責任ある運転をされている方も、非常に怖い思いをしたということが多々あったそうです。今年に関しては。

パトロールをして迅速に対応してきたということですが、対応というのは、パトロール、見て回るのはパトロールで分かると思うんです。問題があった場所に関して、どう対応するかがパトロールの大事なところだと私は考えます。今、課長の答弁にありました迅速な対応というのは、どのような対応をされてきましたか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

一例を申し上げますと、今、議員がおっしゃったような、例えば丁字路のような壁になって、丁字路になっているようなところの、いわゆる隅切りのようなところ、情報把握ができた範囲では対応してまいりました。ただ、先ほど申し上げましたように、100 パーセントではなかったかなというふうには反省しておるところではございます。

あとは、やっぱりある程度の、10 センチというような、路上の積雪は 10 センチ程度というようなことで基本にこうやっておりますが、それがやっぱり場所によっては多少厚かったりして、それから天気がよくなると、いわゆるザケるというような状況が発生します。そういった場合、危険箇所の発見、そういった路上が悪くなったような場合は、本当に躊躇なく出動するように連絡を取って、オペレーターの皆さんには除雪をしていただいていたということでございます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 今、課長の、この間おじゃましたときに教えていただいた隅切り、非常に大事だと思うんですよ。交差点に出るところで、右左が見えないというのは本当に、課長もたぶん運転されるから分かると思うんですけども、非常に不安を感じます。

ただ、降雪時というのはそもそも雪が高くなっているところに、ロータリーで積んだ雪が積み重なって、さらに高くなって、本当に雪の壁になるらしいんです。これに関しては、

高いところから運転されているバスの運転手さんですら、かなり怖かったそうでなんです。この隅切りは、今後、何らかの形で対応していかないとだめじゃないのかなと思うんです。

ただ、道路から外れた部分ですよね、だからそこをどうクリアするか、まさか中に入ってローダーが盛り上げるわけにもいかないと思いますし、そこら辺は検討しなくちゃいけないと思います。

もしくは、例えば見通しが悪いのであればカーブミラーを付けるとか、そういった対応が必要だと思われますが、これってその隅切りはオペレーターさんがやってるんですか、それとも、またオペレーターさん以外の人たちがやるのか、お示してください。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

町道の関係でありますれば、当然、直営オペレーターの皆さんの、そういった余力の時間というようなことにはなりますけれども、あとは町で直営で、そういった道路管理をお願いしている方々が4名ほどいらっしゃいますので、そういった柔軟な対応でやってまいりました。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 正直、まだ見通しが悪いところ、私、町内運転していてもまだあります。ぜひそれはパトロールの方が運転して、自分が見やすいかどうかを確認すれば分かると思います。

あと、先ほど来、話出てますが、これは我々普通の一般運転者もそうですけども、町民バス、大きな車を運転される方の立場にも、やっぱり立って考えてパトロールし、なおかつ適切な、早急な対応が望まれると思います。

オペレーターの方がやっていただけるということですけども、私考えるに、それで間に合えばいいですよ、間に合わないようであれば、何らかのマンパワーというのは必要だと思います。その辺、検討する必要はあるんじゃないのかなと思いますが、町のお考えはいかがでしょう。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 私も実際、そういった箇所、一回連絡受けたときに、自分で見て確認をして、先ほど言ったように直営オペレーターなり、あとは町で直接委託職員としてお願いしている方々いらっしゃいますので、そういった方々の組み合わせで対応は指示してまいったところであります。

それでもまだ、やっぱり今年のように超大雪というようなこと、豪雪というようなときには、さらに人手を何らかの形で手当てをできるような方策は検討してまいりたいと考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 ここでなかなか答えは出ませんので、今のような方向性も含めた検討をぜひしてください。であれば、今以上に安全性が確保できると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

ちょっと質問が前後しちゃいますけども、同じく雪、除排雪で道路が通れたことは通れたんですけども、非常に凸凹になったところがあって、私もちょっと見かけたんですけど

も、子どもが乗っている通学バスが、ある場所なんですけど、そこには融雪の水が出ている道路なんですけど、何でもかき後で話しますが、道路に雪が積もって、その雪を車が踏んづけて、とんでもないコブになって、そこをデコデコデコ走っているのを見た方がいらっしやいました。私もちょっと見たんですけども。

これ先ほどの3番の質問にもなりますけども、融雪で、私ちょっと自分の住んでいるところには融雪、その水で融雪するという施設がないものですから、融雪というのはどうなんでしょうか、盤石とはいいませんけども、ある程度道路確保に有効なんですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたしたいと思います。

今議員おっしゃったのは、消雪、散水の消雪のことかなというふうに思います。まず町の除雪計画の基本的な考え方なんですけれども、まずは除雪車両による除雪を原則として事業を進めております。まず第一。それで、例えば道の、道路の両側ですとかに家屋が連担している、いわゆる排雪場所がないというようなところが見受けられるかと思えますけれども、そういった地域を優先しまして、そういった消雪施設などを設置しているというのがこれまでの施設整備の考え方でありまして、そういった形で雪を解かし、町民の皆さんの利便性の向上を図ってきたというようなことでございまして、そういった家屋の連担しているところについては、非常に有効な施設であろうというふうに考えてございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 なるほどと今思ったんですけども、今年大雪といわれればそれまでなんですけど、徳沢の線路沿いのところの消雪がうまくいかず、そこにちょうどスクールバスが通るかかり、とても単独では走行できなかったのも、地元の人が誘導しながら出て行ったなんてことがあったんですけど、これ何でこんな、一歩間違えれば本当に大変なことになったと思うんですけど、なぜこんなことが起きたんですか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 徳沢地区の件についてお答えをいたします。

徳沢の集落内は国道459号でございまして、こちらのほうは福島県喜多方建設事務所のほうで基本的には整備したというようなところでございます。それで、現在、福島県、建設事務所のほうでございまして、既に消雪施設の改修を図るために井戸を掘る、水源を確保するための井戸を掘る作業を、もう発注されておまして、次期には間に合うかとは思っています。

それで、消雪施設が、現在確かに議員のご指摘のとおり、不十分だというような状況で、現時点では不十分な状況がございまして。それで福島県によりまして、その施設が完成するまでは、機械除雪で対応するというようなことで確認は取ってはございます。その除雪のタイミングが、あとは既存の施設が噴射する出口といいますか、そういった施設がありますから、なかなか、バツと排土板を落として掻けないという、ちょっと物理的なところも正直ございまして、おそらく雪が残っているというふうに思われます。

早めに、早期に消雪施設が完備されるように、町としましても県のほうに強く働きかけていきたいと思っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 おっしゃるとおりだと思います。どちらかに頼るのではなく、消雪設備はあるけれども、こういった何らかのトラブルのときには迅速な機械での対応、ぜひよろしくお願いいたします。

あと、雪処理について最後の質問になるんですけれども、これは先輩議員も以前ご提案申し上げましたが、雪捨て場、私前、職場が若松だったときに、蟹川橋のところ、要は前の一般質問でちょっと言ったかもしれませんが、川の、要は水面とさほど大差がない、広い場所がありまして、若松市内はその、結局、町中心部なんかは雪を捨てる場所がないんですよ。なので軽トラに、例えば除雪機でどんどんどんどん雪を積み込んで、その場所で雪を捨てて、捨てた雪を今度オペレーターが川に押し出して、解かして流すという、要は我々のような尾野本地区のような広いところならいいんですけれども、市街地のなかなか雪を掻き出せない方々は、そういった形で雪を処理していたんですけれども、この雪捨て場に関して、町は今まで検討、もしくは場所の検討も含めて、そういったのはあったんでしょうか。事実あったんでしょうか。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 住民の皆さんの雪の排雪場所の件についてお答えいたします。

以前、やはり一般質問を受けまして、それでその当時も検討していたというふうには思いますけれども、実際、昨年、一昨年くらいですかね、旧庁舎の、旧庁舎といいますか、野沢体育館の北側、あの町の土地の空きスペースがございまして、そこを町民の皆さんの排雪場所というようなことで指定させていただいて、PRもさせていただいております。事実、近くの皆さんはご利用いただいておりますので、そういったことで、今後とも広くまた周知してまいりたいなと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 その蟹川橋の雪を出すローダーなんですけど、毎年1回ぐらい落っこちるんですよ、川にストンと。もう1台のローダーできて引っ張り上げると。私なぜさっき、要は水面と地面に近いところがいいかというのはそこなんです。オペレーターの方々が安心して押し出せるには、あんまり高低差があるところだと、やっぱりぐっと奥まで押せないんですよ。その雪捨てをやってくれる、雪を押し出してくれるオペレーターの方々の安全を考えても、なるべくなら解かして、流して捨てられるような環境があれば、私はいいと思うんですが、これに関しては河川法等もありまして、護岸工事等を行わないとなかなかできないとか、いろいろ縛りが、法的な縛りがあると聞いています。そこに関しても今後検討、前向きな検討をぜひお願いしたいと思いますし、やっぱり捨てる場所がない方々の対応というのは、何らかの形で取っていただきたいと思いますが、最後にその方向性だけお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

やはりそういう雪捨て場所が必要な、西会津町で申し上げますと、やはり屋混みの野沢町内ですとか、そういったところがやっぱり一番多いのかなというふうに認識しておりまして、それで野沢体育館の北側に1カ所付けさせていただきました。

今後そういった需要もよく調べながら、雪捨て、適切な雪捨て場所の確保に、また努め

てまいりたいというふうに思います。

あと、先ほどオペレーターの安全確保というような部分では、押し出してずっと前にいくことがないように、ロータリーである程度、まさに河川に引っかかるようなことのないような範囲で、飛ばすという作業で安全確保を図っております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 なるほどと、私聞いていて思いましたけども。いろいろ申し上げましたが、これは私考えるに、先ほどの道路の凸凹に関して、これ駅前でもあったんです。これ確かにオペレーターの方々、本当に一生懸命やってもらって、道路の安全を確保されていますが、ほかにも除雪のオペレーターが除雪しようかと思ったら、道路に車が止まっていて除雪できなかったとか、この時間に道路には出してほしくないんだけど、除雪でスノーダンプでどんどん雪を道路に出して、結果そこを通る方々が不快な思いをします。こういうことが多々あるというお話も聞きました。これは当然ですが、除雪に関して全て町が責任を負ってやるということはできません。やっぱり町民の皆さんの理解も必要だと思います。

今言ったような問題点は多々あります。そこに関して、もちろん一生懸命ね、行政もオペレーターの方々もやってもらってますが、町民の理解が得られる、要は周知徹底のほうもお願いしたいと思います。

あと、道路に関しては、例えば新郷地区の樟山線だったと思いますけど、すれ違いがもととできないような、そもそも危ないところもあると聞いていますので、そういったところも要望も含めて、今後前向きに検討してください。

雪に関しての質問は以上で終わります。

続いて、町民バスについてお伺いいたしますが、先ほどのご答弁の中で、アンケートを取ったというお話だったんですけども、町民の皆さん、定時も含めて、デマンドも含めて、どのような意見が目立ったというんですかね、多かったという情報を得ていますか。アンケートに内容についてお伺いいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 昨年アンケートを、町民バスに関するアンケートを実施してございます。これは全世帯にお配りして、区長さん経由でお配りいただいて、結果も区長さん経由であげていただいたということで進めてございます。この中で意見として一番多かったのは、やはりデマンドバス、予約なくて乗れるので便利であるとか。あと、定時定路線と並行で運行してほしいとか。あとはご意見としてあがった部分では、若干ではございますけども、本数を増やしてほしいとか。あと料金についても、安いとか。そういったいろんな意見をいただいております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 利用される方々から、そんなに悪い、私もお話、聞いていません。聞いてないです。ただ、先ほど来その雪の話もそうなんですけども、今回、大雪のときにバスの運転手さんが先ほど言ったとおり、運転していて、ここはちょっとおっかない、この交差点は何とかしてほしい、なんて意見というのはあったと思うんですけども、その運転手さんの意見集約というのは、どのような形で行われたんですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長　　まず全般的な意見の集約としましては、年1回運転手さん、あと事務員さん併せて意見交換を行ってございます。その都度、その都度問題があったときには、直接会津バスさんのほうから町のほうにご意見をいただくなり、対策をどうするかというところで協議させていただいたりということで、対応させていただいております。

○議長　　4番、秦貞継君。

○秦貞継　　今回のような、今年のような大雪のときというのは、たぶんその雪の降り方によって予想、夏場では予想できなかったような危険箇所が発生したり、要望というんですかね、ここはこうしてほしいという要望がたぶん出てくると思うんですよ。

その都度というお話だったんですけども、冬に関しては、これある程度定期的にお話を聞いて、それこそ先ほどね、建設課からは前向きな答弁いただきましたけども、その課を越えて、例えば除雪の要請をするとか、そういったものという体制は今でもあるんでしょうか。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　　今冬の除雪の関係で、町民バス運行に関して支障があったのはいくつかございました。先ほど秦議員ご質問されてましたけども、徳沢地内の道路に関しても、その件については、当然、建設事務所のほうに、そういう状況で解決してほしいというようなことではつないでいただいております。

あともう一つ、停留所からバスに乗るにあたりまして、ほとんど会津バスさんのほうで安全管理という意味で、そこから乗り降りできるように除雪をしたりはしてございますけれども、どうしても1カ所、雪がいっぱいこもり積もってしまって、人力では無理だということのを建設水道課さんのほうにお話しをさせていただいて、翌日か翌々日には、それは県道だったんですけども、県のほうですぐに対応していただいたという経過がございます。

○議長　　4番、秦貞継君。

○秦貞継　　お話聞いてきましたが、運転手さん、やっぱり人の命を預かって運行されているので、多大なプレッシャーを感じていらっしゃると思います。ここに関しては、やっぱり意見はある程度こまめに、特に大雪が降ったとき、特に豪雪対策本部ができるなんていうときは、やっぱりこれは雪処理だけではなく、やっぱりそういった命を守る、命を預かっている方々の意見もぜひ聞いていただきたいなと思います。なおかつ対策は早急をお願いしたいなと思います。

あともう一つなんですけども、J R、今年大雪で何回か止まったんですよ。その間って、例えば通院、通勤、通学、ここに関わる方々が、その足がなくなってしまったんです。その場合というのは、その方々の足というのはどのように確保されたか、町のほうで把握されていますか。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　　J Rが吹雪等で運休になったという場合の、その通勤、通学、通院等での利用されている方、どのように対応されたかということにつきましては、町のほうとしては、現状それぞれの方で対応していただいたものと思われそうですけども、実際にはどのように対応されたかというのは把握はしてございません。

○議長　　4番、秦貞継君。

○秦貞継　　すみません、先ほど言葉が足りなくて申し訳ございません。さらに利用しやすい町民バス、要はＪＲでカバーできないところも含めて、やっぱり町民の皆さんの目線に立った、今後方向性を考えるべきではないかなと思ひまして、その答弁でＪＲの現行を質問したんですが、ちょっと言葉足らずだったのは失礼いたしました。

　今、個々の方々で対応されたということなんですけど、お話を聞くと、若松に行きたい方が、通院で、若松に行きたい方がＪＲが止まってしまったのでバスに乗ろうかと思ったら、同じような仕事で、聞いていくと、駅から出発して、何箇所かまわっていくんですよ。そしたらその何箇所か目の方が、もういっぱいみんなが乗っちゃったものですから、バスが溢れたというお話を聞いたんですけど、そのような現状は把握されておりますか。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　　今ご質問のありました件につきましては、把握してございます。ちょうどコロナ禍ということもございまして、座席を一つとびに乗車していただいていたという会津バスの、ことで運行していましたので、座席はまだあったんですが、コロナ対策でちょっと制限をされたというお話は伺っております。

○議長　　４番、秦貞継君。

○秦貞継　　若松方面はコロナが解決されればね、バス満杯に乗れるかもしれないんですけども、例えば喜多方の病院に通院されている方等は、どうされたかというのは把握されてませんか。先ほどのように、やはり個々での対応までしか調査されていない。

○議長　　秦議員、町民バスの範囲でお願いします。

○秦貞継　　要はそういった方々をカバーする方向を考えなきゃいけないと思います。バス、先ほど申し上げましたとおり、利用しやすい、皆さんが町民バスがあることで利便性を向上できるのであれば、そういった路線も私は検討すべきかと思ひまして、今の現状のＪＲの輸送体系についてお伺いしたいと思ひます。

○議長　　町民税務課長。

○町民税務課長　　ＪＲが運休になった場合の対応としては、ＪＲが代行運行ということで、バスを出して、これまで出していたというのとはございます。町としましても、運休というのはほんの直前でしか把握できなかったということもございまして、ＪＲを利用された方がどのように対応されたかというのは、本当、把握してなくて申し訳ないんですけども、本来はＪＲのほうでの代行運行を、原則かなということで考えております。

　ただ、ＪＲのほうでも今冬に関しては、運休に関しては代行運送は行わないと、もう初めに言い切っちゃっているんですよ。そういったこともあって、今後、町が運営する市町村の有償運送に関しましては、公共交通機関の空白地域において市町村が自ら有償運行できるということにもなっております。ですから、今後その雪でＪＲが止まった場合、町が町民バスを出してどうするのかということにつきましては、そういったことは今後慎重に検討していかなくちゃいけないものかなということ認識してございます。

　もう一つ申し上げれば、その一定期間だけということになりますと、一つの方法としては貸し切りというようなこともございます。ただ町としては貸し切りの許可を得ていませんので、民間の交通事業所さんのほうでそういったものは取り組んでいただけるかどうかも含めて、今後慎重に検討はさせていただきたいなと思ひます。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと質問内容ぎりぎりのところでして、なかなかうまく質問できなくて申し訳ないんですが、これ以前、平成 30 年の 6 月にも私、町民バスに関して、あのときは定時定路線バスが開通するというので、なるべく町民に寄り添った定時定路線バスを運行してくださいというお話であったんですが、そのときの資料で国土交通省のホームページに出ている、交通政策審議会地域公共交通部会中間取りまとめという、ホームページで公開されています。ここで地域公共交通に関わる問題点とその背景、結局、経営が厳しくなった結果、サービス水準の低下で、既存の地域公共交通やネットワークの検証、改善する経営余力の喪失によって、結局、不利益を被るのはそれを利用する町民の方々なんです。このホームページの中で解決の方向性として、国土交通省は、民間事業者の事業運営にともすれば任せきりであった従来の枠組みからの脱却と、要は自治体のほうである程度考えなくちゃいけない時期がきてますよと、平成 30 年 6 月の時点で国土交通省は中間取りまとめですから、その後ちょっとどうなったか分かりませんが。

やっぱり今後、その町内に住んでいる方々が不利益を被るようなことは、なるべくならばあっちゃいけないし、今だんだんそういうことも検討する、町民バスとして検討する時期がきていると思います。ここに関しては町の大きな方向性ですから、ぜひ町長の思い、時間もございませんので、ありましたらお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問の、いわゆる J R の対応等についてでございますけれども、私の認識もちょっとそこまでいってなかったのかなというふうに思っておりますけれども、J R は、いわゆる公共交通の大きな役割を私は担っている。これまで、いわゆる自然条件で雪とか、大雨だとか、そういうことで運行が運休になるような場合については、J R がその代替のバスを出して、その対応をしてきたというのがこれまでのことでありました。

今ほどのお話を聞いていて、民間の事業、J R も民間の事業者になりましたから、今後そういう代替バスは出さないというようなことであれば、これはやっぱり関係する自治体とも連携しながら J R に申し入れをしないといけないなというふうに、今、強く思いました。

その結果によってはね、その結果によっては町としてどういう対応が取れるか、町が対応するには、今、課長が答弁したように、いろんな課題があるようでありますから、その検討をしないといけませんけれども、とりえあずその事実を今、例えば遅くなりましたけど、その状況が分かりましたので、早急に J R に対しての申し入れをするように努めていきたいなというふうに思っております。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 私の質問の仕方が下手くそなものですから、他機関のお話になってしまったことは大変申し訳ございません。ですが、やっぱり第 1 は町民、利用する方々の足をちゃんと我々が責任を持って守り抜くことが大事だと思います。これに関しては、現状を踏まえ、今後のことも踏まえて、先を見据えた対応が必要だと思います。

また、先ほど来、雪処理に関しても、バスに関してもそうですが、やっぱり利用される方々の目線、特に弱者に立った目線というのは非常に大事だと思います。通院、通学、通

勤、本当にその人たちはその足がなければ行けません。できないんです。力があってもできないんです。その方々の立場に立った今後対応を望みまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長 暫時休議します。(11時57分)

○議長 再開します。(13時00分)

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。8番、伊藤一男であります。

私は今次定例会において大きく2項目について一般質問をしておりますので、これから説明をいたします。

それでは、今後のまちづくりについて。今なお続くコロナ禍は、国内外はもとより町内経済や町民の日常生活に大きな影響を及ぼしております。このような中、今年は町長の改選期であり、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた今後のまちづくりについてお伺いをいたします。

それでは今後のまちづくりについて、一つ目として、活気あるまちづくりには経済の活性化が欠かせないと思うが、どのような取り組みをされるのか。

二つ目として、高齢者福祉施設の充実についての考えや取り組みについてお伺いをいたします。

2項目目は農業の振興についてお伺いをいたします。

まず一つ目として、稲作経営の安定、品質向上を図るために計画されている集落型ライスセンター整備事業は、新年度に予算計上されていないが、実施しないのか。

二つ目、新年度の事業として、ミネラル栽培において4戸の生産者、12棟のパイプハウスを整備・貸し付けし、生産拡大を図る計画ですが、その内容についてお伺いをいたします。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 8番、伊藤一男議員の今後のまちづくりについてのご質問のうち、活気あるまちづくりに向けた取り組みについてのご質問にお答えいたします。

人口減少・少子高齢化の進行は、地域経済の縮小、医療・介護など様々な分野で担い手不足など社会的・経済的な課題となっております。特に本町では、推計値ではありますが、令和2年に初めて生産年齢人口を老年人口が上回るなど、担い手不足が今後も深刻化していくと予測されます。

こうした状況の中で、令和3年度の実施計画では、人材育成、移住定住の促進、健康長寿の三つの柱を、各種事業を進める上での基本的な考え方に据え取り組むとともに、本年度策定いたしました西会津町デジタル戦略に基づき、デジタル技術を有効な手段として活用し、活気あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

ご質問の経済活性化に向けた取り組みといたしましては、まず農業分野では、新規就農者も含めた担い手の育成と確保、経営強化に向けた支援に重点を置くほか、主要農林産物である米、ミネラル野菜、菌床キノコの振興を3本の柱として、農林業の所得向上を目指します。中でも米につきましては、ふるさと応援寄附金との連携や雪室貯蔵施設の活用、6次化等によるブランド化を推進していきたいと考えております。

また、農業分野における総合的な課題解決に向けた農業公社の設立の可能性について調査・検討を進めてまいります。

次に、商工業におきましては、地域経済を支えている町内企業への支援として、新たに除雪経費やPR活動経費への補助金を新設するほか、新規学卒者雇用に対する補助金を増額してまいります。

また、空き家や空き店舗を活用した起業の促進、多拠点居住やワーケーション等に必要な環境を整備し、移住定住・関係人口の増加を図り、活気あるまちを目指してまいります。

観光分野では、従来のモノの消費から、体験や経験に価値を見出すコトの消費へのニーズの変化、また長期化するコロナ禍においては近隣地域への小旅行を楽しむマイクロツーリズムが注目されるなど、観光ニーズは目まぐるしく変化しております。こうした変化を的確に捉え、にしあいつ観光交流協会など関係団体との連携やデジタル技術の活用により、既存の地域資源を新たな視点や発想により磨き上げながら、観光誘客、関係人口の創出を図ってまいります。

さらに、野沢まちなかの賑わい創出に向け、現在整備を進めております、まちなか再生拠点施設や、来年度策定予定の中心エリア整備構想を基に、商店街の活性化や観光誘客などにより、野沢まちなかへの人の流れをつくり、経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。

町民の皆さんがそれぞれ夢や希望を描き、その実現に向けて活気に満ちた生活が送れるよう、地域経済の活性化はもとより、教育や子育て、移住定住、健康づくり、福祉の充実などあらゆる分野の施策を推進し、町に活気を取り戻し、賑やかで何かが起きそうな町を実現してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 8番、伊藤一男議員の今後のまちづくりについてのご質問のうち、2点目の高齢者福祉施設についてのご質問にお答えいたします。

2番、上野議員にお答えいたしましたとおり、高齢化率が46パーセントを超えた本町にとって、介護が必要になっても、また、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らせる、老後の心配のないまちづくりは大変重要な施策であると考えております。

このため、本年4月に開所する小規模多機能型居宅介護施設を整備し、より身近な地域において在宅介護を支えるための基幹サービスである、デイサービス、ショートステイや訪問介護サービスを新たに提供してまいります。

これにより、いわゆる在宅サービスを基本としつつも、短期入所サービスの利用により、在宅と施設を行き来することによって、要介護者と介護者の双方が安心して暮らせる環境が一層充実することとなります。

なお、今後の高齢者福祉施設の充実については、第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画において、具体的な施設整備については計画いたしませんでしたが、高齢化が進む本町において施設の必要性は十分に認識しております。

今後、高齢者を取り巻く状況、町内外の施設利用の推移や利用ニーズ、町内の既存施設の老朽化の状況などを踏まえた中で、施設整備に向けた方向性などについて、次期計画期間中に検討することとしておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 8 番、伊藤一男議員の農業振興についてのご質問にお答えします。

はじめに、1 点目の集落型ライスセンター整備事業についてお答えします。

町では、農業機械の共同利用や集落営農の組織化、担い手農家への農地の集積等による合理的な生産体制への移行を推進しているところであり、その手段の一つとして、ライスセンターの整備に取り組む地区への支援を行っているところでもあります。

現在、町内の 1 集落において、集落営農の組織化、さらに集落型ライスセンター整備の検討が進められており、県喜多方農業普及所等の指導をいただきながら、法人化に向けた勉強会やライスセンター整備について話し合いが行われているところでもあります。

集落営農の組織化やライスセンター整備には、地域の合意形成や組織体制の整備、機械設備・施設の費用負担など、検討すべき課題が多く慎重に話し合いが進められている状況であります。町としましては、今後も集落の話し合いや勉強会等に参加しながら、地域に合ったより機能的な集落営農の組織化やライスセンターの整備に向けて、県や農協など関係機関とも連携しながら、支援してまいる考えであり、集落において合意形成がなされ、事業計画が具体化した際は、補助事業の活用を含め、町としての具体的な支援を検討していく考えでありますので、ご理解願います。

次に 2 点目の新年度のパイプハウス整備事業についてお答えいたします。

町では、平成 16 年度からミネラル栽培野菜の生産拡大による産地化を目指して、園芸用パイプハウスの整備を開始し、今年度まで 146 棟を整備してまいりました。令和 3 年度の整備事業についてであります。議員おただしのとおり生産拡大を目指す 4 戸の生産者に貸し付けを行うため、合計 12 棟を整備する計画であります。事業費につきましては概算で約 2,600 万円となっており、県の強い野菜産地拡大特別対策事業及び過疎対策事業債を活用し整備する考えであります。なお、作付け予定の作物は、キュウリが 6 棟、ミニトマトが 6 棟となっており、生産者につきましては、2 名が 20 代の若手農家であるなど、今後の施設園芸の担い手としても期待されるところであります。

町といたしましては、農林産物の産地化を図り、規模拡大、生産性の向上による農業所得の増加を目指す意欲的な生産者の支援を引き続き行ってまいりますので、ご理解願います。

○議長 8 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今それぞれ答弁をいただきましたので、それでは経済活性化に向けた取り組みということで、まず再質問をしたいと思います。

まずやっぱり、経済の活性化といいますか、活気あるまちづくりするには、やっぱり経済基盤である経済の活性化が大変重要な町の基盤となるものであり、また重要なものであるというふうに私は思っているところでもあります。

そういうような中で、町として経済の活性化についての取り組みについては、まず農業分野においてのミネラル野菜、キノコの振興、それから米の振興というようなことで、取り組むわけですが、その中でやはり林業についても、今、林業専用道路、そういうものを整備をして、その先をどういうふうに、そういう所得向上や経済の活性化に結び付けていくのか、そういうようなところの考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 林業の振興についてということでお答えいたします。

森林の活用については、昨日、上野恵美子議員にもお答えしたとおりであります。これにつきましては、非常に課題も多くございます。町の森林については所有者が不明であったり、境界が明確でなかったりといった問題もございますし、木材を切り出す際の作業道の整備というのも少し立ち遅れているという部分があります。それらの基本的な部分を、今、始めました森林環境税、それから県の森林環境交付金、こういったものも使いながら、まずは森林経営の基本的な、今、質問にありました林業専用道の整備ですとか、それから所有者の意向の確認、そういった基本的な作業を進めながら、将来にわたって森林をどういうふうに活用していくのか、今後それと併せて検討していきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、林業については、私も具体的な質問していないので、あまりその突っ込んだ質問しませんが、やっぱりその、いわゆる林道を使って、林業専用道路をつくって、その先に何をやるのかというようなものが明確でないと、やはりこれからの林業の活性化にはつながらないんじゃないのかと。ただ木を切るような、伐採をするような道路をつくって、その先どうするのかというようなことですが、まだそういう取り組みはなされていないというようなことでありますので、考えというか、そういうところまでは検討していないということでもいいですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 今の現状といたしましては、人工林、主にスギでございますが、スギについては切り出されたものは、ほぼ発電用チップ材として出荷されております。それから広葉樹につきましては、製紙用、紙ですね、紙の原料として出荷されているような状況でございます。

今後いろいろな方向性考えられるかと思います。バイオマス燃料への利用ですとか、CLTといいまして、新しい建材への活用ですとか、そういった方向性はいろいろ検討すべきものはあると思います。今後、西会津の状況に合ったものを、何に森林を活用していくか、そういったことを今後検討していきたいというふうなことでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 森林資源の活用というのは、これからの西会津町の産業の振興であったり、経済の活性化に十分結び付くものでありますので、これから十分に検討していただきたいなというふうに思います。

それで、今、商工業において、やはり町、現在町においては、コロナ禍の影響で企業の閉鎖や、また規模縮小などによって従業員が解雇されるなど、そういうことで、また商店やいろんなその飲食業であったり、相当影響があって、経済が疲弊している中で、これからの商工業の振興、どうやっていくのかなということで、今町では、商工業の振興においては、町内企業の支援として除雪経費やPR活動の補助金とか、いろんないい補助制度とございますか、そういうことで企業支援はしているわけですが、なかなか企業に対するそういう指導的なものは、先ほど同僚議員からもありましたけれども、なかなか商工業については難しいとございますか、そういうところで、商工会とそのような今の経済疲弊に

について、これからどうやっていったらいいのかというようなことを、商工会との話し合いのなんかはされていらっしゃるでしょうか。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 商工会との話し合いにつきましては、このコロナ禍の影響もございまして、これを機にその意見交換の回数というのはかなり緊密に行っているところでございます。今次、様々な町が提案申し上げている商工業の活性化の支援につきましても、商工会と緊密な連絡を、協議をもった上での対策を構築して、実践してきた。またこれからの対策についても検討しているというような状況でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろと商工会との話し合いやら、打ち合わせやらというようなことで、いろんなことを、企業支援を考えていると思いますが、やはり今の西会津町も企業のそういう実態を見ますと、かなり厳しいような状況でありますので、やはりデジタル戦略の中で、これは企業誘致、これは経済活性化、企業の振興というようなことで、これうたっているわけです、戦略の中でうたっております。

そういうようなことで、これからそういうデジタルの戦略の中で、企業の町に来るような、そういう政策、そういったものをこれから考えていくというようなことでありますが、その辺についてはどのような考えでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

デジタル戦略の中で、どう企業を誘致するのかというご質問にお答えしたいと思います。今現在、デジタル戦略の中で、先ほども令和3年度の予定事業といたしましては、今現在考えているものが、企業移転等受け入れに向けた西会津町視察事業というものを、今考えております。

この具体的な内容につきましては、今考えている段階のものでございますが、まず首都圏等におきまして説明会、またソーシャルネットワークサービスによる情報発進、また個別のオンライン説明会を開催しまして、その西会津町を視察したいという希望企業がありましたら、そちらのほうを西会津の視察ツアーを組んでいただくというような形で、今現在事業を実施したいと考えているところでございます。

そのような形の中で、様々な意見、町にどういう支援がほしいのかとか、どういう人材が必要なのかとか、今現在のコロナ禍において地方のテレワーク環境とかございますので、その辺を総合的に勘案しながら企業誘致を進めていきたいという部分で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 確かに今課長から答弁あったように、いろんなことをそういうデジタル戦略の中でやっていければ、確かにそういう企業が来たいというような、そういうことも出てくることかもしれません。

しかしながら、今の西会津町の工業団地の実態を見たときに、やはり工業団地が整備されていない。例えば今年3分の1とか、半分の工業団地の整備をするとか、そういう基本的なものが私は抜けているんじゃないのかなというふうに思いますが、町長その辺、どの

ように考えていらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 工業団地につきましては、ご承知のとおり、現在1区画が分譲中でございます。その区画につきましては、郡山国道事務所に工事のため、現在貸し付けているような状況でございます。工業団地への企業の進出については、これまでもいくつか町に対して、その相談の案件等もございまして、そういった、まだ分譲に至るまでの話にはなっていないかもしれませんが、そういった話は継続していくつか出ているということでございますので、分譲に向けての話が具体的に進んでまいれば、現状の工業団地の環境については十分に検討してまいる考えでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはり企業誘致というのは、町の経済の活性化には大変重要なことでありますので、また西会津町に若い人が住んで、やはり所得を得るには、そういう企業があるということが一番大事なことでありますし、町の私は活性化の基本であろうというふうに思っていますので、これからも力を入れてやっていただきたいというふうに思います。

そういうことで、経済の活性化についてはこの辺で終わりました、次に、高齢者施設等の施設の充実についての考え方や取り組みについて質問をしたいと思います。

まず第8期の介護保険事業計画、第9期の高齢者福祉計画の計画策定、これについて、まず策定委員の組織といいますか、メンバーについてお伺いをしたいと思います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、本年度策定作業を進めてまいりました第8期介護保険事業計画、第9期高齢者福祉計画の策定委員会についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

策定委員会につきましては、関係者、県からは会津保健福祉事務所の県職員の方、医療機関から4名の方、福祉関係者として17名の方、その他関係者として、ボランティアサポートセンターやシルバー人材センター、また介護保険事業の第1号被保険者、第2号被保険者の方を選出しまして、委員会を組織し、策定作業にあたってきたところでございます。なお、公募の委員として1名の方が、町民の方、参画いただいているところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 昨日の同僚議員の答弁の中で、いろいろ話は分かりましたが、その中で、やっぱり老健や特養施設の増設というようなことは、議題に、議題というよりも話し合いの中で相当突っ込んだものがあつたのかどうか、お伺いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、策定委員会の中での施設整備におけるご意見について、ご答弁申し上げたいと思います。

策定委員会では様々な視点から計画、各所にわたりましてご意見をいただいたところでございます。その中で、やはり施設整備、町内にある施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設、また民間の事業所などもございますが、そういった施設のサービスの利用の状況などを説明差し上げた際に、やはり現在、待機者ですとか、あとは町外の施設を利用されている方が相当数いらっしゃる。また町内の施設自体も建築してから相当年限が経って

いるといったところでは、現在のところ、これから早急に整備する必要性については、サービス利用料の推移などをご説明した際に、ご意見としては、早急にというようなことではございませんでしたが、やはり将来に向けて施設整備、その規模ですとか、その施設の持つ役割なども加え合わせて、検討する必要があるんじゃないかというようなことから、今回、計画の中でも、次期計画期間中に施設整備に向けての方針を定めていくというふうな取り扱いとさせていただいたところでございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この計画というのは、その3年間でありますが、途中の変更なんていうのはあり得るのでしょうか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、計画の変更についてのおただしにお答えいたしたいと思えます。

計画におきましても、計画の進行管理をその都度行うことといたしまして、重大な社会情勢ですとか、制度改正ですとか、そういったものが起きました際には、計画の見直しはその時点で行えることとなってございます。ですので、毎年毎年、策定委員会をできる限り開催しながら事業評価を行って、時点での修正などが必要なものについては、計画の時点修正などを行う機会は設けてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 1年1年検証をして、そのあれによってはというようなことでありますか。それでよろしいですね。

それでは、次に高齢者福祉施設の考え方といいますか、それについてちょっとお伺いをしたいと思えます。今、高齢者の世帯状況の推移を見ると、高齢者のみの世帯、また高齢者1人世帯、そういう世帯もかなり多くなっているところであります。そういう中で、今まで町で運営していた生活支援ハウス、そういったところの拡充、充実、そういったものについての考え方はどのようになされていますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、生活支援ハウスについてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

町で設置いたしました生活支援ハウスにつきましては、にしあい福祉会に指定管理で管理運営をお願いしているところでございます。この施設、冬期間の生活に不安のある対象者の方を、おおよそ12月から3月いっぱいまで施設で生活をしていただくために整備したものでございます。今現在8名の方がご利用になっておりまして、冬期間の生活をそこで送られているということでございます。

最近の利用状況におきましては、14人の定員数があるわけなんです、14人いっぱいになったことはございませんで、これは対象者をある程度、必要性を加味しながら調査して、対象を絞り込んでいるといったところで、14人の定員をオーバーして希望に添えなかったことというのは、今までは、直近ではなかったわけなんです、過去にさかのぼれば利用希望が殺到いたしまして、ご遠慮願ったといったケースはございましたけれども、最近のケースではそういったことは、今のところはないといったところでございます。

なお、そういった高齢者支援ハウスのような、高齢者の皆さんが生活を、1人暮らし、また高齢者のみ世帯で暮らしてらっしゃる、地域で暮らしてらっしゃる方が、やはり多くなっているといったところでは、やはり単独での家庭では不安が残るといったところは、やはり不安を抱えてらっしゃるのはやっぱり大きくなっているというふうに認識しておりますので、生活支援ハウスといった形態のほかにも、様々な高齢者施設ございます。軽費老人ホームですとか、あとは有料の老人ホームなども他町村では整備が進められておりますので、そういった支援ハウスのみならず、高齢者が集団で生活できるような施設についての検討なども併せまして、次期計画の中で検討を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 生活支援についての考え方については分かりました。

それで、今、共同生活といいますか、高齢化の進行によって認知症予防、認知症対策というのが、今かなり叫ばれている中で、その特養や老健の施設整備も大切だと思いますが、そういうグループホーム、いわゆる認知症対応型の施設、そういったもののこの町においての利用状況、そういったものを把握していらいっしゃいますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症の方のグループホームについてのご質問にお答えいたしたいと思います。

町内には町が設置いたしました、のぞみ、1施設1ユニット、9人の方がご利用いただけます。民間法人が設置いたしました2ユニット、18人の方が利用できるグループホームがございます。その利用状況でございますが、全て定員を満たしているということでございます。

なお、近年やはり議員がおただしのように、認知症をお持ちになって、そういった集団での生活を望まれる方が相当数いらっしゃいます。やはり待機者もそのグループホームについては徐々に伸びているというふうな実態もございますので、そういった認知症に対する対策なども、これから講じていかなければならないというふうに考えてございます。

また、デイサービスをご利用いただいている方の中にも、そういった認知症をかかえていらっしゃる利用者の方も相当数いらっしゃいまして、サービス利用の中で、不具合といいますか、ちょっとした認知症の方と認知症を持っていない方との、その一緒の空間でのサービス提供というのがなかなか難しい場面も出てくるというふうな現場の声もございますので、そういったことも含めまして、これから検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そのようなことで、グループホームについて、これからのやはり高齢化社会においては大変必要なものであると思いますので、十分検討していただきたいと思います。

次に、農業振興についてお伺いをしたいと思います。今回の集落型ライスセンター整備についての質問については、これは今まで実施計画の中であがっていて、今年実施される予定になっていた、そういう計画のものがなくなっていたので、今年、新年度予算にあがっていなかったの、私、今質問したんでありますが、これは尾野本地区に、今回の実

施計画の中では尾野本地区というようなことで予定されていたんですが、今年度実施されないというような、先ほど理由については課長から説明ありましたが、一番にそのネックになっているというか、そういうところはどういうところなんでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 ライスセンター整備の件についてお答えいたします。

今1集落から、このライスセンター整備、それから集落営農の法人化について相談を受けております。町といたしましても、集落と話し合いを今継続しておりますが、まず、今後どのような集落営農の形態を取っていくのか、例えば機械ですとか、その施設をどういうふうに集約するか。それから法人の形態どうするのか。費用負担の問題。これらまだ具体化されていないと、事業計画が具体化されていない。そして集落内の合意形成がまだ図られていないということで、集落の目標としては令和4年度の生産に間に合えばということで、今そういった話になっていますので、実施計画の中では令和4年度に計画させていただきました。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長、説明ありましたが、それで来年度、4年度に実施するというようなことでありましたが、今年度の町の実施計画を見ますと、本当は2千万のところを1億になっているんですが、それはいろんな積算をしながらそういうふうになったわけですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 この実施計画の1億円ですが、これも集落との話し合いの中で、最大ライスセンターの規模をみまして、建屋も鉄骨づくりのもの、それからそこに入る乾燥調整施設、そういったものを最大にみでの概算であります。1億円程度ということで実施計画には計上いたしました。今後話し合いの中で、先ほども申し上げましたが、機械、設備の規模をどうするのか、どういった体制にするのか、これによって変わってきますので、今後検討を継続したいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 課長の説明で話は分かりましたが、以前、群岡地区においてもライスセンターのそういう実計にもあがっていたわけでありましたが、それについては、もうやらないというような方向でなっているわけですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 お答えいたします。

上野尻地区におきましても、そういった相談がございますが、今のところ費用負担の問題ですとか、そういった合意形成が集落の中で図られていないということで、今のところ協議を保留にしていると、協議が進んでいないというような状況でございます。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いずれにせよ、この集落型ライスセンターというのはかなり難しいといひますか、そういう中で、今町で農業公社的なことを検討していると、そういうようなところで、やはり町に一つ大きなものをつくって、そういう取り組みをするというようなことは、まだ検討段階ではありますけれども、考えてはいないのかどうか、お伺いします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長　町が規模の大きなライスセンターの整備を考えているのかということでありますが、具体的には、そういったことは集落型ということで、今進めていますので、具体的に検討はしておりませんが、今ほど議員からありました農業公社、これにつきましては、令和3年度にこの農業公社が町の農業の課題解決に向けて、どのようなことができるのか、例えば耕作放棄地、これの解消に向けて何ができるのか、担い手育成には、この農業公社というのはどういう役割を果たせるのか、そういったところを令和3年度に検討を進めるということにしておりますので、今後そういったことを調査してまいりたいと思います。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　次に、新年度の事業としてミネラル栽培4戸の生産者へ12棟のパイプハウスを整備するというようなことを再質問ということで、今までその146棟を園芸用のパイプハウスとして整備されたわけではありますが、そのうち、現在ミネラル栽培に使用されているパイプハウスというのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　お答えいたします。

このパイプハウスの整備事業ですが、基本的にはミネラル野菜に取り組む方ということでリース事業を行っておりますが、中には少し休止している方もいらっしゃいますが、基本的にはそういうミネラル栽培に使用されるというふうに考えております。

○議長　棟数なんぼって聞いたよね、建物の数。ハウスの何棟あるかという質問があった。
農林振興課長。

○農林振興課長　今手元に何棟が、今ミネラル野菜栽培に取り組んでいるかという数字がございませんので、後ほどご提示したいと思います。

○議長　8番、伊藤一男君。

○伊藤一男　今回の取り組み、本当にいい取り組みだと思いますし、これからミネラル栽培の園芸施設の所得向上という意味で、これから本当に期待できるのではないのかなというふうに思います。

そういうことで、これからいろいろ農業振興というのも、やっぱり町の一つの基幹産業でありますので、そういうところで積極的にいろんなことに対応されて、これからの農業振興、そして町の発展というのは、農業振興は欠かせませんので、ぜひこれからも積極的にその取り組みをしていただきたいなと。

これで私の一般質問を終わります。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　こんにちは。5番、猪俣常三です。

質問に入る前に、2月の13日、福島沖を震源地とする地震が発生し、この地震により被害にあわれた方々に、心からお見舞いを申し上げます。

また、待ちに待った新型コロナウイルスのワクチン接種が始まることに大きな期待をよせているところであります。町民の皆さんの命が守れて、安心して暮らせるよう、一日も早くワクチン接種が実施されることを切に願ってやみません。

それでは、今次の一般質問の通告をしておりますので、伺ってまいります。

コロナ禍における影響についてであります、何点か伺います。

一つ、農業の経済的損失額は、どのような状況になっているのか。

2点目、商工業の経済的損失額は、どのような状況になっているのか。

三つ目、町内に、コロナ禍の影響により解雇や雇止めの方がいるのか、また再度働きたくても就職活動ができない方がいるのか、お伺いをしていきます。

四つ目、町営住宅、定住促進住宅の家賃が払えない方がいるのか、伺ってまいりたいと思います。

5点目、自主財源に占める割合の大きい町税収入への影響は、どのように分析しているのか、伺いたいと思います。

六つ目、コロナ禍で、子どもたちの活動への影響や学力格差等は生じていないのか、対応はどのようにしているのか、伺います。

次に、定時定路線バス及びデマンドバスの現状についてお伺いいたします。

一つ目、交通体系において、定時定路線バスの利用状況をどのように評価しているのか、また、乗車人数を伺います。

二つ目、デマンドバスについて、利用状況や予約受付の改善効果など、伺ってまいります。

三つ目、定時路線バスのアンケートを実施されましたが、今後の運行方法、どのように考えているのか伺います。

以上、私の一般質問といたします。

もう1点目、私の原稿がちょっと抜けましたので、大変失礼いたしました。

3点目の県の補助支援の詳細と町の経費負担の詳細を伺います。

もう一度4点目の件にきましては、先ほど申し上げましたように、定時定路線バスのアンケートを実施されました。その今後の運行方法をどのように考えているのかお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、児童生徒への影響や対応についてお答えいたします。

昨年3月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、文部科学省が全国一斉に学校の臨時休業を要請したことから、本町の小・中学校においても、今年度は4月・5月に14日間、臨時休業の措置を取ったところであります。

この休業中は、本町の独自性を発揮し、タブレット端末を活用した双方向のオンラインによる家庭学習などにいち早く取り組むとともに、町のケーブルテレビを活用し、中学校ではオンラインによる授業を行ったり、小学校では体操や歌、英会話などの特別番組を放送し、児童生徒の学習や心のケアに取り組んできました。また、文部科学省が示した学校運営上の工夫等を参考に、感染対策を十分行った上で、学びを止めないために分散登校を積極的に実施するなど、段階的な教育活動を行いながら学びの保障をしてきたところであります。

昨年5月の学校再開後は、遅れた授業時間を確保するため、学校行事等の精選や夏休み

期間の9日間の短縮、修学旅行を秋に延期するなど教育活動を工夫し、小・中学校とも2学期が始まるまでには臨時休業による学習の遅れを取り戻すことができました。その他の学校行事につきましても、他市町村との各種交流事業以外、3密を回避できるような対応がとれる行事については、これまでの形態にとらわれず、内容や時間等を工夫して実施し、視点を変えた新たな取り組みにより、大きな効果をあげたものもありました。

さらに、本町では国が進めるGIGAスクール構想に対して、県内の他市町村に先駆けて、児童生徒全員に1人1台タブレット端末の配布が昨年11月には完了いたしました。同時に、学習教材アプリを導入しながら、学校での授業や家庭での自主的な学びなどにタブレット端末を活用しております。なお、ICT環境が整っていない家庭に対しても、町がCATVインターネット環境を無償で支援し、児童生徒が誰1人取り残されることなく、格差が生じないよう努めているところであります。

町教育委員会といたしましては、このICT教育環境を活用し、児童生徒の学校での学びと家庭学習によるハイブリット型の新しい学びを一層推進してまいります。また、今後のコロナ禍のもと、臨時休業等で登校できない状況になった場合でも、家庭でのオンライン学習等をより充実させながら、可能な限り教育活動を継続し、児童生徒の学びの保障を最大限に確保・支援しながら、学力格差等が生じないよう、対応していくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 5番、猪俣常三議員のコロナ禍における影響についてのご質問のうち、農業の経済的損失額についてお答えいたします。

まず、米につきましては、12月定例会でお答えしましたとおり、令和2年産米の農協概算金が、コシヒカリ1等米60キログラムで600円の低下となっており、農協出荷だけでも令和2年産米は前年に比べ約3千万円の出荷額の減少となっております。これはコロナ禍の影響も一部あると思われますが、恒常的に続く消費の減少と民間在庫量の増加により、米価が低下している影響が大きいものと考えております。

次に、野菜につきましては、町の主要3品目であるキュウリ、トマト、アスパラガスについて、主な出荷先である農協、道の駅、首都圏スーパーについて調査したところ、令和2年産は前年に比べ約1,300万円の減少となっております。この減収につきましては、昨年の4月と7月に例年の2倍以上となる長雨で、それに伴う低温や日照不足による生産量の減少が主な要因と捉えておりますが、農協出荷などの販売は概ね順調で、価格も比較的安定して推移したところであります。

次に、菌床キノコにつきましては、生シイタケについて調査したところ、令和2年産においては、町が事業を開始した当初から目標としていた年間生産量100トン进行達成しており、価格についても昨年秋から高値が続いていることから、農協出荷額についても前年と比べ増加しております。

このように、現時点ではコロナ禍による町農業への影響は限定的なものと捉えておりますが、町といたしましては、価格低下が著しいソバについては令和2年産の作付けに対し10アール当たり5千円、総額で約650万円の農家への支援を行ったほか、コロナ収束後を見据え、農業経営の継続・拡大を図るためのスマート農業等を導入する農家に対し総額で

約2千万円の支援を行っております。

今後も関係機関・団体等と連携を図り、市場の動向を注視しながら、支援が必要と判断される場合には、迅速に対応してまいりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 5番、猪俣常三議員のコロナ禍における影響についてのご質問のうち、商工業の状況についてお答えします。

町商工会からの情報によりますと、まず、商業につきましては、小売業や大型店のスーパー等については、外出自粛等の影響により、売り上げが横ばいもしくは増加傾向にあり、また、今冬の大雪により燃料販売が好況であるとのことであります。

一方、観光関連業については、客足の減少から、引き続き厳しい状況にあり、また、冠婚葬祭や会合等の減少から、酒類の卸小売業についても同様に厳しい状況にあります。

飲食サービス業については、休業や営業時間短縮要請の影響から、売り上げは減少しておりますが、一部の事業者においては、時短営業の協力金等により、収支の赤字は免れている状況にあります。

工業につきましては、町内の主要な企業15社に対してアンケート調査を実施したところ、約2割の企業が前年度より売り上げが増となり、約5割が前年度並みとなった一方で、約3割の企業はいまだ5パーセントから40パーセントの売上減少が続いている状況にあります。

なお、具体的な経済損失額につきましては、県に照会したところ、県及び市町村別の数値は算出していないとのことであります。

次に、解雇や雇い止めについてのご質問ですが、アンケート調査では約2割の企業が社員の解雇を実施したほか、昨年6月に倒産した町内の企業においては、全社員が解雇となりましたが、現在では、元社員の約8割が町内企業などに再就職されたとのことであります。

また、雇い止めの状況について、ハローワーク喜多方に照会したところ、喜多方管内には派遣業者の登録がないことから、実態は把握していないとのことであります。

求職者の再就職の状況につきましては、本年2月末現在の喜多方管内の有効求人倍率は0.88倍となっており、一定程度の回復は見られるものの、いまだ厳しい状況にあります。

本町の状況につきましては、町の無料職業紹介所における3月1日現在の有効求人倍率は2.8倍となっており、喜多方管内全体よりは高い数値であることから、町内での再就職が困難な状況にはないと判断しております。

町ではこれまで、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた町内経済の回復を目指し、個人消費の喚起と事業経営の下支え、雇用の確保を図るため、商品券の配布や休業等への協力金をはじめ、雇用創出の補助金や資金繰りへの支援など、様々な支援策を実施してきたところであります。

今後につきましても、町商工会等の関係機関と緊密な連携を図りながら、町内の経済回復に必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 5番、猪俣常三議員の、コロナ禍の影響で町営住宅、定住促進住宅の家

賃が払えない方がいるのか、とのご質問にお答えいたします。

町営住宅などの家賃につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった場合、公共料金などの支払い猶予・減免措置を受けられる旨広く周知してまいったところでありますが、コロナ禍に起因する納入相談を受けた例がありませんので、現時点では家賃納入に影響はないものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 5 番、猪俣常三議員のコロナ禍における影響についてのご質問のうち、町税収入への影響と分析、今後の見通しについてお答えいたします。

まず、町税収入への影響と分析についてであります。令和 2 年度課税分の徴収率につきましては、2 月末現在で概ね前年度並みとなっております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと考えられる税目は、法人町民税及び入湯税で、当初予定していた額より約 80 万円の減収となる見込みであります。

内訳につきましては、法人町民税は事業廃止や収益減等によるもので約 51 万円、入湯税は昨年の緊急事態宣言を受け、施設の一時閉館や、その後、不要不急の外出自粛等の影響により約 29 万円の減収となる見込みであります。

次に、今後の見通しについてであります。新型コロナウイルス感染症が収束すれば、経済の回復状況にもよりますが、税収額も回復してくるものと考えられます。

しかし、令和 3 年度においても景気等の社会情勢により左右される法人町民税や、令和 2 年産米の買い取り価格の下落等により、申告状況によっては令和 3 年度課税分の個人町民税にも影響があるものと認識しておりますのでご理解願います。

次に、定時定路線バス及びデマンドバスの現状についてお答えいたします。

まず、定時定路線であります。以前より運行してまいりました、まちなか循環線、野沢坂下線、平成 30 年 10 月より運行を開始した極入徳沢線、高目線、黒沢線の五つの路線を通年で運行しております。この利用状況は、平成 29 年度は 1 万 3,871 人、平成 30 年度は 1 万 6,060 人、令和元年度は 1 万 6,770 人であり、令和 2 年度は 1 万 5,220 人の利用を見込んでいます。

令和 2 年度においては、コロナ禍による移動需要の減少及び人口減少の影響を受け、数的な評価を行うことが難しい状況であります。高齢者等からは予約なしで乗車できるバスとして、評価をいただいているところであります。

次に、デマンドバスについてのご質問にお答えいたします。利用状況につきましては、平成 29 年度は 2 万 4,979 人、平成 30 年度は 2 万 2,439 人、令和元年度は 1 万 7,616 人であり、令和 2 年度は 1 万 4,742 人の利用を見込んでいます。

デマンドバスにおきましてもコロナ禍による移動需要の減少及び人口減少の影響を受け、数的な評価を行うことが難しい状況ではありますが、平成 25 年より乗車の 1 時間前までの予約を受け付けるなど、利便性向上に向け予約受け付けの改善を進めてきたことから、利用者からは評価をいただいているところであります。

今後も町といたしましては、評価検証を重ね、改善を図りながら利便性の向上に努めてまいります。

次に、運行経費の負担の詳細についてお答えいたします。まず、年間の運行経費の総額は、例年、約9千万円程度であります。そのうち、運行に係る収支の欠損額の6分の1が福島県市町村生活交通対策事業運行費補助金、さらに運行経費の総額の10分の8が特別交付税として町の歳入となることから、最終的な町の負担額は、令和元年度の実績額で約500万円であります。

次に、令和2年9月に実施した町民バスアンケートと今後の運行方法についてのご質問にお答えいたします。

まず、このアンケートは、町民の皆さまにとって、より良いバス運行とするために実施したものであり、全体的にきめ細かな運行について良い評価をいただいておりますが、前もって予約をしなければならないことなどが不便であるのご意見もありました。

また、運転免許証を自主返納した高齢者の皆さんをはじめとした交通弱者の移動・交通手段の確保が益々重要となることから、町民バスは、町民の皆さんの足として、今後も着実な地域公共交通の体系整備を推進していくことが必要であると考えております。

以上のことから、次年度以降、過般実施したアンケート調査の結果を踏まえながら、さらに利用しやすい町民バス運行に向けた検討を進めてまいりますのでご理解願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳細にご答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

まず最初に、質問に従って再質問をさせていただきますが、まずコロナ禍における影響について、私がこの農業、あるいは商工業の関係でお尋ねをしたわけであります。その中でも、私がお尋ねする前に少しお話しさせていただきますが、コロナ禍の経済損失そのものが日本国内では10兆円から50兆円、世界全体では1千兆円以上にのぼると推定されておりまして、その報道がなされていたわけであります。日本経済の経済損失は、対GDP比でマイナス6.1パーセント、損失額30兆円以上ののぼると推定されております。

要因といたしましては、移動の制限、外出に伴う需要と供給に大きな影響があったことが経済に大きな打撃を与えているとされております。また、観光産業や鉄道などのインフラ産業は大きな打撃を受けているということでもあります。所得や雇用の減少、経済悪化という連鎖をまねいておりまして、本町では道の駅よりっせなどの客足が極端に少なく、どのようにみているのかを伺った次第であります。

その中で、いろいろと農業について、それからまた商工業について、詳細に損失額の状況をご答弁をいただいたということでもあります。それにつきまして、今後、この商工業の中の個人サービスの方々については、この商工業の以外の数字をどう捉えていったらいいのか、そこの個人サービスのところについては、どの程度の影響があるのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまのご質問で個人サービス業というご質問ございましたけれども、具体的な業種について再度ご質問いただければと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 個人的な部分でありますと、理容系統とか、あるいは個人製造的な部分もありますでしょうか。分かります範囲内で、個人サービスといのは。

○議長　猪俣議員、個人名とか会社名は伏せてもらっても、業種ぐらいね、こういう業種がどうだぐらいの話をしていただかないと、答弁のほうも。

○猪俣常三　理美容で分かるところをお尋ねします。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　個人のサービス業、対面によるそのサービスを提供されている事業者というふうに理解させていただきたいと思いますが、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、飲食業、それと、そのサービス業、それにつきましては、コロナウイルスが感染拡大が始まったころの営業時間の短縮等の影響から、これまで売上は減少しております。

しかしながら、一部のサービス事業者等につきましては、協力金などの支援措置を受けてまして何とか赤字には至らない状況にあるというふうに聞いております。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　町のこの全体的に見た状態でお尋ねしますが、そのときの損失額というのは、それぞれの部分では出てますけれども、どのような状態で見られますのか、分かりましたらお答え願いたいと思います。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　先ほど議員の再質問の中で、日本全体で30兆円というような報道があったということにつきましては、経済産業省のレポートの中で報道があったということで、これは町民の皆さんも含め周知のことかと認識しております。

では、町のその経済損失額、その金額ベースでいくらかのかということとありますけれども、企業やその事業者の、いわゆる損益の数字につきましては、企業利益を守るための重要な数字でありますので、これにつきましては、公になってございません。これにつきましては、できれば正確に把握をしたいと町としても思っておりますが、法律に基づく調査なりが施行されない限りは、ちょっと正確な数字は掴めない状況にあるということで、概ねこの程度の減少幅、影響幅があったということで答弁をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　非常にご答弁いただけるような状況の質問ではないとは思いますが、それなりの数字がここへ載せていただきましたこと、十分理解をしております。

次は、このコロナの関係で就活ができなかったとか、そういう部分と、家賃がどうのこうのということがあったのについては、私は都会のほうでそういう事例が出てきて、我が町にその影響がどの程度あるのかということのおただしを申し上げたわけでありまして、なかなか、概ねないというようなことであります。理解をいたしました。

それから、自主財源に占める割合の大きなもの、徴税収入の影響ということとあります。この内容についても、私は相当損失額が出てくるとなれば、町の自主財源に影響があるのかという危惧をしたわけでありまして、ご答弁の中では、何とか税収も回復してくるものという考えでおただしを、ご答弁をいただきました。

再度質問をいたしますが、実際はこの減収そのものが大きく変わるということはないというふうにみてよろしいのでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

徴税収入への影響ということで、先ほど2年度課税分についての影響でご回答申し上げたところでございます。2年度分においては法人税、入湯税ということで影響があったということでお話をさせていただいております。令和3年度の影響については、今後の申告状況によってどうなるかは、今のところはお回答申し上げられませんので、影響あるかどうかということでは、先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 はい、分かりました。

次に、コロナ禍で子どもたち活動の影響や学力の格差の内容につきまして、教育長からご答弁をいただきました。そちらのほうの再質問をさせていただきます。縷々重要な内容が書いてございますが、特に学びの保障というような文言が出てまいりました。これについて教育長、どのような学びの保障、具体的なものをお尋ねしたいと思うんですが。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 再質問にお答えいたします。

学びの保障、主に学校での学びの保障というふうに捉えてよろしいでしょうか。先ほどお答えしましたように、新型コロナウイルス感染症の関係で臨時休業になった際、またそのような際に、町の優位性を活用して、インターネット回線、ケーブルテレビのインターネット回線によって双方向型の学習を県内先駆けて取り組んだ、そういう部分もありました。また低学年については、プリントによる課題等を出しまして、あと学校行事の見直しを図りながら、概ね2学期には授業日数を取り戻せたということで、児童生徒の学びの保障はできたというふうに教育委員会としては捉えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今回、私、この子どもたちの活動とか、学力の格差の問題でということでお尋ねしたのは、かなりこのコロナの関係で相当活動の制約がされている中で、ストレスを感じてはいないかということが心配の大きな、お聞きしたいところであったわけです。

その中で、あくまでも私なりの受け止めた内容でお尋ねいたしますと、このコロナでの今までどおりの活動が制約されないということの意味合いから、安心、つまり安心させるための、そのストレスを減少させるようなことをどのような状態で対応されていたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 お答えいたします。

児童生徒がコロナ禍において不安を抱えたり、いろんなところでその安心を与えるためにどうされたのかということなんですけども、答弁の中にもありましたように、いろんな学校行事も工夫をし、精選をしながら、例年よりはなくなった部分もありますが、いろいろ工夫をしております。例えばスキー教室についても、十分検討した結果、中止という形を取ったんですが、児童生徒、特に児童のいろんな発案の中から、地域に出向いて遊ぼうということで、具体的には3年生が徳沢の地域に子どもたちでスクールバスを使って行って、地元の方と交流をして、また地元の方たちも大変喜んでいただいて、集会場でいろん

な差し入れをしながら、地域の方と交流できたという、今までスキー教室に行っていればそういう活動ができなかったんですが、子どもたちの発案の中から、そういう活動ができたということは、大変地域の方たちも喜んでいましたし、子どもたちもこういう地域で、こういうところから来ている友だちがいるんだという、そういうこともできたということで、大変喜んで、有効的な活動だったということで、次年度以降もいろいろ工夫しながら考えていこうということもありました。

ほかの学年も、そのコロナ禍によって制限されている中、子どもたちと先生方が知恵を出し合いながら、その思いを発散できるような、そんな企画もしながら子どもたちもやっておりますので、児童生徒の皆さんも本当に元気に、コロナ禍に負けないように頑張って学校生活を送っていると、私たちは考えております。

以上でございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 コロナ禍でありますから、相当先生方にもストレス、あるいは悩みごとを抱えたこの状況ではないかなというふうに思っているわけであります。

その中で、また大事なことは、家庭学習ともここにも書いてございまして、その際、やはり保護者の方のお力も相当必要になってくるのかというふうに感じ取ったわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 お答えいたします。

先ほど申したように、本町、GIGAスクール構想、他市町村に先駆けて1人1台タブレット端末を導入することができました。保護者からのほうからも、家庭での学びができるということで、先ほどちょっと学校での学びと家庭での学びという、学びのハイブリッド、今、自動車でもエンジンとモーターとでハイブリッドして、お互いに支援し合うと、そういう部分で学校の学びと家庭での学びをしっかりと支援していくような、新しいハイブリッド型の学びということで、子どもたちにも話していきながら、そういう意味では保護者もそのタブレットを活用しながら学習をしっかりとできるという部分では、家庭学習の充実がしっかりとされていくということで、今後も学力向上に向けた取り組みの一つとして、家庭学習もしっかり進めていきたいと、そんなふうに思っています。

保護者のほうからも大変子どもたち、学びがしっかりとできるということで、喜んで進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。それには、町のほうで学習用の教材アプリを導入しました結果、それを活用して学習ができるということで、そこには小学校は5教科、小中学校とそれぞれ教科の学習が全部そのタブレットで使えるようになっておりますので、家庭学習もしっかりとその学習アプリを使うことでできるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 さらにこの子どもさんたちのストレスがものすごくある中で、ましてや心の健康というところについてお尋ねしたいんですけれども、この件につきましては、どのように対応されておられましたでしょうか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長　その心のケア、臨時休業中と捉えてよろしいのでしょうか、それとも学校が始まってから。学校が始まってからは、子どもたちは3密を回避するような新しい生活様式の中での学校生活ですので、多少制限がありますが、通常に児童生徒ともに、中学校においては部活動も通常できておりましたので、学校がある間には、特段大きな心のケアを悩む児童生徒はいなかったと思います。

あと、もしそのような心の不安があった場合には、スクールサポーターですとか、あとはスクールカウンセラーとか、あとは心のオアシス等もありながら、心のケアも対応しております。

また臨時休業中においては、ケーブルテレビを使った体操だとか、いろんな手品を先生方が披露するとか、また英会話とか、歌とか、そういう心のケア的な内容も特別番組として実施しておりましたので、臨時休業中についてはそのような対応で心のケアに取り組んできたところだと思っております。

特段、小中学校も不登校児童生徒とか、そういう部分で増えたということもございませんので、心のケアについては十分先生方、また保護者と協力し合いながらできたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　町内外からも非常に西会津の町では、教育長さんのいろんなご指導が高く評価されているということが聞きましたわけでありまして、そこら辺のところの専門分野で、誇りに思っております。

その中で、一つお伺いしたいのは、ICT教育によってこの学力の差がどのようになっていったのかを、先生の、教育長からお答えいただければと思います。お尋ねいたします。

○議長　猪俣議員、コロナに関してのあれだから。

○猪俣常三　コロナのことに関連して、そのICT教育の学力の差がないことの専門分野でお尋ねしたいと思います。

○議長　教育長、江添信城君。

○教育長　ICT教育ということで、今、先ほど申したように、もう全国的にGIGAスクール構想ということで、1人1台端末を活用した学習をとということでいます。私、常々西会津の教育長になった際に、不易と流行ということを常々言っていました。そういう意味では、ICTの活用というのは流行の部分かと思いますが、やはり不易の部分もしっかりと捉えながら、このICT、今町としてはデジタル戦略ということで取り組み始めておりますが、そういう意味では、流行の部分とうまく融合していかないと私はいけないと思います。

学校においてもこのICTは、あくまでも学習のツールです、道具です。鉛筆や消しゴムと同じようになりますので、ICTが入ったから全て勉強ができるかということではなくて、ICTはやはり学習の道具として、どういうふうに活用していくかというところが大事な点になってくるかと思えます。

そういう意味では、大変便利なものですので、うまく活用すれば学習効果も上がってくると思えます。でも学習意欲がない児童生徒は、目の前に立派なタブレットがあっても使

おうとしないんですね。ですからそういう意味では、非認知力という、学ぶ意欲をしっかりと育てていくことが、ICTをうまく活用できる基本になるかと思いますので、ですからICT一辺倒での学校教育ではないということをご理解いただきながら、これからも学習の道具としてうまく活用できる児童生徒を育てていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 猪俣議員、議員の質問については、コロナによる影響についてどうのという質問ですから、あまり広げないように。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変分かりやすくご答弁いただきました。ありがとうございます。

話題をちょっと変えていきたいと思います。定時定路線のバス及びデマンドバスの現状についてお尋ねをしたいと思います。今回、3年の新年度に対しましての町民バス等において、9,600万くらいの予算があがっております。それから、新しいバスを、29人乗りを1台というふうに解釈しているんですけども、1,500万、約1,600万ほどあがっているようでございます。

先ほど来、アンケート関係で同僚議員がおただしをされた中で、だいたいの内容は分かりました。私が聞いている中では、町民バスに乗るといふ方々のニーズが予想以上に少ないんじゃないのという話がありまして、そういうところ、このアンケートの中でどのように方向性を示していけるのか、そこら辺のところをおただしをしていきたいと、こんなふうに思ったわけですが、野沢から坂下につきましても、大きな29人乗りが走っているというところでありますので、今後の改革、あるいは見直しをされるのであれば、こちんまりとしたマイクロバス、ワゴン車タイプのものでこれから対応が考えられるのかどうか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えしますが、その前に、坂下線ということでよろしいでしょうか。

○議長 議員、一問一答だから、一つずつ質問するなら質問。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 坂下野沢線のほうからお尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 野沢坂下線につきましてもの車両についてお答えをさせていただきます。

現在54人乗りを使用しておりますが、今後、更新時におきましては、ちょっと29人乗りということで更新を考えております。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 乗車の関係をちょっとお尋ねしていくんですけども、常に1日、ここで示されているのが、これ単純に計算した場合ですと、ちょっと分かりませんね。1日利用者がどの程度を想定されて29人乗りになったのかという、その検討された内容をお尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

野沢坂下線につきましては、平日で利用者数が14.8人でございます。休日については

0.7人ということで、休日はかなり少ないようでございますが、平日は1日平均で14.8ということで、29人乗りということで一まわり、54人から29人乗りに小さくしたということは、今後、坂下高校の統合の関係もちょっと考えまして、まだワゴン車ということまでは、極端に小さくしすぎるかなということで、29人乗りで更新を考えてございます。

ただ、それでも大きいということであれば循環線、利用数の多いところにまわして使うということもできますので、その辺は臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1日14人ということでありますので、1回乗るということになると、マイクロバスじゃなくてワゴン車、これだっただいたい、ちょっと型が大きいんでしょうけど、9人くらいは乗れるんじゃないかなと、その9人で対応ができないのかどうか、私はできると思います。それだと思うから、ワゴンタイプで対応はできるんじゃないかということ再度お尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

坂下方面から、例えば西高に通う生徒さん、1学年5人いらっしゃれば、3学年で15人という数字にもなります。そういったことも今後、極端に小さくするのはちょっと危険かなということで、ちょっと入学状況も見据えながらということでご理解いただければと思います。

ましてや現在、コロナ禍ということもございまして、密を避ける乗車をしていただくということも考えておりますので、大型ではなく中型、29人乗りにしたということでご理解いただきたいと思います。

すみません、中型から小型ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 時間もあと僅かですから。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1点、2点で終わりますけれども、その29人が小型になったというのは、その小型が何人乗りに変わるんですか、29人ですか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをします。

29人乗りが小型ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは循環型のAコース、Bコースのところのバスは、これは何人乗りなんでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

循環型も29人乗りでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 このバスそのものが、そんなに満杯に乗っているという姿、私は見たことはありません。このまちうちの中で走っていただいて。これは今のワゴンタイプ、ワゴンタイプで運用はできないんでしょうか、お尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

これまで町民バス運行してまいりまして、どこの時間帯が多いかとかというのは、おおよそ掴めてございます。それで、多いところで、例えば 29 人乗りを使い、少ないところでは 11 人乗りのワゴン車を使い、車をローテーションさせながら、極端に 1 台が傷まないようにも注意しながら運行している状況でございます。

○議長 最後になりますね。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、奥川の極入から町民バスが出ている、これは皆さんご承知のとおり、1 人が精一杯乗っているというのがよく聞かされております。このところは、29 人乗りとみているんですけれども、これをワゴンタイプに変えていかれたほうが運用しやすいのではないかということをお尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 極入徳沢線でよろしいでしょうか。定時定路線でその路線が一番乗車率がいいという路線バスでございます。そこで、さらに現在はいろんな催事等が中止等になっていきますけれども、例えば今後、これまでもそうだったんですけれども、ゲートボール大会であるとか、いろんな催事があるときにはそれなりの利用人数がいるものですから、極端に全て 11 人乗りというようなことではできないかなということで判断してございます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変ありがとうございました。これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(14 時 49 分)

○議長 再開します。(15 時 15 分)

先ほど 8 番、伊藤一男議員の質問の中で、ミネラル栽培用のパイプハウスの数量、棟数についての確認をするというようなことで、答弁がまだなされておりました。確認が取れましたので、農林振興課長よりご報告をいただきます。

農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 先ほど 8 番、伊藤一男議員のご質問の中で、町が整備いたしました園芸用パイプハウスの利用状況でございますが、146 棟のうち、現在 20 棟が休止中ということでありまして、差し引き 126 棟で、現在ミネラル栽培がなされているということでございます。

以上です。

○議長 では、小柴議員、質問席に着いてください。

7 番、小柴敬君。

○小柴敬 7 番、小柴敬であります。本定例会に 2 項目通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず、ふるさと応援寄附金事業についてであります。ふるさと応援寄附金利用のネットへの掲載を始めて 3 年が経過しようとしております。2 年目の令和元年度には、当初予算

の3千万円にわずかに足りませんでしたが、本年度は2月末時点で1億5千万を超える寄附がありました。薄町政に変わり、寄附金事業をインターネットに掲載した結果であり、返礼品の地元への還元や自主財源の確保という点でも、大きな成果をあげていると言えます。令和3年度当初予算は、ふるさと応援寄附金事業1億4千万円を見込んでおり、以下の点について伺いをいたします。

1点目、新たな返礼品や今年度の返礼品に対する見直しの考えは。

2点目、寄附金の利活用はどのような項目に充てるのか。またその金額配分について。

3点目、今年度ご寄附いただいた方への、今後の対応方法についてどのように考えるのか。

4点目、各サイトにおける申し込み割合、比率はどのようになっているのか。

次の、地域おこし協力隊の増員についての質問ですが、同僚議員も同様の質問をしておりますので、質問の後、割愛する部分は割愛させて再質問につなげたいと思っております。

現在17名の地域おこし協力隊が配置されているが、次年度に入り4名の隊員が卒業となっております。ソーシャルビジネス部門の隊員も不足しており、そのほかの課でも隊員の募集を要望しているが、以下の点について伺いをいたします。

1点目、不足している部門と人数、及び隊員に求める個々の能力は何か。

2点目、募集にあたっての方法及び委託先はどのように考えているのか。

3点目、3年後の起業・定住に向けた担当課の指導はどのように考えているのか。

以上、2点を質問させていただきます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、小柴敬議員のふるさと応援寄附金事業についてのご質問にのうち、2点目の寄附金の活用項目と金額配分について、お答えをいたします。

はじめに、本事業については、町長就任以来、各種施策を実現するための財源確保として、積極的に取り組んでまいりました。平成30年度からはインターネットサイトに順次掲載を進め、また、返礼品の見直しや開発、在京西会津会の会員の皆さまへダイレクトメールをお送りし、ご寄附をお願いしてきたほか、西会津応援大使をはじめ、多くの皆さまのご協力とご支援をお願いしてきたところであります。

この取り組みの成果として、私が就任した平成29年度は45件、約120万円であったものが年々寄附額も増加し、この2月末日現在では5,678件、1億5,605万8千円となり、全国から多くの皆さまにご寄附をいただいている状況であります。

また、返礼品についても米をはじめ、地場産品が約4,500万円の販売になるなど、このコロナ禍において、地場産品の振興と地域経済の活性化に大きく貢献するとともに、町のイメージアップや地場産品のPRにつながるものと考えております。

おただしの寄附金の利活用項目と金額配分についてであります。町では、これまでご寄附を活用させていただく事業として、子育て応援事業や地域活性化事業、自然環境保全事業など、七つの事業項目を設けて寄附を募っております。

令和3年度においては、こうした趣旨を踏まえ、町が政策的に進める事業や新規事業に充当することとし、寄附金の活用事業として、子育てコミュニティ施設整備事業1,872万

5 千円、新たな健康づくり支援事業 1,048 万 5 千円、デジタル戦略推進事業 1,767 万 6 千円などに充当することとしております。

今後についても、さらに返礼品の内容を充実させるとともに、寄附金の使途を公表し、寄附される皆さま方に町の施策や事業にご理解をいただきながら、寄附者と町との良好な関係を構築し、西会津のファンとなって応援していただけるような取り組みを進めてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 7 番、小柴敬議員のご質問のうち、ふるさと応援寄附金事業についてのご質問にお答えいたします。

1 点目の返礼品についてのご質問であります。令和 2 年度の返礼品については、米や馬刺し、酒、民芸品など 121 品目を取り扱っており、地場産品の振興と地域経済の活性化にも大きく寄与しているものと認識しております。

今年度の返礼品に対する取り組みについては、商品の見直しと磨き上げのため、事業者等と随時打ち合わせを設けてきたほか、事業所等への説明会を開催し、新たな返礼品の採用や開発につなげてまいりました。令和 3 年度においても、引き続き魅力ある返礼品の開発も含め、見直しを行う考えであります。

次に、3 点目の今年度寄附された方への今後の対応方法についてのご質問であります。寄附金の使途を公表し、寄附者に町の事業をご理解いただくとともに、継続してふるさと納税をしていただけるよう、令和 3 年度版のパンフレットをダイレクトメールするなど、本町の情報を発信し西会津のファンとなっていただけるような取り組みを進めてまいります。

次に 4 点目の各サイトにおける申し込み割合についてのご質問であります。令和 2 年度に 2 社のサイトへの掲載を増やし、現在 7 社のサイトを利用しております。令和 3 年 2 月末現在における寄附額における各サイトからの申込み状況であります。さとふるで 28.1 パーセント、楽天で 25.1 パーセント、ふるさとチョイスで 23.9 パーセント、ふるなびで 12.8 パーセント、その他 3 社で 8.3 パーセントとなっております。

町では、各サイトからの申し込みが、寄附金額全体の 98.2 パーセントを占めていることから、新規掲載に係るサイトの検討やウェブ広告等を通して、寄附獲得に向けた取り組みを進めていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 7 番、小柴敬議員の地域おこし協力隊の増員についてのご質問にお答えします。

はじめに、1 点目のご質問についてですが、令和 3 年度に募集する地域おこし協力隊の部門と人数につきましては、ソーシャルメディア等を活用した情報発信分野で 1 名、ケーブルテレビ番組制作分野で 1 名、有害鳥獣対策分野で 1 名、出ヶ原和紙製作で 1 名、起業に向けたプロジェクトに取り組むコーディネーター 1 名、プレーヤー 5 名の合計、5 部門 10 名を予定しております。

それぞれの隊員に求める能力としましては、各課に配置する隊員につきましては、各課

のプロジェクト達成に有効なスキルと経験、意欲や行動力を有している人材が必要であると考えております。

また、起業のプロジェクトに取り組む隊員につきましては、町が想定しておりますビジネスプログラムのうち、自然・学び、販売・流通、デザイン・情報の三つのプログラムにおいて、現在隊員の配置がないことから、これらのプログラムにマッチしたビジネスプランを提案・実践できる人材を求めています。

次に、2点目のご質問についてですが、隊員の募集方法につきましては、昨年度まで首都圏や関西方面に出向いて募集イベントを実施しておりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベントを実施できなかったところであります。

令和3年度におきましても、首都圏等に直接出向いてのイベント開催は困難な状況が続くと予想されることから、実績のある首都圏等の民間業者に募集業務を委託する考えであります。

次に、3点目のご質問であります。1番、荒海議員にお答えしたとおり、隊員ごとに各課で個別のヒアリング等を実施するなど、起業や定住に向けた支援を行っているところであります。

また、任期間近の隊員につきましては、副町長によるヒアリングの実施や、起業に活用できる補助事業をサポートするなど、隊員の意向に沿った具体的な支援ができるよう努めているところであります。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

この新たな返礼品、これに対する見直し、それぞれかけていくと。この中で、各商店とか、製造業者、その方からの申し出があるのか、それとも役場側というか、町民税務課側のほうから、こういった事業に取り組んでいったらどうなのかというような、双方向の提案という形では、どのように考えて、あったのか、ないのか、お聞かせください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

これまで町側から返礼品に出してはどうかというようなこともやってまいりました。また、ケーブルテレビを通じて事業者説明会の募集、その中で来ていただいた事業者の方から、こういう商品を取り扱ってほしいというような、事業者からの申し出もあつての返礼品を採用するというようなことでやってきてございます。

今後も町側からの働きかけと併せまして、事業者からも申し込んでいただけるようなPRもしていきたいなということで考えてございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 そのときの窓口としては、その担当課としての概ねの窓口は町民税務課なんでしょうか。それとも農業関係者は農林課なんでしょうか。その点をお聞かせください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 直接の窓口は町民税務課ということで受け付けてございます。なお、農林課とか、そういう話があつたときには、つないでいただくというような流れで、実際には事務取り扱いが町民税務課ということでご理解いただきたいと思います。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 その点はよく理解できました。

それで、一番最後の 4 点目の各サイトのパーセンテージ、これをお伺いをいたしました
が、ホームページを除きますと、それぞれの返礼品の件数が違うんですね。直近で私が調
べたところ、さとふるで 106 件、ふるさとチョイスで 121 件、ふるなびで 67 件、楽天で
57 件と、その掲載の件数に大きな開きがあります。この点に関して町側ではどのようにお
考えなんでしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今、小柴議員のほうからおただしのありました件については、役場としても把握はして
ございます。ただ、サイトごとの特徴を出したりだとか、サイト限定品といいますか、数
があまりない部分については、サイトを区切って、1 社とか、そういうことで掲載を進め
ているというところもございます。

中には、サイトに掲載していただく委託を出している業者からの掲載ではなく、直接そ
のサイトで掲載してくれるという、無料でやってくれるというところもございまして、な
かなか手もまわらないところもあったりしているものですから、次年度はその辺をもうち
ょっと品揃えを多くして、各サイト特徴出しながらも、ある程度商品、返礼品を載せてい
きたいということでは考えてございます。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 サイトへの掲載件数が増えれば、私はその分、のぞく方々、利用する方々にと
っては幅が広がるので、できれば多く、浅く広くという形で今後も対応していただ
きたいと考えております。

また 2 点目の寄附金の利活用、これは非常に地場産品に対して 4,500 万円ほどの販売に
なるというようなことで、大きく町の地場産品だとか、農業製品だとか、そういったもの
に対して、今年度大きく貢献があったと思っております。

その中で、今回の決算ではなくて、予算のほうに結び付ける、ちょっと考えますけれど
も、今回は一応 3 千万という金額の目標でやっていったわけでありまして、その中
で、こういったこの次の年度の利用の金額、要するにこの次年度子育てコミュニティだ
とか、そういった予定金額がありますけれども、今年度の 1 億 5 千万、入金、寄附金があり
ました。その中でサイト使用料だとか払った残りの金額というのは、今後町としての対応
はどのように考えていらんしょうか。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えをいたします。

今年度の寄附金に対する寄附の使途ということでございますが、現在、各課の協力をい
ただきまして、町が政策的に進める事業を選定していただいております。それをパンフレ
ットにまとめていきたいなということで、現在作業中でございますので、ご理解いただき
たいと思います。

○議長 7 番、小柴敬君。

○小柴敬 では 3 点目の質問に移ります。せっかくご寄附いただいた方への町の情報発信

ということで、非常に危惧していた面がありますけれども、町のパンフレットだとか、あとはロータスインに対する宿泊券だとか、そういったPRですね、そういったことを今後しっかりとやっていっていただけるということをお聞きしましたので、ここは安心をしています。その辺しっかりと寄附いただいた方々への町の情報発信という点で、きめ細かな対応をしていただければ、それが横につながって、寄附されてくださった方々の口コミというふうに広がってくれば、なおさらいいのではないかなと。

さらに、このコロナ禍が終わった段階で、またこういった魅力的な西会津でお米もおいしいんだということで、じゃあ1回行って、利用してみようかというようなことにつながれば、なおさらいいんじゃないかというふうに私も考えておりますので、担当課の今後の努力、しっかりと頑張ってくださいと思います。

ふるさと応援寄附金事業については以上で質問を終わらせていただきます。

続きまして、地域おこし協力隊の増員についてということでありますけれども、不足している部門、それで一応、行政課題解決型ということで、今回何人か募集がかかっているということでもありますけれども、先日、農林課の鳥獣被害対策で、一応わなの免許だとか、狩猟の免許だとか持っている隊員を募集するんだということでありましたけれども、あまりにもちょっとハードルが高いんじゃないかと思うんですが、この隊員を採用した後で、専門員とともにスキルを磨き上げるという意欲のある隊員とかも、募集の枠に入るんじゃないかと思いますが、その点、農林課の考えはいかがですか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 鳥獣被害対策にかかる地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

ただいま令和3年度からの採用に向けて、鳥獣被害対策担当の隊員ということで、先ほど議員申されましたように、狩猟免許、銃猟とわな免許の所持者ということで、現在募集をしております。いまだ採用の試験などには至っていないわけですが、今後、議員からもご提案ありましたように、あまり応募がないとか、そういったことであれば、採用後に免許を取得してもらい、そういった方法もあるかなというふうに考えますので、柔軟に対応していきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 担当課のほうとして、そのように対応をよろしく願いいたします。

私の考えとして、その隊員、町が隊員に対して求める能力という点をあげさせていただいたわけでもありますけれども、このあまりにもスキルが高すぎるというようなことでありますと、なかなか、逆に言うと、町の町民もついていけないということでもありますので、コミュニケーション能力だけはしっかりと持った隊員を、コーディネーターとして募集していただきたい。

それから隊員にも、できれば町の方々と仲良くなれるような、その引きこもりの存在ではなくて、今後、野口燃料等の、旧野口燃料ですね、あそこが改装になって、そこで活躍する範囲が広がりますので、その点で町内の方々とコミュニケーションをしっかりと取っていただきたいというふうに考えておりますので、そのような人材をしっかりと募集していただきたいと思います。

それから、2点目の募集にあたっての方法ということですが、その専門機関というのは、またどういうところであって、一番危惧するものは、町の求めるものと、それから協力隊員が町に来てやりたいこと、その相違をどのような形で埋めてくれる、募集先を選定していくんでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 隊員の募集についてであります。地域おこし協力隊制度始まって何年か経ちますので、全国には隊員の募集を手掛ける業者がいくつかございます。実績の高い業者も町外に、あるいは首都圏等にもございまして、首都圏等でその募集を行って、地方にその隊員を紹介していただけるというような事業者もございます。

コロナ禍の状況がどのように推移していくか分かりませんので、募集イベントのような募集活動が首都圏等で開催できるかどうか、今のところ不透明でございますけれども、その開催できる場合、開催できない場合、両方を検討しながら、現在は募集方法について考えているところでございまして、前段申し上げましたような、既に協力隊の募集について実績のある業者を選定し、その実績の内容なども判断しながら委託先については選定してまいりたいと考えております。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 募集にあたってはしっかりと町の要望等を伝えられる業者で、実績のある業者ということでありますので、今後の隊員募集についてしっかりと採用をお願いします。

1点ちょっと同僚議員の質問と被る部分がありましたけれども、ソーシャルビジネスの部門についてちょっと疑問に思っている点があるので、お尋ねをいたします。これは一番はじめのワークインレジデンス事業に戻りますけれども、コーディネーターとプレーヤー、この立場というのが、位置付けは分かりますけれども、隊員が同じ3年という年数を持っております。コーディネーターが今2年目を迎えておりまして、新しくまたプレーヤーが1年目募集すると。そのときの差というか、埋め合わせというか、その辺について町側はどのように、1年目、2年目のその差、そういったものの指導、そういったものを考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 以前の議会でも議員のご質問に対してお答えしたというふうに記憶しておりますけれども、確かにコーディネーターとプレーヤー、採用の時期によってその任期のずれがございます。コーディネーターにつきましては、隊員と伴走しながら、隊員がそれぞれ起業するビジネスをつなげた、さらなる新しいビジネスの創出であるとか、隊員への助言等もその任務に含まれてございます。

コーディネーターが任期満了した後、その隊員、プレーヤーの指導につきましては、当然そのコーディネーターだけに隊員の支援を委ねるのではなく、1番議員にもご答弁申し上げましたとおり、町でもしっかりと隊員の起業について支援をしてまいる考えでございますので、コーディネーターとともに支援をしながら、そのコーディネーターが空白となった期間等につきましても、きちんと隊員に寄り添った支援ができるよう、町のほうで、担当課で十分に責任を持って対応してまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その中で、私一つ提案したいことがあるんですけども、今後、町側がプレーヤー、あるいはコーディネーターを指導していく中で、そのマッチングという点で、できれば商店とか、商店街とか、そういった地元の人材活用、地元とのコーディネート、それから対話、そういったものを広げるように、町側がその隊員に対して働きかけをするというようにしていただきたいというふうに考えるんですが、その点はいかがですか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 この点につきましても、1番議員にもお答えしたとおり、地域との融合、融和、地域との関連性、関係性を深めていくことは大変重要なことだというふうに考えてございまして、地域の住民の皆さん、あるいは商工会等の地域の団体、あるいは地域で事業を営む、その事業者の皆さんとしっかりと関係性を深めながら、隊員の定着に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 今回の町の総合計画の見直しの部分で、人が人を呼ぶ移住、そういった仕組みづくり。町外からの人材の視点の積極的活用という点で、やはり協力隊の新しい若者の観点、それから考え方、そういったものが商店だとか、地域住民に対して相当影響力を持っている、今後持っていくだろうというふうにして想像をしております。

今後、町が進めていくこの中心エリア整備構想、これは尾野本、野沢地区でありますけれども、こういったものに対しても、その協力隊の若い考え方、それから昔から、若者、何とか者とか申しますけれども、そういったことで積極的に関わりを、我々としても求めたいと思うんですが、その点に関して町側の考えをお伺いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 中心エリア整備構想についての策定にかかる部分で、地域おこし協力隊、外の視点を入れたらどうかというようなご質問でございしますが、一応来年度、策定を予定しております中心エリア整備構想につきましては、やはり既存の資源を有効に活用しながら、商店街の活性化、あとは子育て支援、観光誘客など、総合的な視点を持った形で整備構想を策定していきたいと考えておりまして、併せまして移住定住の一層の促進を目指したいということで策定するものでございます。

この中心エリア整備構想の策定にあたりましては、やはり地元の方々との対話、いわゆるワークショップ等を開催しながらつくりあげていくというような方向性、今考えておりますので、その辺を踏まえながら、外からの視点、また中からの視点ということで、総合的な視点から策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 地域おこし協力隊員が来た段階で、ぜひ、まず町をよく知ってもらおうという点で、町の職員、それから地元の方々とよく、それぞれの5地区、見てもらう。それから人と触れ合ってもらおう。そして町をよく知ってもらおう。それがまず第1の条件であらうかと思います。その後一応、町の指導をもとに自分たちのやりたいこと、そういったもののコミュニケーション、そして3年後の地元への定着ということで、今後さらにこの増え

ます 20 数名の隊員が、地元にしっかりと理解をしていただいて、そして町の活性化に十分と寄与していただく、そういったことを期待いたしまして、今回の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。9 番、多賀剛でございます。

今定例会に私も 2 件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

一つ目の質問といたしまして、I C Tを活用したまちづくりについてお尋ねいたします。

地方分権改革が叫ばれてから早 20 数年が経とうとしております。その間に地方分権一括法が施行され、平成の大合併があり、それぞれの自治体は生き残りをかけて、それぞれの特色あるまちづくりに取り組んできたところであります。それまでのように中央集権の名のもとに、全国一律に同じことをやって成長するのも、衰退するのも横一線。みな一緒にそれぞれの地域の実情に合った取り組みができづらかった時代から、今は大きく変わってきております。

地方分権一括法では、国と自治体との関係を対等とし、機関委任事務を廃止し、自治体が自主的に行う自治事務と法定受託事務をするという、事務的な改革、改善をすることと併せて、自治体に取り組むまちづくりに関する裁量も大きく広がってきたところであります。

そういった中であって、本町の先進的なまちづくりへの取り組みは、多方面から高く評価され、多くの視察団を受け入れてきたところであります。最近では、他町村に先駆けて、西会津町デジタル戦略を策定し、これからやってくるであろうデジタル社会に対応したまちづくりに取り組もうとしております。周辺自治体はできないこと、時代を先取りした施策に取り組むことも当然必要であると考えます。

それと併せて、現在持っている本町の優位性、足元を見つめなおすことも大切であると考えます。今一度、本町の持っているポテンシャルを再確認しながら、それを最大限に生かして魅力的なまちづくりを進めるべきと考えます。

私はその一つが、町内全域、全戸に敷設された光ファイバーケーブル網ではないかと考えます。現在コロナ禍にあって、いろいろな場面で各所において非接触型の対応が進んでおります。こんな時代だからこそやらなければならないことがあるはずであります。本町の通信インフラ、I C T環境を最大限に使ったまちづくりについてお伺いをいたします。

1 点目といたしまして、I C Tを活用した健康づくり・医療体制等の推進をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2 点目といたしまして、光ファイバーケーブル網を使って町内全域を無料W i - F i の環境整備はできないものか、お伺いをいたします。

3 点目といたしまして、これも光ファイバーケーブル網を使ったラジオ、FM、AM、ワイドFM等の受信環境整備はできないか、お伺いをいたします。

4 点目といたしまして、テレワーク・ワーケーションの現状と今後の推進についてお伺いをいたします。

二つ目の質問といたしまして、後継者対策についてお尋ねをいたします。

昨年来、思いもよらない新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、新しい生活様式が提唱され、各種イベントの開催が中止となったり、人の集まる機会、出会いの場の提供が難しい状況が続いております。しかし、急激に進む少子高齢化、人口減少の波は、本町にとって最重要課題であり、喫緊の課題でもあります。新年度はワクチンの接種もはじまり、一日も早い新型コロナウイルスの収束、沈静化を願うものでありますが、アフターコロナ、ウィズコロナのおいての後継者対策についてお伺いをいたします。

1 点目といたしまして、コロナ禍にあつての後継者対策の効果、実績はどうなっておりますか、お伺いをいたします。

2 点目といたしまして、国が行っている地域少子化対策重点推進交付金の活用は大変有効であると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

3 点目としまして、後継者対策は、言葉は悪いかもかもしれませんが、片手間でできるものではありません。今まで以上にしっかりと時間をかけて、人、お金をかけながら推進しなければ効果が出ないと私は考えますが、ご見解をお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 9 番、多賀議員の後継者対策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1 点目のご質問であります。町では、若者が交流できるイベント等を通じ、男女の出会いの場を創出し、結婚意識の高揚を図ることを目的に、平成 22 年度より各種セミナーや婚活イベントなどの後継者対策事業を実施してまいりました。

今年度につきましても、婚活イベントの実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、従来の形では実施できず、代替案としてオンラインによるイベントを計画しましたが、専門業者から効果的な提案を得られなかったことから、実施を断念したところであります。

こうした経緯から、町といたしましては、今後の後継者対策のあり方を検討し、より効果の期待できる施策を構築するため、昨年 10 月に西会津町後継者対策協議会を設置いたしました。

本協議会は、町内の企業等で働く若者や公共的団体の関係者、県のアドバイザー、公募による方を構成員とする 15 人の委員で組織し、これまで 5 回の会議を開催して、検討を重ねてきたところであります。

協議会では、アンケート調査による対象者のニーズやターゲットの把握、本町の魅力を再発見し、体験を通じた出会いの場を創出するイベントの企画、マッチングから成婚までの継続したサポート体制の三つのテーマについて協議し、対策の狙いと実施方策のイメージ、実施体制等について、意見をまとめたところであり、今月末に協議会から町に対し、提案書をいただく運びとなっております。

次に、2 点目のご質問であります。国の地域少子化対策重点推進交付金は、自治体が行う結婚に対する取り組みや、乳児期までの子育てに温かい社会づくりを支援する目的で、結婚支援センターの開設や、マッチングシステムの構築、男性の育児参加の促進等に係る費用の助成のほか、新婚世帯を対象に家賃・引っ越し等の費用を上限 30 万円まで補助する制度であります。

本町におきましては、新婚夫婦に対して10万円もしくは家賃6カ月分の結婚祝金事業を実施しておりますが、国の制度は所得や年齢の要件が厳しいことから、活用してまいりませんでした。

また、後継者対策事業につきましては、みんなで創る未来基金を財源に充当して実施しているところであり、国の制度を活用するにはいくつか満たすべき要件がありますが、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目のご質問であります。1点目のご質問でお答えしたとおり、町では、町民参加による後継者対策協議会を組織し、具体的な対策について検討を重ねてまいりました。令和3年度では、その検討内容を踏まえ、改めて町民参加の実行委員会を立ち上げて、事業の実施を進めていく考えであります。

また、喜多方地方定住自立圏共生ビジョンにおいて、西会津町・喜多方市・北塩原村の3市町村の合同婚活イベントも実施する予定であり、こうした広域的な事業にも積極的に取り組んでまいります。

私といたしましては、人口減少と少子化に歯止めをかけることが、本町の発展のためには喫緊の課題であると認識しており、全力をあげてその対策に取り組んでいるところであります。

後継者対策事業につきましても、その一つとして重要な施策でありますことから、今後とも積極的に推進していくとともに、令和3年度に実施する新たな取り組みの効果を十分に検証した上で、さらなる効果を得るために必要な予算等については、議会のご理解をいただきながら、対応してまいる考えであります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 9番、多賀剛議員のICTを活用したまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、本町の持つポテンシャル、具体的にはケーブルテレビ情報通信基盤などの優位性を最大限に生かすとともに、コロナ禍、アフターコロナを見据えた、町民の皆さんの快適で便利な暮らしづくりや、地域経済の活性化、教育、保健、医療、福祉分野などでのデジタル技術の活用による、町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち へずーっと、西会津～」の実現に向けて、今年度、デジタル戦略を策定したところであります。

本戦略に基づき、日々進化するデジタル技術を戦略的に、有効に活用し、地域課題の解決や、行政サービスの向上、さらに移住定住の促進等を図ってまいる考えであります。

ご質問の1点目、ICTを活用した健康づくり・医療体制の推進につきましては、デジタル戦略において、保健分野では、デジタル技術を活用した運動の推進などにより健康寿命の延伸を図ることとしており、医療体制におきましては、町内全域をカバーする光ケーブル網を活用し、患者の安心を支え、また患者や医療スタッフの負担軽減を図るため、現場の課題を整理し、オンライン診療など安心して受診しやすい診療体制構築に向けた検討を進めてまいる計画であります。

2点目の、光ファイバー網を使った町内全域無料Wi-Fi環境整備につきましては、

町では、これまで公共施設や主要な観光施設にWi-Fi無料アクセスポイントを設置してきたところであります。今後も、その必要性や公共利用など、使用の用途に応じ、Wi-Fiをはじめ、特定小電力無線のLPWA、ローカル5Gなど、通信速度や通信距離、消費電力など、その通信規格の特性を踏まえた無線通信環境の整備を検討して行く考えであります。

次に、3点目の光ファイバー網を使ったラジオ、AM、FM、ワイドFMの受信環境整備についてお答えいたします。本町は、山間部が多く地上波のラジオ放送が受信しにくい状況にあることから、現在、NHKエフエム、ふくしまエフエムをケーブルテレビで再放送しており、ラジオ機器に接続することにより、ケーブルテレビ加入世帯で聞くことができる環境を提供しております。

ご質問のラジオ受信環境の整備については、大規模災害により万一、ケーブルテレビ放送が中断した場合を想定した情報伝達の多重化対策として重要であることから、整備に係る費用対効果や、スマートフォンアプリなど民間のサービス利用を含めて調査してまいります。

次に、テレワーク・ワーケーションの現状と今後の推進についてのご質問にお答えいたします。

今般の新型コロナウイルス感染の拡大によって、暮らしや働き方が一変し、地方への移住、都市部の仕事を地方でしたいといったニーズが高まっており、本町の優位性や、独自の魅力を積極的にアピールし、テレワークやワーケーション、さらには本町への移住を促進する好機と認識しているところであります。

こうした中、日本各地の登録物件に、会員が定額で住める多拠点居住の住まいのシェアサービスを展開する株式会社アドレスと、このたび、町内の空き家など遊休資産の有効活用や、関係人口の増加による地域活性化を目的に、連携・協力に関する協定を締結する運びとなりました。

町といたしましては、本協定締結を契機に、関係人口の増加はもとより、空き家利活用の促進を図るため、民間事業者等と連携し、多拠点居住やワーケーションを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。

町長からご答弁いただきましたので、まず後継者対策について再質問させていただきますが、昨年はこのコロナ禍の状況で、今までのような婚活事業ができなかったと。これはある意味、これまでの、いわゆる後継者対策事業を見直す一つのいい機会になったのかなという、私も思っております。今までの婚活事業というか、後継者対策が全て悪かったという意味じゃなくて、一つの区切りを付けて、新しい方向に向かうという意味では、一つのいい機会になったということで、今回、後継者対策協議会を組織して、新たなスタートというか、方策をやっていこうということでもあります。

それで、先ほど私が言った、いわゆる地域少子化対策の重点推進交付金、これはいろいろな条件が厳しくて町ではまだやっていないということでありましたが、これから検討するというご答弁でしたけれども、これはいわゆる結婚、妊娠、出産、育児、このいわゆる

切れ目ない支援をすることによって、後継者対策、あるいは少子化対策に寄与するものだというので、その町の実情に合った、ニーズに合った使い方ができるということでありますので、これはぜひ検討していただいて、その導入の方向で進めていただきたいと思います。町長にご答弁いただいたので、大変ありがたかったんですが、これは例えば、単体で事業の成果を出すというものではないんですね。今言ったように、いわゆる商工観光で出会いの場をつくって、成婚、結婚させればいいというもんじゃなくて、その後の、いわゆる妊娠、出産、育児までつながるような、いわゆる少子化対策、後継者対策が私は必要だと思います。

そういった意味で、私はそれに前後にもう一つ、今言った、結婚、妊娠、出産、育児、その前後に、その前には出会いがあって、育児の後には就学まであって、その流れの、一貫した流れの中で後継者対策、いわゆる少子化対策をすべきではないのかなということで、これは各課横断でプロジェクトチームみたいな形でやっていく必要があると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でありますけれども、まさに私もそのとおりだと思っています。どこがスタートになるかは別にしまして、例えば結婚については出会いの場が必要でありますし、あるいはその後は、いわゆる妊娠、出産、そして育児、保育、それから小中学校、それから進学、就職支援、定住対策と、これが一つのサイクルといいですかね。みんな連続した対策になるわけでありまして、そういう意味では、その部分だけやればいいということではなくて、こういう子育て、いわゆる後継者対策というのは、議員ご指摘のとおり、総合的に進めないといけないと、そんなふうに思っております。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 その中で、以前も町長とこの場で話したのかな、私ご提案したことあるんですが、今言った一連の流れの中で、いわゆる西会津型のネウボラ制度のような取り組みはこれから必要ではないかと、いわゆる後継者対策、少子化対策をする上で、だからその西会津版のネウボラをぜひ推進すべきだというような話を、以前、私差し上げたと思うんですが、今回、後継者対策を見直すと、新しいやり方でやるということでありますので、そんなことも私は考え合わせて、推進すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 西会津型のネウボラ制度ということでありまして、過去にネウボラ制度についてのご質問いただいております。町では平成 29 年に、いわゆるこゆりこども園内に子育て支援センターを設置をいたしまして、子育て支援の拠点として事業を実施しております。このネウボラ制度と町の子育て支援センターの、家族全体に対する支援の密度というのか、これの相違はありますけれども、妊娠、出産、育児、これらについて、いわゆる保健師による育児相談、それから訪問指導、子どもとその家族との密接な関係を、関わりといいですかね、それをもってサポートに努めておりまして、私はネウボラ制度と形態は違っても、近い、そういう支援をできているのかなというふうに思っています。

ただ、今日の、いわゆる少子高齢化の時代にあって、適切なその子育て支援を、どういう支援が適切なのかといいますか、そういう意味では、このネウボラ制度の優れた点は、

この町の子育て支援センター事業の中に取り組めるものがあるとすれば、それはやはりその支援の内容を強化、充実したものに、やっぱり検討していくということは、私は大事なことだろうなど。そのことによって安心して子どもを生み、育てられるまちづくりといえますか、それに向けて全力で取り組んでまいりたいと、そんなふうに思ってます。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 今朝の新聞見ましたら、県内の市町村長のアンケートで、それぞれの自治体の課題は何かと、一番はやっぱり人口減少対策が、もう大変一番だというような新聞に載っておりましたのでね。この後継者対策、少子化対策と併せて、これはもう本当に、くだいようですけれども、積極的に取り組んでいただきたいと。町長のご答弁の姿勢をそのままいけばね、いい方向にいくのかなという思いであります。せひ進めていただきたいと思います。

質問を変えます。順番からいうと、最初の I C Tを活用したまちづくりについての質問にいきますけれども、この本町は以前から I C Tに特化したまちづくりに努めてきて、周辺他町村にはないようなものに積極的に取り組んできた。その中で今ほど言った本町の優位性を、こういうものだよということでもありますけれども、その本町の可能性、今ある私は光ケーブル網というのは、全国にあるかもしれませんが、周辺市町村には、全戸に敷設された光ファイバーケーブル網なんていうのはないわけですから、ぜひそれを有効活用していきたいなという思いで、いろんなことできないかということでご提案申し上げました。

そのいわゆる光ファイバーケーブル網の可能性について、企画情報課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

本町の通信情報基盤の光ファイバーケーブルをどう考えているのかという部分でございますが、こちらのほうにつきましては、やはり西会津町、全国に先駆けてケーブルテレビを、県内に先駆けて設置いたしました。その部分につきましては、これまで有効活用ということで、様々な健康管理システム等とか導入してまいりましたし、これこそが西会津町これからの活気ある町をつなげる上では十分な地域資源であるという強いことということで認識しておりまして、今後活用する方向の上でデジタル戦略も、その情報通信基盤を活用してデジタル戦略を進めていきたいということで、大変重要な地域資源というか財産であると認識しております。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も全くそのとおりでございます。それで、今、いわゆる光ファイバーケーブル網を使ってやっているというのは、そもそもやっぱりテレビの難視聴対策でケーブルを引いたというのが前身ですけれども、当然テレビを見られるようになっている。それでインターネットも使えるようになっている。それぞれ契約をして使用料を払えばという条件付きであります。

それともう一つ、本町はもう面積が 300 キロ平方メートル、細長いところに、そのうち 84 パーセントが森林でね、その中に 89 の集落が点在している。本当に行政効率のよくな

いというのも、悪い地理的条件でありますね。その中で、いわゆる携帯電話の通信エリア、これは本町は、いわゆる人口カバー率、ほぼ 100 パーセントですよ。それはいわゆるケーブル網、光ファイバーケーブル網を使って携帯電話がどんな集落にいても、今、入っているということでもありますけども、それには、いわゆる光ファイバーの空き心を使って、いわゆる携帯電話のエリア拡張、それ通信事業者の協力もありましたでしょうけども、してきたという経過がありますけども、実際、今敷設されているケーブルの空き心の容量というか、どのくらいあるんでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えします。

空き心リストという形でございますが、一応今のケーブルテレビの路線網につきましては、約 30 地域ということに、いろいろ光ケーブル網を這わせております。その中で、まず幹線ルートが、ルート 49 号から徳沢を経由して中町に至るルート。あと中町から新郷に来るルートという形で幹線は 2 系統ございます。そのほか、残り 28 地域に、そこから分岐して分かれてケーブル網を敷設しているということでございます。

その 49 号ルート、あと奥川からの新ニムラ線のルートにつきましては、結構な大容量の光ケーブル網でございますが、各地域に入っている部分については、最大で 6 心から少なくて 4 心程度ということで、今現在、先ほどお話にありましたように、携帯電話会社に貸している通信網とか合わせますと、余裕があるところとないところというのが点在しているというような状況でございます。若干その場所によっては空き心には余裕があるというような部分での認識でおります。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 私もその容量のところ、よく分からなかったんでね、余裕がないというところではしょうがないんですけども、いわゆる光ファイバーケーブル網、空いているのであれば、本当にもったいないなというところで、先ほど言ったように、テレビ見たり、インターネットしたり、ある学校教育現場ではね、その双方向の G I G A スクールの中でタブレットを使っていろいろやっているということでもありますから、その空いているところを何とか有効活用、私はしたいなと。それが周辺自治体ではできない本町の優位性の取り組めるところかなと。これからデジタル戦略の中で、そんなところを生かして行ってほしいなという思いでお尋ねしたわけですが。

先のご答弁の中でローカル 5 G なんていう話出ましたけれども、今巷ではスマホが 5 G の世界がもうすぐそこに来ているというところでもあります。先ほど言ったように携帯電話、うちは光ファイバーの通信網を使っているということでもありますけども、いわゆる今、テレビなんかで盛んに言っている 5 G、第 5 世代の通信環境というのは、今の状況で本町でできるんでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

今、報道でも 5 G ということで各通信事業会社が盛んに宣伝しているところがございますが、今現在、西会津町に設置している部分については、4 G といわれている L T E と皆さんいわれているような通信規格のものが、西会津町の携帯電話エリアになっております。

その今あるエリアを全て5Gにした場合に対しては、相当時間がかかるというような部分で事業者にいわれております。

と申しますのは、5Gのアンテナ1基で通信ができる距離が、障害物がないところで200メートルから300メートル程度ということで、非常に帯域が幅がない部分でございます。この西会津町のエリアをカバーするとなると、相当なアンテナが必要だということになっておりますので、その辺で、今は都市部を中心に5Gエリアが普及している段階でございます。一つの例を申し上げますと、会津若松市にあります、いわゆるスマートシティの賃貸ビルでございますが、その中で1基設置しているそうなんですが、端から端まで電波は届かないということでございまして、2階に設置してあるんですが、その3階と1階には通じないということで、なかなか大容量ではありますが、通信距離が短いということで、大変普及には時間がかかると国も申しております。

以上でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。あんまり通告に逸れないように私お話ししましたが、今いろいろ大容量、高速のね、通信環境があるということは皆さんも承知しておりますが、それはそれで置いておいて、今ね、そこまで必要な方というのは、まだごく一部の方なのかなと私は思っております。

今、本町にある環境で私は何とか十分使えるなという思いで、さっきWi-Fiとかいろいろ言ったのは、今、例えばお金を払えばね、最先端の通信機器を買って、最上位回線を、最高速の上位回線を使えるようなお金を払えば、それなりのものを得られるんですけども、私はそこまで必要な方というのはそう多くないと思います。今の現状の中で、そこまでいらないけども、あまりお金をかからないで、ICT環境の利便性を享受できる世界が私は前段としてね、5Gなんていうところまでいかなくても、必要かなというところで無料のWi-Fiの環境づくりはどうかなとか、そういうご提案を差し上げましたけども、学校教育で使っている、やっているような、いわゆるデジタル技術、双方向でやり取りできる。そんなに、あれはそんなにスピード早くなくてもいいですよ。いわゆる普通のリモートができるような環境があれば、どのぐらいのギガ数が必要なのか分かりませんが、あればできるということなんで、そういうことを多くの町民に享受できる環境を、今後本町の優位性として整備していただきたいということで、全町無料は、Wi-Fiなんていうことでなくても、そういうことをご提案したわけです。そういった可能性はいかがでしょう。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど横文字をあんまり使うなということだったんですが、LPWAという部分の、いわゆる省電力のエリアが広い電波の無線方式というものもございまして。そちらのほうは、いわゆる公共施設の監視とか、そういう部分によく使われている技術だということで、先ほど例としてご答弁申し上げさせていただきました。

従いまして、このデジタル化を進める上で参考としたものが、国の情報通信白書というものも参考にさせていただきました。今後、デジタル化を進めるにあたっては、やはりそ

の目的や用途に応じて他の技術とうまく組み合わせて使うことが重要ということがいわれておりますので、ですので、その使用目的をはっきりした場合に対して、どういう無線方式がいいのか、またそれがW i - F i がいいのか、ローカル5 Gがいいのかという部分で、その目的に沿った形で進めていかなければいけないのかなと考えておりますので、従いまして、今現在、西会津町のケーブルネットの加入世帯も1,200 ぐらいございます。また町で無料W i - F i も20 カ所付けておりますので、その用途に応じて整備を今後検討していきたいと考えておりますので、それを含めまして、その活気のある町という部分を目指していきたい。また持続可能な町を目指していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 話変わりますけれども、先日、N C Tで鎌田實先生の健康づくりの講演会のテレビ講演会、講演ですね、あれを拝見しました。その後、町長とのテレビ座談会というか、大変いいことを聞いたのと、大変いい番組だのと私は感じましたけれども、ああいうことをやっぱりもっと多くの町民に享受できる環境づくりをしていただきたい。ネットの環境があって、タブレットでもパソコンでもあればね、できるのかもしれないけども、そればかりでなくて、デジタルの相互通信技術を生かして、N C Tのテレビを見ながら、もしあんなことができたらいいなというようなことも考えました。それは今後の可能性ですから、デジタル戦略の中で、あまりお金をかけない、利用する側はあまりお金をかけないで利用できるような環境にしていきたいと思います。

あとI C Tを利用した健康づくりで、昨日、2 番議員も言いましたけども、いわゆる介護福祉の分野でも、いわゆるこのデジタルI C T化を使えないのかという話ありましたけども、例えば週1 回しかデイサービスに行けない人が、ほかの日は、いわゆるリモートなりで、いわゆるフレイルにならないように、いろんな画面を通してアドバイスなり、会話をしたりというような環境づくりも、私はこれI C Tを利用したまちづくりというか、健康づくりできると思うんですが、そんなことをこれから推進するおつもりはございませんか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

一応デジタル戦略で計画している部分を申し上げますと、まず福祉分野においては、今現在もやっておりますが、もう少し安価な実効性のある形でG P S端末による認知高齢者の見守りサービスの実施ということで、可能な部分をあげていきたいということで考えております。

また、いわゆる介護分野においても、その介護ロボットの導入とか、様々な部分で、視点で安価なものが導入できるかどうかという部分も含めて、今後十分に関係課と調整しながら、また事業者の部分でも調整しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひお願いします。I C Tのまちづくりの中で、もう一つテレワーク・ワーケーションの話、質問させていただきましたけれども、うちの町はね、それこそさっきも言

いましたけども、20 年以上前からテレワーク、語ってね、当時は何のこっちゃという時代から取り組んで来たわけですよ。今コロナ禍になって、周辺市町村も一生懸命このテレワークだとか、ワーケーションだと、リモートだという大騒ぎして、いわゆるコロナの対策の臨時交付金を使ってコミュニティセンターをテレワークセンターにしたとか、何かそういう話聞きますけれども、私はもう 20 年以上前からやってきた先進の意地があると思うんです。勝ち負けではないんですけども、よそに負けないやっぱり取り組みを、先駆的なことをやっていく必要があると思いますけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 今ほど I C T を使って先進的なまちづくりということですけども、今まで西会津町は I C T のまちづくりということで、ケーブルテレビを核として、そういう情報通信機器を使って、他の市町村よりも先駆けた、そういう情報施策を取り入れてきたわけですけども。そもそもケーブルテレビを導入したときも、結局は難視聴と、さっきお話もありましたけども、やはり娯楽とか、趣味の域じゃなくて、やっぱり当時、健康づくり、そういった町の施策を映像をとおして町民の皆さんに分かりやすく、その施策を啓蒙普及させようというような、そういった、いわゆる情報通信はツール、道具であって、本来の目的は、やっぱり町がそういった先進的な施策をするための手段であったということであるわけであったわけです。

今回だって、こういうデジタル戦略ということで、いわゆる進化したデジタル機器を使って、さらに町民の皆さんの暮らしの向上とか、利便性の向上を目指すわけですけども、これだって今までの、そういう I C T のまちづくりの基盤があったからこういうふうにするなりいけたのかなと思っております。

ですから、こういった今までの西会津の歴史、財産を、やっぱりそのケーブルテレビの基盤とともに有効に活用して、さらに情報通信を生かした先進的なまちづくりに努めていきたいなと思います。

以上です。

○議長 9 番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長からご答弁いただき、副町長はケーブルテレビ始まったところから一番長く、自分の子どものような気持ちでご答弁されたのかなという思いでおりますけれども、その思いは私も一緒であります。ぜひそんなことでこの I C T、私はもう、何かね、やっとなよその周辺自治体がこのコロナ禍になって、うちの町に追いついてきた中で、何か追い越されるのが癪だなという思いでいるんです。だから、何か差別化をして、いち早く取り組んできた西会津町を参考にしてみんながやるようなことを取り組んで、先進的なまちづくりに取り組んでいただきたいという思いでいろいろ申し上げました。

最後になりますけども、いつも私は町長には、あんまり現実的な話ばかりでなくて、ちょっと夢のある話しましょうよというようなことで、よく話をしますけれども。これからのデジタル社会というのは、さっきの 5 G の話なんか聞くと、本町ではなかなかすぐには難しいということなんですけども、私も中身よく分かりませんが、テレビのコマース見ると、5 G の世界というのはドラえもんがうちにやってくるような状況だということですね。とんでもない世界になるわけですよ。

そんなことになったときに、本町はさっき言ったように、地理的にはもう不利な地域であります。やっぱりそんな中でケーブル網、光ファイバーケーブル網を使ったり、あるいは今福島県には南相馬浪江に福島ロボテス、ロボットフィールドがありますし、今年はデジタル庁ができると、福島会津に本庁が来るんじゃないかなんていう話ありましたけれども、本庁がこなくても、会津大学辺りにはサテライトオフィスぐらいはできるかもしれない。藤井先生というか、会津大学とのつながりもお陰様でありますから、そういう最新、最先端技術をぜひ持ってきていただいて、いわゆる本町を、実証実験できるようなエリアにしていきたい、したら楽しいなと、楽しいといったらおかしいですけども。

先ほど言ったＩＣＴ技術は、今、お年寄りが多いからそんなのあったって、お年寄り使えないよという人も確かにいますけども、やっぱりその利便性を享受できないというか、やっぱり必要に迫られないからなかなか使えないと思うんです。例えばお買い物に行くのに、今もう現実に始まっていますけども、バーチャルのスーパーマーケットでお買い物をして、キャッシュレス決済、電子マネーで決済をすると。そうするとその買ったものはドローンで配達できると、そんな時代がもうすぐそこにきているんです。

だから、さっき言った福島ロボテス、ドローンの研究いろいろやっています。今あそこで空飛ぶ自動車というね、人を乗せるようなドローンの開発なんかもやっています。それで会津大学、最先端のデジタル技術、デジタル庁ができればね、そんなものがくるかもしれないといったときに、今、自動車も国産車、もう自動運転、レベル３の車が発売されるというような時代になりました。町の中、もううちのようなところはもう、自動車がないと移動ができない。無人運転の自動車が行き来する。ドローンで荷物を運んでくれる。そんな環境、テストフィールドにうちの町をできたらなんなんていう夢物語、私、思っていますが、そんなことに取り組むようなお考えは、町長、最後ありませんか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　副町長はこれまでのＩＣＴの歴史、経緯等にお話しましたので、私にはその夢の部分の語れと、こういうことだと思いますけれども、私は町長に就任して、とにかくＩＣＴのまちづくり、日本一の情報通信網の優位性のまちづくりをしたいということで、これまで進めてきました。それは、今、多賀議員からいろいろお話ありましたように、これだけの環境整備が整っているのはほかにないわけですよ。その条件をもっともっと私はさらに進化させて、今ようやくほかの自治体が何とかそこまできているところを、それを追いつかれてそのままでは、もう、悔しいという今お話されましたけど、私にとってもそれは、もっと先、ほかの自治体が追いついたら、そこから先、私のほうがもっと一歩も二歩も先のそういうまちづくりをしたいなというような思いをもって、それで一昨年になりますかね、いわゆるデジタルの社会になるからということで、デジタルのまちづくりをしようということで提案をしまして、そして本年の３月にデジタル戦略ができますけれども。これだけの条件、環境が整備されている。これをもっと一歩も二歩も、あるいはほかの自治体では真似のできないことを私はやりたいとそう思っています。

だからそれは何かというのは、今、それこそ会津大学の藤井先生、あるいはいろんな方の知恵を借りながら、それが町にとって何ができるかはこれからでありますけれども、ほかの自治体が追いつかないような、そういうデジタルの社会を目指して頑張りたいなとい

うふうに思っておりますし、皆さんから、何かいろんなご提案があれば、どんどん言っていただければありがたいなというふうに思っております。

とにかくこのデジタルを使って、町民の皆さんの暮らし、あるいはサービスが今以上によくなることは、このデジタルの社会だと思っています。そういう意味では、いわゆる西会津町だからこそできる、そういうデジタルの町にしてみたいと思っていますので、これからもどうぞご理解、ご支援をいただきたいなと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 最後に町長から力強いご答弁をいただきまして、今日も大変いい議論ができました。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時45分)

令和3年第3回西会津町議会定例会会議録

令和3年3月10日（水）

開 議 10時00分
散 会 15時41分

出席議員

1番	荒 海 正 人	5番	猪 俣 常 三	9番	多 賀 剛
2番	上 野 恵美子	6番	三 留 正 義	10番	青 木 照 夫
3番	小 林 雅 弘	7番	小 柴 敬	11番	清 野 佐 一
4番	秦 貞 継	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和３年第３回議会定例会議事日程（第６号）

令和３年３月１０日 午前１０時開議

開 議

日程第１ 一般質問

日程第２ 議案第１９号 西会津町第８期介護保険事業計画・第９期高齢者福祉計画の策
定について

日程第３ 議案第１号 西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例

日程第４ 議案第２号 西会津町税条例の一部を改正する条例

日程第５ 議案第３号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第６ 議案第４号 西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関す
る条例を廃止する条例

日程第７ 議案第５号 令和２年度西会津町一般会計補正予算（第１３次）

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

１．青木 照夫 ２．武藤 道廣

○議長 おはようございます。

令和３年第３回西会津町議会定例会を再開します。（１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第１、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

１０番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。１０番、青木照夫でございます。

今次の一般質問は、当初予算を決める大事な定例議会であります。業務の改善、新規事業、継続事業など、当町の１年のスタートとなる重要な案件が示されております。

また一方、昨年度から全世界がコロナ禍の中で、多くの方々が感染の渦に巻き込まれ、経済の歯車が大きく斜陽化されたことは承知のとおりであります。

今年は東日本大震災から１０年目であります。オリンピックの祭典が、まさに福島から復興の光が多くの手を受け継ぎ、立ち上がろうとしております。

そうした中で、我が西会津町には、既に居住地として選び、住んでおられる方、また若い人たちも生業を求め移住定住される方もおられます。これからのまちづくりは、若者はもちろんのこと、高齢者の方々に住みやすい、優しい町として選ばれるまちづくりが大切であり、応援していかなければなりません。

今次はそのテーマに沿って３項目の質問をさせていただきます。

はじめに高齢者の福祉政策について伺いたいします。

今や高齢者寿命も１００歳時代といわれております。同時に１人暮らしの高齢者や介護される方などの足の確保が困難な生活弱者も増えております。そこで、誰しもが住みやすいまちづくりを実現するためにお尋ねいたします。

一つ、野沢、尾野本地区の一部の高齢者や運転免許証の返納者の方には、路線バスしか利用できず、役場や診療所、または買い物などに苦勞されている方がおられます。生活弱者に対し足の確保をするために、仮称、福祉タクシーなどで対応策などできないかをお尋ねいたします。

二つ目、冬期間、１人暮らしの高齢者や夫婦などが生活支援ハウスで過されています。集落によっては、今後対象者が確実に増えることが予測されます。新たに町内に空き家などを利用した生活支援ハウスなどが必要と思いますが、そのお考えは有りませんか、お尋ねいたします。

二つ目の質問であります。自転車の活用についてお尋ねいたします。

会津管内には自然と触れ合いをしながら、歴史や文化などを散策する自転車愛好家が増えており、サイクリングロードの設置など、広域的に連携をし取り組んでいる自治体があります。本町でも自転車を管理、運用されていることから質問をいたします。

一つ、平成１５年、町側からの提案で、野沢駅前通り商店街に自転車を設置することの契約があると伺っております。町と駅前通り商店街との契約はどのような内容であったのかを伺います。

二つ、まちなかで自転車を利用できる場所が、野沢駅通りと道の駅よりっせの2カ所に設置されていたと聞きます。現在の利用状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

三つ目、西会津町には、歴史文化や、神社仏閣、道祖神などが点在しており、風光明媚な阿賀川ラインなどがあります。新たにサイクリングマップなどを作成し、自転車活用による西会津町のよさを宣伝することで関係人口が期待されますが、いかがですか、お尋ねいたします。

最後の三つの質問でございます。人口減少の施策についてお尋ねをいたします。

本町の出身者をはじめ、首都圏で定年を迎えられた方たちの中には、地方に安住を求めている方がおられます。本町には、運動広場、室内施設、温水プール、温泉施設、介護施設、ほか登山、溪流釣り、農業体験など、受け入れの環境が整っております。PRと呼びかけによっては、人口拡大が期待されます。その取り組みのお考えはありませんか。

以上、私の3項目の質問は、町の優しさとよさをPRすることで、ずっと西会津で住みたい、人口拡大につなげられる質問であります。明快なご答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、青木議員の、高齢者の福祉政策についてのご質問のうち、高齢者生活支援ハウスについてお答えをいたします。

高齢者生活支援ハウスは、高齢者が安心して健康で明るい生活が送れるよう、現在は主に冬期間の生活に不安のある方が、一時的な生活の場所としてご利用いただいております。

この施設は、平成14年に開設し、施設の定員は14名、単身10部屋、夫婦2部屋で、ここ3年間の利用状況は平成30年度が13名、令和元年度が11名、令和2年度については新型コロナウイルス感染症対策のため、定員を11名に制限いたしましたが、3月1日時点で8名と、利用の希望に添った施設の活用ができております。

しかしながら、高齢化が進み、1人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する本町においては、特に、冬期間の生活に不安を持つ高齢者が、これからは年々増加するものと考えられます。

議員おただしの、空き家を利用した高齢者生活支援ハウスは、高齢者が日常生活において抱える不安の解消や、住み慣れた地域で暮らし続けたいとの希望を叶えるなどの、高齢者の生活の質を高めるために、大変有効であると考えております。

町といたしましても、住み慣れた地域において高齢者の安心した生活を支えるため、高齢者の生活実態などを踏まえ、既存の高齢者生活支援ハウスの今後の利活用とともに、地域にある空き家の利活用なども視野に入れながら、高齢者向け集合住宅等の整備について、第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画に位置付けて検討してまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 10番、青木照夫議員の、高齢者の福祉政策についてのご質問のうち、福祉タクシーについてお答えいたします。

本町における移動手段の確保は生活に欠かすことのできないものであり、なかでも、特に高齢者の通院や買い物などでの移動に対するニーズが高まっております。このため、町

の委託を受けた社会福祉協議会が主催する、ささえ愛支援会議により、移送を含めた移動支援を今年度のテーマとして、会議メンバーである福祉関係者や地域の代表者、さらに交通機関関係者を交えて、検討を進めてまいりました。その会議では、現状においては家族や近くの親戚、近所の助け合いなど、自助・共助により支援が行われているものの、高齢化の進行により、近い将来、こうした支援が困難になることが予想されることから、現在の助け合いの関係性を崩さないよう配慮をしたうえで、ボランティアなどの地域資源を組み合わせながら、実情に合った支援を今後検討する必要があるとの意見をまとめたところであります。

町といたしましては、この会議の意見などを踏まえ、第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画において、高齢者の日常生活を支えるサービスの充実のため、介護タクシーや福祉タクシーを含む移送や移動支援サービスの立ち上げについて検討することとしておりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 10番、青木照夫議員の自転車の活用についてのご質問にお答えします。

まず、1点目のご質問についてですが、町では、野沢駅通り商店会からの要望により、平成14年度に貸し出し自転車5台を購入し、その後、同商店会との自転車貸出及び管理保管業務委託契約を締結したところであります。

契約の内容につきましては、自転車の貸し出し及び貸し出し名簿の整備、自転車の管理・保管業務を委託するものであり、委託期間は平成14年10月から同年11月まで、平成15年4月から同年12月までであり、委託料は、平成14年度が1万円、平成15年度が4万円でありました。

次に、2点目のご質問についてですが、野沢駅前に設置した自転車につきましては、平成16年度に野沢駅通り商店会に譲渡し、現在も同商店会が自転車5台の管理と貸し出しを行っております。なお、利用者につきましては、一月に4人程度と聞いております。

道の駅よりっせには貸し出し自転車10台が設置されておりましたが、自転車の経年劣化により、平成25年度で貸し出しは終了しており、現在は設置されておられません。なお、当時の利用者数は、年間で1人から2人程度であったと把握しております。

次に3点目のご質問についてですが、県内では県のふくしまグリーン復興構想に基づき、磐梯朝日国立公園にある猪苗代町と北塩原村、只見柳津県立自然公園にある只見町等でサイクリングコースの整備が検討されております。また一部の自治体では実証実験も行われているところであります。

本町にも歴史のある街道や、阿賀川流域の景勝地等が数多くありますが、本格的なサイクリングコースの設置や周遊観光への展開につきましては、Eバイク、いわゆるスポーツタイプの電動アシスト自転車ではありますが、このような先進機器の導入や自転車専用通行帯の整備、さらには、市町村間の連携等も必要になってくることから、今後の県や県内市町村の動向を注視しながら、検討してまいりたいと考えております。

一方で、町内の既存の観光施設や景勝地において、自転車が楽しめる場所があるか具体的に把握しておりませんので、今後、サイクリングマップの作成も含めて、観光交流協会等と連携しながら判断してまいりたいと考えております。

次に、人口減少の施策についてのご質問にお答えします。

人口減少は全国的な課題であると同時に、本町にとって最大の課題であると認識しております。

近年、首都圏等で定年を迎える方の中には、老後のセカンドライフをのんびり過ごすためや、コロナ禍における感染リスク回避のため、地方移住へ関心を示す方も増えている状況にあります。

また、本町には、快適にスポーツやアウトドアを楽しめる、さゆり公園やオートキャンプ場、さらに、心身をリフレッシュできる温泉健康保養センターなど豊かな自然の中でスローライフを楽しめる施設があり、さらには、町の健康づくり事業や診療所を核とした医療・福祉施設等も充実しており、他の自治体にも見劣りしない多くの魅力を有していると認識しております。

これまで町では、こうした本町の魅力を広く伝えるため、町外のイベントやインターネット等を通じて、積極的なPRを展開してきたところであります。

本年度は、首都圏への移動制限等の影響から、町外へのPR活動は限定的なものとなりましたが、首都圏の本町出身者で組織する在京西会津会の会員に対し、観光等の情報誌を提供するなど、できる限りのPRに努めてまいりました。

今後につきましては、移住・定住総合支援センターの機能を町役場内に移設することにより、幅広い層への移住サポートと、町の魅力のPRに努めるとともに、お試し移住住宅を活用した農業体験などの移住体験プログラムを充実させることなどにより、移住・定住施策の充実に取り組んでまいります。

町といたしましては、今後とも町の魅力のPRに積極的に努めるとともに、移住希望者のニーズなどの確な情報収集に基づいた施策の構築に取り組み、移住・定住施策の強化と人口拡大に向けて、関係機関等と連携しながら鋭意取り組んでまいる考えであります。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。では、町長に支援ハウスのことでご答弁いただきました。大変前向きなご答弁であったと思います。私はこれでこの質問に対しては2回目であります。前はなかなか検討課題があるのかなと思って、今これからは、入っている方は立派な建物の中で過ごされていますが、階段があります。手押し車の方、腰の曲がった方が、日常生活には支障はない方ではありますが、大変苦勞されている。そういう中で、今、これから計画の第8期、第9期の中に取り組んでいかれるというご答弁をいただきましたので安心しました。

個の質問に対してのご答弁は、町長のご答弁で理解致しました。

次に、高齢者の福祉タクシーであります。この点についても渡部課長が真摯に、前向きに、これからの社会は、やはり買い物難民、役場、それから通院などに多くの方が増えるだけです。その中で、やはり今課長が言われた第8期、第9期の中にも、これから検討していくというお答えいただきましたので、ぜひこの点についても前向きに、早急に検討していただければと思います。

またその中で、ある自治体では、介護タクシーという名目の中ではありませんが、普通の会社のタクシー会社に対して、利用券を差し上げて、何枚かを年間、いろんな自治体に

よっては違いますが、80 歳以上の方、それから運転免許証のない方で、買い物に大変な苦勞をされている方とか、という方にはそういう補助制度なんかもやっている自治体もあるようです。その点について、これからまた今後、第 8 期、第 9 期の中でご検討していただく可能性はあるのかなと思います。

その点に対しても、私はこの福祉タクシーに対してはご答弁をいただきましたので、今に対しての答弁は必要ありません。

次、自転車利活用についてであります。これは平成 15 年、駅前通り商店街ということで、ここに示されたように自転車 5 台。あれから 20 年近くの自転車、維持管理をされているわけです。まだ立派に使われています。私の調べでは、年間 150 人から 200 人ということでしたが、1 日平均 4 人という説明であります。私はその方たちはどういう方が、駅前の方々が乗られたのかということではありますが、ほとんど電車で来られた方々が利用されたということでございます。

ということは、これから道の駅、年間数人ということを知りましたが、私はそれは大変 PR 不足じゃなかったのかなと、なぜ今そういうことが活用されていないのかということに対して、もう一度その自転車活用についてお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 自転車の活用についてですが、これまで自転車がどのように、どの程度活用されてきたかという部分につきましては、現状を見ればニーズが少なかったのかなというふうに判断をしております。ただ、これから、ここで議論を進めていきたいのは、今までどうだったかということではなくて、これからのニーズに合った形でどのような自転車を活用したサービスを取り入れていって、道の駅、さらには野沢の商店街、あるいは観光の部分に活用していけるのかというところを、地元商工会や商店街の皆さん等々と協議していくことが必要なのかなというふうに捉えております。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 その捉え方のほかに、私は何でせppかく当時の町長が提案されて、そこに設置しなさいと、ということで準備をされたわけであります。そういう中で、やはり努力が足りなかったというのは、先ほど言った駅前通りでは毎年維持管理、点検をしていらっしゃるそうです。ですので今でも乗れる状態であります。

今まではその道の駅の自転車というのは、誰が管理をされて、誰が点検をされていたのか、ご存知であれば教えてください。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 道の駅の自転車ですが、これは平成 19 年以前に商工会がこれを購入されたというふうに聞いております。そのころは、今は道の駅の管理は振興公社が行っておりますが、振興公社の管理になる前に購入をしているということで、その後、振興公社に引き継ぎがされたわけでありますけれども、その時点ではあまり状態もよろしくなかったというようなことでございました。

従いまして、なかなか利用者も伸びず、公社でも自転車の状態から判断して、古くなって痛んできていたので処分をしたというような状況にございます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫　それはちょっと理解できないところであります。古くなったから、利用できないから、私が申し上げたのは、もう 20 年近くになっても、まだ立派に乗れる駅前通りの自転車があります。道の駅は数年の中でそんなに乗れないような状態になったんですかね。その辺の維持管理というのは、野ざらしで放ったらかして、誰も管理していないということだったんですかね。その点、伺います。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　自転車の管理についてであります。振興公社に移管されてからは公社のほうで適切な管理をしておったというふうに理解をしておりますが、その以前の部分については、ちょっと把握はしておりません。

○議長　10 番、青木照夫君。

○青木照夫　やっぱり維持管理をして、誰もいない、無責任な、それも道の駅ですよ。本当に PR と宣伝をしていけば、ああ、そこに行って自転車を利用しよう、まちなかを回ってみよう、またあちこちのコースに回ってみようということではなかったのかなと。今の説明の中では全く納得できません。

これからは、ちゃんとした維持管理のできる、これが観光交流協会が事務所があるわけですね。そういう方が維持管理できるのか、またその別な形で振興公社関係の中で維持できるのか、その辺を検討していただいて、きちんと自転車を管理できるように。またそれが、これから自転車が必要なのか、必要でないのかもちょっと伺いたいと思います。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長　自転車の必要性についてであります。参考までに申し上げますが、先ほど答弁の中で申し上げました県のグリーン復興構想の中では、道の駅や JR などの拠点に中距離移動として、複数市町村で連携した、そのシェアサイクル、そういったものも位置付けられております。また、それには従来型の自転車ではなくて、いわゆる誰でも、体力のない方でもお使いいただけるような電動のその自転車、こういったものを置いて、どこでも乗り捨てたり、あるいは市町村間でうまく乗り捨てをしたり、回収をしたり、こういったことができないかというようなことが議論されております。

そういった県の取り組みなども注視しながら、今後は、今までどうだったかということではなくて、新しいサービスとしてこの自転車の活用については検討してまいりたいと考えてございます。

○議長　10 番、青木照夫君。

○青木照夫　そういうマクロツーリズムというか、新しいそういう形で、新たに取り組んでいただければ、今これから観光的なことで町に来ていただくと、関係人口を増やすということは、私はそういうサイクリング、自転車の利活用が、私はこれから絶対に道の駅にやっぱり設置していただいて、やっぱり気軽に、これからまたまちなかも新しく、それぞれの若い人がお店を出したり、また頑張る、こういうまちづくりをされるわけですから、車が止められないまちなかです。そこで自転車の活用というのは絶対に必要かなと思います。

また、この電動自転車とか何かは、大変これから、もし活用できれば、大山・大久保のお参りとか、鳥追観音、あの急な坂でも、おそらく誰でも乗って観光客が来てくれるはず

であります。そういうPRをどんどんどんこれから商工観光課がしていただいて、そして年間300人、いや1千人ぐらいに来れるような、そういう数字ではありますが、活用されるような、5台じゃなくて10台じゃなくて、20台ぐらい置かないと、この町に来ていただけるかなということでもあります。そういう思いをもう一つ、1回聞かせていただけますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 議員からは将来に向けた、大変前向きなご提案をちょうだいしたところでもありますけれども、観光交流協会でありますとか、関係団体と十分に協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは質問を変えます。3番の人口減少の施策についてであります。これもご答弁にありましたように、私は自ら東京の方々とお会いして、将来の地方に何を求めて住まれるかと。西会津町にはいろんな健康保養センター、また運動場、いろんな形での環境が整っていますよという問いをかけると、ああ、それ行きたいなと、じゃあどういふところ泊まれるの、活用できるのかなと言われることがありました。

その中で私がこの質問の中にも申しましたが、これからはそういう方たちの、来て、1週間、10日泊まれるような、Otime といふか、一つの場所がありますが、まちなかにもそういう西会津在京会の人に来て、じゃあここに泊まって、いろんな面で体験をしよう、住もう、それで将来は、じゃあ終の棲家になる可能性があるのではないかと思います。その辺の将来的な人口拡大について、もう一度伺いたいします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 ただいま議員から、その本町出身者のシニア世代の方が、短期間本町に滞在する施設として、お試し移住住宅のような施設を野沢町内にもつくってはどうかというふうなお話がありましたけれども、お試し移住住宅につきましては、基本的に本町での暮らしの体験をしたことがない人に使っていただいて、本町の暮らしを知っていただく施設でありますので、本町出身者の方は、もう本町での暮らしというのはいま既に分かっているわけですから、お試し移住住宅の使い方としてはちょっと違うかなというふうに認識しております。

ただ、そういったシニア世代の方が本町に短期的に滞在してもらいたいという部分につきましては、現在ありますロータスインでありますとか、町内の宿泊施設、あるいは宿泊業の方々がある施設を十分に活用していただきたいなというふうに思っているわけでございます。

ただ、将来的に終の棲家ということでシニア世代への戸建て住宅の提供であるとか、あるいは賃貸住宅の提供であるとか、あるいはシニア世代が利用できるシェアハウスの整備でありますとか、こういったことを想定されていらっしゃるのかなというふうに推察するわけでございますけれども、これらにつきましては、十分検討すべき課題だなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 Otame という中身については、私の浅い解釈がありました。そういう中でも、これからはやっぱり、先ほど言ったように、田舎に、できれば思い出のある場所に戻りたいと、環境があれば住んでみたいという方がおられることから、Otame という言葉が出ましたが、それは都会の人が来れば、ゲストハウスでも何でもいい、言葉は何でもいいですから、まず受け入れのそういう体制を、そういう方々は元気な老人の方であります。そういう方たちが、やはり今は両親が亡くなった。それでいろんなそういう身近な人がいなくなった。実家に帰るにはなかなか帰れない環境だから、もしそういうものがきちんと受け入れというか、住める、短期間でも住めるところがあれば、ぜひ使わせてくださいというお声がありましたので、そういう形で、もし前向きな検討をもう一度聞かせていただければと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 町といたしましても、本町出身者のそういうシニア世代の方々の声を、ニーズを十分に今後も把握してまいりながら、そういった上で判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 10 番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 皆さん、こんにちは。12 番、武藤です。

今次の定例会に、令和 3 年度予算において町の抱えている課題や将来に対する希望、ビジョンについて通告していますので、順次質問いたします。

多くの同僚が同様の質問をし、また答弁を得ています。町長の提案理由の説明や全員協議会においての説明を受けていますが、確認を含めて、そういった意味や私の疑問や提案に対しての答弁を求めるものであります。

まず、予算編成において令和 2 年度の評価、反省を含めた総括のもと、特に改善や留意された点、方針についてお伺いいたします。

町は総合計画に基づき、町の将来像として「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」を目指し、健やかな人をもとに育むまちづくり、温故創新、地産地消のまちづくり、生き生き健康、心つながるまちづくり、そして、誰もが心地よく暮らせるまちづくりを基本方針として、事業の実施に努められていると理解しております。

コロナ感染症対策や喫緊の課題の対策や解決のために、教育改革の取り組み、コロナ感染症対策、ふるさと納税の取り組み、これらに組みながら持続可能な西会津町の実現のため、次世代を担う人材の育成、また移住定住の促進、健康長寿のまちづくり、そして農林商工業、観光業と経済活動の振興など、そして福祉政策の充実と、基本的な考え方の基に令和 3 年度以降の事業の拡充や新規選択事業の考え方と実施についてお伺いいたします。

次に、コロナ対策等についてであります。同僚に対する答弁により、現況やワクチン接種計画については理解できましたので、これは取り下げます。

ただ、今後ワクチン接種後の各種イベントや会議などのもち方とその後のコロナ対策、そして観光事業など、農家民泊、あるいは民宿、宿泊関係、加えてインバウンド観光など

の復興や促進計画と対応について伺います。観光の方向性を示す振興ビジョンや観光客の入込数増加策とともに、滞在型、着地型観光への転換に向けた考え方も併せてお伺いするものであります。

次に、人材の育成事業の推進と町の考えについて。次世代を担う人材育成を目的とした研修などを含めた専門的な事業としての人材や若者の育成の必要について、現在、各審議会などや各担当課で育成教育がなされているものと思います。各課横断的、総合的育成が今後の町の継続的発展には重要であると考えますが、町の考えをお伺いします。

次に、ふるさと納税の取り組み強化と益金の使い途を、特色ある政策に重点的に注入する考えについて。同僚への答弁として、子育て応援や地域活性化として、デジタル戦略推進事業、サステナブルタウン構想など、町の将来に向けた事業の推進を目的とした事業に充当するとのことでもありますけれども、これらの目的を町民はもとより、ふるさと納税寄附者としての賛同者や、西会津を応援する皆さんに周知を図り、より多くの賛同者を求めるべきと考えますが、今後の取り組みについてお伺いします。個人納税者への返礼品だけでなく、町の政策やPRによって、町を訪ねてみたい人を増やし、協力、交流などの受け皿を整備することにより、交流関係人口の増加につながるものと思います。

また、自治体、企業の双方にメリットがある制度としての企業版ふるさと納税は、町と企業を結び、その結びつきを強くし、見える形での活性化の貴重な原資としても、また企業との次の交流など、発展につながるものと思います。取り組みについて町の見解をお伺いします。

次に、農業政策について。町農業を取り巻く課題、問題は高齢化、生産者の減少、後継者問題、鳥獣被害の拡大、転作、遊休農地、耕作放棄地の増加、農業施設の老朽化、特に零細農家や兼業農家が抱える問題は年々大きなものとなっております。このような中、新規就農者育成や農地維持のための中山間直接支払制度や水土里制度と、様々な支援制度がありますが、特に中山間地域においては、継続、維持が限界に近づいていると、それが現状だと思われます。町の農業政策として、手遅れにならないうちに方向性をしっかりと定めたビジョンを示すべきだと思います。

そこで、町は農業の現況を現在どのように捉えておりますか。

耕作放棄地及び遊休農地対策はどのように考えておられますか。

農業所得向上のための方策として、品質の向上や加工、販売に、より付加価値を高めるなどと言われておりますけれども、米価が低下する中での、うまい米政策の推進、稲作のみの水田の転作の問題について。

また、ミネラル野菜栽培の現状と促進について。生産者を増やし、ブランド化を目指し、営農組織の強化などの考えはどのようにお持ちでしょうか。

加えて、菌床キノコ栽培の現況と促進についてもお伺いします。

農業、農地の維持は、つまり農地の保全は、いわれていますように、災害の防止や多面的機能を備え、これらが失われれば回復は大変難しいものと思われますし、また集落の維持問題にもつながります。稲作を継続できない農家の水田については、作業委託や小作の方法が取られておりますが、様々な制度の中で、貸すほうも借りるほうも、両方にメリットがある町独自の制度を構築すべきと考えます。

ライスセンター等の運営や農業公社構想で、これらの課題解決や担い手育成につながる町農政の展望をお伺いするものであります。詳しい丁寧な答弁を求めて、私の一般質問とします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 12番、武藤議員の令和3年度予算の重点政策と特徴についてのご質問のうち、予算編成における改善点や留意した方針等についてのご質問にお答えをいたします。

まず、令和2年度予算の執行につきましては、若者向け住宅整備事業や小規模多機能型居宅介護施設整備事業をはじめとして、町の活性化や町民福祉の向上などにつながる事業に積極的に取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症対策におきましても、町民の皆さんの安全・安心な生活の確保と、町内経済の回復に向けた様々な町独自の事業等に重点的に取り組んできたところであります。

一方、本町の課題である自主財源の確保につきましては、ふるさと応援寄附金事業の取り組みを一層強化し、寄附金の大幅な増加につなげてきたところであります。

次に、令和3年度の予算編成にあたりましては、西会津町総合計画（第4次）に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向け、人口減少に歯止めをかけるための地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材の育成につながる事業等に、重点的に予算配分したところであります。

おただしの令和3年度予算の特徴であります。総合計画に掲げる地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材の育成などをさらに推進させるため、新たに取り組む事業や内容を拡充した事業を数多く予算に計上したところであります。

その主な事業を申し上げますと、新規事業におきましては、デジタル技術の活用による地域課題の解決や行政サービスの向上、移住定住の促進を図るためのデジタル戦略推進事業や、子どもの屋内遊び場や保護者のコミュニケーションの場として整備する子育てコミュニティ施設整備事業、認定こども園と小中学校とのつながりを強化し、幼児教育と義務教育との円滑な接続を図ることなどを目的とした幼児教育・保育アドバイザー配置事業及び学校教育アドバイザー配置事業などであります。

また、拡充事業につきましては、除排雪経費や企業PRに対する支援を新たに追加して拡充を図った町内企業支援補助金や、施設や機械等の整備に係る補助制度を新たに追加した新規就農者あんしんサポート事業、クマ捕獲報償金の増額や地域おこし協力隊員の新たな配置などによりさらなる対策の強化を図る鳥獣被害防止対策事業などであります。

なお、新規事業や拡充事業を予算計上する上で必要となる財源につきましては、ふるさと応援寄附金の増額や下水道事業会計における資本費平準化債の活用による一般会計繰出金の減額などにより対応したところであります。

この結果、令和3年度一般会計当初予算の総額は59億1,500万円となったところであります。若者向け住宅整備事業などの大規模事業の完了により、前年度と比較し3億800万円の減額となりましたが、今ほど申し上げましたように数多くの新規事業や拡充事業の実施により、地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材の育成など、持続可能な西会津町の発展に向け、より一層の推進を図るための予算編成に努めたところでありますので、ご理

解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 12 番、武藤道廣員のご質問のうち、コロナ対策などについてのご質問にお答えいたします。

2 点目のワクチン接種後の各種イベントの開催や審議会・会議等の持ち方と対策についてであります。新型コロナウイルスのワクチンの効果は、接種した個人が感染した場合の発症予防と重症化予防には効果があると評価されていますが、社会での感染症の流行をどの程度予防できるかは分かっていません。

また、接種が徐々に進んでいく段階では、すぐに多くの方が予防接種を受けられるわけではなく、ワクチン接種を受けた方も受けていない方も共に社会生活を営んでいくことになります。

そのため、ワクチン接種後も 3 密の回避や人と人との距離の確保、マスクの着用、こまめな手洗いなど基本的な感染防止対策が継続して必要であります。

また、各種イベントの開催についてもこれまでどおり国や県が示すガイドラインなどに則り、開催時点での感染状況等を踏まえ開催の可否を判断するとともに、審議会や会議等についても開催時期や感染状況を踏まえ判断し、開催する場合には感染防止対策を確実に行い対応してまいりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 12 番、武藤道廣議員のご質問のうち、今後の観光業等の復興・推進の対応についてお答えします。

観光においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大山祇神社や鳥追観音への令和 2 年の観光入込者数が、前年と比較して 50 パーセントを超える減少となっており、その影響を受ける道の駅にしあいづ等の観光関連小売業及び飲食業、土産物製造業、さらには宿泊業などの観光関連産業が大変厳しい状況となっているところであります。

このことから、令和 3 年度予算においては、にしあいづ観光交流協会などの関係団体と連携し、コロナの状況を見極めながら、大山祇神社や鳥追観音など、町の核となる観光資源の環境整備や観光 P R 事業に積極的に取り組むとともに、極上の会津プロジェクト協議会、霊地観光連絡協議会、喜多方地方定住自立圏等と広域的に連携した観光誘客に努めてまいります。

また、長期化するウィズコロナ期における観光のあり方として、比較的短い距離で近隣地域の魅力を再発見して小旅行を楽しむミニマムツーリズムやマイクロツーリズムが注目されております。

町といたしましては、こうした観光需要の変化に対応するため、歴史や暮らしの体験型観光、観光ガイドの育成などに取り組み、県内や近県から訪れる観光客の満足度向上を図りながら、観光関連産業の早期復興に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に、人材の育成事業の推進についてであります。令和 3 年度予算においては、町で起業や継業等を希望する方をサポートする創業支援事業、町内の若者の出会いから成婚に向けた婚活を支援する後継者対策事業、都市部から町へ生活拠点を移し、様々な地域課題

や新たなビジネスの創出に取り組む地域おこし協力隊配置事業などを進め、次世代を担う人材の育成・確保に向け、引き続き積極的に推進してまいります。

また、ご質問にあります専門的組織の設置につきましては、デジタル化の加速により一層多様化する社会の変化や、若者のニーズ等を十分に調査しながら、今後、どのような対策が有効かを先進自治体の事例等も参考にしながら、検討してまいる考えであります。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 12 番、武藤道廣議員のご質問のうち、ふるさと納税の取り組み強化と益金の使途を特色ある政策に注入する考えは、とのご質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金制度創設の意義及び寄附金の使途公表の必要性につきましては、十分に認識しているところであります。

また、人口減少と共に、貴重な町の財源である税収が減額となる一方、町総合計画に掲げる町の将来像「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」実現のため、必要な財源を確保するためには、ふるさと応援寄附金事業も重要な事業であると捉えております。

町といたしましては、本事業の重要性から、令和 3 年度においても取り組みを強化させていく考えであり、返礼品の充実や開発をさらに進めていくほか、寄附をされた方々へのダイレクトメールの送付やWEB 広告等の活用など、情報発信にも努めてまいります。

また、益金の使途につきましては、町長が 7 番、小柴敬議員にご答弁申し上げましたように、新規事業や町が政策的に進める事業へ充当し、広く町の施策や事業を紹介するなど情報発信を行い、寄附者の増及び今年度寄附をされた方がリピーターとなって引き続き町を応援していただけるよう、本事業の充実強化を図ってまいりますのでご理解願います。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 12 番、武藤道廣議員のご質問のうち、農業政策についてお答えいたします。

まず、1 点目の町農業の現況につきましては、生産者の高齢化と減少、担い手の不足、異常気象や鳥獣被害の増加など、依然として厳しい状況が続いていると認識しております。

農林業センサスによれば、本町の農業者の 6 割近くが 65 歳以上となっており、平成 17 年からの 10 年間で 3 割近くの方が離農している状況にありますが、一方で、4 割を超える方が後継者がいると回答しており、今後の取り組みにより、新規就農者の確保につながることを期待しております。

このことから、令和 3 年度では、新規就農者の確保と育成を図るために、町単独の新規就農者あんしんサポート事業を拡充し、就農初期の機械・施設等の整備に対する支援を創設し、これまで以上に就農間もない時期の経営安定を強力に支援していくこととしております。

また、移住就農はもとより、親元就農やUターン就農、定年退職後の就農、町内非農家からの就農など、希望者の実情に応じた対応を関係機関・団体と連携し進めるとともに、多様な就農形態の確保など、町農業が抱える諸課題の解決に向け、農業公社の設立について、その可能性の調査・検討を進めることとしております。

担い手の確保と育成につきましては、集落営農の組織化・法人化を引き続き支援し、経

営の強化と安定を図ってまいります。

2点目の耕作放棄地及び遊休農地対策についてお答えいたします。

本町では、耕作者の高齢化、後継者不足、米価の低迷、イノシシ等による鳥獣被害の増加などにより、年々耕作放棄地や遊休農地が増えております。そのため町では、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度を活用して、地域での農地や農業施設を保全する活動を支援するとともに、経営所得安定化対策や有害鳥獣対策などにより、耕作の継続を支援しています。

また、農業委員会においても農地パトロールや利用状況調査により、農地の実態を把握し、農地の集約・集積を後押しすることで、耕作放棄地等の発生防止に取り組んでおります。

耕作放棄地等の発生防止や解消は非常に困難な課題ではありますが、今後町といたしましては、それぞれの地域において問題意識と将来像の共有を促し、必要な支援や対策を複合的に実施してまいりたいと考えております。

3点目の町のうまい米政策の推進と転作についてお答えします。

町では、平成26年度より、西会津産米の知名度向上、販売力強化を図ることを目的に、西会津うまい米コンテストを開催し、西会津産米の食味の良さをPRしてまいりました。また、全国から多くの米が出品される米・食味分析鑑定コンクール全国大会において、過去8回入賞するなど、西会津産米の食味の良さが実証されているところです。今後も、うまい米コンテストの開催や国際大会等のコンクールへの出品の支援により、西会津産米のおいしさを広く発信してまいりたいと考えております。

令和3年産米の需給環境については、主食用米の需要の減少により、県から町に配分される生産数量の目安も、前年から29ヘクタール減の554ヘクタールと、大幅な減少となりました。町としましては、町農業再生協議会を通じて農家の皆さんへ個別に生産数量の目安を配分し、需給安定への協力をお願いするとともに、国の水田活用直接支払交付金を活用し、ソバやミネラル野菜等を中心とした園芸作物への転換を誘導してまいります。また、主食用米の販売価格のさらなる低下が懸念されることから、産地交付金を活用した飼料用米への助成を新設し、農家の経営安定を図っていくと考えております。

4点目のミネラル野菜栽培の現況と促進についてお答えいたします。

町では、平成10年度より健康な土づくりによるミネラル栽培野菜の生産拡大、産地化に取り組んでまいりました。

現在は約70戸の農家がミネラル栽培に取り組んでおり、それぞれ農協や道の駅よりつせ、地元小売店や首都圏スーパーなどへ出荷しております。平成20年では約8千万円ほどであったミネラル野菜の年間総出荷額は、平成30年には約1億3千万円となっており、年により多少の変動はあるものの概ね増加傾向で推移しております。

現在の普及拡大の取り組みとしましては、栽培指導専門員を配置し、ほ場を巡回しての栽培指導や農産物栽培研修会を開催しております。特に主要作物であるキュウリでは、今年度より収量の向上を目指して、町、喜多方農業普及所、農協による連携会議を発足させるなど、農家所得のさらなる向上に取り組んでおります。

また、生産拡大への支援としましては、令和3年度に園芸用パイプハウス12棟を整備す

る計画であり、ミネラル栽培野菜の生産拡大による産地化、意欲ある生産者の支援を引き続き行ってまいります。

5点目の菌床キノコ栽培の現況と促進についてであります。令和2年12月末までに貸し付けしている菌床栽培用パイプハウスは37棟になっており、町内の農業法人が生産する菌床数は約15万菌床に増加しています。

生シイタケの生産量は、震災の影響で平成25年には約51トンにまで落ち込みましたが、菌床栽培用パイプハウスや菌床製造施設の整備など、重点的な支援により、令和元年は87トン、令和2年では108トンと初めて生産量が100トンを超えております。

令和3年度では、冬期間の暖房費の大幅な軽減を図るパイプハウス用高性能断熱資材の導入を計画するなど、引き続き必要な支援を実施し、生産拡大、農業所得の向上を図っていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今ほど一連の答弁をいただきましたが、何点かちょっと詰めていきたいなと思います。

まず、新しい事業として、その方針等分かりましたけれども、デジタル戦略推進事業や子育てコミュニティ施設整備事業があります。その中で、このデジタル戦略推進事業、大変希望の持てる、また将来にとって、今、国も県もそうなんですが、大変重要な事業であるとは認識しております。

ただ、これが町民の皆さんにとってどういうメリットがあって、どのように役立つかという説明をしっかりとしないと、単なる絵に描いた餅のような形であって、取り組みには大変支障をきたすような事業でもあるなと思いますので、本当にこの町民の皆さんにとって役に立つというとおかしいけれども、今後必要であって、本当に恩恵をこうむる事業であるというような説明や、そのあり方、5年間をかけてやるということでもありますけれども、その都度その都度、やはり確実に前に進まなければならないと思いますので、その辺はどのように考えておられますか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えをいたします。

デジタル戦略の推進の仕方ということで、どのように町民の皆さんに恩恵があるのかという部分についてお答えしたいと思っております。

まず、デジタル戦略の基本ではございますが、国のデジタル社会の推進に関する基本方針をはじめ、その辺を踏まえまして、誰1人取り残さないような形のデジタル戦略を進めていきたいと、町もその方針で戦略をまとめたところでございます。

その周知につきましては、やはり何回かご答弁申し上げておりますが、デジタル教室という部分を開催いたしまして、その中で町で取り組むこういうデジタル化の部分の部分を十分に説明しながら、理解を得るような作業を進めていきたいと考えております。

それを踏まえまして、不足する部分等もあると思いますので、その辺はその会議の中で、デジタル教室の中で意見を集約しながら、また反映させていきたいという形でつくりあげていきたいと考えておりますので、町民の皆さまのご理解を得ながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 それで、国ではこの戦略を全面的にやるということで、予算的、財源的にもすごく手厚く対応するというようなことをいっておりますけれども、その財源とか予算的な部分において、町としては早く手を挙げればいいのかということじゃなくて、どういった国はこれに取り組むための財源的な処置を、町村辺りまで考えておるのか、その辺分かったらお知らせください。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 国のデジタル政策の推進に関する支援ということで、今現在、今日の新聞報道でも、昨日の国会においても、衆議院において、デジタル庁の関連法案が提出されたということでございます。デジタル関連の補助面につきましては、まず町は特にあれですが、光ファイバーケーブルの敷設とか、様々な部分でデジタル化に関する施策は出ております。この中で一番はっきりしている部分の中で申し上げますと、昨年 12 月 25 日に総務省が作成いたしました自治体のデジタルトランスフォーメーション推進計画の中で、町とか市町村にデジタル人材を配置する場合に、特別交付税措置が措置されるということで、その部分の情報を把握しております。来年度予算においても、その特別交付税措置を見込んでいるというような形で、今現在、そういう形で進んでおります。

また、具体的な事業につきましては、この戦略に落とし込んだ中の事業で、どの事業が国のデジタル関連施策の補助事業に該当するかという部分を、それは十分調査しながら進めていきたいと考えておりますので、国の動向にも、私どもとしても大変注意深く資料収集等も含めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 デジタル戦略の財源についてのご質問でございますが、令和 3 年度の普通交付税の算定の中で、基準財政需要額の算定項目の中に地域デジタル化推進事業費という項目が新たに追加されてございます。ただ、追加はなるんですけども、いくらくらい見込むという部分がまだ未確定でございまして、令和 3 年度の普通交付税の積算の中には、その経費はみてございません。

以上です。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 財源の裏付けといいますか、それもしっかりした国の方向性のもとに進められるということで、安心してこれは新しい事業に取り組めるなと認識しました。

町民の皆さんにとって本当に、これに取り組むことによって暮らしが暮らしやすくなるといいますか、本当に便利になるというような意味では、大変重要な事業だと思っておりますし、また、単なる役場においても、単なる仕事の効率化だけじゃなくて、様々な分野にこのデジタルというものが波及して考えれば、相当これ世の中変わるといよりも、暮らしが変わってくるんじゃないかと思っておりますので、大いにその特別チームですか、それらの活躍を期待して、この質問は終わりたいと思います。

次に、子育てコミュニティ施設整備事業でありますけれども、これ以前から原発の当時から県内でいろいろ、室外で放射能対策としてのいわれてきた中でも、西会津でも若い人たちから、冬期間だけじゃなくて、その当時はそういった希望がありました。ただ今、放

射能に関してはそんなにはないんですが、冬期間、あるいは生活の中で、この子育てコミュニティ、子どもの遊び場ですか、室内遊び場ということは、大変これはそれに応えるものだと思いますけれども、ただ、運用の仕方といいますか、運営の仕方によっては大変批判を浴びるような事業にもなりかねますので、この辺の運用の仕方について、もう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 武藤議員のご質問でございますけども、運用の仕方という部分でございますが、対象につきましては、幼児、その保護者の皆さまを対象に、その子育てとコミュニティですね、あと学びという部分で、そういった交流の場ということで考えてございます。その運用といいますか、管理体制というか、あれでしょうか。使い方。施設、使い方。対象者につきましては、先ほど申し上げた幼児と保護者の方でございます。

そういった中でいろいろコミュニティが図られるような場ということで考えてございまして、その使い方、まだ若干未確定な部分の、未確定といいますか、建物の内部にまだ使えない、使う予定のないところもございまして、そういったところも今後の、例えば若者とか、高齢者の交流等々も含めながら、今後検討していきたいと考えてございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 以前ですか、国見の道の駅だったと思うんですが、そこに立ち寄ったときに、その買い物する若い人たちの家族のための、託児所じゃないんですが、そういった子どもの遊び場が併設されておりまして、その運営を町が保育士を雇って、その買い物の間を、その子どもたちをみながらというような、すごく進んでいるというか、こういう考え方もあるのかなと思ったわけなんです。

いろんな意味での使い方はあると思うんですが、ただ、今現在あるこども園の關係の、支援されている組織ありますよね、学童保育とかいろんな子ども、それとの連携といいますか、関連性はどのようになるんでしょうか。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、今回予定しております子育てコミュニティ施設整備事業に関連してのこども園との関係性について、ご答弁申し上げたいと思います。

こども園につきましては、子どもさんをお預かりする認定こども園の機能と、あと子育て支援センターといわれる、先日の一般質問でもお話がありましたネウボラのような機能を持った、出産から子どもさんを、子育て環境、子育てをするための様々な支援をしていく場所として、保健師、専門職を置きながら対応しているところでございます。また、そこに放課後児童クラブを設置いたしまして、施設の機能を図っております。

そこで子育て支援の拠点施設として、今現在、運用を図っているところでございますが、あそこの場所で、なかなかその屋内の遊び場としての機能を、同じ施設で持たせることはなかなか難しいというところで、今回、旧芝草保育所を改修しての、この子育てコミュニティ施設整備事業ということになりました。

こども園でできない、そういった子育てに関する支援、様々な考えられるものがございます。ファミリーサポートセンターといった考え方もございますし、先ほど申されました子育て世代の方の、本当に、日常生活でちょっと支援をしてもらいたいような場面のときに、

子どもさんをお預かりして、そこで子育て世代の家族の方が、何か活動の幅が広がるような、そういった支援の仕方なんかもできるのかなというふうに感じております。

そういったところも含めて、まだこの施設の中でこういった関わり合いができるのかというところは詰めきれていない部分も多くございますので、今後、施設整備と並行して、そういったところも検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私がだから疑問に思ったのは、今答弁したのが福祉介護ですよ。それで、生涯学習課なんですよ。この辺の縦割りというか、横の連絡をきちっとしなければ、子育て支援というの、福祉介護のほうかなと思っていたら、今度、生涯学習にいったわけですから、その辺の連携といいますか、その横のつながりというものをすごく大切にしないと、バラバラな政策になってしまうんじゃないかなと危惧しているわけなんですけど、その辺はどう考えておられますか。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 今議員がおっしゃるとおり、確かに福祉介護と生涯学習、教育委員会との両方の課でまたがっている部分があるんですけども、やはりこれは横断的にしっかり考えていきながら、幼児教育、保育アドバイザーも新年度入りますし、学校教育アドバイザーも入りますので、この辺でよく連携をしながら内容についても、利用する保護者のニーズを聞きながら、どういう形でやっていくのか、これを横断的にやっていかないとできない部分で、前にも話、私話しました、教育を突き詰めていくと、どうしても福祉にぶつかってしまうということで、ですから、もう教育と福祉を合体した施設として、この内容を進めていきたいなと思っておりますので、そういう意味では、よく連携し合いながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今教育長の話がありました。どうしても行政、縦割りが多いわけですから、これが横断的にできるというふうになれば、一つのいいモデルになると思いますので、頑張ってくださいと思います。

あと人材育成についてであります。人材育成の事業、担当課やってます。私が提案したのは、やはり横断的に全てを網羅している、昔でいえばさゆり塾的な人材育成の、そういった組織、あるいは事業を展開できないかということで提案申し上げたわけなんですけど、これを見ると、各課で、それこそ縦割りの事業として受け止めておるわけですが、その辺はどのような考えでおられますか。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 人材育成の取り組みでありますけれども、町で平成 22 年に、若者プロジェクトというものを立ち上げてまして、それこそ各分野横断的に、あるいは行政だけでなく、町内の若者、あるいは民間企業などからも参画をいただいて、多くの方々の参加で組織を発足した経緯がございました。

そこから 10 年経ちまして、現代では若者のつながりにつきましても SNS などの発達により、コミュニティの形成が様変わりしてきたというような状況がございます。これに正

直申し上げまして、行政の対応というのは、どれだけ追いついているのかなというところで課題を持っているところでございます。

今後ともこういった社会の変化に行政がどのように追いついていくかという部分を、課題として十分認識しながら、人材育成の取り組みについては検討してまいりたいという考えでございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 ちょっと今の答弁、ちょっと理解というか、意味が分からなかったわけですが、私が言いたいのは、この専門的な人材育成という言葉が悪かったのか、各その担当的なやつ、審議会等ではいろいろやっているわけなんですけど、次世代を担うような、町政とかそういうものに関心を持つような、町の全体にリーダー的な役割を果たせるような人材の育成を求めるような、そういったものがほしいなと思って提案したわけなんですけど、その辺はどう考えられますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問でありますけれども、議員からおたしありました、当時、さゆり塾がありまして、そこに参加された方、その塾を出られた方、今現役で、もうバリバリと西会津町のために働いていただいているわけでありまして、その塾の必要性といいますか、これからの西会津町の将来にとって、それを担う人材の育成というのは、私非常に大事なことだと思っております。

その第1段階といいますか、最初に立ち上げたのが、こども研幾塾ですね。これを子ども版の塾、立ち上げましたけれども。これから必要なのは、やはりこの若い人たちが、これからの西会津町にどう、この西会津町をつくり、守っていくかという意味では、非常に今のこども塾の皆さんが育つまでには、相当な時間がかかるわけですので、それはそれとして、同時に若い人たちのそういう将来を担う人材のための塾といいますかね、人材育成。どういうスタイルにしたらいいのか、これはやっぱりいろんな方の皆さんのお話を聞きながら、人材育成のための対策といいますか、それは早急に検討してまいりたいなというふうに思っております。

この令和3年度の実施計画の中にもありますけれども、人材育成、大きな3本柱の一つにしているわけでありまして、将来に向けた人材育成については、今後しっかり検討して、早い時期にその方向性を定めていきたいと、皆さんにお示しをしていきたいと思ひますし、その際にも、ぜひ皆さんのご意見をいただければなというふうに思っております。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 町の姿勢、理解できました。

次に、コロナ禍の後というか、ワクチン後のあとの質問といいますけれども、イベント等の開催の、やるかやらないかというのは、ある程度の、早い時期の判断が必要だと思いますが、その辺はもう少し、混乱というか、トラブルがないような時期に判断されるように要望しておきたいと思ひます。

続きまして、企業版ふるさと納税について、ちょっと答弁なかったものですから、それについて答弁をお願いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

企業版ふるさと納税についてでございますが、こちらのほう、令和2年度から、その法人関係税が最大で9割控除になるというような事業でございます、1回当たりの寄附金が10万円以上の部分に対応になるということでございます。こちらのほうでございますが、令和2年度におきましては、実績と申しましては1件、100万円ということで、使途についてはワークインレジデンス事業に充当するということで、公表しているところでございます。

こちらの企業版ふるさと納税でございますが、国においても、まだ十分に周知がされていないということから、まだ利用者、それほど上がっていないということでございますが、町の取り組みといたしましては、在京西会津会会員の皆さまに、まずダイレクトメールを発送させていただいたところでございます。

また、国の企業版ふるさと納税のポータルサイト、いわゆるホームページでございます。そちらのほうへの掲出。また、併せてちょっと今現在検討しておりますのは、民間企業がまとめたポータルサイトにも掲出していきたいと考えておりますが、その部分につきましては、もし寄附があった場合に対して、8パーセントから10パーセント程度の手数料をいただきたいというような形のポータルサイトということになっておりますので、その辺は、今回令和3年度では予算化はしておりませんが、今後十分検討しながら、企業版ふるさと納税も大変有利な部分でございますので、十分にPRして、寄附を募っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その個人寄附者に対する今後の期待もありますけれども、企業版に対しては、今後企業との結びつき、先ほど言いましたように、交流とか、企業の研修とか、体験とかで、いろんな意味でもっともっと大きな枠が広がるんじゃないかと思っておりますので、取り組みに関しては、もっと真剣にやっていただきたいなと思います。

続きまして、農業政策でありますけれども、1点だけ。今の答弁を見ますと、就農者に関しては、新規就農に関しては年齢関係なくて、いろんな意味で、定年退職後の就農や、いろいろ枠が広がっておるのは大変喜ばしいなと思いますが、これをどのように、その後活用していくのか、どのように、そういう人がいるならば、窓口としてやって、それからどのような指導をしていくのか、それについて1点だけお聞きします。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 新規就農についてのご質問にお答えいたします。

町といたしましては、いろんな形態で就農を希望される方に対して、町、それから関係機関、県も含めて、そういったことを連携して相談体制をつくって、後方支援、資金的な面、それから栽培技術ですとか、そういったこと、それから農地の取得に関して、そういった相談をきめ細かに相談体制を構築して、支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 だいたいの質問に対する答弁に理解できました。

全体としまして、教育長の持論でもありますけれども、不易と流行ですか、本当に変わってはならないものは地道に進めながら、そしてその状態、時代を見ながら変えていく、改善していくというのはものすごく大切だと思います。

ただ、そのままで過ごすことということは、本当に今後、遅れてしまうといえますか、町民のためにならないわけですから、常にそういう改善意識、あるいは変革意識を持ちながら、町政を進めていただきたいと、それをお願いしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(11時41分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第19号、西会津町第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第19号、西会津町第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の策定についてご説明を申し上げます。

本計画につきましては、現行の第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画が本年度で終期を迎えることから令和3年度を初年度とした3カ年の計画を策定するものであります。

現在の町内の高齢者の状況やこれまでの実績に基づいた今後の推計による3年間の介護サービスの利用量を見込み、それを基に第1号被保険者介護保険料を定めることと、高齢者を支えていく仕組みづくりや、介護予防、認知症対策をどのように取り組んでいくのかを定めるものであります。

策定の経過につきましては、昨年7月9日に第1回目の策定委員会を開催し、策定委員として18名、作業部会員として19人の方を委嘱し、これまで策定委員会を3回、作業部会を3回開催して、検討を重ねてまいりました。

本年1月15日の第2回策定委員会で、計画素案を協議いただき、1月26日には公表して意見公募を行いました。この意見公募などの結果を踏まえ2月10日の第3回策定委員会で最終案を決定し、町保健福祉審議会へ2月12日に説明、2月17日に諮問し適当である旨の、答申をいただいたところであります。

それでは議案書をご覧ください。

議案第19号、西会津町第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の策定について。

西会津町第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画を別紙のとおり策定したいので、西会津町議会基本条例第8条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

配布しております、こちらの計画書をご覧ください。

表紙の次からが、目次であります。第1章から第3章までがいわゆる総論、第4章から第9章までがいわゆる各論となっております。

それでは1ページをご覧ください。第1章、計画のあらましです。1の計画策定の目的と背景ですが、先ほど申し上げたとおりであります。

2 ページをご覧ください。2 の計画の位置付けですが、介護保険法第 117 条及び老人福祉法第 20 条の 8 に基づき策定するもので、町の総合計画の基本構想・基本計画の下、高齢者の介護・福祉の基本的な計画として策定するものであります。

3 の計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間であります。

4 の計画の策定体制はご覧のとおりであります。

4 ページをご覧ください。第 2 章、計画の基本的な考え方であります。

1 の計画の基本理念を、総合計画第 4 次における町の将来像であります「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向けて、本計画における基本理念を「共にささえ合い いつまでも自分らしく 生きがいをもって 安心して暮らせる 高齢者にやさしいまち にしあいつ」といたしました。

この基本理念により、目指す目標を「健康で生きがいを持ち 心豊かに暮らせる長寿社会づくり」、「自らの希望と選択に基づき 必要なサービスを適切かつ総合的に利用できる体制づくり」、「地域の中でささえ合いながら 自分らしく安心して暮らせる 共生社会の実現」の三つといたします。

5 ページをご覧ください。2 の施策の基本方針では、今ほどの基本理念及び三つの目標に向けた施策の基本方針として、一つ目に地域包括ケアシステムの深化と推進、二つ目に元気高齢者の支援と介護予防の推進、三つ目に認知症施策の推進、四つ目に成年後見制度の利用促進、五つ目に高齢者を支える体制づくり、六つ目に介護保険事業の円滑な運営の六つを章立てして、各種施策の目標に向け具体的な取り組みを進めてまいります。

6 ページをご覧ください。6 ページから 8 ページまでは、計画の体系をフロー図で表したものですので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

10 ページをご覧ください。第 3 章、高齢者を取り巻く状況であります。

1 の高齢者人口及び世帯の状況では、11 ページの上の表をご覧ください。令和 2 年 10 月 1 日現在の町の人口が 6,046 人、65 歳以上の高齢者人口が 2,805 人と高齢化率は 46.4 パーセントとなっております。

下の将来推計の表をご覧ください。65 歳以上の高齢者人口は平成 16 年をピークに減少に転じており、令和 3 年以降も穏やかな減少を見込んでおります。しかしながら、高齢化率につきましては、町の総人口の減少数が大きいと、今後も上昇し、令和 5 年には 49.2 パーセント、令和 22 年には 55.7 パーセントになると見込んでおります。

また、65 歳以上の高齢者に占める後期高齢者の割合は、計画期間中は減少傾向にありますが、団塊の世代が 75 歳を迎える令和 7 年頃より増加していくものと見込んでおります。

12 ページをご覧ください。高齢者の世帯状況では、町の総世帯数は減少傾向にありますが、高齢者のみの世帯や 1 人世帯の割合は増加傾向にあり、今後も増加するものと見込んでおります。

2 の高齢者の生活の状況であります。下の表の国勢調査における就業割合では、県平均と比較して高い就業割合となっております。

13 ページをご覧ください。集落の状況であります。全集落のうち 54 集落、およそ 6 割の集落で高齢化率 50 パーセントを超えております。

15 ページをご覧ください。要介護、要支援認定者の状況であります。第 1 号被保険者の

認定者数は、平成 27 年に 596 人まで増加しましたが、その後、徐々に減少しております。平成 30 年には 571 人、令和 2 年には 556 人、令和 3 年が 550 人、令和 5 年には 532 人と見込んでおります。

16 ページの表は、介護度別の推移や全国及び県内の状況についてまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

17 ページをご覧ください。5 歳さざみでの男女別要介護等認定率であります。84 歳までは男女差はあまり見られず緩やかな増加をみせておりますが、85 歳以上から認定率が高まり、90 歳以上では、男性が 55.1 パーセント、女性が 72.7 パーセントが認定を受けております。

次に、18 ページをご覧ください。介護が必要になった原因疾患について、令和元年度の申請について主治医意見書から集計した結果、認知症が 159 件と最も多く、次に脳血管疾患が 60 件、転倒・骨折が 54 件、関節や脊椎疾患が 72 件と続いております。

19 ページをご覧ください。19 ページと 20 ページでは介護度の状態区分の変化率を表にしたもので、19 ページの更新申請によるものでは、半数以上が状態を維持しており、20 ページの変更申請によるものでは、重度化に伴うサービス調整によるものがほとんどであるため、ほとんどで介護度が重度化しております。

21 ページをご覧ください。4 の介護保険サービス及び保健・福祉サービスの状況であります。下の表にある、利用者数や給付費の推移では、若干の利用者の増により給付費が伸びております。また、第 1 号被保険者 1 人当たり給付費を県平均と比較しますと、各年度において県平均を上回っております。

22 ページをご覧ください。要支援者が利用する介護予防サービスの利用状況では、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護が伸びております。

23 ページをご覧ください。要介護者が利用する居宅介護サービスの利用状況では、訪問介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護が伸びております。

24 ページをご覧ください。下の表の施設サービスの利用状況では、介護医療院の利用が伸びております。

25 ページをご覧ください。25 ページは町内の介護及び予防サービスの指定事業所の一覧であります。

26 ページから 28 ページまでは、地域支援事業の状況で、事業の内容や対象者、利用者数や事業費の推移を表によりまとめておりますので、後ほどご覧ください。

29 ページをご覧ください。介護保険サービス以外の高齢者支援サービスの状況、30 ページはボランティア活動の状況、就労支援の状況であります。

31 ページをご覧ください。第 4 章、地域包括ケアシステムの深化と推進であります。高齢者を支えるしくみづくりで、在宅での生活を支える西会津町地域包括ケアを推進してまいります。高齢者などが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくため、その生活を医療や介護、地域の見守り、生活支援、介護予防を担う様々な人の手によって支え合う地域包括ケアシステムの体制整備を進めていくこととし、重点事項として五つあげてまいります。

一つ目は、高齢者へ関わる機関や人の連携として、関係機関が連携を強化し、介護や医療、生活支援を一体的に切れ目なく提供する体制、西会津町地域包括ケアシステムをより深化させ推進してまいります。

33 ページをご覧ください。二つ目が、認知症対策の推進、三つ目は、生活支援・介護予防対策の充実、四つ目は、介護サービスの充実、五つ目は、在宅医療と介護との連携です。具体的には、認知症の理解の促進や支援体制づくり、新たな生活支援体制の検討や介護予防や介護サービスの充実、医療と介護の連携強化などに取り組んでまいります。

34 ページをご覧ください。第5章、元気高齢者の支援と介護予防の推進であります。

高齢者がいきいきと生きがいを持って日々の生活が送れるよう、健康寿命の延伸を目指し、生きがいづくりや健康づくり、介護予防事業に取り組むこととしております。

一つ目の高齢者の生きがいづくりでは、生涯学習活動の推進や老人クラブ活動への支援をすすめ、地区サロンなどの地域での通いの場づくりなどに力を入れてまいります。

35 ページをご覧ください。高齢者の就労支援やボランティア活動の推進では、シルバー人材センターやボランティア活動サポートセンターと連携し、生きがいづくりにつながる活動を推進してまいります。

2 の高齢者の健康づくりでは、36 ページの運動の習慣化や望ましい食生活の実践、歯や口の健康、セルフケアなど健康意識の向上に努めてまいります。

3 の介護予防事業の推進では、いつまでも元気で、要介護状態にならないよう、保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでまいります。

38 ページから 40 ページまでは、地域支援事業のサービスの種類や内容、実績や見込量の推計の表となっておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。

41 ページからは、第6章、認知症施策の推進であります。

1 の認知症に対する理解の促進では、地域での認知症の理解の促進のため、認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの養成、認知症ケアパスの配布などによる普及・啓発に取り組んでまいります。

42 ページをご覧ください。2 の認知症の人と家族への支援では、認知症地域支援推進員の配置や初期集中支援チームの設置、また、認知症カフェや相談体制の充実により本人や家族への支援体制の構築に努めてまいります。

43 ページをご覧ください。3 の認知症予防対策では、認知症予防に効果のある、集いの場への参加の促進や生活習慣病の予防対策に継続して取り組んでまいります。

44 ページをご覧ください。4 の認知症にやさしいまちづくりでは、認知症サポーターのいる安心店など地域の見守り体制の強化や必要なサービスの検討などに取り組んでまいります。

45 ページをご覧ください。認知症高齢者の数を、要介護認定の結果で実態を把握した表になりますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと思います。

46 ページをご覧ください。第7章、成年後見制度の利用促進です。高齢者の単身世帯が増える中、認知症や加齢によって判断能力が不十分な方の権利を守るため、成年後見制度の必要性がますます高まっており、制度の利用促進を図ってまいります。

1 の基本的な考え方及び目標では、制度利用が必要な方の円滑な利用のため、早期発見

や相談・対応体制の整備などについて支援を行うものとしております。

2の施策の方針では、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置に向けて準備を進め、そのほか、制度の広報・啓発、相談体制の整備に取り組んでまいります。

48 ページをご覧ください。第8章、高齢者を支える体制づくりであります。

1の人材の確保と育成では、介護職員初任者研修による養成のほか、シニア世代や子育て世代、外国人人材など多様な担い手の確保、介護の魅力の発信などに取り組んでまいります。

49 ページをご覧ください。2の地域包括支援センターの機能強化では、地域包括ケアシステムの中心的な機関であり、その深化・推進に取り組んでまいります。

50 ページをご覧ください。3の在宅医療・介護の連携では、必要な医療・介護サービスが切れ目なく提供できる体制を構築するため、資源の把握、情報の共有、相談支援の強化などに取り組んでまいります。

51 ページをご覧ください。4の自らの選択と意思表示では、自らが希望する人生の最終段階での医療ケアや暮らし方について、前もって話し合い、意思決定しておくことを普及啓発してまいります。

52 ページをご覧ください。5の高齢者を支える組織及び各種会議等では、地域ケア推進会議など、関係組織や各種会議などにより、地域のニーズや資源の把握、ネットワークの構築に取り組んでまいります。

53 ページをご覧ください。6の高齢者への生活支援では、高齢者の生活を支える住居の確保や生活支援サービスの充実に取り組んでまいります。

54 ページをご覧ください。7の介護者への支援では、在宅介護者リフレッシュサービスなどでの介護負担の軽減や介護離職の防止対策のための検討に取り組んでまいります。

8の災害及び感染症に対する備えと対応では、災害に対する備えとして、避難行動要支援者への支援などに取り組んでまいります。また、感染症に対する備えとして、感染予防の徹底、高齢者施設における感染症対策や物資の確保に取り組んでまいります。

56 ページをご覧ください。第9章、介護保険事業の円滑な運営であります。

まず、介護保険サービス基盤の確保であります。一つ目の居宅サービスでは、①の訪問介護（ホームヘルプサービス）から、57 ページをご覧ください。⑩の特定施設入居者生活介護まで、今ある事業所でのサービス提供を見込んでおります。

二つ目の居宅介護支援・介護予防支援では、それぞれ今ある1事業所でのサービス提供を見込んでおります。

58 ページをご覧ください。三つ目の地域密着型サービスでは、①の認知症対応型共同生活介護から、⑤の定期巡回型・随時対応型・訪問介護看護まで、今ある事業所でのサービス提供を見込んでおります。

四つ目の施設サービスでは、①の介護老人福祉施設から③の介護医療院まで、今ある施設でのサービス提供を見込んでおります。なお、本計画期間中において、今後の施設整備に関する方向性を検討していくこととしております。

60 ページ及び 61 ページは今ほど説明いたしましたサービス基盤確保の方針の概要一覧ですので、後ほどご確認いただきたいと思います。

62 ページをご覧ください。2 の介護保険サービスの見込量では、介護保険料の設定をするために、介護保険サービスの見込み量を推計しています。62 ページの表が要支援の方が利用する介護予防サービスの見込み量で、63 ページをご覧ください。こちらが要介護の方が利用する介護サービスの見込み量の表であります。

今計画期間中の介護給付費については、そう大きな変動がなく推移するものと推計していますが、令和 3 年度より小規模多機能型居宅介護のサービス開始が始まることから、その伸びを見込んでいるところでございます。

64 ページをご覧ください。介護給付費の財源構成です。前期からの負担割合の変更はそれぞれございません。

65 ページをご覧ください。3 の第 1 号被保険者の介護保険料の設定であります。

今ほど説明しました給付費を元に保険料を算出した結果、保険料算出表の下から 2 段目と一番下にある、保険料基準額の年額が 7 万 1,635 円、同じく月額が、5,969 円となったところであります。

66 ページをご覧ください。先ほどの保険料積算表の保険料基準額の月額の 100 円未満を切り捨て、月額保険料額を 5,900 円とし、所得等の階層区分ごとに年額で表した表であります。表の下に参考として、第 7 期との基準額の対比を記載しておりますが、年額では 1,200 円、月額では 100 円増加となっております。

これは、第 1 号被保険者数の減少、介護報酬の改定による引き上げ、新たなサービス事業所によるサービス提供の開始などが増額の要因であります。なお、本計画期間中に、保険料の軽減のため介護給付費準備基金から 2 千万円を繰り入れいたします。

67 ページをご覧ください。4 の介護保険サービス適正化の取り組みでは、持続可能な保険運営を図るため、要介護認定の平準化、ケアプランや住宅改修・福祉用具の点検、給付費の通知による適正化に努めてまいります。

以上で、第 8 期介護保険事業計画・第 9 期高齢者福祉計画の策定についての説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　何点か質問したいと思います。

西会津町における現状は理解できましたけれども、まず 1 点目として、施設関係のあれは今回じゃなくてこの次のあれに延ばすというような説明でしたけれども、そういうあれに至った理由はどういう理由でそういうふうになったんでしょうか。

そして今の町が関係する特養とか特老の待機者というのはどの程度があって、その辺の解消といいますか、その辺はどのように、この中では取り組まれているのかという点、この 2 点と。

あとは、保険料とか何かいろいろ、諸々のもので響いてくると思うんですが、そういったのも、もし説明できれば、踏まえて説明をお願いします。

あと、外国人介護者の導入みたいなことありましたけれども、あの施設側がそれを入れるか入れないかであって、町が介護、外国人介護者を入れるというような形で進めるのか、

その辺ちょっともう少し詳しく説明願います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まずはじめに、次期計画、第8期介護保険事業計画等で施設整備について検討するというふうな結果に至った経過でございますけれども、事業計画を策定する際に、様々な現時点での居宅のサービス、また施設のサービスの利用の推計をいたしました。そういった推計の実績ですとか、これから見込まれる高齢者の町での実態などを踏まえまして、現時点でそういった施設整備について、既存のサービス提供でまかなえているというような判断でございます。

なお、先ほどの待機者の点で申し上げますと、憩の森では待機者が64人いらっしゃいますが、保険的な申し込みをしていらっしゃる方の中にはいらっしゃいまして、すぐにでも使いたいという方は8名。また、さゆりの園、特別養護老人ホームでは、59の方が待機者いらっしゃいますけれども、この中で在宅や病院などからすぐにでも施設利用がしたいというふうな方は25名というふうな人数になってございます。

基本的には町でその施設設備については、やはり保険料への跳ね返りなどもございまして、現時点で町で考えておりますのは、やはり地域における居宅サービスの介護の充実などを図りながら、できる限り住み慣れた地域で、また住み育った地域で在宅において介護、支援を受けながら生活を形づくっていくといった在宅介護などに重点をおいて、次期計画についてはそれで対応していきたいということでございます。

ただ、一般質問でも答弁申し上げましたとおり、これからの高齢化の進行や周辺の状況などを踏まえながら、どういった施設設備が本町にとって高齢者福祉の増進につながるものかといったところを十分に検討して、次期計画期間中にそういった方向性を決定していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、外国人の登用の件でございますけれども、やはり様々な業界において外国人の方の就労が進められているところでございます。介護職につきましても、全国的に見ればそういった外国人の方の就労の場として捉えられているところもございます。

そういった中で、町でも、実際会津管内でも外国人の方を介護職場で登用されている法人などもございます。議員がおっしゃるように、基本的にはその施設、サービス事業所を運営する法人などが直接的には雇用契約を結んで就労すると、就労いただくというふうな形になりますけれども、町にあります法人、限られた介護サービスを提供する事業所については、町でも法人に任せっきりでなくて、しっかりとそういった人材の確保につきましても支援をしてまいりたいということで、この計画の中に位置付けているといったところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 外国人登用に関しては、町としては支援という立場での援助というか、事業所との共同でのあれをすると、それは理解できました。

ただ、その施設に関してなんですが、以前、憩の森増床というか、20床増床すると計画立てて、いろんな流れでそれがやらないというような形になったわけなんですけど、その辺の反省を踏まえて、今回もそういった判断であるのか。ただ、今、先ほど説明があった

ように、県や国に比べれば西会津の高齢化率や独居生活とか、そういった意味ではものすごく重いというか、高い比重にあるわけなんですけど、その辺を加味すれば、やはり今の段階でもそれは判断すべきではなかったのかなと思ったわけなんですけど、これを先に延ばしたということは、また同じような形で先延ばしてで、要するに介護の人口が減っているわけだから、だんだん減ってくるわけなんだけども、重度というか、５段階だとかいろんな意味でね。それを見据えて、結局先延ばしというのが見えるようなんですけど、その辺はもう一度お願いします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、次期計画における施設の整備の考え方でございますが、先ほどご説明漏れてしまいましたが、やはり町内にあるその施設サービスの提供事業所、施設については、特別養護老人ホーム、老人保健施設、さらにグループホームなど、居宅系の中でも施設等同じような意味合いで利用されている施設も中にはございます。そういった町内でお年寄りが生活の場として、その施設を利用する施設の総合的な判断をしながら、実際、今現在あります施設につきましても、特別養護老人ホーム、老人保健施設は、30年近くの建築からの経過と年限が経っているところでございます。

そういった既存の施設の老朽化に対応する点なども踏まえながら、そういったことを総合的に併せ持って、次期計画期間中に増設がいいものなのか、また、規模を拡大して新設すべきものなのか、また、施設の種別として、また新しい施設が必要なものなのか、そういったことを様々な角度から検証しまして、検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 検討、次期検討するというのは、それはそれなりの理由があるからだと思うけどさ、今説明したように、そこまで分かっているなら、今の段階でもちゃんとした検討って何でできなかったのかなと。次期に延ばす必要なかったんじゃないかなと思うんだけど、今こういうわけでこうだからこうなりますよって言えるわけでしょう。何でこの次じゃないと検討できないのか、これちょっと疑問に思うんですけど、まあいいです。

○議長 ほかにありませんか。

3番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ちょっと分かりづらかったんで教えていただきたいんですが、国の介護基準の変更、それから、町としての小規模多機能施設などの設備の問題等々で、介護保険料が上がるから、2千万円町から拠出という話が確かあったと思うんですけど、その辺について詳しくお示してください。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、第1号被保険者の保険料の設定についてのご質問にお答えいたします。

介護保険事業計画におきましては、第1号被保険者65歳以上の方から保険料を、町、保険者であります町が徴しまして、それを管理しながら保険運営を行っているというところでございます。

今回、第8期、新しいその第8期介護保険事業計画に入る時点で、令和3年度から介護

報酬の改定が、これは今まで計画が改まる時点で、様々な改定がございまして、介護報酬の改定もその都度行われているところでございます。国において、その介護報酬の基本部分となる部分が0.7パーセント上昇するといったところで、各サービスを利用している方が同じ人数であれば、次期計画では現行計画よりもやはり報酬としては多くの給付費が必要となるというところで、今回の保険料にもその影響が出ているというところでございます。

それと別に考えていただきたいんですが、今回、2千万円の繰り入れにつきましては、あくまでもこれは第1号被保険者の方が負担いただいた保険料が、今まで第7期まで保険運営をした際に、単年度、単年度で給付費に支払ってきた65歳以上の保険料の額で、それが、いただいた保険料よりも支払う65歳以上の負担の額のほうが少のうございまして、それが積み重なって基金として管理しているところでございます。その基金にある財源が、この第7期介護保険事業計画、今年度で終了する事業計画末に相当程度の基金残高があるものですから、そこから2千万円、次期計画期間中にも基金からの繰り入れはしなくてはいけないので、それを見越しながら、繰り入れても問題のない金額ということで2千万円を当初計画して、第1号被保険者の保険料の増嵩しないように充てたというのが実態でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　私も今の施設整備に関しましては、12番の質問で概ね分かりました。そんな中で、これ全員協議会なんかでもご説明受けましたけども、いわゆる62、63の今後の介護サービスの見込み量等々見ますと、要支援も要介護のサービスの見込み量も総体的には減少していく。私の認識だと、もう介護サービスはある程度ピークを迎えたのかなと。4月から開所する小規模多機能の部分に関しては、これは新しくできたものですから、これは増えるということでもありますので、そんな中で施設改修じゃない、施設整備に関しましては、今後検討するということ。

それはそれでいいんですが、私もう一つは、第8章の中の、いわゆる高齢者を支える体制づくりの中で、12番議員も言いましたけれども、今後の介護人材の、いわゆる人材の育成と確保というやつは、これからもずっと問題になってくると思うんです。そんな中で、いわゆる既存の施設を100パーセント十二分に稼働して効果のある運営をさせていくためには、今以上に介護人材の育成確保というのに力を入れなきゃいけないのかなという私思いであります。

ご説明にあった、いわゆる初任者研修等々やっても、なかなか人が集まらないし、実際ヘルパーの資格持っている人も、なかなかその介護の職場には来ていただけない、高齢化等々の理由もあるのかもしれないですけども、そういう現状を聞くと、今後、やっぱり介護人材の労働環境、これは町だけでできる問題ばかりではないと思いますけれども、労働環境の改善だったり、より働きやすい職場づくり等々もやっぱり相当考慮していかないと、まだまだこの人材不足というのは続いていくのかなという思いがありますが、その確保、人材の確保育成に関しましては、どのようなご検討をされましたでしょうか。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、介護人材の確保についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

説明の中でも申し上げましたように、町で行っております介護職員初任者研修などの研修を毎年行いながら、少ない人数ではございますが、町内で働いていただける介護人材の育成には努めているところでございます。

議員がおっしゃるように、やはり人材不足というのは介護人材のみならず、様々な業界において人の、人材不足が叫ばれているところでございますので、そこをさらに介護の業種の中に人を呼び込むといった点につきましては、やはりなかなか一筋縄ではいかないというふうな認識を持っております。

各法人において介護職員の処遇の改善ですとか、あと働く環境の改善などは、本当に努力していただいているところでございますが、やはり求人をかけてもなかなか人材が集まらないというのが実態でございます。そういった実態がございまして、ただ、やはりサービス提供をする上では、人材の確保は必ず必要なことになりますので、町といたしましても何か地道な対策を積み重ねながら、できる限りそういった町内の法人、人材不足でサービス提供ができないだとか、あとはサービスの縮小をせざるを得ないとか、そういったことにならないように、町も一緒になって対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　その辺の認識は私も一緒でありますので、ぜひ努めていただきたいと思います。うちの町は、ここにもありますけれども、トータルケアの就学資金の貸し付け等々は随分早くからやってきて、それなりの成果はあったのかなとは思いますが、今度、先月の2月県議会なんかでもね、この一般質問出て、県でもいわゆる介護職、勉強したいという人の奨学金を今度サポートするというようなご答弁もあったんでね。これうちの町のやっているようなことをやるんだなという思いがありますけれども、もし県でこういうことをやるのであれば、今度うちの町でトータルケアの就学資金制度、もう少し足し前というか、もう少しものの優位な貸し付け制度、あるいは、もしうちの町の介護施設に就職いただけるような場合は、奨学金の返済免除ばかりでなくて、プラスアルファの何かインセンティブ付けられるような策も必要なんではないかなという思いがありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長　　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

町で行っておりますトータルケア就学資金の貸し付け事業につきましては、医療職と介護においても専門職となります作業療法士や理学療法士について、この制度を利用しながら就学して資格を得るというようなことを支援しているところでございます。

ただ、介護職、介護福祉士ですとか、介護に携わる方については対象と今のところなっていないので、そういった部分については、これからの介護職の人材不足を踏まえた中で検討してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　9番、多賀剛君。

○多賀剛　ぜひそうしていただきたい。今の介護職場の現状というのは、やっとやっと
という言い方おかしいですけども、やっぱりもう少し余裕を持って、例えば人的な配置とか
何かにしても、余裕があれば、いわゆる魅力的な職場づくりにもなるかと思うんです。先
ほどご答弁いただきましたけれども、やってみたい職業とするには、魅力的な、はたから
見てね、職場にするには、そういうこともやっぱり、人的にも少し余裕を持って、今の 100
パーセントじゃなくて余裕を持った人的配置ができれば、もう少し魅力的な職場にもなれ
るような気がしますので、そういうのはやっぱり町からもサポートしていただきたいと思
いますが、いかがでしょうか。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

やはり先ほど、申し上げておりますとおり、介護人材の確保については非常に厳しい状
況でございます。そんな中で、町内にある事業所を選んでいただけるような取り組みにつ
いて、各法人ごとに対策を講じていただいていることかと思います。実際そこを利用され
る方は町内の高齢者の皆さんが利用されるわけですから、その高齢者の皆さんがよりよい
サービス提供が受けられるような体制づくりにつきましても、町でも法人と一緒にあって
様々な知恵を絞って検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいた
だきたいと思います。

○議長　10 番、青木照夫君。

○青木照夫　要介護、要支援の認定者の状況についてですが、この表を見ると認知症がダ
ントツで数字が高いわけですが、町のグループホーム、また民間のグループホーム合わせ
ても数的にはどんなふうな対応をされているのか。

それと、それに対しての成年後見制度というのがあるんですが、認知症になれば、どう
いう形で成年後見制度が受けられるのか、また現在、何人ぐらいの成年後見制度を利用さ
れた方がいらっしゃるかお尋ねします。

○議長　福祉介護課長。

○福祉介護課長　それでは、認知症についてのご質問にお答えいたします。

計画書の 18 ページでございます介護が必要となった原因疾患について、認知症が 159
件と、やはりほかの疾患と比べまして多くなっております。やはり高齢に伴って何かし
らの認知症を持っていらっしゃる方が多くなっているというのが、やはり実態としてここ
で出てきているというふうに捉えてございます。

この中で、認知症のためのサービス提供事業所としては、認知症対応型共同生活介護を
提供しておりますグループホームが町内には3ユニット、27 人定員でサービス提供をして
いるところでございます。今現在、施設は満床となっておりますので、やはりそういった
ニーズは高いのかなというふうに捉えているところでございます。

また、どうしても高齢になれば、身体的な能力の低下のほか、そういった判断能力の
低下などがみられるというところは、やはり傾向としてはございますので、これからその
認知症対策につきましても、各サービス提供を行う際に、様々な不都合ですとか、難しい
困難事例なども見受けられるようになってきておりますので、そういった認知症へ対応す
る新たなサービスですとか、ということにつきましても、今後検討が必要だというふうな

認識しております。

また、成年後見制度につきましては、要介護認定を受けてらっしゃらない方でも、やはり認知症や何かの原因疾患があって、判断能力がやっぱり落ちている方については、町のほうに様々なご相談をいただいて、それで成年後見制度をご利用いただいている方が町内に16人の方いらっしゃいます。そういった方につきましては、どうしてもご家族、支援者の方、そういった身の回りでそういった判断を代わりにやっていただく方が身内の中でいらっしゃらないといった場合には、そういった制度、成年後見制度、後見人や補佐人をつけて財産の管理をしていただくというふうな流れになっておりますので、それについては、地域の中で発見できれば、適切な対応は町のほうで行ってまいりますので、早期の発見と、あとは適切な支援ということで、これからも取り組んでまいりたいと思います。

○議長 10番、青木照夫君。

○青木照夫 今の成年後見制度の利用なんですが、本人が認知症になったら、その制度には入れないと解釈しているんですが、その前に、ああこの方はちょっとあれだなど、まだ認知になる前にしか、その制度、そこには利用できないんですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、成年後見制度についてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

認知症、ご本人が認知症になって自己判断ができなくなって、この制度が使えないのかというところでございますけれども、判断能力の程度によって様々な段階がございます。後見人、保佐人、あと補助人という3段階で能力を判断させていただいて、その段階ごとに、それにあたる後見人がサポートして財産の管理をするということでございます。その方が全く判断能力が欠如したとしても、その後見人制度は町と裁判所において手続きなどは適切にしながら、サポートをしていくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、私は第5章にある元気高齢者の支援というところで、今サロン活動というようにことでお尋ねしたいんですが、今サロン活動については、45カ所サロンが設立されているというようにことでありまして、この運営といいますか、これは社会福祉協議会でやっているわけですが、やはりこのサロン活動の充実というのが、これからの私は健康長寿、そして介護予防などに大変有効なものであると思いますので、やっぱり町のこういうところの一つの、健康な高齢者を支える一つの大きな原動力になるんじゃないのかなというふうに思っておりますので。

その中で、町としてどのような支援をされているのか、これは社協では1サロンに1万円の補助金といいますか、出して、いろんな手助けをしているわけですが、町としてはどのような支援をされているのか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、元気高齢者の地区サロンについてのご質問にお答えいたしたいと思えます。

現在45のサロンが町内にございまして、主に社会福祉協議会が先導しながらサロンの設

置ですとか、運営について支援しているというところでございます。議員がおただしのように、社会福祉協議会から1万円の助成金が出まして、そのお茶飲みだったり、会の様々な消耗品、備品などを購入する資金として活用いただいているところでございます。

町といたしましては、そういった財政的な支援ということではなくて、サロン活動を、地区サロン様々な活動を、各サロンの特色を生かして自由に活動していただいているところでございます。その中で、町が進めておる健康づくりの事業ですとか、様々な依頼があって町から制度の話をしにいったりですとか、そういったサロンを開催する際の事業の中に協力をしているというところで、町としてはサロン活動を支援しているところでございます。

実際サロン活動、本当に自由度が高い、その地域地域で、その運営をなさっている方が工夫をこらして高齢者の皆さんの楽しい時間ですとか空間をつくっていただいているというところでは、非常に町としても元気高齢者のためになっている事業でございますので、引き続きサロンの中で、ただ、何か町に対する要望ですとか、課題などに対する要請があれば、町としてもそういったご意見をちょうだいして、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 サロン活動には、町の例えば食改さんだとか、運動推進員の皆さんとか、そういうようなやはり協力を得ながら、おそらくやっていると思うんですよ。そういう中で、やはりそういうまた中心になってやっている人たちに、もう少し支援といいますか、そういうことをやれば、もっといろいろな面でサロン活動が活発になってくるんじゃないのかなというふうに思いますので、その辺についてはどのように把握されていますか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、地区サロンについてでございますが、この間もそういった町からの各地区サロンへの支援の方法について、何かできるものはないかというふうなご意見もございました。ただ、実際その各地区のサロン、それぞれ個々に運営をいただいておりますので、そのサロンごとに様々な課題ですとか要望などが違ってまいりますので、社会福祉協議会のほうに、そういったサロンの中での何か要望などの取りまとめについて、社会福祉協議会と一緒に調査をしていきたいというところで、この間、話し合ったばかりですので、そういった結果を踏まえまして、これから何か町ができることについて検討してまいりたいと考えております。

○議長 8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 先ほど言いましたように、やっぱりこのサロン活動というのは、これからの健康長寿、そして介護予防、そういったところで私はこの西会津町の高齢者の、やっぱり鍵を握るんじゃないかというふうに思っておりますので、いろいろ検討されて、いいサロン活動ができるようお願いをしたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。結局介護のサービスに関しては、指定で、25ページに書いてある、現況ではこういう感じてほとんどが指定事業者に運営をお願いしている

と思うんですけれども、それ利用されている方の、以前、一般質問でもお話しましたが、利用している方々の声や、例えばその運営主体である指定管理者に対する指導等というのは、これからどのような、どういうふうに行っていく考えなのかをお伺いいたします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、各事業所のサービス利用者の方の声の集約ですとか、その事業所への指導というご質問でございますけれども、利用者の方の声につきましては、各事業所が第3者機関、あとは苦情処理対応などといった相談を受け付ける機関を事業所内で設けているところがございます。何かそういったご不満ですとか、あとは問題があれば、そういった事業所内での対応する部署での、そういったご意見をちょうだいしたものを処理していくといった体制になっているというふうに理解をしております。

あと、指導というところでございますが、県が指定する施設と、事業所と、あと町が指定している地域密着型の事業所がございます。この県が指定する事業所には、県の指導が入ったところがございますし、様々な場面でその運営ですとか、あとその職員の体制ですとか、そういった部分については、決められた時期に指導に入っているということで理解をしております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると、今のお話を集約しますと、各事業所が、事業所独自で情報を収集するということだったんですけれども、それで利用者の方、利用されている方々の声は十分集約されますかね。一般質問でお伺いしましたが、なかなか直接聞きにいったらということもありましたので、その辺の情報収集に関しては盤石ですかね、十分であるとお考えですか。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 利用者の方のご意見の集約でございますけれども、やはり保険者として実際にその利用者の方と対峙してご意見をいただく場面というのは、やはり少のうございまして、町が、保険者がご意見を直接お伺いする機会としては、認定調査の時点ですとか、あと認定申請をいただいたときに、様々な、申請時に調査というか、投げかけたものに対して回答をいただくような時点での意見の集約しか、今のところはないというふうに認識をしております。

あくまでも町民の皆さんから、その利用者の皆さんから様々なご意見があれば、町のほうでは何かご意見を集約する対策として考えていきたいということではございますが、今の現行の制度の中で意見を集約する機会としては、この介護保険事業計画を策定するときのアンケート調査などでの意見集約が、その時期だけにはなってしまいますけれども、それが町として、今現在行っている意見集約の手法であるのかなというふうに感じてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

6番、三留正義君。

○三留正義 ちょっと全員協議会から時間が相当過ぎて、ちょっと私、意見が出たのかちょっと定かでなくなったので、改めて聞きたいと思います。かなり前、町の方々から、新しい各地区に施設を町ではつくっていくみたいだよというような話を都度都度伺っていた

ので、今回は施設設備は奥川だけで、今回の計画には盛り込まれないというような、全員協議会でそのような話をしたかと、説明があったかと思うんですが、連単で施設整備をしていかない理由、まずそれ1点。

ただ、今回の計画の先には、将来的には、またそういったものが、機が熟せばそういう可能性もあるという、そういう方向もあるのか、そのことについて伺います。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 施設整備についてのご質問でございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、次期計画期間中に、そういった設置をする箇所につきましても、その地域の実情を踏まえながら適切、よりよい設置箇所についても検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 それでは、将来的にはまた描き方が変われば、その時点時点でそういったこともあるんだというお話でよろしいですね。承知しました。

○議長 ほかに。

2番、上野恵美子君。

○上野恵美子 1点伺います。国では地域包括ケアシステムの深化ということで、共生社会の実現というのを目指しています。高齢者だけじゃなくて、子どもも、あと障がい者も総合的に、多世代をまとめて交流や支援をしていこうという、そういう動きなんですけれども、今回の計画の中で、そういところも町の取り組みの一つとして取り上げていられると思うんですが、ちょっとその辺の取り組みについて計画されていることをお聞きします。

○議長 福祉介護課長。

○福祉介護課長 地域包括ケアシステムの深化と推進の部分で、計画の中でさらに今現在求められている地域での高齢者を支える人の連携などを、こう位置付けているわけでございますけれども、その中で、この計画自体、介護保険事業計画、高齢者福祉計画ですので、そういった高齢者、また介護が必要となる方について特化した計画でございます。

考え方としては、議員がおっしゃるように町全体、そういった支援が必要な方を包括的に支える仕組みづくりというのは、最終的には必要になろうかと思いますが、計画の中ではあくまでも高齢者と介護が必要な方に限っての考え方を定めてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第19号、西会津町第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 19 号、西会津町第 8 期介護保険事業計画・第 9 期高齢者福祉計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 1 号、西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第 1 号、西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、町バス交通体系整備検討会議並びに町地域公共交通会議の結果を踏まえ、デマンドバスの使用料について見直しし、さらなる利便性、利用増進に向け、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、町外者等の使用料の改正、及び有料手回品の料金を設定するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表 1 ページからご覧願います。

西会津町デマンドバス運行条例の一部を次のように改正する。

第 5 条は、使用料についての規定であり、第 1 号イに、小学生及び 70 歳以上の者は 150 円とするを加え、同号ウは、町外者 1 乗車につき 500 円を、300 円とし、小学生及び 70 歳以上の者は 150 円とするに改めるものであります。

次に、第 3 号として、新たに有料手回品についての規定を設けるものであり、第 1 号アの者は、1 有料手回品・1 乗車につき 100 円とし、イ及びウの者は 150 円とするものであります。

次に、第 2 表は回数使用料の規定であり、150 円の券種を加えるものであります。

次に、附則についてありますが、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 1 号、西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたように、平成31年度税制改正により、令和4年、5年度に係る軽自動車税に対する規定により地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改定を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、令和4年度及び令和5年度における軽自動車税の種別割の税率の特例の追加など、地方税法の一部改正が行われたことにより改正するものであります。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表3ページからご覧願います。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例についての規定であり、第1項は、第5号の追加による改正であり、第5項は、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に新規登録した車両は、令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規登録した車両は、令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り税率の特例を規定するものであります。

附則第16条の2第1項は、第5号の追加による改正であります。

次に附則についてご説明申し上げます。

第1項は、施行期日についての規定であり、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

第2項は、軽自動車税に関する経過措置についての規定であり、令和3年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質行います。ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第2号、西会津町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第3号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年を1期とした介護保険事業計画の中で3年間の保険料を定めることとなっており、この度の改正は、今ほどご議決いただきました、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者保険料を定めるための条例の一部改正であります。

保険料の算定にあたりましては、これまでの実績などにより、今後の高齢者人口や介護・認定者数及び介護サービス利用者・利用見込み量などを推計し、3カ年の介護給付費を基に積算いたしました。

その結果、保険料の基準額を年額7万800円、月額5,900円としたところであります。現在の第7期計画の保険料と比較して月額で100円、1.7パーセントの増となります。

この増額の要因であります。65歳以上の第1号被保険者数の減少、介護報酬の7改定による引き上げや新たにサービス提供が開始される小規模多機能型居宅介護サービスの利用増などであります。

なお、今回は介護給付費準備基金から2千万円を繰り入れし保険料の軽減を図っております。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案・新旧対照表の5ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第1号被保険者の保険料を定めた第3条の改正であります。

第3条中、平成30年度から平成32年度を、令和3年度から令和5年度に、第8期介護保険事業計画の期間に合わせ変更するものであります。

次に、同条第1号中、3万4,800円を3万5,400円に、同条第2号及び第3号中、5万2,200円を5万3,100円に、同条第4号中、6万2,640円を6万3,720円に、同条第5号中、6万9,600円を7万800円に、同条第6号中、8万3,520円を8万4,960円に、同条第7号中、9万480円を9万2,040円に、同条第8号中、10万4,400円を10万6,200円に、同条第9号中11万8,320円を12万360円にそれぞれ改めるものであります。

次に、附則であります。第1条は、施行期日でありまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

第2条は、経過措置でありまして、改正後の西会津町介護保険条例第3条の規定は、令

和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料は、なお従前の例によるものであります。

第3条は、保険料の特例を定めており、第3条の規定にかかわらず令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料を、第1号の者は2万1,240円、第2号の者は3万5,400円、第3号の者は4万9,560円とするものであります。

これは、低所得者の負担軽減の強化として、第7期に引き続き軽減措置を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第3号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号、西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第4号、西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

西会津町下水道排水設備工事費貸付基金は、公共下水道事業が一部供用開始となった平成12年6月に、低所得者などを対象に、下水道の加入促進と住民の生活環境の改善を目的に設置したものであります。本基金は、設置から20年が経過し、所期の目的を果たしたことから、当該条例を廃止するものであります。本基金廃止後の代替え措置として、新たに西会津町下水道排水設備工事資金貸付規程を別途制定し、引き続き下水道の加入促進と住民の生活環境の改善に努めてまいります。

なお、基金廃止後の残高につきましては、下水道事業会計に収納いたします。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第4号、西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関する条例は廃止する。

次に、附則です。施行期日ではありますが、令和３年４月１日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第４号、西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第４号、西会津町下水道排水設備工事費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。（１４時４３分）

○議長　再開します。（１５時００分）

日程第７、議案第５号、令和２年度西会津町一般会計補正予算（第１３次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第５号、令和２年度西会津町一般会計補正予算（第１３次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどに伴い、歳入歳出全般にわたり予算額の調整を行ったところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和２年度西会津町の一般会計補正予算（第１３次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４９４万９千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億９,９９４万７千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第２表繰越明許費による。

地方債の補正、第３条、地方債の補正は、第３表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。１０ページをご覧ください。

まず歳入であります。1 款、町税、1 項 1 目、個人町民税 168 万円の増、1 項 2 目、法人町民税 290 万円の減、2 項 1 目、固定資産税 834 万 3 千円の増、3 項 2 目、軽自動車税、種別割 90 万円の減、11 ページにいきまして、4 項 1 目、たばこ税 109 万 1 千円の増、5 項 1 目、入湯税 25 万円の減は、それぞれ収入見込みによるものであります。

12 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、総務使用料 100 万円の減は、町民バス使用料の減であります。1 項 5 目、土木使用料 144 万 7 千円の増は、町営住宅使用料の増であります。

12 ページをご覧ください。

13 款、国庫支出金、1 項 1 目、民生費国庫負担金 101 万 2 千円の減は、児童手当給付費負担金 106 万 2 千円の減などであります。1 項 2 目、衛生費国庫負担金 2,211 万 5 千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の新規計上であります。2 項 3 目、衛生費国庫補助金 2,497 万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の新規計上であります。

13 ページをご覧ください。

2 項 4 目、土木費国庫補助金 1,268 万 8 千円の減は、社会資本整備総合交付金の都市計画事業及び地域住宅計画事業の確定によるものであります。

14 款、県支出金、2 項 1 目、総務費県補助金 455 万 5 千円の減は、電源立地地域対策交付金やふくしま移住支援金給付事業補助金などの確定によるものであります。

14 ページをご覧ください。

2 項 2 目、民生費県補助金 133 万 2 千円の減は、確定見込みによる、子ども医療費助成事業補助金 140 万円の減などあります。2 項 4 目、農林水産業費県補助金 925 万円の減は、確定による直接支払推進事業補助金 222 万 9 千円の減や農業次世代人材投資事業補助金 300 万円の減、ふくしまプライド販売力強化支援事業補助金 150 万円の減などあります。

15 ページをご覧ください。

16 款、寄附金、1 項 2 目、ふるさと応援寄附金 500 万円の増は、収入見込みによるものであります。

なお、これにより、令和 2 年度のふるさと応援寄附金の予算額は 1 億 5,500 万円となります。

17 款、繰入金、2 項 7 目、小中学校交流基金繰入金 281 万 9 千円の減は、コロナウイルス感染症の影響により、交流事業が中止になったことによるものであります。

16 ページをご覧ください。

19 款、諸収入、5 項 4 目、雑入 210 万 8 千円の増は、後期高齢者医療広域連合交付金 342 万 6 千円の増などあります。

20 款、町債につきましては、過疎対策事業債や 17 ページの公営住宅建設事業債、緊急防災・減災事業債など、事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものであります。

次に、18 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、議会費、1 項 1 目、議会費 247 万円の減は、確定見込みによる旅費 133 万 6 千円の減や需用費 58 万 4 千円の減などあります。

2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 420 万円の減は、確定見込みによる旅費 150 万円

の減や役務費 180 万円の減などであります。

19 ページをご覧ください。

1 項 5 目、財産管理費 1 億 2,542 万円の増は、今次補正における剰余金の財政調整基金への積立金であります。なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、5 億 6,807 万円であります。

1 項 6 目、企画費 227 万円の減は、確定見込みによる協働のまちづくり推進委員会委員報償金などの報償費 102 万 4 千円の減、旅費 54 万 2 千円の減などであります。

20 ページをご覧ください。

1 項 10 目、ふるさと振興費 988 万 2 千円の減は、旅費 183 万 5 千円の減、21 ページに行きまして、地域おこし協力隊起業型隊員実践業務委託料などの委託料 461 万 9 千円の減、自動車借上料などの使用料及び賃借料 131 万 5 千円の減、コロナウイルス感染症の影響により中止となった、なつかし Car ショー実行委員会負担金などの負担金補助及び交付金 83 万 3 千円の減などであります。

22 ページをご覧ください。

1 項 11 目、総合情報政策費 330 万円の減は、デジタル戦略策定推進事業におけるシステム検討・導入委託料の減であります。1 項 13 目、地方創生費 201 万 1 千円の減は、確定によるにしあいづ移住支援事業補助金 200 万円の減などであります。2 項 1 目、税務総務費 112 万 5 千円の増は、ふるさと応援寄附金に係る記念品 157 万 5 千円の増、代理収納手数料 315 万円の減、インターネットサイト使用料 386 万円の増などであります。

次に 24 ページをご覧ください。

3 款、民生費、2 項 1 目、児童福祉総務費 172 万 5 千円の減は、子育て医療費サポート事業助成費 109 万 4 千円の減やひとり親家庭等医療費助成費 22 万円の減などであります。2 項 2 目、児童措置費 112 万円の減は、児童手当の減であります。

25 ページをご覧ください。

4 款、衛生費、1 項 2 目、予防費 485 万 9 千円の増は、コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員給料 250 万 8 千円の増及び消耗品費 388 万 5 千円の増などあります。

26 ページをご覧ください。1 項 4 目、健康推進費 130 万 8 千円の減は、旅費 31 万 3 千円の減、胃がん等の検診委託料 40 万円の減などあります。

27 ページをご覧ください。

2 項 3 目、し尿処理費 197 万 5 千円の増は、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金の増であります。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費 1,002 万 3 千円の減は、28 ページに記載の旅費 76 万 9 千円の減、需用費 61 万 7 千円の減、直接支払推進事業補助金 216 万 5 千円の減、29 ページに行きまして、農業次世代人材投資事業補助金 300 万円の減、機構集積協力金 100 万円の減などあります。2 項 1 目、林業総務費 407 万 8 千円の減は、確定によるオートキャンプ場浄化槽機械設備移設工事 385 万円の減などあります。

30 ページをご覧ください。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費 1,958 万 6 千円の減は、確定見込みによる雇用創

出支援補助金 1,300 万円の減、中小企業融資制度資金利子補給基金繰出金 440 万円の減などであります。1 項 3 目、観光費 139 万 8 千円の減は、確定による周遊観光促進事業企画運営等委託料 74 万円の減などであります。

31 ページをご覧ください。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費 575 万円の減は、確定による除雪機械購入費の減であります。3 項 3 目、公園費 1,553 万 6 千円の減は、さゆり公園改修工事に係る設計監理委託料 564 万 9 千円の減、工事費 988 万 7 千円の減などであります。4 項 1 目、住宅管理費 373 万 2 千円の減は、町営下小屋住宅・外壁改修事業の確定による工事費 370 万円の減などであります。4 項 3 目、住宅建築物耐震改修促進費 122 万 5 千円の減は、申請がなかったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金 100 万円の減などであります。

32 ページをご覧ください。

9 款、消防費、1 項 2 目、非常備消防費 525 万 6 千円の減は、消防団員報酬 125 万 9 千円の減、旅費 282 万 4 千円の減、需用費 117 万 3 千円の減であります。1 項 3 目、消防施設費 119 万円の減は、防火水槽新設工事及び消防屯所改修工事の確定による委託料 38 万円の減、工事費 81 万円の減であります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費 858 万 7 千円の減は、西会津高校学習用タブレット型パソコンの確定等による需用費 180 万 4 千円の減、33 ページに行きまして、コロナウイルス感染症の影響により中止となった英語教育・海外異文化体験事業研修参加費負担金 84 万 7 千円の減、小中学校交流事業補助金 259 万 6 千円の減などであります。

34 ページをご覧ください。

1 項 3 目、学校給食費 492 万 2 千円の減は、ボイラー改修工事の完了に伴う設計管理等の委託料 279 万 1 千円の減、及び工事費 217 万 5 千円の減などであります。1 項 4 目、スクールバス運行費 284 万 5 千円の減は、シルバー人材センター自動車運転手派遣料 60 万円の減、スクールバス等運行业務委託料 100 万円の減、確定によるスクールバス購入費 124 万 5 千円の減であります。

35 ページをご覧ください。

3 項 2 目、中学校教育振興費 226 万 2 千円の減は、タブレット型パソコン購入をコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業等に振り替えたことによる教材費 183 万 1 千円の減などであります。4 項 1 目、社会教育総務費 148 万 1 千円の減は、地域学校協働活動事業等に係る報償費 64 万 5 千円の減、タブレット型パソコン購入等の需用費 53 万 1 千円の減などであります。

36 ページをご覧ください。

5 項 1 目、保健体育総務費 228 万 4 千円の減は、37 ページに記載の町体育協会補助金 70 万円の減、奥川健康マラソン大会実行委員会補助金 115 万円の減などであります。

12 款、公債費、1 項 2 目、利子 400 万円の減は、今年度借り入れ分の地方債償還利子の利率が当初の見込みより、低くなったことなどによるものであります。

次に、6 ページをご覧ください。

第 2 表、繰越明許費であります。事業の実施にあたり関係機関との協議に不測の日数を要したことや新型コロナウイルス感染症の影響などにより、それぞれ年度内に事業の完了

が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2款、総務費、1項、総務管理費であります。社会保障・税番号制度システム改修事業の委託料638万円及びケーブルテレビ映像機器高度化更新事業の工事費6,600万円であります。

また、デジタル戦略策定推進事業1,093万9千円は、調査業務委託料などであります。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業4,213万7千円は、ワクチン接種に係る会計年度任用職員の人件費や需用費、委託料などあります。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費の地籍調査事業245万5千円は、測量業務委託料であります。

次に、6款、農林水産業費、2項、林業費の広葉樹林再生事業2,848万7千円は、再生事業委託料であります。

また、林業専用道整備事業4,610万円は、奥川地区の杉山前佛線の整備に係る委託料及び工事費であります。

次に、8款、土木費、1項、道路橋りょう費の橋りょう修繕事業4,823万9千円は、町道野沢安座線に架かる牧橋及び町道野沢縄沢線に架かる新橋の補修工事費等であります。

次に、10款、教育費、1項、教育総務費の西会津高校活性化対策学習支援環境整備事業247万4千円は、学習用タブレットパソコン購入費であります。

また、感染症対策等学校教育活動継続支援事業163万8千円は、保健衛生用品購入費及びサーモカメラ購入費であります。

次に、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業1,920万8千円は、昨年7月の豪雨被害の復旧に係る工事費などあります。

次に、11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業982万円は、昨年7月の豪雨被害の復旧に係る工事費などあります。

次に、7ページをご覧ください。第3表地方債補正、追加であります。

減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が予想される地方消費税交付金や地方揮発油譲与税等の補填財源として新たに予算計上するものであります。

限度額は630万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねしますけども、まず歳入歳出ともにあります、ふるさと応援寄附金、今回の補正で1億5,500万の総額になったということでございますが、今年度、3千万からの何回かの補正でこの金額になっておりますので、心配するのは当初3千万予定していたので、返礼品、たいがいは本町のお米だということですが、そのお米の手当て、おそらく大丈夫なんだろうけども、その辺は十分に手当てできているのかお尋ねいたします。

あと歳出の 26 ページの胃がん肺がん検診の委託料減となっておりますが、これだけ検診を受ける方が少なかったのかなと、これはコロナの影響とかいろんな要因は考えられますけれども、その要因、それでどのぐらいの受診率になったのかお示してください。

それと、あと歳出の 30 ページの、いわゆる補助金、雇用創出支援補助金 1,300 万円の減額補正でありますけれども、これはコロナ等々で職を失われた方の正規雇用、あるいは臨時雇用された方、企業への補助金ということですが、この 1,300 万ということは、あんまり、いわゆる再就職されて、この申請するケースが少なかったのかなという思いがありますけれども、これどれほどの、いわゆる再就職によってこの雇用創出補助金が出たのか、それが分かればお示してください。

それと、あとこれは 37 ページの教育費の中の、これも補助金で、町体育協会の補助金、これソフトボールの、市町村対抗のソフトボールができなかった。コロナの影響でできなかったのか、そもそもチームが編成できなくて参加できなかったのかいろいろありますけれども、聞くところによると、なかなかチーム編成が厳しいというようなこともありますので、このソフトボールの市町村対抗、これできなかった要因は何だったのか、これ次年度以降もこの状況は続くのか、それが分かればお示してください。

以上でございます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 ふるさと納税の返礼品に関するご質問にお答えをいたします。

当初 3 千万に対して、米の確保ということでは十分に対応してまいりました。その後、補正、寄附状況によって返礼品についても常時、事業者と連絡取り合いながら、十分な量を確保していただいております。ただ、特定の品種については、もう在庫がなくなったということで返礼品から落としておりますけれども、ほとんどの地区でつくられているコシヒカリにつきましては、今のところ十分に量はあるということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 雇用創出補助金のおただしでございますが、補助金の対象となった申請につきましては、町内で正社員の雇用が 7 名、パートの雇用が 8 名該当になったという実績でございます。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 多賀議員のご質問のうち、事項別明細書 37 ページの体育協会補助金 70 万の減でございますけれども、このうちソフトボール競技に関しましては 40 万円、全額減となっております。この理由につきましては、今年度コロナの関係でソフトボールも大会等が開催できず、選手も練習ができなかった、選手集めができなかったという部分と、あとその選手の職場で、なかなか対外といいますか、遠征等の許可が出なかったという、一部のお話も聞いておるところでございます。

今後につきましても、来年度予定はされておりますけれども、またソフトボール協会にお声がけをして、出場のほうを目指していきたいとは考えてございます。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、胃がん検診と肺がん検診の受診状況についてのご質問にお答

えいたします。

まず胃がん検診でございますが、まだ確定の受診率ではございませんが、今年度につきましては1,100名の方が受診をいたしまして、受診率は15パーセントとなっております。

肺がん検診につきましては、40歳から64歳までの方で、21パーセントの受診率で、約350名の方。65歳以上の方で44パーセントの受診率で、約1,300名の方がそれぞれ今年度受診をされております。

この予算額減少になりましたが、大きな対象、受診される方が減っているということではなくて、当初予算である程度予想した受診率を見まして、それより若干少なくなったということでございます。なお、西会津町のがん検診につきましては、無料で全て検診を行っているということで、県内、あるいは会津管内の中でも非常に高い受診率となっているということでございます。

以上です。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 ふるさと応援寄附金の返礼に関しまして、確認なんです。当然4月からは新年度、新しくまたふるさと応援寄附金を募るわけですが、この補正で、今まで集まった1億6,600万というものの返礼は、お米に関しては令和2年度産のお米ということで理解していいんですね。それとも令和3年度分のお米を先取りしているなんていうことはなくて、全て令和2年度産米の返礼で手当てがついたということと理解、それを確認します。

あと、体育協会のソフトボールに関しましては、現に市町村対抗の野球大会はできている中で、ソフトボールだけが、だけがというか、ソフトボールできなかったというのは残念なんです。いろいろなね、今年は特殊要因があったにしても、やっぱりいろいろ選手を輩出する企業への協力要請だとか、そういうのも今後していただいて、できればこの町の体育行事というか、市町村対抗チームにはぜひ参加できるような形を募っていただきたいなと思います。

あと、がん検診に関しては、私、認識もっと高いのかなと思ったんですが、このレベルでも管内では高いほうだということではありますが、今後もやっぱり、できれば減額補正じゃなくて、追加補正するような形ぐらいの高い受診率を目指すべきだなと思いますが、その点をお尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 返礼品に関するご質問にお答えをいたします。

米につきましては、令和2年産米での確保ということでご理解いただきたいと思います。ただ、通年をとおして、もう既に申し込みされている方、例えば3年産米の新米がとれるころには、そこで切り替えるということで、10月までは間に合う部分は十分確保してあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、がん検診の受診率の向上の再質問でございますが、議員おただしのとおり、がん検診の受診率の向上というのは、鋭意取り組まなければいけない課題だと考えております。町で受診しやすい体制の環境整備ということで、日曜日に行う働き

盛り検診、これによって若い方の受診機会の確保を進めております。

また、今年度からでございますが、総合検診と働き盛り検診の結果でございますが、これまで結果説明会ということで通知を出しまして、参加希望の方だけに参加いただくということで、50名程度の方しか参加いただけなかったんですが、今年度からは全ての受診された方に日にちと時間を指定しまして、町のほうにその検診結果を取りに来て、そこで保健師、管理栄養士と、今現在の自分の、ご自身の健康状態はどの辺にあるのかというような個別の保健指導を、今年度から行いました。

これによりまして、再検査につながる人がどういう理由でそういう状態にあるのか、あるいは経年的に健康状態を分かっていますので、だんだんその人の状態がよくなっているのか、あるいは逆にこう悪くなっているのか、そういったところを個々に応じて個別の相談ということで実施しておりまして、そういった個別の保健指導の中でがん検診の受診の勧奨などもしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 答えをいたします。

市町村対抗の3競技でございます。野球、ソフトボール、駅伝と、これらにつきましては、その町内の協会を通じて、その選手等輩出していただいておりますけれども、町としまして、その参加いただく方の所属先、職場、学校等には、お願いの文書を毎年お出しをしております、選手が参加しやすい体制づくりをしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 私も何点かお伺いをいたします。

まず10ページになりますが、町の税収ということで、固定資産税、これが830万を超える収入になっておりますけれども、この要因について、まずお伺いをいたします。

2点目でありますけれども、19ページの財調に関しまして、精査確定した部分もありますけれども、この中で同僚議員お伺いしましたけれども、ふるさと応援寄附金の部分の真水の部分はどのぐらいあるのかをお示してください。

3点目ですけれども、29ページ、このオートキャンプ場の浄化槽整備移設工事ですけれども、当初予算で2,200万を予定していて、この385万、請差が非常に多いんですけれども、この辺、見積り等に誤りとか、違いとか、あとその要因についてお示してください。

それから、学校給食費、34ページ、これも同様なんですけれども、この給食センターのボイラー本体改修で、設計管理委託、それから本体工事等が随分と安く済んでいますけれども、それらについてをお聞かせください。

以上であります。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 それでは、固定資産税につきましてご答弁申し上げます。

固定資産税834万3千円の増ということでございます。この説明の中に、大きなものとしては償却資産、これ大規模償却資産ということで、東北電力であるとか、JRであるとか、そこで償却資産が増えれば、ここで大きく増えたということでございます。

あと、土地家屋につきましても、収納率ということで、昨年よりも若干上がっておりますので、その分の見込み、見込みといいますか、実績見込みということで、それぞれ増額ということでさせていただいております。

○議長 総務課長。

○総務課長 ふるさと応援寄附金の歳入と歳出のサヤのご質問でよろしいでしょうか。

今次補正でふるさと応援寄附金の歳入は1億5,500万になりました。歳出につきましては、予算上でいきますと約5千万が、議員がおっしゃる真水の分になります。ただ、予算上ですので、歳入は間違いなく1億5,500万も入ってますけども、歳出はこれから決算してみないと、実際予算上と実際に出た金額は違うということでもありますので、5千万は超えるという見込みでございます。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 工事の関係ですのでこちらのほうから答弁させていただきたいと思いますが、オートキャンプ場の浄化槽の機械設備工事の関係でありますけれども、385万円の減と。当初はそういった類似の工事を参考に概算で予算化をさせていただいております。それから令和2年度に入りまして、正式な設計積算を行い、入札した結果の請差ということで、工事については予定どおり終わっております。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 学校給食費のお尋ねにお答えいたしたいと思います。

給食センターのボイラー本体改修工事につきましては、令和2年度の6月補正編成時に参考見積りを徴しまして、予算を積算して確保したところでございます。実際、当初予算では1,426万ほどを見込んでいたわけですが、これが85パーセントぐらいで収まりまして、217万5千円が減額ということでございまして、ボイラー本体は順調に工事が施工終わりまして、稼働している状況でございます。

なお、その上の段の委託料につきまして、当初では外注ということで予算積算して降りましたが、建設水道課さんのほうで、直営で設計をお願いして施工したということでございますので、これについては皆減ということになります。

以上でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第13次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第5号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第13次)は、原案のとおり

り可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時41分)

令和3年第3回西会津町議会定例会会議録

令和3年3月11日（木）

開 議 10時01分
延 会 14時58分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和3年第3回議会定例会議事日程（第7号）

令和3年3月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 提案理由の説明

日程第2 議案第21号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第14次）

日程第3 議案第6号 令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

日程第4 議案第7号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第7次）

日程第5 議案第8号 令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次）

日程第6 議案第9号 令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第4次）

日程第7 議案第10号 令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第4次）

日程第8 議案第11号 令和3年度西会津町一般会計予算

日程第9 議案第12号 令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算

日程第10 議案第13号 令和3年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算

日程第11 議案第14号 令和3年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算

日程第12 議案第15号 令和3年度西会津町国民健康保険特別会計予算

日程第13 議案第16号 令和3年度西会津町介護保険特別会計予算

日程第14 議案第17号 令和3年度西会津町水道事業会計予算

日程第15 議案第18号 令和3年度西会津町下水道事業会計予算

散 会

○議長 おはようございます。

令和３年第３回西会津町議会定例会を再開します。（１０時００分）

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災から１０年が経ちました。改めまして心から犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。発生時刻の午後２時４６分に、犠牲になられた方々のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。その時刻が本会議中の場合は暫時休議にしますので、ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○議会事務局長 報告いたします。町長より追加議案として、別紙配付のとおり１件の議案が提出され、受理しました。

議会運営委員会に諮り、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

また、町外者から陳情書が提出されましたので、机上配付いたしました。

以上です。

○議長 日程第１、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 （町長提案理由の説明）

○議長 日程第２、議案第２１号、令和２年度西会津町一般会計補正予算（第１４次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第２１号、令和２年度西会津町一般会計補正予算（第１４次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の内容であります。ただいま、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、除雪経費の追加計上であります。

それでは予算書をご覧ください。

令和２年度西会津町の一般会計補正予算（第１４次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,１９８万２千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７７億１,１９２万９千円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。４ページをご覧ください。

まず歳入であります。１４款、県支出金、３項４目、土木費委託金２１９万９千円の増は、国県道除雪委託金の見込みによるものであります。

１７款、繰入金、２項１目、財政調整基金繰入金９７８万３千円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、５億５,８２８万７千円であります。

次に、5 ページをご覧ください。歳出であります。

8 款、土木費、1 項 2 目、道路維持費 1,198 万 2 千円の増は、除雪委託料の追加であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　1 点ご質問をさせていただきます。今回補正ということなのですが、この補正で除雪に関連する経費、総額どのぐらいかをお尋ねいたします。

○議長　建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　お答えいたします。

除雪費の総額ということでございますけれども、除雪機械を除く委託料ですとか、燃料費、それから修繕料、保険料などなど、直接かかる経費で 2 億 4,774 万 4 千円になる見込みでございます。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算（第 14 次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第 21 号、令和 2 年度西会津町一般会計補正予算（第 14 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 6 号、令和 2 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第 6 号、令和 2 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正予算は、最終補正予算であることから、歳入歳出それぞれ精査し、調製したところであります。

それでは予算書をご覧くださいと思います。

令和 2 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 94 万 1 千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億28万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。歳入であります。

1款、後期高齢者医療保険料、1項1目、特別徴収保険料110万円の増額、及び2目、普通徴収保険料110万円の減額は、それぞれ確定見込みによる調整であります。

2款、繰入金、1項2目、保険基盤安定繰入金94万1千円の減額は、保険料軽減額の確定による一般会計からの繰入金の減額であります。

5ページをご覧ください。歳出であります。

3款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金94万1千円の減額は、保険基盤安定負担金の減額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第6号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第6号、令和2年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第7次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第7号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第7次）についてご説明申し上げます。

今次補正予算は、最終補正予算であることから、事業勘定及び診療施設勘定とも、歳入歳出それぞれ精査し所要額を調製したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,396万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,753万1千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,423万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,724万円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税265万2千円の増は、収納見込による調整であります。なお、収納率は一般被保険者分で96パーセントと見込んだところであります。

3款、国庫支出金、1項2目、社会保障・税番号システム整備費補助金100万円の増は、マイナンバーカードによる保険資格確認のためのシステム改修に係る補助金であります。

9ページをご覧ください。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金2,942万1千円の減は、歳出の保険給付費が減となる見込みのため普通交付金2,637万4千円の減と、医療機器購入や事業報告システム改修費用の確定による特別交付金304万7千円の減であります。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金123万7千円の減は、社会保障・税番号システム整備費補助金100万円の交付や、子育て医療費サポート事業費の減額見込みに伴う一般会計繰入金の減額と、保険基盤安定繰入金の確定による45万円の増などであります。

8款、諸収入、3項3目、一般被保険者返納金250万8千円の増は、国保資格喪失後に受診した3名分に係る医療費の返納金であります。

11ページをご覧ください。歳出であります。

1款、総務費、3項1目、運営協議会費27万6千円の減は、予定をしておりました視察研修が新型コロナの影響により実施できなかったことによる減額であります。

2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費1,830万5千円の減と、12ページの2項1目、一般被保険者高額療養費592万4千円の減は、それぞれ年度末までの保険給付費の見込みによる減額であります。

6款、諸支出金、2項1目、診療施設勘定繰出金215万5千円の減は、西会津診療所の超音波画像診断装置など医療機器購入費の確定などによる減額であります。

16ページをご覧ください。施設勘定の歳入であります。

1款、診療収入、1項、外来収入の合計2,797万円の減、及び2項1目、諸検査等収入363万3千円の減は、それぞれ実績見込みによる減額であります。新規医師の確保ができなかったことによる減と、人口減少や新型コロナの影響による減、さらに今年度は季節性インフルエンザが流行しなかったことなどの影響によるものと考えております。

2款、訪問看護事業所収入、1項、介護保険報酬収入215万9千円の減と、17ページの3項、一部負担金収入26万4千円の減は、訪問看護事業の実績見込みによる減額であります。

4 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 1,664 万 3 千円の増は、診療収入の減少などに伴う一般会計繰入金の増額であります。

18 ページをご覧ください。

7 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債 550 万円の減は、医療機器購入費や診療所の増築事業等の確定による減額であります。

9 款、国庫支出金、1 項 1 目、診療施設国庫補助金 100 万円の増は、新型コロナウイルス感染症の院内での感染防止の取り組みを行う医療機関に対して、国の第 3 次補正予算により交付される補助金の増額であります。

19 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 1,769 万 6 千円の減は、西会津診療所増築に係る設計監理委託料 43 万 5 千円の減や、県から派遣を見込んでおりました非常勤医師が配置されなかったことによる診療業務委託料 1,004 万 7 千円の減、また、西会津診療所駐車場の増設を予定していましたが、駐車場整備予定地が都市公園区域内であるため、県と除外手続きについて協議を行ったところ、駐車場部分の除外手続きに長期間必要であることや、除外により都市公園面積として措置されている普通交付税の影響などを考慮し、今年度の事業実施ができないことによる工事請負費 537 万 4 千円の減額などであります。

20 ページをご覧ください。

4 款、予備費、1 項 1 目、予備費 606 万 1 千円の減は、今次補正予算に係る財源調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　19 ページ、歳出の 19 ページなんですけど、駐車場に関して、こういったことというのは事前に調べて、普通計画するんだらうけど、何でこういうふうな、事前に調査そのものをしないで計画を練ったということなんですか。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　診療所の駐車場整備のご質問にお答えをいたします。

昨年度、駐車場の整備費ということで当初予算に計上させていただきました。その後すぐ 4 月になりました。県の担当課のほうと協議を進めておりました。その中におきまして、先ほどご説明申し上げましたように、都市公園内の除外の手続きにかなりの日数を要する。あるいは普通交付税として算定されております公園面積への影響、また今、社会資本整備、社総金ですか、の事業で長寿命化の様々な施設の修繕も行っているということへの影響もあるということで、その協議の中で県のほうから指摘があったということで、今回このような形で減額をさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いします。

○議長　12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今の説明は分かります。けども、こういう計画練るときは事前に調査してから普通は、できるかできないかって計画するのに、計画立ててから調整したということでしょう、今の話だと。だからそこら辺おかしいんじゃないかと、そういう姿勢というの

がどのようになっているのかな、副町長。

○議長 商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 都市公園区域の関係でありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

事前に都市公園との関係について県と調整したところでは、区域を除外することはできないということでありましたけれども、それにかかる手続きうんぬんに関しては、明確な県からの指導をいただいてなかったところでございます。その後、具体的にこういうふうということで詳細に協議を進めましたところ、国のほうに照会をしたり、そういったことで非常に時間を要するというような正式な見解をいただいたということで、今回診療所の駐車場の整備としては相当の期間を要することから、すぐには整備ができないというような判断をいただいたということでございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 経過と事情は分かったんです。ただ、今言われたように、担当課がその健康増進と商工観光ということで、その辺の連絡というのは、横のつながりというのはちゃんと話してからこういう計画というか、その辺のもっていきかたというのは、なされたのかどうかというのも疑問に思いますので、その辺お答えください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは再質問にお答えをいたします。

先ほどの商工観光課長が答弁いたしましたように、まず基本的に計画を立てましたのは健康増進課のほうで計画を立てました。あそこに必要な駐車台数を確保するにはどこが適地かということで検討したところ、現在のさゆり公園の野球場の、少し空き地スペース、あそこが適地ではないかということで計画を進めました。

その中で商工観光課のほうとも連携をしまして、事前に先ほどの答弁のように県には確認をしたわけなんです、その時点ではまだ詳細な面積であるとか、そういったことがまだ不明でしたので、事前の相談の中ではそこまでの話にはなりませんでしたが、予算ご議決いただきまして、正式に手続きを運ぶ段階において、いくつかの課題が見えてきたというような経過でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかにありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 この国保の運営は県の広域連合で運営するようになって2年目なるんでしたか。3年目か。3年目になるということでもありますけれども、実際その町としては事務負担が減ってきたのかなと、そのぐらひは分かりますけども、いわゆる広域連合による運営によって町の、いわゆる国保運営に関してはどのような影響があったのか、私も直接聞けばいいんですけども、そこら辺、分ければお示してください。

あと診療施設勘定の中で、診療収入が今年はいろいろな特殊要因があつて減になったということではありますが、実際コロナによる診療、診察控え、先ほどインフルエンザも罹患者が少なく流行しなかったというようなこともありましたけれども、コロナによる影響はどのぐらひあったのか。

あと、派遣医師を見込んだ分、来なかったので減、診療報酬減になったということであ

りますが、実際そういう状況であれば、診療所運営は何とか今年は間に合った、間に合ったというか、何とか影響なくできたのかなと、その辺の状況。

あと、医師確保に関しましては、これ毎年、私聞きますけども、今は常勤医師2人と整形の週2回でしたか、それあと、県立、県から派遣医師が来ているというような、今医療体制の中で、今後もやっぱりずっと常勤医師の確保に対しては、もうやっていくのか、その辺の方針もあればお示してください。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず1点目の広域運営になったのメリットという部分でのご答弁でございますが、今のところ3年目を迎えまして、大きな混乱もなく安定的に運営をされているのかなということで評価をしております。今までと違いまして、財政の責任主体が県になったということで、例えば町の中で高額な医療費の必要があった場合には、これまでは、広域化前は町がその財源を全て確保して、捻出して対応しなければいけなかったところですが、広域連合になったということで、その医療費の増嵩については、全て県のほうで財政負担はするというので、安定的な財政運営につながっているのかなということの評価はしているところでございます。

また、2点目のコロナによる診療収入への影響でございますが、受診者数で申し上げますと、令和元年度と令和2年度、令和2年度まだ今年度終わっておりませんが、見込みでございますが、延べ約780人ほどの受診者減になるのではないかとということで見込んでおります。この780人の減少でございますが、率にして3パーセント程度の減になりますが、これについては毎年度人口減少によりまして、一定程度の受診者減の減少をしております。その中で、人口減少分と今回のコロナの減少分が、その3パーセントのうちどの程度それぞれあるかということまでは、現在分析をしておりますし、分析まではちょっと難しいかなということで考えておりますが、受診者数は人口減少分とコロナ減少分合わせて3パーセント程度あったのかなというふうに考えております。

あと新規医師の確保の件でございますが、新規医師の確保ということで、県の奨学金を活用した学生というか、学生がその就学期間終わった場合に、そのへき地の診療所に勤務を数年間するという制度がございまして、その医師の派遣を当初予定をしておりましたが、結果として派遣されなかったということでございます。その方、医師の派遣がなかったところによって、特別、現時点においては大きな影響なかったわけなんですけど、それについて、引き続き会津医療センターでありますとか、整形外科の先生、あるいは今年度から喜多方市の佐原病院のほうからも内視鏡の先生来ていただいて、そういった総合的な支援をいただいた中で、影響なく診療業務は行えたのかなというふうに考えております。

次の医師確保の、常勤医師の確保の件でございますが、これにつきましては、これまでも議員のほうから何度かご質問いただいておりますが、やはり現在の常勤医師のお2人の先生方は、通常の外来診療に加えまして、往診でありますとか、企業の産業医、そういった様々な町の医療サービスの基盤を支えていただいております。このまま常勤医師のお2人の先生だけであれば、やはり先生方のご負担というのも相当多くなってきておりますので、常勤医師の確保につきましては、引き続き町の国保の重点事業として取り組んでいき

たいということで考えております。

以上でございます。

○議長　　6 番、三留正義君。

○三留正義　先ほどの駐車場整備の質疑の中で、私も求めたいところまでお話が出てこなかったもので、この件についてお伺いします。同僚議員も言いたかったことがちょっと伝わっていない部分があるのかなと思って私も聞いていたんですけども、都市計画、公園の整備事業でも補助を受けている、この町の土地で公園を整備していくということで、もう国からお金をいただいている。その中にある一角である。それも用途を違うものに使おうとしたときに、やはりもっと水面下できちんとした調査をすべきだったんじゃないのかなという、たぶん問いかけだったと思うんですが、私もこの話を聞いていて、確かに用途に違うものを使うということは、もっと慎重に踏み出さざるを得なかったのかなと。だから大丈夫でしょうってということで、予算は立てたにしても、第7次ですか、ここで補正で受けて断念しましたというの、かなり引っ張って、長かったのかなと私は思います。

やはり 670 万ですかね、駐車場ができなかったうんぬんという結果論ですけども、ただ作業のメニューとして、やはり出だしはもうちょっと轍を踏んでも、これはよかったのかなと、我々ももっと議論して追求すればよかったのかなとも私も思いましたけども、やはり作業をしていく上でのメニューとしては、やはり反省点がここに出てくるんじゃないのかなと私は思って聞いていたんですが、町側ね、これを携わった方々としての、やはりもう少し踏み込むべきだったとか、そういった反省点はなかったのかお伺いします。

○議長　　商工観光課長。

○商工観光課長　お答えいたします。

都市公園法との関係でございますけれども、議員おただしのとおり、県や国との十分な確認が不足していた部分がありました。しかしながら、県と調整、指導いただきながら、令和3年度において、さゆり公園の駐車場として同区画に整備をする予定でございます。

従いまして、新年度において速やかに駐車場の整備を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長　　6 番、三留正義君。

○三留正義　令和3年の予算だけで、用途は違う、公園ではなく診療所の駐車場として確実に整備ができるんだということも分かりましたが、今ちょうど、今やはり反省点は残ったということで一言あったので、私はそれで十分です。

やはり、計画を立てていくときの踏みってというのが、やはりきちんとというか、もうちょっと踏み込んで突き詰めていけば、他の事業とかぶっているような事業であれば、やはりもう少し踏み込んで仔細を調査してから計画のほうに、やっぱり移るべきだなと、私自身も聞いていて反省したところです。了解しました。

○議長　　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第7次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第7号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第7次）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第8号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第4次）についてご説明申し上げます。

はじめに、今次補正予算の概要についてであります。今年度の最終補正であることから、歳入歳出の実績を精査し、歳入では第1号被保険者保険料の収納見込みによる増額、介護給付費調整交付金や支払基金交付金の確定による減額、歳出では地域密着型介護サービスの利用が増加したことによる増額など、各種サービス給付費の実績により、年度内に必要な費用として調整をいたしました。

なお、国・県・支払基金からの負担金や交付金の額が確定したことで、歳入に不足が生じることから、不足額を介護給付費準備基金より繰り入れることとしたものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ262万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,834万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページをご覧ください。歳入であります。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料460万円の増額は、現年分及び滞納繰越分の収納見込みによるものであります。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金15万2千円の増額、同じく2項1目、調整交付金753万4千円の減額、4款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金241万2千円の減額、7ページをご覧ください。5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金14万6千円の減額は、今年度の負担額及び交付額が決定し、額が確定したことによるものであります。

7款、繰入金、1項1目、介護給付費繰入金37万5千円の増額は、今次補正により増額

した介護給付費に係る町負担分 12.5 パーセントの増額であります。同じく 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金 771 万 7 千円の増額は、今ほどの国・県・支払基金の介護給付費負担金等の減額により、歳入に不足を生じる額について調整するため、基金より繰り入れするものであります。

なお、今次の繰り入れにより介護給付費準備基金の年度末残高は 3,605 万 6 千円となる見込みであります。

次に、8 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、3 項 2 目、認定調査等費は補正額はありませんが、認定調査業務のための人件費及び委託料について、実績に基づき調整をするものであります。

2 款、保険給付費、1 項 2 目、地域密着型介護サービス給付費 300 万円の増額は、小規模多機能型居宅介護サービスなどのサービス利用増による増額であります。同じく 6 目、居宅介護サービス計画給付費 100 万円の減額は、ケアプラン作成のための費用について、実績に基づき減額するものであります。同じく、2 項 1 目、介護予防サービス給付費 46 万円の増額、同じく 2 目、地域密着型介護予防サービス給付費 40 万円の増額、9 ページをご覧ください。同じく 5 目、介護予防サービス計画給付費、6 万円の増額は、要支援認定者の各サービス利用の実績に基づき増額するものであります。同じく 4 項 1 目、高額介護サービス費 74 万円の増額、同じく 5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費 36 万円の減額は、介護等サービスを利用した際の自己負担が高額になった際に戻されるもので、実績に基づき増額及び減額するものであります。

10 ページをご覧ください。同じく、6 項 1 目、特定入所者介護サービス費 30 万円の減額は、施設介護サービスの減に伴う減額であります。

4 款、地域支援事業費、2 項 1 目、一般介護予防事業費、同じく 3 項 8 目、在宅医療・介護連携推進事業費は、補正額はありませんが人件費及び需用費について、実績に基づき調整をしたものであります。

11 ページをご覧ください。

5 款、介護予防支援事業費、1 項 1 目、介護予防支援事業費 37 万 5 千円の減額は、日常生活用具給付費の実績に基づく減額であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、令和 2 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第8号、令和2年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算(第4次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第9号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算(第4次)の調製についてご説明いたします。

今次の補正予算は、老朽管更新工事等の事業費確定見込みによる減額調整であります。

それでは予算書をご覧ください。

第1条、総則、令和2年度西会津町の水道事業会計補正予算(第4次)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和2年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出ともに90万8千円を減額し、合計額を、それぞれ2億5,959万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億927万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額873万6千円、過年度分損益勘定留保資金6千万9千円、減債積立金1千万円、建設改良積立金600万円、及び当年度損益勘定留保資金2,453万3千円で補てんするものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億661万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額815万円、過年度分損益勘定留保資金5,977万3千円、減債積立金1千万円、建設改良積立金500万円及び当年度損益勘定留保資金2,369万5千円で補てんするものに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入は、既決予定額を401万8千円減額し、合計額を1億895万円とするものです。

次に支出は、既決予定額を667万8千円減額し、合計額を2億1,556万8千円とするものです。

第4条、企業債の補正、予算第5条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

起債の目的は、水道事業です。

補正前の限度額6,010万円を300万円減額し、補正後の限度額を5,710万円といたします。

次に簡易水道等事業です。補正前の限度額2,230万円を20万円減額し、補正後の限度額を2,210万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条、他会計からの補助金の補正、予算第7条本文中、補助を受ける金額は1億1,285万4千円を補助を受ける金額は1億1,246万6千円に補正する。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、4ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入は、主に水道使用料の収入見込みによる減額などです。

次に支出です。

第1款、水道事業費用では、漏水等修繕費の増額などです。簡易水道等事業では、主に修繕費や電気料の支出見込みによる減額などです。

6ページをご覧ください。次に、資本的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業資本的収入及び第2款、簡易水道等事業資本的収入ともに、事業費の確定見込みによる企業債借入金等の減額です。

次に、支出です。

第1款、水道事業資本的支出及び第2款、簡易水道等事業資本的支出ともに、事業費の確定による配水管布設費の減額が主なものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

9番、多賀剛君。

○多賀剛　1点お尋ねしますけれども、これはこれからの懸案事項の一つでありますけれども、老朽配水管の更新工事でありますけれども、実際、今年度終わって、総面積。

○議長　多賀議員、補正内容についての範囲でお願いします。

○多賀剛　この工事終わって、どのぐらいの割合が、いわゆる更新工事ができたのかお示してください。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　老朽管のご質問にお答えいたします。

本年度、上水道のエリアにおきましては、505メートルほど更新いたしまして、残り1万6,870メートルほど、全体で1万9千メートルほどございますので、3千メートル強更新したというような状況でございます。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　割合ということでございまして、割り返しますと、現時点で12パーセント程度の更新ということでございます。

○議長　ほかにありませんか。

6番、三留正義君。

○三留正義　二つお伺いします。

水道使用料の減、76万2千円ということで、諸要因についてお伺いします。

もう一つは電気料の減、これも大きな点をお伺いします。

○議長　建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

水道使用料、まず水道使用料のほうでございしますけれども、76万2千円の減額ということでございまして、今年度見込みで1年間の収益を立てたわけでございますけれども、若干人口減少ですとか、そういった要因が絡みまして、実績見込みによりまして減額調整をさせていただいております。

あと電気料のほうでありますけれども、こちらのほうも予定していた見込みの電気料、

総額から、こちらの実績見込みを見通して、今回減額調整をさせていただいたという内容でございます。

○議長　　6番、三留正義君。

○三留正義　電気料のほうでお伺いしますが、見込んだものと現実がこの金額ですということは、ここに書いてあるので分かるんですが、その差がある程度大きく出たポイントは何でこういった見込みとの差が広がったのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長　　建設水道課長。

○建設水道課長　主な要因でございますけども、やはりコロナ禍の影響でございます、やっぱり温泉施設等のその関係が一番響いているというふうに分析してございます。

○議長　　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第9号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第4次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

従って、議案第9号、令和2年度西会津町水道事業会計補正予算（第4次）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第4次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　議案第10号、令和2年度西会津町下水道事業会計補正予算（第4次）の調製について、ご説明いたします。

今次の補正予算の主な内容であります、公共下水道事業におきましては、令和3年度国庫補助事業の一部前倒しに伴う事業費の追加や、個別排水処理事業では、汚泥処理手数料の増額のほか、事業費の確定見込みに伴う調整であります。

それでは予算書をご覧ください。

第1条、総則、令和2年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正、令和2年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出ともに、既決予定額を449万3千円増額し、合計額を4億1,735万7千円

とするものです。

2 ページをご覧ください。

第3条、資本的収入及び支出の補正、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億732万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額819万6千円、当年度損益勘定留保資金9,867万2千円及び前年度引継金45万9千円で補てんするものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億884万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額806万6千円、当年度損益勘定留保資金1億77万7千円で補てんするものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入は、既決予定額を311万4千円減額し、合計額を1億4,063万8千円とするものです。

支出は、既決予定額を159万8千円減額し、合計額を2億4,948万1千円とするものです。

第4条、企業債の補正、予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

起債の目的は公共下水道事業で補正前の限度額3,650万円を20万円減額し、補正後の限度額を3,630万円といたします。次に、農業集落排水処理事業は、補正前の限度額660万円を40万円減額し、補正後の限度額を620万円といたします。個別排水処理事業は、補正前の限度額500万円を80万円減額し、補正後の限度額を420万円といたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条、他会計からの補助金の補正、予算第8条本文中、補助を受ける金額は2億2,749万8千円を補助を受ける金額は2億2,926万6千円に補正する。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、4 ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入は、公共下水道事業収益で令和3年度事業の国庫補助事業の一部前倒しに伴う補助金の増額や、一般会計補助金などの財源調整が主なものです。

6 ページをご覧ください。次に支出です。

公共下水道事業費用では、令和3年度事業の国庫補助事業の前倒しに伴う脱水機分解調査委託料などの増額、農業集落排水処理事業費用では、事業費確定による処理施設管理委託料の減額、個別排水処理事業費用では、事業費精査に伴う汚泥処理手数料の増額などです。

8 ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入は、事業費の確定または確定見込みに伴う企業債や一般会計補助金の財源調整です。

次に支出ですが、収入と同様に事業費の確定または確定見込みに伴う減額調整であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、令和 2 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 4 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 10 号、令和 2 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 11 号、令和 3 年度西会津町一般会計予算から、日程第 15、議案第 18 号、令和 3 年度西会津町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、長谷川浩一君。

(事務局長朗読)

○議長 議案第 11 号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、移住定住促進事業、地域おこし協力隊配置事業、有害鳥獣対策事業及び学校教育アドバイザー設置事業についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 11 号、令和 3 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明いたします。

まず、国の当初予算の概算要求にあたっての基本方針ではありますが、令和 3 年度は、引き続き経済財政運営と改革の基本方針 2018 に示された新経済・財政再生計画を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、令和 2 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしております。

また、県の当初予算編成におきましては、東日本大震災から 10 年が経過し、令和 3 年度は、第 2 期復興・創生期間の初年度となることから、力強い復興と福島ならではの地方創生をさらに推進するとともに、県民の安全・安心の確保や社会・経済の回復などに向けた取り組みを進めるとしております。

このような状況を踏まえ、本町の令和 3 年度当初予算編成は、予算の効率的・効果的な活用を基本に、西会津町総合計画（第 4 次）に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向け、人口減少に歯止めをかけるための地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材の育成につながる事業など、真に必要な施策に優先的に予算配分をしたところであります。

この結果、令和 3 年度一般会計予算の総額は、59 億 1,500 万円で、対前年度比 3 億 800

万円、率にして4.9パーセントの減となったところであります。

なお、この減額の主な要因につきましては、若者向け住宅整備事業や小規模多機能型居宅介護施設整備事業、防災行政無線デジタル化改修事業の大規模事業が完了したことなどによるものであります。

それでは、令和3年度一般会計当初予算についてご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億1,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

事前に予算書と一緒にご配りいたしました当初予算資料。この資料でございますが、この資料で説明をさせていただきます。

はじめに6ページをご覧ください。歳入であります。

まず、1款、町税は5億9,320万1千円の計上であります。個人及び法人町民税の減などにより、前年度より866万5千円の減額となりました。

次に、2款、地方譲与税は6,800万円の計上であります。自動車重量譲与税の減などにより、前年度より2,761万2千円の減額となりました。

3款、利子割交付金33万円、4款、配当割交付金130万円、5款、株式等譲渡所得割交付金80万円につきましては、いずれも県の予算編成指針等を考慮し計上したものであります。

6款、法人事業税交付金260万円は、制度創設により新規計上するものであります。

7款、地方消費税交付金1億4,100万円は、県の予算編成指針等により、前年度より300万円の減額となりました。

8款、環境性能割交付金640万円は、県の予算編成指針等により、前年度より130万円の減額となりました。

9款、地方特例交付金422万8千円は、県の予算編成指針等により、前年度より164万7千円の増額となりました。

10款、地方交付税は28億4,345万6千円の計上であります。その内訳としましては、普通交付税で25億9,345万6千円の計上ですが、地方財政計画や単位費用の動向、

公債費の算入分などを考慮し積算したところであります。

なお、前年度当初ベースでの比較は 2,946 万円、1.0 パーセントの減。前年度決定ベースでの比較では 1 億 3,664 万 5 千円、5.0 パーセントの減となったところであります。

また、特別交付税につきましては、地域おこし協力隊の増員等の増加要因はあるものの、前年同額の 2 億 5 千万円を計上いたしました。

次に、11 款、交通安全対策特別交付金 60 万円であります。県の予算編成指針等を考慮し計上いたしました。

7 ページをご覧ください。

12 款、分担金及び負担金 303 万円の計上につきましては、ケーブルテレビ施設移設負担金 80 万円、老人ホーム入所費負担金 123 万 3 千円などであります。

13 款、使用料及び手数料 1 億 6,113 万 8 千円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料 5,523 万 8 千円、インターネット使用料 3,960 万 7 千円、町営住宅等使用料 4,768 万円などあります。

なお、町営住宅等使用料につきましては、若者向け住宅の供用開始により前年度より約 660 万円の増額となりました。

14 款、国庫支出金 3 億 9,301 万 6 千円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金 7,419 万 4 千円、児童手当給付費負担金 3,874 万 8 千円、町道新町出戸線ほかの舗装修繕などに係る社会資本整備総合交付金・道路事業 1 億 3,680 万円、町道野沢縄沢線の新橋などの橋りょう修繕等に係る道路メンテナンス事業 7,018 万円、町営下小屋住宅外壁改修等に係る社会資本整備総合交付金・地域住宅計画事業 1,958 万 8 千円などあります。

除雪機械購入に係る社会資本整備総合交付金の道路事業の減などにより、前年度より 3,407 万 7 千円の減額となりました。

15 款、県支出金 4 億 7,732 万 2 千円の計上につきましては、国民健康保険・保険基盤安定負担金 2,314 万 1 千円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金 2,352 万 4 千円、障がい者福祉費負担金 3,766 万 4 千円、8 ページに行きまして電源立地地域対策交付金 3,026 万 6 千円、中山間地域等直接支払交付金 5,813 万 7 千円、多面的機能支払交付金 3,055 万 6 千円、広葉樹林再生事業補助金 5,245 万 4 千円、林業専用道整備事業補助金 2,555 万円、国県道除雪委託金 3,746 万円などあります。

広葉樹林再生事業補助金や衆議院議員選挙費委託金の増などにより、前年度比 731 万 3 千円の増額となりました。

次に 9 ページをご覧ください。

16 款、財産収入 1,231 万 3 千円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入 1,068 万 3 千円などあります。

17 款、寄附金 1 億 4 千万 2 千円の計上は、ふるさと応援寄附金 1 億 4 千万円などあります。

ふるさと応援寄附金の増により、前年度比 1 億 1 千万 1 千円の増額となりました。

18 款、繰入金 4 億 6,350 万 4 千円の計上は、財政調整基金繰入金 4 億 4 千万円、みんなで創る未来基金繰入金 1 千万円などあります。

財政調整基金繰入金や減債基金繰入金の減などにより、前年度比 5,554 万 5 千円の減額

となりました。

19 款、繰越金 6 千万円の計上は、前年度からの繰越金でありまして、前年度と同額の計上であります。

20 款、諸収入 4,966 万円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、未来を描く市町村等支援事業助成金 357 万 3 千円、後期高齢者医療広域連合交付金 493 万 2 千円などであります。後期高齢者医療広域連合交付金の増などにより、前年度比 211 万 1 千円の増額となりました。

21 款、町債 4 億 9,310 万円の計上は、辺地対策事業債 1,240 万円、過疎対策事業債 2 億 9,460 万円、公営住宅建設事業債 2,210 万円、緊急防災・減災事業債 5,800 万円、臨時財政対策債 1 億 120 万円などであります。

小規模多機能型居宅介護施設整備事業や若者向け住宅整備事業、防災行政無線デジタル化改修工事の完了などにより、前年度比 2 億 7,980 万円の減額となりました。

10 ページをご覧ください。

10 ページからは、歳出であります。

まず、1 款、議会費 8,689 万 2 千円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。前年度比 22 万 1 千円の減額となりました。

2 款、総務費 13 億 2,276 万 1 千円の計上は、総合行政情報システム事業 7,218 万 1 千円、財政調整基金積立金 3,010 万 2 千円、温泉施設管理業務委託料 4,862 万 6 千円、地域おこし協力隊配置事業 1 億 1,160 万 3 千円、デジタル戦略推進事業 1,767 万 6 千円、ケーブルテレビ運営事業 1 億 3,482 万 4 千円、インターネット運営事業 3,543 万円、11 ページに行きまして、町民バス運行事業 9,695 万 4 千円、ふるさと応援寄附金事業 9,128 万 9 千円などであります。

若者向け住宅整備事業は完了したものの、総合行政情報システム事業やふるさと応援寄附金事業、デジタル戦略推進事業の増などにより、前年度比 2,683 万 5 千円の増額となりました。

3 款、民生費 10 億 8,967 万 2 千円の計上は、出産祝金 700 万円、国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金 8,412 万 4 千円、同じく診療施設勘定繰出金 4,248 万 7 千円、雪処理支援隊事業 465 万 5 千円、除排雪費用助成事業 275 万円、敬老祝金 780 万円、介護保険特別会計繰出金 2 億 2,458 万 6 千円、後期高齢者医療費・療養給付費負担金 9,260 万 6 千円、12 ページに行きまして、後期高齢者医療特別会計繰出金 3,301 万 3 千円、障がい福祉サービス費 1 億 5,065 万 9 千円、子育て医療費サポート事業助成費 1,346 万 5 千円、乳幼児家庭子育て応援金 270 万円、児童手当 5,587 万 5 千円、認定こども園運営委託料 1 億 3,305 万 6 千円、放課後児童クラブ運営委託料 1,260 万円、乳幼児の教育・保育の充実を図るため新たに配置する幼児教育・保育アドバイザー配置事業 149 万 3 千円、子どもの屋内遊び場や保護者同士のコミュニケーションの場として新たに整備を図る、子育てコミュニティ施設整備事業 1,872 万 5 千円などあります。

幼児教育・保育アドバイザー配置事業や子育てコミュニティ施設整備事業等の新規事業などによる増はあったものの、小規模多機能型居宅介護施設整備事業の完了などにより、前年度比 8,830 万 4 千円の減額となりました。

次に、4 款、衛生費 4 億 4,294 万 3 千円の計上は、新規事業の檜ノ木平地区に係る水道未普及地域水源調査委託料 650 万円、屋敷及び下安座地区に係る簡易水道施設整備事業補助金 610 万円、水道事業と簡易水道等事業に係る水道事業会計繰出金が合わせて 1 億 1,355 万 3 千円、インフルエンザワクチン予防接種事業 1,383 万 7 千円、検診事業 1,989 万 2 千円、長野県諏訪中央病院の鎌田實名誉院長などの指導を受け、事業を展開する新たな健康づくり推進事業 1,048 万 5 千円、新たに補助制度を創設した、がん治療サポート事業補助金 15 万円、13 ページに行きまして、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金 7,001 万 6 千円、ごみ収集委託料 3,794 万 8 千円、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金 2,968 万円などであります。

水道未普及地域水源調査委託料や簡易水道施設整備事業補助金の新規計上などにより、前年度比 1,336 万 3 千円の増額となりました。

6 款、農林水産業費 5 億 935 万 9 千円の計上は、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大など、農業を取り巻く様々な課題を解決するため、今年度から新たに取り組む農業公社設立検討事業 44 万 5 千円、中山間地域等直接支払事業 7,744 万 7 千円、今年度 12 棟の整備を図る園芸ハウス整備工事 2,598 万 7 千円、健康な土づくり・普及促進事業 524 万 6 千円、施設や機械等の整備に係る補助制度を拡充した新規就農者あんしんサポート事業 500 万円、環境保全型農業直接支援対策事業 693 万円、農業集落排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金 4,609 万 5 千円、多面的機能支払交付金事業 4,060 万 3 千円、さらなる対策の強化を図っていく鳥獣被害防止対策事業 1,407 万 4 千円、菌床栽培ハウス整備工事 1,322 万円、14 ページに行きまして、広葉樹林再生事業 5,245 万 4 千円、林業専用道整備事業 3,725 万円、林道岩井沢檜ノ木平線の林道開設等工事 2,084 万 4 千円などであります。

オートキャンプ場浄化槽機械設備移設工事の完了や下水道事業会計繰出金の減などにより前年度比 2,954 万 9 千円の減額となりました。

7 款、商工費 1 億 552 万 6 千円の計上は、町商工会育成補助金 600 万円、新たに除排雪経費や企業 P R に係る経費に対する支援を追加し、拡充を図った町内企業支援補助金 1 千万円、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、テレワーク運営事業 132 万 7 千円、創業支援事業 216 万 6 千円、にしあいつ観光交流協会育成補助金 1,300 万円、消費者行政推進費 380 万 4 千円、消費者風評対策事業 220 万 5 千円などであります。

町内企業支援補助金の拡充などにより前年度比 317 万 3 千円の増額となりました。

8 款、土木費 8 億 4,573 万 9 千円の計上は、町道修繕工事 1,800 万円、町道維持管理委託料 1,297 万 3 千円、除雪機械修繕料 2,100 万円、除雪委託料 1 億 4,590 万 2 千円、除雪機械購入費 3,500 万円、町道改良舗装等工事 1 億 4,423 万 6 千円、橋りょう修繕工事 1 億 1,275 万円、公共下水道事業に係る下水道事業会計繰出金 6,882 万 8 千円、15 ページに行きまして、さゆり公園管理業務委託料 5,852 万 2 千円、フレンズワールドの遊具更新などに係るさゆり公園施設改修等工事 2,458 万 3 千円、さゆり公園体育館空調設備整備事業 5,800 万円、町営下小屋住宅外壁改修工事 2,220 万円、第 2 定住促進住宅外壁改修工事 1,100 万円などであります。

除雪機械購入費や下水道事業会計繰出金の減などにより、前年度比 3,950 万 5 千円の減

額となりました。

9 款、消防費 2 億 5,493 万 1 千円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金 1 億 6,177 万 3 千円、消防団員報酬 1,595 万 9 千円、新たに補助制度を創設した消防団員免許取得補助金 40 万円、消防ポンプ購入費 379 万 4 千円、消防普通積載車購入費 1,248 万 9 千円、更新に係る防災ハザードマップ作成業務委託料 498 万 8 千円、解体補助金を増額することとした空き家対策事業 215 万 4 千円などであります。

防災行政無線デジタル化改修工事の完了などにより、前年度比 9,971 万 1 千円の減額となりました。

10 款、教育費 3 億 7,868 万 7 千円の計上は、西会津高校活性化対策に係る通学費補助金・進路支援補助金・生徒活動後援会補助金・修学資金貸付金の合計で 315 万 4 千円、学校現場での指導・助言をはじめ、幼児教育と義務教育との円滑な接続を図ることを目的に新たに設置する学校教育アドバイザー配置事業 394 万 1 千円、外国語指導助手招致事業 483 万 5 千円、小中学校各種大会出場補助金 150 万円、小中学校交流事業補助金 510 万円、教育改革推進事業 925 万 6 千円、学校給食費 3,723 万円、スクールバス運行費 4,485 万 7 千円、小学校管理費 1,603 万 3 千円、小学校教育支援事業 1,262 万円、16 ページに行きまして、中学校管理費 2,025 万 6 千円、中学校教育支援事業 635 万 4 千円、図書館費 999 万 7 千円、町体育協会補助金 401 万円、少年スポーツ活動に対する支援を強化するため補助金を増額した町スポーツ少年団育成補助金 100 万円などであります。

野沢体育館空調設備整備事業の完了などにより、前年度比 4,478 万 2 千円の減額となりました。

11 款、災害復旧費 2,588 万 1 千円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧費の現年災害の計上であります。

12 款、公債費 8 億 4,748 万 7 千円の計上は、地方債償還元金 8 億 2,364 万 8 千円、地方債償還利子 2,373 万 9 千円などであります。

前年度に実施いたしました繰上償還の影響などにより、前年度比 4,971 万 4 千円の減額となりました。

以上、歳入歳出の総額を 59 億 1,500 万円とするものであります。

次に、予算書の 9 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債であります。令和 3 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費であります。限度額を 1,240 万円とし、林道開設事業や町道改良舗装事業などに充当するものであります。

次に過疎対策事業費であります。限度額を 2 億 9,460 万円とし、映像機器高度化更新事業や町道改良舗装事業、町道橋りょう補修事業などに充当するものであります。

次に、公営住宅建設事業費であります。限度額を 2,210 万円とし、町営住宅及び定住促進住宅の改修事業に充当するものであります。

次に、緊急防災・減災事業費であります。限度額を 5,800 万円とし、さゆり公園体育館空調設備整備の指定緊急避難場所等設備整備事業に充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。限度額を 480 万円とし、農業施設及び林業施設、

道路河川の災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を1億120万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第11号、令和3年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 暫時休議にします。(11時40分)

○議長 再開します。(13時00分)

議会基本条例第7条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、移住定住促進事業、地域おこし協力隊配置事業、有害鳥獣対策事業及び学校教育アドバイザー設置事業についての説明を求めます。

商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 令和3年度重要政策の審議等についてのうち、移住・定住促進事業についてご説明いたします。

重要政策の審議等資料、ナンバー1をご覧ください。

はじめに、事業の概要についてであります。町では、町外からの移住定住を促進するため、都市部等への情報発信や、移住や住宅の紹介などを行う移住・定住総合支援センターを、平成27年度から西会津国際芸術村に設置してまいりました。

令和3年度からは、幅広い層の移住希望者に対して、きめ細かな移住サポートを行うため、移住・定住総合支援センターを町商工観光課へ移設することといたしました。

このことにより、子育て・福祉など行政サービスの案内や、空き家等を活用した住まいの確保、町無料職業紹介所による働く場のマッチング、起業や創業のサポート、お試し移住住宅を活用した移住体験プログラムの利用など、各種の支援を一元的に提供するとともに、関係機関等と連携しながら、移住者に寄り添った総合的な移住定住施策に取り組んでまいります。

次に、事業内容についてであります。まず、一つ目として、現在、西会津国際芸術村にあります移住・定住総合支援センターを町商工観光課に移設し、町担当職員と専任の会計年度任用職員を配置して、きめ細かなサポート体制を構築いたします。

二つ目として、上野尻地区にあります、お試し移住住宅の管理と利用者の受け入れ等につきまして、民間事業者への委託から町直営へと切り替え、町内での暮らしの体験や、農林業または企業等の仕事を体験できる移住体験プログラム等の拡充を図ってまいります。

三つ目としまして、移住定住に係る情報発信や、喜多方地方定住自立圏における共同イベントなどを通じ、町の魅力を積極的にPRしてまいります。

次に、令和3年度当初予算における事業費であります。会計年度任用職員の配置に係る人件費、ならびにお試し移住住宅の管理費、ホームページ等のPR経費など、合計で448万5千円を計上したところであります。

なお、財源につきましては、特別地方交付税で384万2千円、お試し移住住宅の体験プログラム利用料で4万5千円などを見込んでおります。

2ページをご覧ください。

最後に、総合計画における位置付けであります。西会津町総合計画（第4次）の前期基本計画におきまして、資料に記載のとおり、移住・定住について位置付けているところがあります。

以上で、移住・定住促進事業についての説明を終わります。

次に、地域おこし協力隊配置事業について、ご説明いたします。

重要政策の審議等資料、ナンバー2をご覧ください。

はじめに、地域おこし協力隊制度についてであります。本制度は、都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱し、隊員は一定期間その地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行い、隊員の地域への定住・定着を図る取り組みであります。

次に、事業の内容についてであります。まず、協力隊の活動内容につきましては、行政課題解決型の隊員につきましては、それぞれ、所属する課等が所管する社会課題の解決に向けた活動を行います。

起業型の隊員につきましては、移住の促進と地域活性化を図るワークインレジデンスを実践するため、ビジネスの創出、いわゆる起業に特化した活動を行なうものであります。

次に、隊員の配置についてであります。令和2年度の隊員の配置分野並びに隊員の任期、所属する課等につきましては、お手元の資料のとおりであり、行政課題解決型で10名、起業型で7名の合計17名を配置しております。

なお、このうち令和3年度中に、任期満了により退任する隊員は4名となっております。

2ページをご覧ください。

令和3年度に募集する隊員につきましては、ケーブルテレビ番組制作で1名、情報発信分野で1名、有害鳥獣対策で1名、出ヶ原和紙製作で1名、起業型の隊員が6名で、合計10名を募集する計画であります。

隊員の募集方法につきましては、専用のホームページやSNS等への募集広告を掲載するほか、首都圏等での募集イベントの開催などについて、実績のある町外の民間事業者へ委託する予定であります。

次に、令和3年度当初予算における事業費であります。隊員の人件費と活動費、隊員募集に係る経費を合わせまして、総額で1億1,160万3千円を計上したところであります。

なお、このうち国からの特別地方交付税で1億1,159万円が交付される見込みであり、町の負担は1万3千円と0となっております。

最後に、総合計画における位置付けであります。西会津町総合計画（第4次）の前期基本計画におきまして、資料に記載のとおり、移住・定住分野の中に本事業について位置付けているところであります。

以上で、地域おこし協力隊配置事業についての説明を終わります。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 令和3年度の有害鳥獣対策事業についてご説明申し上げます。

重要政策の審議等資料ナンバー3をご覧ください。

まず1の政策等を必要とする原因及び背景でございますが、有害鳥獣による農作物等の

被害は、人口減少や遊休農地の増加などを背景として、全国的な問題となっており、本町においては、近年、特にイノシシによる被害が急増し、被害の多い地域では営農の継続が困難な状況となっております。

このため、鳥獣被害対策を町の最重要課題と位置付け、積極的な予算を計上し、これまでの取り組みをさらに引き上げることで、被害の軽減効果を目に見える形で示し、農家の生産意欲向上につながるよう各種対策の強化を図ってまいります。

2の令和3年度の主な事業内容であります。令和3年度においても引き続き、被害防除、捕獲、集落環境整備の大きく三つの対策を複合的かつ効果的に進めていくことにしております。

主な取り組みとしまして、①として、集落ぐるみの効果的な被害防止対策を進めるため、専門的な知識と技術を有した専門員の継続配置に加え、専門員を1名増員し、地域住民への活動支援を行ってまいります。

②として、捕獲活動を強化し、個体数の管理を確実に進めるため、イノシシ捕獲用のくくりわな、ニホンザル捕獲用の箱わなを増設するとともに猟友会による一斉捕獲の強化を継続して支援してまいります。

③わなによる捕獲従事者20名の増員を目標に、わな猟免許取得経費の全額を補助することにしております。

④として、電気柵による被害防止対策を拡大するため、電気柵設置補助等の支援を行ってまいります。

⑤ツキノワグマ捕獲活動に係る負担を考慮し、捕獲報償金の額を1頭1万円から2万円に増額いたします。

⑥イノシシの捕獲技術向上を図るため、専門家による技術研修会や先進地研修を実施いたします。

⑦隊員2名による町内パトロールを実施し、有害鳥獣出没時の迅速な対応とケーブルテレビを活用したニホンザルの出没予報等により、地域の被害防止活動を支援してまいります。

⑧集落周辺への出没を抑制するため、集落周りの間伐や下刈りなどの環境整備を進めてまいります。

3の事業の目標値であります。捕獲頭数では、サルが80頭、イノシシが同じく80頭、クマが10頭としております。わな猟免許取得者数については20名、集落ぐるみの電気柵設置数は、延べ40集落ということで目標を掲げてございます。

4の総合計画における根拠または位置付けであります。西会津町総合計画の前期基本計画において、期間中に特に重点をおいて進めていく、第1章、プロジェクトXに、四つ目として、有害鳥獣対策を掲げるとともに、第2章、まちづくりの分野の第2節、温故創新 地産地笑のまちづくりの2の1、農林業の分野の具体的な取組に、有害鳥獣対策の強化を位置付けしております。

2ページをご覧ください。

5の政策等の実施に係る財源措置についてであります。まず歳入で、10款1項1目、地方交付税でありますが、具体的には特別交付税でありまして、地域おこし協力隊員配

置経費として410万9千円を見込んでおります。

14款2項1目、地方創生推進交付金であります。鳥獣被害対策専門員配置経費として220万円、15款2項4目、農林水産業費県補助金の中で、でイノシシ捕獲管理事業補助金26万円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金112万円、森林環境交付金、野生動物との共生森林の整備分として387万3千円、県補助金の計が525万3千円、歳入の合計で1,156万2千円を見込んでおります。

次に歳出であります。2款1項10目、地域おこし協力隊配置事業で、地域おこし協力隊、専門員増員分であります。人件費等が410万9千円。

6款2項1目、鳥獣被害防止対策事業においては、鳥獣被害防止実施隊員報酬が14万円、鳥獣被害対策専門員の人件費が412万1千円、有害鳥獣捕獲報償金が200万円、被害防止活動謝礼、発信機装着時の麻酔銃使用に係るものということですが3万円、先進地研修の旅費が1万5千円、需用費といたしましてイノシシ用くくりわな100基、ニホンザル用箱わな5基などの購入費が235万5千円、公用車保険料として3万3千円、パトロールや一斉捕獲など、有害鳥獣駆除委託料として190万8千円、捕獲技術向上研修会委託料が22万3千円、専門員が使用します公用車のリース料が30万8千円、有害鳥獣防除事業補助金、電気柵等設置補助であります。100万円、この電気柵等設置補助については今後補正予算で333万円を追加する予定でございます。

続きまして、有害鳥獣駆除体制強化支援事業補助金、わな猟免許取得補助であります。70万円、県猟友会喜多方支部補助金が16万7千円、会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会負担金が102万3千円、鳥獣被害防止実施隊員公務災害補償組合負担金などその他5万1千円、以上、鳥獣被害防止対策事業の計で1,407万4千円を計上しております。

さらに6款2項1目、森林環境基本枠事業で、野生動物との共生森林の整備387万3千円を計上し、有害鳥獣対策事業合計で2,205万6千円を計上しております。

このように今年度はさらに対策を強化し、町民の皆さんに効果を実感していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上で有害鳥獣対策事業についての説明を終了いたします。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 令和3年度重要政策の審議等のうち、学校教育アドバイザー配置事業について、ご説明申し上げます。

重要政策の審議等資料ナンバー4をご覧ください。

本事業につきましては、町長が提案理由の説明の中で主要事業の一つとしてご説明されましたとおり、学校教育の分野では、GIGAスクールなどハード整備が県内他市町村に先駆けて完了したことから、隣接している小学校、中学校、こども園も含め、この教育環境を最大限に活用していくため、令和3年度からは特にソフト部分の支援を強化することとし、その第1として当初予算に計上したところでございます。

まずはじめに、1の事業の目的であります。文部科学省中央教育審議会の答申にもあります。ICTをツールとして使い、個別最適な学びと共同的な学びを一体的に充実していくという、令和の日本型学校教育と、教育の不易流行を基本に据えた本町独自の教育政策・教育改革を推進するため、学校現場での教職員への指導助言のほか、政策的な事業を

担当し新しい学びを進めるとともに、小中学校とこども園とのつながりを強化し、幼児教育と義務教育の円滑な接続を図るため、教職員と保育士の連携を支援する役割も担う、学校教育アドバイザーを配置するものであります。

次に2の主な役割であります、(1)としまして、教育公務員の専門的職員、いわゆる指導主事的な職務としまして、小中学校の校長等管理職への公務、学校運営全般に関する助言や、教員への授業改善の指導助言、ふくしま学力調査やリーディングスキルテストの分析活用、教育交流、ICT教育の推進などでありまして、具体的には①授業改善のための教員への指導・助言として、1学期に1回は小中学校全教員の授業参観を行い、②の校内研究会での指導・助言を行うことであります。

このほか、ICT支援員や地域おこし協力隊員と連携しての④ICT活用研修会や、⑤のリーディングスキル、読解力向上の小中連携など、本町独自の取り組みを推進する役割を担っていただきます。

次に(2)の保・小・中連携教育におけるコーディネーターとしての職務を担当していただき、福祉と学校教育の連携により、子育て・学びの充実を推進することとしております。

①としまして、こども園に配置される予定の幼児教育・保育アドバイザーと保・小連携教育の計画立案・実施、具体的な例としまして、保小中合同または連携の行事や、小学校とこども園の先生方同士の授業見学などを想定しております。

次に(3)としまして、埼玉県戸田市との教育交流提携事業の推進にも関わっていただきます。①遠隔交流授業や②オンラインによる教員研修のほか、ブリティッシュヒルズやプレゼンテーション大会などでの交流も予定されています。

このほか、(4)としまして、学校運営協議会、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部事業の支援、(5)として教育行政事務の管理、実務処理などにも関わっていただきたいと考えております。

次に3の勤務等ではありますが、会計年度任用職員として、週4日、1日7時間の勤務を予定しており、その他に地域学校協働本部事業の地域コーディネーターとして週1日程度、コーディネート業務での勤務も想定しているところでございます。

以上で学校教育アドバイザー配置事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第12号及び議案第13号の説明を求めます。

商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長 議案第12号、令和3年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図る上で、重要な課題であると考えているところであります。

企業誘致を取り巻く環境は、人口減少に伴い労働力人口が減少する中、大変厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の確保に向け、令和3年度においても、県などの関係機関から情報提供を得ながら、工業団地の分譲に向けて努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の10ページをご覧ください。

令和３年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,867 万 6 千円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたします。事項別明細書の 145 ページをご覧ください。まず、歳入であります。

１款、財産収入、１項１目、不動産売払収入 8,867 万 4 千円の計上ですが、これは未分譲地の土地売払収入であります。

２款繰越金、１項１目、繰越金、１千円から３款、諸収入、１項１目、町預金利子 1 千円までは、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

146 ページをご覧ください。歳出であります。

１款、予備費、１項１目、予備費ですが、8,867 万 6 千円を計上したところであります。

以上、議案第 12 号、令和３年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 13 号、令和３年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

住宅団地につきましては、令和２年度は販売がなかったことから、全 69 区画のうち未分譲区画は 10 区画であります。

令和３年度におきましては、住宅団地購入費補助金のＰＲ、定住移住に向けたホームページへの掲載、さらには新聞・雑誌等への広告などを通じて、広く情報発信し、分譲につなげていきたいと考えております。

それでは、予算書の 13 ページをご覧ください。

令和３年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 631 万 6 千円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 149 ページをご覧ください。

まず、歳入ですが、１款、使用料及び手数料、１項１目、住宅団地使用料 1 万 8 千円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

２款、財産収入、１項１目、財産貸付収入 6 千円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。

２項１目、不動産売払収入 629 万円は、１区画分の分譲収入を見込んだものであります。

３款、繰越金、１項１目、繰越金、150 ページの 4 款、諸収入、１項１目、町預金利子は、前年度繰越金及び預金利子の存目計上であります。

151 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 631 万 6 千円の計上は、1 区画分に分譲促進謝礼 50 万円や、旅費、広告料、及び 1 区画分の住宅団地購入費補助金 50 万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や団地内整備委託料など、住宅団地内の維持管理に要する経費を計上したものであります。

以上、議案第 13 号、令和 3 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 14 号及び議案第 15 号の説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第 14 号、令和 3 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算のご説明に入る前に、概要について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者などを対象にした医療制度で、福島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり医療給付などを行い、市町村は保険料の徴収や申請・届出の受け付け、窓口業務等を行っております。

後期高齢者医療の保険料は、2 年に 1 度見直しされることになっており、令和 2 年度と 3 年度は均等割額が 4 万 3,300 円、所得割率が 8.23 パーセントとして、保険料を納付していただいているところであります。

なお、本町の被保険者数は令和 3 年 1 月末現在で 1,660 人であり、本町の人口の約 28 パーセントの方が加入しているところであります。

それでは、予算書の 16 ページをご覧ください。

令和 3 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 176 万 4 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。事項別明細書の 154 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款、後期高齢者医療保険料、1 項 1 目、特別徴収保険料 5,483 万 1 千円は、均等割 4 万 3,300 円、所得割率 8.23 パーセントで計算した保険料のうち、年金からの徴収分であります。2 目、普通徴収保険料 827 万 8 千円は、納入通知書や口座振替による保険料収入であります。

2 款、繰入金、1 項 2 目、保険基盤安定繰入金 3,136 万 7 千円は、保険料の軽減措置分に係る繰り入れであります。

155 ページをご覧ください。

4 款、諸収入、3 項 1 目、健康診査受託事業収入 513 万 8 千円は、健康診査に係る広域連合からの受託事業収入であります。

156 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 121 万 4 千円は、後期高齢者医療システムのリース料などの事務費であります。2 項 1 目、徴収費 45 万 1 千円は、保険料の徴収に係る経費

であります。

157 ページをご覧ください。

2 款、保健事業費、1 項 1 目、保健事業費 512 万 1 千円は、健康診査に係る委託料であります。

3 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 9,447 万 7 千円は、徴収した保険料や保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

4 款、諸支出金、1 項 1 目、保険料還付金 50 万円は、過年度分に係る還付金であります。

以上で、議案第 14 号、令和 3 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 15 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算のご説明に入る前に、国民健康保険事業の現況について申し上げます。

国民健康保険制度の安定的な財政運営と効率的な事業の確保等を図るため、平成 30 年度から財政の責任主体が市町村から都道府県に移行され 3 年が経過しようとしておりますが、これまで順調に運営されているところであります。

医療費の動向につきましては、昨年度まで毎年増加していた保険給付費が、令和 2 年度は人口減少やコロナ禍における影響などにより、昨年度の一月当たり平均給付費と今年度 1 月までの一月当たり平均給付費を比較しますと、約 600 万円減少しているところであります。

また、令和元年度の疾病別医療費では、新生物による医療費が最も高く、次いで高血圧症などの循環器系疾患、関節や骨・筋肉などの筋骨格系疾患に係る医療費の順になっております。

また、安定した国保運営を行う取り組みとして、保険税の収納率の向上や、レセプトや資格点検などによる医療費の適正化対策のほか、正しい食生活の実践や運動の習慣化に向けた様々な健康づくりの取り組みを一層推進するとともに、第 2 期健康増進計画に基づき、からだと、こころと、つながりの健康づくりを進めてまいります。

診療施設勘定では、診療所は歯科を除く本町唯一の医療機関であることから、町民の受診機会の確保と、予防医療や疾病の早期発見など地域医療を支えるため、常勤医師の確保に向けて、鋭意努力してまいります。

また、非常勤医師では令和元年 10 月から開始した整形外科の診療を継続するとともに、会津医療センターから派遣いただいている内視鏡と内科の医師を、喜多方市の佐原病院から派遣いただいております内視鏡の医師を引き続き派遣していただくこととしております。

また、診療所に併設しております訪問看護事業所につきましては、診療所や福祉施設などと連携し、利用者の利便性と地域医療サービスの向上に向けて取り組んでまいります。

以上のことを基本に、令和 3 年度の予算編成を行ったところであります。

それでは、予算書の 19 ページをご覧ください。

令和 3 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 3,834 万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,892 万 2 千円と定

める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。事項別明細書161ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1億2,220万4千円は、保険給付費や県への納付金、保健事業などの歳出総額から、国・県からの交付金や一般会計からの繰入金等の歳入を差し引いた額を国保税必要額として算出し、それぞれの区分により計上したものであります。

なお、令和3年度の国保税額は、今後所得額や県への納付金額が確定する本算定において改めて算出することになります。

162ページをご覧ください。

4款、県支出金、1項1目、保険給付費等交付金は、保険給付費の財源として交付される普通交付金で5億5万7千円、へき地診療所の運営費や医療機器整備費に係る県補助金などの特別交付金で2,370万4千円であります。

163ページをご覧ください。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金8,785万6千円は職員人件費のほか、特定健診や子育て医療費サポート事業に係る繰り入れや、保険基盤安定繰入金などであります。

2項1目、国民健康保険運営基金繰入金445万円は、国保税の減税財源として400万円を、令和3年度から新たに創設するがん治療サポート事業として、ウィッグや乳房補装具の購入助成事業費15万円などを基金から繰り入れするものであります。なお、繰り入れ後における基金現在見込額は2,653万1千円であります。

166ページをご覧ください。歳出です。

1款、総務費、1項1目、一般管理費2,848万3千円は、職員人件費や総合行政システム機器保守委託料などであります。

167ページをご覧ください。

2項1目、賦課徴収費382万3千円は、国保税の徴収に係る経費であります。

169ページをご覧ください。

2款、保険給付費、1項1目、一般被保険者療養給付費4億3,200万円から、171ページ、3項1目、一般被保険者移送費10万円までは、今年度の実績見込みなどにより試算し、それぞれ計上したところであります。

171 ページをご覧ください。

4 項 1 目、出産育児一時金 210 万 2 千円は、出産件数を 5 件と見込み計上したところでございます。

172 ページをご覧ください。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分 1 億 1,821 万 3 千円、2 項 1 目、後期高齢者支援金等分 4,206 万 4 千円、3 項 1 目、介護納付金分 1,714 万 5 千円は、それぞれ県から示されました納付金額を計上しております。

173 ページをご覧ください。

4 款、保健事業費、1 項 1 目、特定健康診査等事業費 854 万 7 千円は、40 歳から 74 歳までの特定健康診査等に係る委託料などであります。2 項 1 目、保健衛生普及費、354 万 2 千円は、検診の未受診者対策と特定保健指導の受診勧奨などを行うための事業費であります。

174 ページをご覧ください。

2 項 2 目、疾病予防費 229 万円は、健康ポイント事業や家庭血圧計購入費補助金、がん治療サポート事業補助金などの疾病予防費などであります。

176 ページをご覧ください。

6 款、諸支出金、2 項 1 目、診療施設勘定繰出金 343 万 4 千円は、へき地診療所に係る運営費や医療機器整備に対する国からの調整交付金を診療施設勘定へ繰り出すものであります。2 目、一般会計繰出金 249 万 4 千円は、旧群岡中学校で実施している、にこにこ相談所運営費の国保加入者分の負担であります。

次に、186 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

1 款、診療収入、1 項、外来収入 1 億 4,414 万 7 千円は町内 3 診療所における診療報酬であり、これまでの実績等を勘案し計上したところであります。2 項 1 目、諸検査等収入 4,899 万 1 千円は、各種検診等の収入や、新型コロナワクチン接種委託料などの計上であります。

2 款、訪問看護事業所収入、1 項 1 目、介護報酬収入 1,025 万 6 千円から 187 ページ、3 項 1 目、一部負担金収入 136 万 5 千円までは、訪問看護事業所における診療報酬収入で、今年度の実績見込みをもとにそれぞれ計上したものであります。

188 ページをご覧ください。

4 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 4,248 万 7 千円は過疎対策事業債の元利償還金 3,248 万 7 千円と、診療所の経営安定のための繰入金 1 千万円であります。

189 ページをご覧ください。

2 項 1 目、事業勘定繰入金 343 万 4 千円は、へき地診療所の運営費や医療機器整備に対する調整交付金を事業勘定から繰り入れするものであります。

6 款、諸収入、1 項、受託事業収入 732 万円は町内の特別養護老人ホームとグループホームからの診療受託収入であります。

190 ページをご覧ください。

7 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債 2,440 万円は、西会津診療所の大腸ビデオスコープなどの医療機器整備や医師確保対策事業などの財源として、過疎対策事業債を借り入

れするものであります。

次に、191 ページをご覧ください。歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 2 億 733 万 1 千円は非常勤医師 3 名を含む職員人件費 1 億 7,133 万 9 千円などの一般管理費であります。

194 ページをご覧ください。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費 2,137 万 2 千円は、医療機器の修繕料、保守管理委託料や、群岡診療所の超音波プローブと西会津診療所の大腸ビデオスコープなどの備品購入費 684 万 5 千円などであります。

195 ページをご覧ください。

2 目、医療用消耗機材費 1,408 万 3 千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品や血液検査等の検査委託料などであります。3 目、医薬品衛生材料費 1,250 万円は、点滴やワクチンなどの医薬品購入費であります。

3 款、公債費は、地方債の償還元金と利子であります。

予算書に戻っていただきまして、予算書の 27 ページをご覧ください。

第 2 表地方債、医師確保対策分及び医療機器整備に係る借り入れであります。起債の目的は、過疎対策事業費、限度額は 2,240 万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第 15 号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 24 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

○議長 議案第 16 号の説明を求めます。

福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 議案第 16 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。

令和 3 年度は、第 8 期介護保険事業計画の初年度であることから、事業計画での推計や令和 2 年度の実績に基づいた予算編成となっております。

65 歳以上の第 1 号被保険者数は、予算編成時点で 2,810 人と、令和 2 年度当初と比較し 20 人の減、要介護認定者数は、556 人、1 人の減、また介護保険サービスを利用されている方は、11 月利用分で 509 人、12 人の増となっております。

そのため、保険給付費については、小規模多機能型居宅介護サービスの開始や施設利用の状況などを踏まえ、また、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて調整を行い、さらに地域支援事業や介護予防支援事業については、実績などに基づき計上いたしました。

なお、歳入においては、この保険給付費などをもとに、国・県・町の負担金、支払基金交付金などをそれぞれの負担割合、ルール分に応じて見積り、不足する額を介護給付費準備基金より繰り入れ計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は、12 億 510 万 5 千円となり、令和 2 年度当初予算と比較して 1,761 万 1 千円、率にして 1.5 パーセントの増額になったところでございます。

それでは、予算書の 28 ページをご覧ください。

令和 3 年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 510 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第 2 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の 207 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款、保険料、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料 1 億 6,580 万 4 千円は、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収する保険料であり、令和 3 年度からは、議案第 3 号及び議案第 19 号でご議決いただきました、第 8 期介護保険事業計画で定めた保険料率で算定しております。なお、低所得者の保険料軽減措置が引き続き実施されることとなっております。

2 款、使用料及び手数料、1 項 1 目、民生手数料 70 万 4 千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業にかかる手数料であります。

3 款、国庫支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金 1 億 8,873 万 1 千円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。同じく 2 項 1 目、調整交付金 1 億 2,212 万 8 千円は、介護給付費調整交付金 1 億 2,091 万円及び地域支援事業調整交付金 121 万 8 千円であります。同じく 2 目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業 487 万 3 千円及び、208 ページをご覧ください。同じく 3 目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外 1,327 万 2 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る国庫補助金であります。同じく 5 目、保険者機能強化推進交付金 175 万円、同じく 6 目、介護保険者努力支援交付金 175 万円は、保険者である市町村が行う自立支援や重度化防止などの事業に対する国庫補助金であります。

4 款、支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金 2 億 9,116 万 1 千円は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金をとおり交付されるものであります。同じく 1 項 2 目、地域支援事業支援交付金 657 万 9 千円は、介護予防事業に対して交付されるものであります。

209 ページをご覧ください。

5 款、県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金 1 億 6,174 万円は、介護給付費にかかる県の負担分であります。同じく 2 項 1 目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業 304 万 5 千円、同じく 2 目、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外 663 万 6 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターなどに係る県補助金であります。

210 ページをご覧ください。

7 款、繰入金、1 項 1 目、介護給付費繰入金 1 億 3,479 万 7 千円は、介護給付費に係る町負担分 12.5 パーセント分であります。同じく 2 目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業 304 万 5 千円及び 3 目、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外 663 万 6 千円は、介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。同じく 4 目、低所得者保険料軽減繰入金 1,436 万 5 千円は、介護保険料の第 1 段階から第 3 段階の方の保険料を引き続き軽減するために、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 の割合で負担する額をまとめて一般会計より繰り入れするものであります。同じく 5 目、その他一般会計繰入金 6,574 万 3 千円は、職員の給与及び事務費等に係る一般会計からの繰入金であります。同じく 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金 1,130 万 3 千円は、介護保険給付費から保険料や国・県・町からの負担金を差し引いてなお不足する分を基金から繰り入れするものです。

なお、この繰り入れ後の基金残高は、2,475 万 7 千円となる見込みであります。

次に、212 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 2,549 万 5 千円は、職員の人件費と事務費などあります。

213 ページをご覧ください。

同じく 3 項 1 目、介護認定審査会費 415 万円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。同じく 2 目、認定調査等費 612 万 2 千円は、要介護認定を行うための、認定調査等に係る経費であります。

215 ページをご覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、居宅介護サービス給付費 3 億 4 千万円、同じく 2 目、地域密着型介護サービス給付費 1 億 4,400 万円、同じく 3 目、施設介護サービス給付費 4 億 4,400 万円、同じく 4 目、居宅介護福祉用具購入費 72 万円、同じく 5 目、居宅介護住宅改修費 90 万円、同じく 6 目、居宅介護サービス計画給付費 4,800 万円、これらは、要介護 1 から 5 までの要介護認定を受けている方に係る介護サービス給付費であります。令和 2 年度の実績を基に計上してございます。同じく 2 項 1 目、介護予防サービス給付費 1,680 万円、216 ページをご覧ください。同じく 2 目、地域密着型介護予防サービス給付費 456 万円、同じく 3 目、介護予防福祉用具購入費 24 万円、同じく 4 目、介護予防住宅改修費 36 万円、同じく 5 目、介護予防サービス計画給付費 240 万円、これらは、要支援 1・2 の要支援認定者に係る介護予防サービス給付費であります。同じく 3 項 1 目、審査支払手数料 90 万円は、介護給付等請求に係る審査手数料であります。

217 ページをご覧ください。

同じく 4 項 1 目、高額介護サービス費 2,080 万円は、利用者の負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。同じく 5 項 1 目、高額医療合算介護サービス費 180 万円は、利用者の自己負担額が医療費と合算して一定額を超えた場合に、所得等に応じて軽減するものであります。同じく 6 項 1 目、特定入所者介護サービス費 5,280 万円は、低所得者の施設サービス利用に係る、食事・居住費等に対する軽減分であります。

218 ページをご覧ください。

4 款、地域支援事業費、1 項 1 目、介護予防・生活支援サービス事業費、第 1 号訪問・

通所・生活支援の1,944万円は、ミニデイサービス業務等の委託料や、デイサービス、ホームヘルプサービス費の負担分であります。

219 ページをご覧ください。

同じく2目、介護予防ケアマネジメント事業費383万8千円は、要支援の方などが、介護予防生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。同じく2項1目、一般介護予防事業費861万6千円は、要介護認定を受けていない方の介護予防事業に係る事業費であります。

221 ページをご覧ください。

同じく3項1目、総合相談事業費1,289万2千円、同じく2目、権利擁護事業費213万1千円、同じく3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費426万2千円は、地域包括支援センターの職員の給与等と委託業務などであります。同じく4目、任意事業費2,007万3千円は、222 ページをご覧ください。地域ふれあいセンター運営に係る委託料1,042万8千円や、グループホーム入所者の家賃助成事業657万円などを計上しております。同じく5目、生活支援体制整備事業費486万5千円は、生活支援コーディネーターの委託料などあります。同じく6目、認知症総合支援事業費718万1千円は、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員の委託料などあります。

223 ページをご覧ください。

同じく7目、地域ケア会議推進事業148万1千円は、地域ケア会議運営のための地域包括支援センターへの委託料などあります。同じく8目、在宅医療・介護連携推進事業費224万7千円は、診療所などでの在宅医療と介護の連携に従事する医療・介護相談員の人件費などあります。

225 ページをご覧ください。

5款、介護予防支援事業費、1項1目、介護予防支援事業費271万円は、在宅高齢者等福祉サービス費などあります。

6款、諸支出金、1項1目、第1号被保険者保険料還付金40万円は、第1号被保険者の過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第16号、令和3年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議にします。(14時11分)

○議長 再開します。(14時30分)

議案第17号及び議案第18号の説明を求めます。

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第17号、令和3年度、西会津町水道事業会計予算についてご説明いたします。

はじめに水道事業の全体概要からご説明いたします。

上水道の給水区域は、野沢地区、尾野本地区、群岡地区の36自治区であり、3,679人、区域内人口の約87パーセントの給水を賄っております。

令和2年12月現在の給水件数は1,693件で、人口の減少から給水人口や給水量は、年々減少傾向にあります。

また、施設においては、老朽管の更新を進めており、設備も老朽化していることから、維持管理経費は増加傾向にあります。このため、経営戦略に基づき、一般会計からの繰入金により、財政の健全化に向けた運営を行ってまいります。

次に、簡易水道等事業につきましては、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設の計 10 施設の管理運営を行っています。

令和 2 年 12 月現在の給水件数は 649 件で、人口減少の影響から給水件数、使用料ともに減少傾向にあり、経営戦略に基づき、一般会計からの繰入金により財政の健全化に向けた運営を行ってまいります。

それでは予算書を説明いたします。33 ページをご覧くださいと思います。

第 1 条、総則、令和 3 年度西会津町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量、業務の予定量は、次のとおりとする。水道事業及び簡易水道等事業の給水件数、年間総配水量、1 日平均配水量等は、記載のとおりです。

第 3 条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入は、第 1 款、水道事業収益及び第 2 款、簡易水道等事業収益の合計 2 億 5,408 万 9 千円です。

34 ページをご覧ください。次に支出です。

第 1 款、水道事業費用及び第 2 款、簡易水道等事業費用の合計も収入と同額の 2 億 5,408 万 9 千円です。

第 4 条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 586 万 2 千円は、当年度、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 914 万 6 千円、過年度損益勘定留保資金 5,276 万 1 千円、減債積立金 1,500 万円、建設改良積立金 600 万円及び当年度損益勘定留保資金 2,295 万 5 千円で補てんするものとする。

収入は、第 1 款、水道事業資本的収入及び第 2 款、簡易水道等事業資本的収入の合計 1 億 2,307 万 6 千円です。

支出は、第 1 款、水道事業資本的支出及び第 2 款、簡易水道等事業資本的支出の合計 2 億 2,893 万 8 千円です。

第 5 条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、水道事業で限度額は 6,140 万円、次に簡易水道等事業で限度額は 2,790 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費 2,130 万円。

第 7 条、他会計からの補助金、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 億 1,355 万 3 千円である。

第 8 条、たな卸資産購入限度額、たな卸資産の購入限度額は、30 万円と定める。

詳細については、水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。事項別明細書の 233 ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入です。

第1款、水道事業収益は、1億5,949万4千円の計上です。

234ページをご覧ください。

第2款、簡易水道等事業収益は、9,459万5千円の計上です。いずれも水道使用料や、一般会計補助金、長期前受金戻入などであります。

次に支出です。

第1款、水道事業費用、1項1目、原水及び浄水費は、浄水施設で飲料水をつくるために要する費用で、4,393万9千円の計上です。職員の人件費や、アセットマネジメント計画策定業務委託料、236ページに行きまして、浄水施設等の修繕費、電気料、薬品費などが主なものです。2目、配水及び給水費は1,354万円の計上です。浄水施設から配水池そして給水をするための費用です。4目、総係費は1,231万9千円の計上です。水道事業の事務処理に要する費用です。

239ページをご覧ください。

5目、減価償却費は6,589万円の計上です。2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で1,758万9千円の計上です。

第2款、簡易水道等事業費用は、240ページに行きまして、1項1目、原水及び浄水費は1,159万3千円の計上です。2目、配水及び給水費は975万7千円の計上です。4目、総係費は876万5千円の計上です。

242ページをご覧ください。

5目、減価償却費は5,957万6千円の計上です。2項1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還の利子で299万9千円の計上です。

244ページをご覧ください。資本的収入及び支出の、収入です。

第1款、水道事業資本的収入1項1目、企業債は6,140万円の計上です。老朽管更新及び施設改良事業の起債の借り入れです。2項1目、他会計補助金は3,377万6千円の計上で、一般会計からの繰入金です。

第2款、簡易水道等事業資本的収入1項1目、企業債は2,790万円の計上です。老朽管更新及び施設改良事業の起債の借り入れです。

245ページをご覧ください。支出です。

第1款、水道事業資本的支出、1項1目、建設改良費は7,221万9千円の計上です。大久保・小島両浄水場の設備の更新工事費や、老朽管更新工事費が主なものです。2目、企業債償還金は1億128万3千円の計上です。

第2款、簡易水道等事業資本的支出、1項1目、建設改良費は2,837万9千円の計上です。設備の更新工事費や、老朽管更新工事費が主なものです。2目、企業債償還金は2,705万7千円の計上です。

以上で、令和3年度西会津町水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 暫時休議にします。(14時40分)

○議長 再開します。(14時47分)

建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長 議案第18号、令和3年度西会津町下水道事業会計予算についてご説明申

し上げます。

はじめに、下水道事業の概要であります。町では、公共下水道事業など三つの事業を組み合わせ、事業を推進しております。

野沢地区、大久保地区は、公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など6地区は農業集落排水処理事業により、それ以外の地域は個別排水処理事業で推進しております。これらにより、全人口のうち汚水処理施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は、令和元年度末時点で82.7パーセントであり、前年度より0.7ポイント向上いたしました。

それでは予算書の36ページをご覧ください。

第1条、総則、令和3年度西会津町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量、業務の予定量は、次のとおりとする。公共下水道事業、農業集落排水処理事業及び個別排水処理事業の接続件数、年間総処理水量、1日平均処理水量などは、記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
収入。

第1款、公共下水道事業収益から、次のページに行きまして、第3款、個別排水処理事業収益までの合計は、3億4,691万円で、支出も同額の計上です。

第4条、資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,946万3千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,068万5千円、過年度分損益勘定留保資金700万円、及び当年度分損益勘定留保資金6,177万8千円で補てんするものとする。

収入。

第1款、公共下水道事業資本的収入から第3款、個別排水処理事業資本的収入までの合計額、2億334万1千円の計上です。

支出。

第1款、公共下水道事業資本的支出から第3款、個別排水処理事業資本的支出までの合計2億8,280万4千円の計上です。

39ページをご覧ください。

第5条、債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は令和3年度から令和8年度までの6年間、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。

第6条、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、公共下水道事業で限度額は8,740万円、次に農業集落排水処理事業で限度額は4,580万円、個別排水処理事業で限度額は810万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第7条、一時借入金、一時借入金の限度額は1億円と定める。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費3,334万6千

円。

第9条、他会計からの補助金、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は1億4,460万3千円である。

第10条、たな卸資産購入限度額、たな卸資産の購入限度額は、30万円と定める。

詳細につきましては、下水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。事項別明細書の261ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入です。

第1款、公共下水道事業収益は1億6,607万2千円の計上です。

262ページをご覧ください。

第2款、農業集落排水処理事業収益は1億3,094万円の計上で、第3款、個別排水処理事業収益は、4,989万8千円の計上です。いずれも下水道使用料や、一般会計からの補助金、長期前受金戻入などが主なものです。

264ページをご覧ください。次に支出です。

第1款、公共下水道事業費用は1億6,607万2千円の計上です。これは野沢・大久保浄化センターの管理委託料や、職員人件費、266ページに行きまして減価償却費、企業債償還の利子が主なものです。

267ページの第2款、農業集落排水処理事業費用は1億3,094万円の計上です。

268ページをご覧ください。

各処理施設の管理委託料や、汚泥処理手数料、職員の人件費、270ページに行きまして、減価償却費、企業債償還の利子が主なものです。

271ページをご覧ください。

第3款、個別排水処理事業費用は、4,989万8千円の計上です。汚泥処理手数料や、職員の人件費、272ページに行きまして、減価償却費、企業債償還の利子が主なものです。

274ページをご覧ください。資本的収入及び支出の、収入です。

第1款、公共下水道事業資本的収入1億4,260万1千円は、企業債借入金や、国庫補助金、基金収入が主なものです。

第2款、農業集落排水処理事業資本的収入4,757万5千円は、企業債借入金が主なものです。

第3款、個別排水処理事業資本的収入1,316万5千円は、企業債借入金や、国庫補助金が主なものです。

276ページをご覧ください。支出です。

第1款、公共下水道事業資本的支出は1億8,938万6千円の計上です。森野農集排・管渠接続工事や、職員人件費、野沢浄化センター電気設備等改築更新工事、企業債償還金が主なものです。

第2款、農業集落排水処理事業資本的支出は7,432万8千円の計上です。森野処理施設の改修に係る委託料や、企業債償還金が主なものです。

278ページをご覧ください。

第3款、個別排水処理事業資本的支出は、1,909万円の計上です。浄化槽整備工事費や企業債償還金が主なものです。

以上で、議案第 11 号、令和 3 年度西会津町一般会計予算から議案第 18 号、令和 3 年度西会津町下水道事業会計予算までの説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　以上で本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。（14 時 58 分）

令和3年第3回西会津町議会定例会会議録

令和3年3月16日（火）

開 議 10時00分

閉 会 14時21分

出席議員

1 番	荒 海 正 人	5 番	猪 俣 常 三	9 番	多 賀 剛
2 番	上 野 恵美子	6 番	三 留 正 義	10 番	青 木 照 夫
3 番	小 林 雅 弘	7 番	小 柴 敬	11 番	清 野 佐 一
4 番	秦 貞 継	8 番	伊 藤 一 男	12 番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	石 川 藤一郎
副 町 長	大 竹 享	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	江 添 信 城
企画情報課長	伊 藤 善 文	学校教育課長	玉 木 周 司
町民税務課長	渡 部 峰 明	生涯学習課長	五十嵐 博 文
福祉介護課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	佐 藤 泰
健康増進課長	小 瀧 武 彦	農業委員会会長	江 川 新 壽
商工観光課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	矢 部 喜代栄
農林振興課長	矢 部 喜代栄		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和３年第３回議会定例会議事日程（第１２号）

令和３年３月１６日 午前１０時開議

開 議

- | | | |
|-------|-----------------------|-------------------------|
| 日程第１ | 議案第11号 | 令和３年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第２ | 議案第12号 | 令和３年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第３ | 議案第13号 | 令和３年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第４ | 議案第14号 | 令和３年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第５ | 議案第15号 | 令和３年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第６ | 議案第16号 | 令和３年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第７ | 議案第17号 | 令和３年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第８ | 議案第18号 | 令和３年度西会津町下水道事業会計予算 |
| 日程第９ | 議案第20号 | 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について |
| 日程第10 | 広報広聴常任委員会の継続審査申出について | |
| 日程第11 | 議会運営委員会の継続審査申出について | |
| 日程第12 | 議会活性化特別委員会の継続審査申出について | |

閉 会

(広報広聴常任委員会 広報分科会)

令和 3 年第 3 回議会定例会議事日程（第 1 2 号の追加 1）

令和 3 年 3 月 1 6 日

追加日程第 1 提案理由の説明

追加日程第 2 議案第 22 号 令和 3 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）

追加日程第 3 議案第 23 号 令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）

○議長 おはようございます。

令和3年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。議案第11号から議案第18号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。

特別会計については1議題ごとに行いますのでご協力をお願い申し上げます。

なお、質疑は議案内容の不明な点や疑問点について簡明に発言をしてください。また、一般会計予算の総括質疑は、予算に係る編成方針や財源など、予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第1、議案第11号、令和3年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

ありませんか。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 何点か伺いたします。

今回、令和3年度の予算が示されました59億1,500万の金額でございます。この予算で町の特徴として伺っておきたいと思います。どのようなこと、特徴があるのか、所見を伺いたいと思います。

2点目は、事務量の見直し等も行ってきました。またパソコン等の導入などの効率的な事務の面も見直されてきております。その中で、行政改革がどのように進められてきているのかも所見を伺いたいと思います。それによってこの59億という大きな予算を示された中で、財政指標がどのような状況で起債の状況と、将来支払っていくような財政がどのように変わっていくのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず令和3年度予算の特徴というご質問でございますけれども、令和3年度の当初予算の編成につきましては、予算の効率的、効果的な活用を基本に、西会津町総合計画(第4次)に掲げる「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向けて、人口減少に歯止めをかけるための地域活性化や町民福祉の向上、さらに人材の育成などにつながる事業に重点的に予算配分をしたところであります。

先ほど議員からもお話ありましたとおり、この結果、一般会計予算の総額は59億1,500万円となり、対前年度比3億800万円、率にして4.9パーセントの減となったところであります。この減額の主な要因につきましては、若者向け住宅整備事業や小規模多機能型居宅介護施設整備事業、防災行政無線デジタル化改修事業の大規模事業が完了したことなどによるものであります。

令和3年度一般会計予算の特徴でありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、地域経済の活性化や町民福祉の向上、人材育成などをさらに推進させるため、新たにに取り組む事業や内容を拡充した事業を数多く予算計上したところであります。

その主な事業を申し上げますと、新規事業におきましては、デジタル技術の活用による地域課題の解決や行政サービスの向上、移住定住の促進を図るためのデジタル戦略推進事業や、子どもの屋内遊び場や保護者のコミュニケーションの場として整備するコミュニティ施設整備事業、認定こども園と小中学校とのつながりを強化し、幼児教育と義務教育との円滑な接続を図ることなどを目的といたしました幼児教育保育アドバイザー設置事業、及び学校教育アドバイザー配置事業などであります。

また拡充事業につきましては、除雪経費や企業PRに対する支援を新たに追加いたしました町内企業支援補助金や、施設や機械等の整備に係る補助制度を新たに追加いたしました新規就農者あんしんサポート事業、クマ捕獲報奨金の増額や地域おこし協力隊員の新たな配置などにより、さらなる対策の強化を図る鳥獣被害防止対策事業などであります。

一方、新規事業や拡充事業、予算計上する上で必要な財源につきましては、ふるさと応援寄附金の増額、さらには下水道事業会計における資本費平準化債の活用による一般会計繰出金の減額などに対応したところであります。

以上が令和3年度一般会計予算の特徴でございます。

続きまして、事務事業の見直し、行財政改革等に対するご質問でございますが、令和元年度に本格的な事務事業の見直し、行財政改革を行いました。その中で実施できるものにつきましては、令和2年度の予算に反映させていただいたところであります。ただ、その中で、その後、関係団体等との調整を経た上で実施するものというような内容の事業もございました。それらは引き続き令和2年度中も内部組織であります行財政改革部会を開催いたしまして協議を進めきたところであります。

具体的に令和3年度予算に反映させた事務事業の見直しを申し上げますと、まず、防災費に毎年計上しておりました防災気象情報提供業務委託料、これウェザーニュースに毎年委託しておりましたが、だいたい270万ほど委託料支払っておりましたが、この委託料につきましては、昨今、県等の防災の無料情報でも十分用が足りるということで、3年度からは委託料の計上を取りやめたということでございます。

あと、小中学校の校務支援システム整備運用支援委託料、これ全県統一の様式ということで予算計上いたしましたが、実際のところ使い勝手がよくないということで、これにつきましても小中学校とも令和3年度の予算から減額をしていると。合わせまして78万ほどでございます。

あと、元年度の見直しの際に上野尻駅業務の廃止という項目がございました。これにつきましても、関係団体であるJR等との協議が整いましたので、令和3年度から、これ全員協議会でもご説明していると思いますが、委託業務を廃止すると。それで約210万ほどの減額と。

あと、歳入につきましても、今回3月の定例会でも条例改正を出しました町民バスの使用料、有料の手回品の徴収ですとか、あとインターネット使用料も見直しをしてございまして、増収を図るというような内容でございます。

行財政改革につきましては、元年度大々的にやりましたけども、それで終わりということではございませんので、今後も引き続き新たな見直し等について協議を進めていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから財政指標、最後に財政指標のご質問でございますが、財政指標につきましては、昨年、起債の繰上償還 5,200 万ほど実施をしまして、財政指標の抑制に努めているところでございます。今現在のシミュレーションといいますか、令和 3 年度は予算ベース、4 年度、5 年度は実施計画ベースでシミュレーションを組んでございまして、それ以降は交付税が毎年 2 パーセント減ですとか、そういったシミュレーションを組んでやってございますけれども、その中で、実質公債費比率でありますけれども、これにつきましては、18 パーセント以上が危険ラインということでございますが、今後、13 パーセント程度で今後推移する見込みでございます。

あともう一つ申し上げますが、起債の償還額のピークがございまして、これが一般会計の場合、令和 2 年度から 7 年度までがだいたい 8 億 4、5 千万の償還額になってございます。今のシミュレーションでいきますと令和 8 年度以降は 7 億台、令和 11 年からはもう 6 億台に減少していくというようなシミュレーションでございまして、今後大規模な事業がなければ、財政指標等もそういった低い値で推移していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 59 億 1,500 万の中身の特徴、よく分かりました。その中で、先ほど申し上げましたいろいろとデジタル化の戦略も進められて、いろいろと職員の皆さんも大変かとは思いますが、けれども、そういういいものを取り入れて、いろんな事業、事務事業量も精査されて、非常にスマートになってきている中で、職員の骨格になす人員、定数といいましょうか、そういったところまではどのように検討されたり、そして町民からしてみれば、人数が増えているんじゃないのかというようなお話もお聞きいたしますけれども、そういったところにどのように検討されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 職員数についてのご質問にお答えをいたします。

令和 2 年 4 月 1 日現在の町職員数でございますが、126 名でございます。それが適当かどうかというお話でございますけれども、やっぱり町として必要な事業は、やっぱり職員を配置して進めていかなければいけない。逆に、時代とか情勢によって業務量が減らせるものについては、その分、職員を減らすというようなことで考えてございます。

まだ人事異動の内示はしてございませんけれども、今の予定では令和 3 年 4 月 1 日現在の職員数は前年と同じ人数になる予定でございます。ただ、その中でも新たなデジタル戦略の部分で職員が 1 人増員になったりということで、そこら辺はやりくりをしながら、人件費につきましては職員が増えればかなり町の財政負担になりますので、そこら辺は十分配慮しながら、今後定員管理に努めていきたいと考えてございます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 前向きな考えで申し上げますと、できるだけ職員が 126 名が必要であるというような根拠を示されましたけれども、ほかの事業というのをある程度精査されて、いいところは進めていく、これは一つはなくしていきましよう、そういうような不易流行的な考え方も示されて、いろいろとやってこられてるんだらうと思います。

ただ問題は、いい機械を入れて効率よくやっているにも関わらず、なかなか本職員さん、

あるいは会計任用の職員さんがおられて、どんどんどんどん見る方からしてみれば、増えているんじゃないのかというところが、非常に理解が得られないというところがあるのではないかと思うので、おただしをしているわけであって、そこら辺のところをもう少し考えていく必要があるのではないかと思いますので、再度お尋ねいたします。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 5番、猪俣議員の職員の定員に関するご質問であるわけですがけれども、先ほど総務課長が言ったように、今126人という職員数があるわけですが、これが多いか少ないかというのは、正直言って対前年と同じ人数できてますので、それはもう少し検証する必要があるのかなと思いますけれども、例えば今年、業務量が増えた箇所、そういうところについては、例えばデジタル戦略、ここには人を増員するなりして、しかし一方では、その増員した分については、減員になった課に対しては、その業務の中で十分やりくりしていただくように、そういった指導もしました。ですから、現状の中で、いる人数でやりくりできるような、そういった今年、業務体制を組んできたのかなと思っています。

当然、職員の皆さんには、やっぱり業務やっていく中で、意欲を持って仕事をやっていただくということですので、そういった業務環境というか、そういうのも十分大切にしながらやっていくわけですし、それについては、各課の課長さんとも対話なり、コミュニケーションを取って、今現在どういった職務内容なのかとか、そういうのを十分コミュニケーション取りながら業務を進めているというところでありますので、人員の多い少ないというのは、まだまだちょっと検証が必要ではないかなと思っています。

○議長 ほかに。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 私も新年度の予算編成と執行体制について何点かお伺いをいたします。一部5番議員と重複する部分もございますけれども、よろしくお願いします。

昨年度というか、令和2年度は本当に当初から思いもよらなかった新型コロナウイルス感染症拡大というようなことを受けまして、多くのことが予定どおりいかなかった年であったなというふうに感じております。町長の政治手法の、私一つの最大の魅力というか、そういう一つとしまして、町長、多彩な人脈を駆使しながら、多くの人と会いながら、町民のために何が必要なのか、今後のまちづくりについて考えてこられたというところと私は感じております。

ここのコロナ禍にあって、いわゆる県をまたぐ移動の自粛だったり、特に東京、首都圏感染症拡大地域の往来の自粛なんということを叫ばれている中で、新年度の事業とか予算に対して、本当に町長がやりたいことができたかなという心配をするわけではありますが、町長のフットワークを生かせなかったというようなことを、本当、歯がゆい思いでいたのかなという私、感じておりますけれども、その辺どうなのか。

町長、常々申されておりますけれども、町長の最大の仕事は、重用な部分というのは外交の仕事であるというところで、こういうコロナ禍の状況にあっては、なかなか思うようにならなかったと思いますけれども、実際に新年度当初予算とか執行に関しては、どう反映されたのかお尋ねします。

あと、今年の状況なんか見れば、外交がなかなか思うようにならなかった分、新型コロ

ナウウイルス対応の地方創生臨時交付金なんかを使って、いわゆるコロナ対策の事業というのは、よその市町村できなかったような、先駆けてやったような事業たくさんあります。新年度もそんなことに重点を置きながらやっていくのかなという思いがありますけども、その辺、町長のお考えをお尋ねします。

次に、5番議員も申されました、私もこれ毎年聞いていることでありますけども、事務事業の見直しについてお尋ねいたします。5番議員は行財政改革の中でお尋ねしたわけがありますけども、私は別な観点で、これ事務事業の見直しといいますと、毎年、毎回同じことを言われますけれども、ゼロベースでの積み上げ、あるいはスクラップアンドビルド、選択と集中と、もう使い古したような感じもありますけども、今年は先ほど来、言ったように、新型コロナウイルスの感染症、パンデミックというような状況と、今までと全く違うような、想像もできないような状況が今も継続しているわけがありますけれども、そんな中であって、先ほど話出ましたけれども、3年間の実施計画、コロナ禍にあって計画したけれども、いろんな事情があってなかなか思うようにできないというようなことで、先送りしたような事業があったのか。

また、逆に思いもよらない財源手当がついたので、繰り上げて、繰り上げてというかね、先にできたような事業があったのか。学校教育課のGIGAスクールなんかはそんなところかなという思いがありますが、ほかの事業に関しまして、いわゆる新年度事業、先送りされたような、コロナの影響で先送りされてしまった様な事業があるのか。あるいは逆に前倒してでこうできたようなことかあるのか、それをお尋ねします。

あと、これも5番議員とちょっと重複しますけれども、行政組織についてお尋ねしますけれども、昨年、今ほど話ありましたように、臨時職員等が会計年度任用職員という身分となって、これは同一労働同一賃金、働き方改革の中でこういうふうになってきたということでもありますけれども、それが組織、職場環境に与える影響というのは、どのようなことが、新年度にかけて考えられるのか。

あと今、執行体制の中でお尋ねしますけれども、今いろんな話題になっている男女共同共生社会の中で、いわゆる職場執行体制について、もう一つ言えば、障がい者雇用なんかも含めて、行政組織のあり方はどうなっているのか、それもお尋ねします。

特に副町長ご就任されてちょうど丸1年になるわけでもありますけれども、副町長は事務方のトップとして組織の、いわゆるいろんなところお尋ねすると、風通しのよい組織をつくる、職場環境をよくしていくというのが仕事の大きな部分だと思いますけども、この新年度に向けてどういうことを心がけて取り組まれたのか、その点も併せてお尋ねいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　多賀議員のご質問の中で、町長の仕事は外交だというようなことで、私はそのことをずっと申し上げてきました。非常に町長の仕事というのは、いかに人脈をつくり、そこからいろんな情報を提供してもらうか、あるいは新しい事業を導入することができるかという意味では、外交というのは非常に私は大事なというふうに思っていました。これまで現職時代の人脈の復活と、それから新しい人脈を構築するために、いろいろ作業してきたわけでもありますけれども、この間、いろいろご協力いただいてまいりました。し

かし、昨年の令和2年の1月から新型コロナウイルス感染症の拡大によってそれが全くできないといえますか、直接出向いての外交というのはなかなかできませんでした。

しかし、逆に言うと、そのことで、いわゆる身近なところでいろんなことを考えることができたなど、あるいはいろんなことの関係性を持つことができたし、またいろんな事業の提案なんかもいただいてきたというふうに思っております。

一つには、いわゆるこの情報化時代に、私はやっぱり西会津町が持続可能な町にするには、やっぱりデジタル戦略、これを策定しないといけないということで、その策定作業を会津大学の先生にお願いして、この3月にできたわけでございますけれども。

さらにはいろんな関係人口の、交流人口の中から、これは町内にある法人、あるいは協力隊の皆さんとのいろんな関係の中から出てきたのは、一つはトレイル、いわゆる自然を生かした新たな滞在型の観光といえますかね、これらの事業提案がありました。

もう一つは、株式会社アドレスという会社、これはいわゆる空き家を活用した、これもまた滞在型で、宿泊と仕事の両方向でできるような、そういうシステムの会社との、そういう関係ができた。実際に作業はこれからになりますけれども、さらに申し上げるならば、山村活性化支援というようなことで、これ東北農政局のほうから逆提案でいろんな、新たな事業の提案をいただいたりというようなことがあります。

それからもう一つ特徴といえますか、ふるさと納税、皆さんのご協力によって本年度1億1,600万ほどになりましたけれども、来年度に向けて、楽天のサイトに特別枠で、いわゆる正式な名称ちょっと忘れてしまいましたけれども、楽天のいわゆるふるさと納税のサイトに特別枠にあるんですけれども、そこに抽選で入れてもらう、抽選なんですけど入れてもらうことができました。これもいろんな人とのそういう関係があってできたことであって、そういう意味では、非常にいろんな人との人脈といえますか、それは本当に大事ななど改めてそんなふうに思っております。

今後さらに外交の重要性というのは、さらに進めていかないといけないと思いますし、コロナ禍でありますけれども、より積極的に外交力を発揮できるような、そんな努力をしっかりとやっていきたいなと、そんなふうに思ってます。

○議長 副町長、大竹享君。

○副町長 9番、多賀議員の副町長の職務、役割、そういったご質問かと思っておりますけれども、私、4月に就任しまして丸1年というようなことになるわけですがけれども、就任のときにもお話をさせていただきましたけれども、町長の補佐役として、町長が抱える公約、あるいは町が抱える施策の具現化に向けて、職員共々、汗をかきながら実現に向けて取り組んでいくというような話をさせていただきました。

当然そういった施策を進める上において、職員の皆さんの協力なり、手助けがないとできないということですので、今年1年、そういった職員の皆さんの意識向上、やる気を上げていただけるような、そういった職場環境づくりに努めていきたいなというようなことで励んできたところでございます。

そういった中で、今年はこのコロナの関係で、先ほど町長はなかなか対外的に活動ができないということで、役場の中にいる機会が多かったものですので、今回、今年度は町長と各課課長、さらに係長以上の管理職との対話なり、コミュニケーションを多く取っ

ていただこうかというようなことで、上期、下期、さらに実計の計画をあげるときに、町長の考え方なり、そういったものを各課に説明していただくような機会をつくり、なるべく職員の皆さんにも、そういったものを理解していただくような場を設定してきたのかなと思っております。そういうような、町長と職員との調整役、そういったものに心がけて町の施策が実現できるような職場環境づくりに努めてきたというふうに思っております。

来年度につきましても、町長が常々言っているように、町民目線に立った町民サービスの向上、さらに職務が過重負担にならないような、効率的な職場環境づくり、そういったものに心がけながら職務を全うしていきたいなというふうに考えております。

○議長 企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 9番、多賀議員の実施計画上におきまして、コロナ禍の影響はあったのかという部分についてお答え申し上げたいと思います。

まず令和2年度の実施計画上の中で、やはり影響あったという部分につきましては、やはりイベント等の部分の縮小なり、あとは計画した部分が開催できなかったという部分は多々ございまして、その部分は大変コロナ禍の影響はあったのかなと考えております。

また、このコロナ禍の影響で令和3年度に事業的に影響はあったのかという部分でございますが、こちらの部分につきましては、特にあまり影響はなく、逆に今コロナ禍によりまして、国においてもデジタル化が急遽進んできたという部分でございます。

その辺を踏まえまして、やはりこの新型コロナ感染症対応の地方創生臨時交付金の部分によりまして、これまで町といたしましては感染拡大の予防等、あと経済の活性等の部分で83事業ほど実施してまいりました。その中で、やはり一番進んだという、前倒しになったという部分といわれますと、やはりデジタル化というような部分で考えているということでございます。令和2年度でもデジタル化の部分で、周辺、いわゆる携帯型のタブレット型端末の導入とか、様々な部分を導入してまいりました。また令和3年度におきましても、国等の動向と合わせながらデジタル化の推進という形で、様々な町民との合意形成プラットフォーム等の事業を前倒しになっているという部分もございまして、そういう形で進めてきたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 男女共同参画と障がい者雇用のご質問にお答えをいたします。

まず、男女共同参画の部分でございますけれども、今年度、町では女性活躍推進計画を策定いたしまして、令和3年度から実施をするということでございます。その計画の主な内容でございますが、女性職員の積極的な登用、さらには女性職員の年次休暇ですとか、育児休暇の取りやすい環境づくり等々が計画の中で盛り込まれてございます。

それから、障がい者雇用のご質問でございますけれども、西会津町の職員の規模からすると、一応障がい者2名を雇うのがノルマになっているということでございます。現在1名しか該当者がいないということで、1名分のノルマが達成できていないということでございまして、今後、障がい者雇用につきましては、こういった業務をやっていただけるのか等々を検討いたしまして、できるだけ採用するような方向で進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 1点答弁漏れがございましたので、ご説明申し上げます。

実施計画上で、先送りしたという部分でございますが、こちらのほうにつきましては、令和2年度で中止になった事業でございますが、先送りになった事業という部分は現在ございません。

また、先ほどちょっと少し言葉足らずな点がございましたが、今回実施計画上で各種イベント等、計上しておりますが、今後のやっぱり感染状況を踏まえながら、その場で、その時点で判断していくということで、今後その状況によっては中止もあり得るという部分ではご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 町長からご答弁いただきましたけども、私本当に心配していたのは、町長の最大の武器である多彩な人脈を駆使して、フットワーク、それがやっぱりこれまではなかなか難しかったのかなという思いでございましたが、新しい人脈を今度つくって、新年度は新しい事業に積極的に取り組まれるというようなことで、安心いたしました。

あと、副町長は行政経験も長いですし、全てが、新しい年は全て自分のキャリアという形で、環境づくり、風通しのいいというかね。世間ではコロナ禍の中で密になるのはだめだといいますけれども、コミュニケーションだとか、各課の対話というのは、これはどんどん密にしていっていただきたいなと私は思っておりますけども、今後も実施していただきたいなという思いでおります。

私は内容分かりましたので、以上で終わります。

○議長 ほかに。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 予算の総括という点で私も何点か質問させていただきます。

まず1点目として、今次の予算において、令和2年度の補正を含めた歳入歳出総額は、約77億近くになっておりまして、今年度の令和3年度の予算は、当初予算としては59億1,500万、先ほど話がありましたが、となっております。

このように、大きな減額予算になった、減額といいますか、実際とはかけ離れた予算が組まれたということでありまして、この理由としては、今ほど同僚の質問にもありましたが、ハード事業がある程度終わったということと、コロナ関係の予算があったということでありまして、そういうことは認識しておりますが、令和3年度において予定している事業への影響及び町民サービスへ、どのような影響があるのか、どのように考慮されたかをまずお聞きします。

二つ目としては、令和3年度予算における委託料についてお伺いします。前年度より委託料が増加した事業、また減少した事業はどのようなものがあり、またその理由をお伺いいたします。

あと三つ目として、関連するわけなんですけど、振興公社関係の予算というのは、あらゆる分野に入っております、ちょっと掘みきれていない部分がありますので、前年度予算と比較して事業の増減、あるいはその理由をお尋ねします。

以上です。

○議長 総務課長。

○総務課長　ご質問のうち、令和２年度の現計予算が約 77 億。それで令和３年度の当初予算 59 億 1,500 万ということで、約 18 億円の減額となっております。その要因でございますが、先ほど議員も申された部分もございますが、若者向け住宅整備事業、小規模多機能等の大規模事業が令和２年度に完了したということで、その分で約 3 億円の予算額が減となっております。それから、コロナウイルス感染症対策各種事業展開してございますが、それでだいたい 3 億 3 千万円の減。それから町民 1 人当たり 10 万円の給付がありました定額給付金事業、これで 6 億 1 千万の減。それから大雪が降ったということで、除雪費で約 6 千万円の減。それから例年、地方交付税確定、繰越金確定しますと 9 月の議会で財調の積み立てをしておるわけですが、当初では財調の積み立ては繰越金、当初 6 千万、その 2 分の 1 プラス利息分、3 千数十万しか予算にはあがってございませぬけども、令和２年度には財政調整基金の積立金が約 4 億 3 千万と。それらを合わせますとだいたい 18 億円の減になります。

こういった減額でも、町民サービスや事業への影響はなかったのかというご質問でございますが、ないのかというようなご質問でございますが、先ほど 5 番議員にもお答えしましたが、令和３年度の当初予算につきましては、町民福祉の向上、地域経済の活性化、人材の育成など、さらに推進するための各種事業を計上してございます。新規事業、それから拡充事業も数多く計上しているところでございますので、そういった部分では、前年度よりも町民福祉の向上、地域経済の活性化につながる予算を編成できたのかなと考えてございます。

それから次、委託料についてのご質問でございます。令和３年度当初予算 59 億 1,500 万の中に、委託料の額は 10 億 6,269 万 3 千円、予算額の約 18 パーセント占めてございます。令和２年度の当初予算と比較しますと、2,327 万円の減となっております、前年度より。

その要因でございますが、まず減額の要因といたしましては、地域おこし協力隊の起業型隊員実践業務委託料、これ前年度の当初では委託料であがっておりましたが、今年度からは町が直接業務を行うということでございまして、5,138 万 9 千円、この委託料が減額になってございます。あと、減額要因でございますけれども、国際芸術村の指定管理委託料 414 万 6 千円の減。あとは溜池のハザードマップ作成業務委託料、これが２年度で完了ということで 595 万円の減。それらが主な減額要因です。

一方、増額要因もございまして、水道未普及地域の水源調査業務委託料、これが３年度新たに出てきまして 650 万の増。広葉樹林再生事業委託料が 2,921 万円の増。あとは防災のハザードマップ作成業務委託料 498 万 8 千円の増。それが増要因となっております、トータルでは、先ほど申し上げました 2,327 万円の減となっているところであります。

○議長　商工観光課長、岩渕東吾君。

○商工観光課長　振興公社に関する予算についてお答えいたします。

振興公社に関する予算につきましては、指定管理の委託料でございます。指定管理の委託料につきましては、２款と 6 款、８款のほうに計上されておまして、全て合計いたしますと 1 億 1,506 万 6 千円になります。対前年との比較であります、対前年と比較いたしますと 176 万 2 千円ほど増額となっております。

この要因についてでございますが、まず増額の要因といたしましては、1点目に人件費の見直しがございます、社員の、一般社員の基本給、そしてパート、アルバイト社員の時給単価の見直しを図ったということが1点、これで170万ほど増額になってございます。それと、新型コロナウイルス感染症防止対策ということで、感染防止用の消耗品、あるいは薬剤、検査等々で130万円ほど増額となっております。このほか、浄化槽、施設、浄化槽の清掃業務委託料、清掃業者との単価改定がございます、この影響額が130万円ほどプラスになっているというような内容でございます。

一方、減額の要因もございまして、施設全体の光熱水費を精査いたしまして、250万円ほど減額をさせていただいたところでございます。

これら増額、減額の要因を合わせまして、先ほど申し上げましたような増減の要因となっているということでございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今、答弁もらいまして、先ほど同僚からへの答弁もありましたが、予算、令和3年度の予算で大體的なやつが終わったということと、あと今後の予算の組み方としては、確認の意味でお聞きしますけれども、ハード面といたしますか、その大型予算は特別な事情がない限りは、控えながら財政の健全化の点からも、町民サービスを主とした事業の推進方針で進めるというようなほうに理解してよろしいのでしょうか。それがまず1点。

それからあとは、委託料の関係でありますけれども、協力隊の関係で、町直営でやることによって国際芸術村からのあれが減になったということではありますが、実質的に町直営ということは、職員とか会計年度任用職員がかかることによって、総額的にはやはり委託料よりも高くつくのか、安くつくのかという、その計算すればね。その辺がちょっと分かりづらいものですから、どんな感覚でなっているのかということ、事業そのものには支障はきたさないのか、今までの流れの中での、委託することによって、もっとさらに進むのか、それとも今までの流れの関係性を重要視しながら、もっと先に進むのかという、その辺の方針も併せて伺います。

あと、その振興公社の部分ですが、今、委託料だけ言われたんだけど、だいたい理解はできます。コロナの影響があるということでもありますけれども、昨年度、経営までは口出すなといわれていますので出しませんけれども、よく指導しながら効果のあるような方向性をもってやっていただきたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 今後の予算編成の基本的な考え方についてのご質問にお答えをいたします。

今後の予算編成にあたって、大規模事業等ではなくて、町民サービスの向上に主眼を置いて町政運営をやっていくのかと、予算編成をやっていくのかというご質問でございますが、まず先ほどの5番議員にもお答えいたしました、一般会計における起債の償還、このピークが令和2年度から7年度までが起債の償還のピークであります。だいたい8億3千万から5千万円の間という山がございます。それを過ぎますと、令和8年度以降になりますと7億台、令和11年以降になりますと6億台と、減少していくと。その減少した時点で新たな大規模事業等が必要になれば、当然、実施については検討をしていくということでございまして、このピークが過ぎるまでは、大規模事業については少し、検討はします

けれども、実施まではなかなか難しいのかなというふうに考えてございます。

当然、町民サービスの向上につながる事業につきましては、ふるさと応援寄附金も順調に伸びてございまして、町の自主財源についても増えてございますので、ある程度そちらの財源を投入しながら、町の経済の発展、それから町民サービスの向上につながる事業については、そこらの財源を使いながら、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 地域おこし協力隊についてであります。これまでの委託の方式から、令和3年度につきましては会計年度任用職員となるわけでございます。これによりまして、予算の額でありますけれども、人数の増えたり減ったりというのがございますので、総額ではちょっと比較できませんけれども、1人当たりの金額で申し上げますと、全て特別地方交付税の措置される限度額の範囲内で行っておりますので、これが委託であっても会計年度任用職員であっても、その範囲内で予算措置をしておりますので、それに対しての影響はないということでございます。

ただ、特別交付税の限度額でありますけれども、令和3年度と令和2年度を比較いたしますと、令和2年度より令和3年度のほう若干多くなっておりますので、1人当たりにかかる経費については増額しているということでございます。具体的には令和2年度で440万円が特別地方交付税の限度額でございました。令和3年度におきましては470万円にアップされているということでございます。

事業に対しての影響でございますけれども、身分の取り扱いが変わっても事業には影響はないというふうに考えてございます。これまで支援をいただいていた町内の民間事業者につきましても、引き続きその連携を保ちながら事業が前に進むように、町として取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に振興公社についてであります。十分に連携を図りながら事業を執行してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 地域おこし協力隊ですが、上限で令和2年度は440万円で、令和3年度は470万だと、1人当たりね、上限ということなんです。これは国の予算処置だということでもありますけれども、そういう意味で聞いたんじゃないかと、委託の内容、ちょっと国際芸術村に委託した内容は、単なる給料のあれがトンネルみたいな形で、今の説明だとそうだったのかなというような感じするわけなんです。事業そのものの、協力隊に対する一つの事業としての個人個人の配分じゃなくて、それをどうするかという、いろんな意味での委託あったと思うんですが、募集に関する委託だとか、いろんな委託あったと思うんですが、それらも含めた中での減額になったのか。それを町を全てやるようになったのかというような意味での、ちょっと言葉足りなかったわけなんです。そういった点では、どのような変化になったかということと、どういうこれから方向性で進むのかということについて聞いたわけなんです。その辺もう一度お願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 地域おこし協力隊の委託業務についてお答えいたします。

令和２年度において行っていた地域おこし協力隊の実践業務の委託につきましては、地域おこし協力隊につきましては、給料の支払いであるとか、あるいはその活動費の支出、あるいはその活動費が１人当たりどのくらい使っているかという、そういう管理。そういったものが必要になってきます。これを一般社団法人のほうに委託をしておったわけでございます。今、委託料の中には実際に隊員に払う給料も含めて、全部委託をしておりますので、結構な金額になっておりましたけれども、業務の内容としてはそういうことということでございます。

そのほかに募集業務というのは、また別に予算措置をしておりますして、募集業務につきましても、令和３年度につきましても別に予算を計上しているところでございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 募集業務につきましては、過日、一般質問の中でもお答えしましたとおり、町外の実績のある業者に委託をする予定でございます。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 以上で総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

１款、町税。

２款、地方譲与税。ありませんか。

３款、利子割交付金。ありませんか。

４款、配当割交付金。ありませんか。

５款、株式等譲渡所得割交付金。ありませんか。

６款、法人事業税交付金。ありませんか。

７款、地方消費税交付金。ありませんか。

８款、環境性能割交付金。ありませんか。

９款、地方特例交付金。ありませんか。

１０款、地方交付税。

１１款、交通安全対策特別交付金。ありませんか。

１２款、分担金及び負担金。ありませんか。

１３款、使用料及び手数料。

１４款、国庫支出金。

１５款、県支出金。

１６款、財産収入。

１７款、寄附金。

１８款、繰入金。

８番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、２項６目、新田正夫教育振興基金繰入金、これ 70 万のこの使途、使い途等、あとは基金の残高についてお伺いをしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、五十嵐博文君。

○生涯学習課長 お答えをいたします。

新田正夫教育振興基金の使途でございますけれども、小中学校の、中学校図書館の図書購入でございます。令和２年度末の残高でございますけれども、470 万ほどになる予定でございます。

○議長 ８番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この基金については、名誉町民であります新田正夫さんの子どもにというか、子どもに、未来を背負う子どものために教育振興というようなことで、これ基金を創設されたわけですが、この基金の積み増しというようなことというのは、これはできないものなのでしょうか。

○議長 それはちょっと、別な機会に聞いてください。

19 款、繰越金。

20 款、諸収入。

21 款、町債。ありませんか。

続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。ありませんか。

2 款、総務費。

1 番、荒海正人君。

○荒海正人 いくつか質問させていただきます。

まず総括表のほうから、デジタル戦略推進事業についてお伺いしますが、いくつか今年度行われる事業の中で、チャットアプリ、職員の業務の効率化だったり、迅速化を目的に導入されるチャットアプリの内容、使われ方についてお示しいただきたいなと思います。

あともう一つが、デジタル人材の副業、副業人材の登用も今年度の事業として入っていると思うんですけど、どのようなデジタル事業にこういった人材が登用されるのかということをお示しいただきたいなと思います。

あと、事項別明細書のふるさと振興費の委託料の地域おこし協力隊活動支援業務委託料、この内容、どのような支援をどこに委託されるのかお示してください。

あと、総合情報政策費の委託料、首都圏等企業西会津町視察事業委託料の内容、こういった視察内容なのか、あとこういった業種、何社ぐらい見込まれているのかお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 １番、荒海議員のご質問にお答えします。

まず、チャットアプリの使用方法ということでございますが、今現在、令和３年度に導入しようとしている部分につきましては、福島県も導入しているチャットアプリツールでございまして、こちらのほう、町職員の、今ありました 126 人にアカウントを与えまして、県と直接やり取りできる部分、県とやり取りをする部分。また、庁内でグループをつくりながら有効的に使うと。メールと変わった手段という形で、グループごとに使用するような形で、今、利用方法を考えております。

この件については、一応今後そういう形で、県も主流がメールからチャットアプリにだんだんと移行していくということから、その対応ということで、今回導入するものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、2点目の副業人材の登用、どういう場面でその人材を登用するのかという部分でございますが、今現在考えておりますのは、令和3年度の事業で各自地区に出向きまして、デジタル教室等を開催する中で、町職員ではなかなかできない部分について、その人材を登用いたしまして、いわゆる皆さんに分かりやすい教室をしていただくという部分。また、今国のほうで総合行政システム等の、いわゆる基盤の共通化、プラットフォーム化を図っておりますので、その部分の情報の取捨選択等、様々な部分でその人材を登用していきたいという部分で考えております。

あと、最後の4点目の首都圏移住企業の部分でございますが、一応こちらのほうにつきましては、今現在、10社程度の西会津の視察事業をしていただきたいと思いますということで、今現在考えているということでございます。具体的には、内容から申し上げますと、まず企業に対する首都圏での説明会という部分で、概ね75万円程度考えております。その説明会終わった後に、いわゆる企業から本町に視察を希望する企業をだいたい10社程度と見込みまして、その視察の際の事業費として185万円。また、その来た中で円滑に事業を行う諸経費的な部分がございますが、企画費とか事前調査というような部分で100万円程度。また、あと若干雑費ということで36万円程度ということで、合計396万円ほどで事業を実施したいと考えております。

この企業に対する説明会につきましては、やはり様々な手法を使ってという部分で、町に企業が移転できるような形でサポートしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 地域おこし協力隊活動支援業務委託料についてであります。これにつきましては、隊員のうち町内の民間企業に派遣している隊員がございまして、その隊員に係る活動費が、その企業に委託料としてお支払いしておりますので、その委託料。

それと、あと個々の隊員が自分の活動の中で、隊員以外のものに委託する。例えば何か製品を開発するのに、その原材料の収穫を第3者に委託すると、そういった委託料を積み上げた合計でございます。

以上でございます。

○議長 1番、荒海正人君。

○荒海正人 再質問させていただきますが、まずチャットアプリなんですけど、手軽に連絡ができるツールになってくると思うんですけども、イメージ的にLINEとかをイメージするんですけど、それは引き続きパソコンでやるものなのか、それともスマホとか、手軽な端末でやれるようになるのかという確認です。

あと、西会津視察事業ですけれども、西会津に10社ぐらい来ていただいて、西会津を見てもらうということですので、実際に西会津に企業移住とかという話になったときに、その事務所を置く場所だったり、地元はどういった人材がいるのかということもかなり重要になるんですけども、その辺りもその視察の内容にも組み込まれてくるのかということ、

2 点目です。

3 点目に、協力隊の支援事業ですけど、これは今まで協力隊の活動費で行われていたものを町で取りまとめて各企業に送ってたり、協力隊が使える予算枠としてこのような枠組みでつくっているということですかね。確認をお願いします。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずチャットアプリのどういう端末で使うのかという部分でございますが、今現在想定しておりますのが、いわゆる L G W A N と申しまして、国でやっているネットワークと、あとは i P a d での、いわゆるタブレット端末での運用。またスマホでもできるような形で、今現在運用の部分の詳細を詰めているというようなことでございます。具体的に申せば、先ほど申し上げました、今、皆さんだいたい普及しております L I N E のような形のイメージという部分、していただければよろしいのかと思っております。

続いて 2 点目の首都圏への移住視察事業ということで、こちらのほうにつきましては、町のいわゆる説明会を開きまして、こちらのほうに、西会津町に視察、そういった部分でだいたい 10 社程度を見込んでおりますが、その部分で、町の今の施策、0 歳から 100 歳までの間の施策、町の施策のあり方、また、企業移住に向けて、こういう環境を整備しているというような部分を P R し、またその中で、企業からどういう要望があるのかという部分も踏まえながら、今後の企業移住を進めたい。何が支援していただきたいのか、そういう部分を把握しながら、その作業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 地域おこし協力隊委託料に関しての再質問でございますが、隊員を派遣しているその企業に対して、活動費と、その活動費をそっくり委託料としてお支払いしているというような部分が一つと。それとあと各隊員が使える活動費の枠として委託料を確保したということでございます。

○議長 ほかに。

3 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 総務費の中で、総括表からでございますが、総務費の中で総務行政情報システム事業というのがございます。この中身と、今年 1,700 万円増えている、その理由についてお示しいただきたいと思います。

もう 1 点は、公有財産購入費ということで、倉庫施設とございます。こちらの明細書を見ますと、土地購入費が 910 万、家屋購入費が 590 万となっておりますが、これはどんな施設でしょうか、お示しいただきたいとおもいます。

○総務課長 まず総務行政システム事業についてお答えをいたします。

これは町にあります戸籍ですとか、税のシステム等々の機械のリース料、それから保守管理委託料、合わせまして令和 3 年度は 7,218 万 1 千円の予算計上であります。

増額の要因、1,753 万 2 千円増えた要因というご質問でございますが、この総合行政システムにつきましては、平成 27 年から令和元年度まで 5 年リースでやっております。令和 2 年度、前年度リースが切れて、まだ何とか再リースできるということで、令和 2 年度は

再リースで行いました。実際のところ、令和元年度の事業費と令和3年度の事業費を比較しますと、約600万円の増でございます。その増の要因でございますが、新たに健康管理システムを新たに追加して入れた部分。それから、選挙の期日前システム、これにつきましても令和3年度から新たに入れたと。その部分と、あと機器の値上がり、これがかなり上がってまして、それらの要因で元年度よりは600万ほど増えたということでございます。

それから2点目、公有財産購入費についてのご質問でございますが、これにつきまして、倉庫施設の購入ということでありまして、現在、町には倉庫という建物がございません。旧芝草中学校の旧講堂に看板類を保管しておりましたり、あと警察署、交番の駐車場の裏手に水防倉庫があったり、あとは群岡中学校、新郷小学校に町史であったり広報の縮刷版であったり、あと土器であったり、様々なところに分散して保管をしている状況でございます。一番大きいのはイベント等で使うビックテントの柱なんかは、屋内ゲートボール場の軒下に保管しているという状況でございます。そこら辺、できればある程度1カ所にそういった物品等まとめたいということでありまして、芝草自治区内にある旧大成住宅の敷地及び建物を購入する予定ということで、今回予算計上をさせていただいたところでございます。

○議長　ほかに。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　何点かお伺いいたします。

まず全協で説明いただきました重要施策の資料についてお伺いしたいと思います。

2款の移住定住促進事業についてでございますが、今回、事業費で会計年度任用職員とお試し住宅、お試し移住住宅管理費で予算計上されておりますが、これ去年あたり、どのぐらい利用された、利用者数がいらっしゃったのかお示してください。それと、この年間の維持費というのはどのぐらいかかるのかお示してください。

あと、以前私も一般質問でお話しましたが、使うのは構わないんですが、周辺住民への周知等、その後指導されているのかどうか確認のためお伺いいたします。

あと、地域おこし協力隊のケーブルテレビ、行政課題解決型でケーブルテレビ制作、番組制作に1人、あと情報発信で1人というふうに予算計上されております、説明を受けましたが、これ今ケーブルテレビの職員は、現在働いていらっしゃいますし、そこに外部から地域おこし協力隊という人間が入ってくるような形になると思うんですけども、今いる職場、階級もありますし、立場もあると思いますが、どのような位置で仕事をされるのか、上司の指示に従って働くのか、それとも1人で自由に働くのか、その辺をお示してください。

それと、仕事の内容なんですけども、これは地域おこし協力隊が、ごめんなさい、ケーブルテレビに入ったとしても、これは地域おこし協力隊の情報発進をするためにケーブルテレビに入るんじゃないですよ。そこをお伺いいたします。ちゃんと地域の情報を発進なのか、そこを確認のためお伺いいたします。

あと、同じく情報発信部門の隊員という形で説明受けました、もう1人取る予定だということで説明受けましたが、この隊員は、先ほど来、お話しているのそのケーブルテレビの番組制作とかそういったものの情報発信なのか、それとも、また独立で、別なものなのか、その辺の内容をお示してください。

あと、これは全体にも言えるのかもしれませんが、地域おこし協力隊は会計年度任用職員という形で雇うということでしたけれども、これ例えば、中途解約というのはあるんですか。本人の申し出はもちろんですけれども、こちらが何かを解決するために呼んでいるわけですから、それがもし解決されない場合とか、そういったものというのはどうなるのか、中途解約はあり得るのかを確認のためお伺いいたします。

続きまして、事項別明細書を順に追って質問いたしますが、27 ページ、総務費、一般管理費で、一番下の報償費で、謝礼で職員研修講師謝礼と出ているんですけれども、これ職員に対する研修なのか、今までどのようなものを行っているのか、ちょっと、ごめんなさい、今年でいいですね。今年はどうような講師を呼んで、どんな講習をするのかをお示してください。予定をお示してください。

あと、35 ページ、総務費の委託料、真ん中辺に地域のまちづくりアドバイザー委託料とあります。誰が来るのかとか、どういう内容かというのは勉強会で説明を受けましたが、これどのぐらい、要は町をよく知ってないとだめですよ。どのぐらい町に足を運んで、どのような形で町と関わるのか、具体的な今後の方向性をお示してください。

続きまして、44 ページ、一番上の補助金で、活力ある地域づくり支援事業補助金で 250 万あがっているんですが、これちょっと内容がよく分からなかったのでお示してください。

あと次のページ、先ほど同僚議員も質問しましたが、委託料、同じく委託料で一番下の首都圏等企業西会津視察事業委託料、先ほど同僚議員が詳細については聞いたんですけれども、私ちょっと違った観点でお聞きしますが、10 社ぐらいの視察を目指しての委託料を見込んでいるというお話だったんですけれども、これは個人企業なのか、それとも大きな、例えば 10 人、20 人という、西会津の町民が働けるような企業を呼ぶ方向性を目指すのか、その辺の例えば目標、もしくは募集の制約等、もし考えているのであればお示してください。

私の質問は以上です。2 款に関しては以上です。よろしくお願いします。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、私のほうから、まず移住定住の関係でお試し移住住宅の利用者でありますけれども、令和 2 年度直近の数字で申し上げますと、3 月 15 日現在で 6 組 6 名の利用実績でございます。それと年間の経費でございますが、令和 3 年度予算では 107 万 8 千円の管理費を計上してございます。お試し移住住宅の管理費ですね。

それと、周辺住民への周知でございますが、お試し移住住宅の入居者がある際には、周辺の住民の皆さんに、こういう入居者の方が入られますということで、町のほうで周知をしているところでございます。

それと、地域おこし協力隊、会計年度任用職員に採用された後、中途の解約というか、中途の任免等はあるのかということでございますけれども、会計年度任用職員も人事評価を行っておりまして、その人事評価の結果によりましてはそういうこともあり得るということでございます。

それと、活力ある地域づくり支援事業補助金でございますけれども、地域の団体、あるいは中には自治区もございますけれども、これらの方々へ地域づくり活動に対しての補助を行っているところでございます。例を申し上げますと、例えば集落にある自然遺産のその保護であるとか、歴史街道の保全であるとか、あるいはそばの里づくり、そういった活

動に補助を行っておりまして、上限 50 万円で 4 分の 3 の補助を出している事業でございます。

以上でございます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

4 番、秦議員のうち、まず地域おこし協力隊の番組制作並びに情報発進の分野の部分の協力隊の採用という部分についてお答えしたいと思います。

まず業務につきましては、まず番組制作につきましては、そのとおりケーブルテレビの番組の制作並びにアナウンス業務等、取材も含めまして行っていただくということで、その方が自由に行って行うものではなくて、当初は町の公共放送でございますので、職員とともに行きながら、番組のノウハウを学んでいただくという形にしております。そういう形でまず雇用したいと。

続きまして、情報発信分野につきましても、こちらのほうはその隊員の個人の情報発信ではなく、町の魅力と地域資源等を映像を通して発進していただきたいという形の観点から採用するものでございまして、これまでの SNS 上の部分、またそういう町の魅力を町外に効果的に発進していただくような方を採用したいと考えております。

その管理という部分でございますが、一応地域おこし協力隊といえども会計年度任用職員だということになりますので、企画情報課のほうでしっかり指導しながら、また番組制作並びにケーブルテレビのほうでも、しっかり指導しながら、その管理下のもとで運営していただくということでございますので、まずご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、2、1、6 の企画費の中の協働のまちづくりのアドバイザーの内容で、何日ぐらいこちらにくるのかということでございますが、一応こちらのほうは年間を通して 1 泊 2 日の行程で 12 回ですから、24 日間は、年間で 24 日間は西会津にいていただくと。そのほか、オンライン業務において月 2 回程度ということで 24 回ということで、だいたい関わっていただく部分については 48 回程度、関わっていただくというような形となっております。

続きまして、45 ページの首都圏西会津視察事業でございますが、その 10 社の内訳という部分でございますが、この部分につきましては、現在、現下のコロナ禍等によりまして、いわゆるテレワークとかワーケーションという部分がございまして、その辺も、まず首都圏で PR 事業を行いまして、西会津に興味を持っていただいた企業に、個人並びに企業の方々にも参加いただきまして、西会津に来ていただくような部分の事業でございまして、こちらのほう、大企業も大企業の部門という部門もございまして。あと個人、または企業家という部分もいらっしゃると思いますが、その辺の部分については、今後詳細については詰めていきたいと考えておりますが、大企業の部分の部門とか、中小企業もあり得るという部分で考えております。

また、町民が働けるのかという部分でございますが、こちらの企業、もし西会津で、テレワークで本社移転等、また大きくなった場合に対しては、町民の雇用という部分もあり得るのかなと考えておりますので、その辺は今後、十分に企業の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長　総務課長。

○総務課長　2 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費の中で計上しております職員研修の講師謝礼 30 万についてお答えをいたします。

職員の研修につきましては、職員の研修計画に基づき、毎年実施をしております。内容につきましては、職場内研修、O J Tであったり、外部講師を招いての研修、あと県の自治研修センターへの研修と、様々ございます。内容につきましても、若手職員を対象とした研修、中堅職員を対象とした研修、管理職を対象とした研修、様々ございます。予算は 30 万、今回当初予算で計上してございますけれども、具体的にどの研修にどういった講師を頼んで 30 万を計上したということではございません。今後どういった講師を招いて、どういった効果のある研修ができるのかということをしっかり決めまして、その上で講師を招いて職員研修をすると、そのための経費の計上でございます。

○議長　4 番、秦貞継君。

○秦貞継　じゃあ順次再質問していきますが、その今、お話した移住定住なんですけど、令和 3 年度 107 万 8 千円、年間の維持費を見込んでいるということなんですけども、だいたいこれ毎年 107 万円もかかっているのかなとびっくりしたんですけども、これどのような内訳で 107 万 8 千円かかるのかをもう一度お示してください。

あと、ケーブルテレビの 1 名、アナウンス制作に入るということで、説明だいたい分かりました。職場内での位置も、もう一度再確認になりますけど、要はその隊員は今年入るわけですから、今までいる方は全て自分の上司になりますよね。その上司の指揮命令というか、管理下のもとで皆さんで一致団結してケーブルテレビ、よりよいケーブルテレビを目指すんだと思いますけども、その方向と捉えてよろしいのか。

先ほどちょっと課長のお話の中で、町の発信を町外にというふうに言っていましたけど、これ情報発信分野の人ですよ、ケーブルテレビではないですよ。その確認を最後にお願いいたします。

それと、総務費の総務課長の答弁は分かりましたが、先ほど 35 ページの協働のまちづくりアドバイザー委託料、24 日間、月 2 回程度来るというお話なんですけども、これ月 2 回程度来てどのような活動をするのか、ちょっと突っ込んで聞きますけれども。あと、今このコロナ禍ですから、なかなかこっちに足を運ぶというのは難しいと思いますけども、やはりこの町のよさとか、人のよさだとか、地域のよさというのは、やっぱり肌で感じて理解してもらうのは、私一番いいと思うんですけども、これ 24 日以上来るといことも考えられるんですか。そこだけ最後に確認いたします。

あと、45 ページの首都圏等企業西会津視察事業委託料でございますが、今のお話を聞いていると、都会で働いている従業員が、こちらに来て仕事をするようなイメージ、私強く受けましたけれども、そうではなくて、企業ですよ。要は会社、個人ではなくて会社がこちらに来るのかどうか、最後に確認いたします。

あと、活力ある地域づくり支援事業に関しては理解しました。

以上です。

○議長　商工観光課長。

○商工観光課長 お試し移住住宅の管理費についての内訳について、お答え申し上げます。

まず、お試し移住住宅の移住プログラムの受け入れ謝礼というのございまして、移住プログラムにご協力いただいた方への謝礼、これで15万円。それと、施設の消耗品で6万円。灯油代で2万9千円。それと光熱水費、電気、水道、ガス、それと修繕料も合わせまして24万8千円。それと施設のインターネット使用料4万8千円。それと浄化槽の検査、あるいは雪降ろしの手数料などを含めまして、手数料で8万4千円。それと委託料で、シルバー人材センターに除草の、草刈りですね、草刈りや清掃の委託、それと浄化槽の保守管理の業者委託などで、委託料で26万1千円。そのほかNHKの受信料3万3千円。主なところがその積み上げでございます。

以上でございます。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まずケーブルテレビに配置します地域おこし協力隊につきましては、もちろんスタッフとともに協力して推進、いわゆる番組制作の推進していくということでございます。

また、先ほど町外と申しましたのは、この情報発信の部分も採用いたしますが、その方を通して、町外にもそういう制作した番組を発信していければなということで申し上げたものでございます。

続きまして、協働のまちづくりでございますが、現在2日程度という部分でしたが、その場合、場合によっては多くなる部分もございますので、それはもちろん変更の部分はありますので、ただ、予算上の組み立て方として2日で見込んでいたという部分でございましたので、ご理解いただきたいと思います。

また、あと首都圏企業の西会津視察事業につきましては、こちらの場合は会社の一部門という部分もあり得るという部分でございまして、一応企業で、もし企業移転を考えている方がいらっしゃいましたら、西会津にぜひ来ていただきたいということで、想定できる部分を考えているということで、これから募集活動等を配置してますので、その辺も踏まえながら事業は進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 最後に再々質問でお聞きしますが、お試し住宅って、利用者からも少しはお金もらうんですよね。これだけ年間維持費かかっているんで、どのぐらい利用者からもらうのか、最後にお聞きします。

あともう1点、最後に、会計年度任用職員と同じで人事評価を行うという説明を今受けましたが、これ今の話のニュアンスだと、何か役場の人事評価と同じような感覚かなと私、今聞いてて捉えたんですけども、その場合って、公務員であれば、こちらから首切るということはないですよね。それを考えれば、中途解約ないというふうに私は捉えたんですけども、その辺どういような基準と、どういう場合は中途解約もあり得るというのを、もし基準等があるのであれば、最後にお示してください。

以上です。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 まず1点目のお試し移住住宅の利用料でございまして、移住プログラム

の体験料という形で、歳入では諸収入の中に4万5千円ほど計上してございます。

それと、会計年度任用職員の人事評価に関してでございますけれども、人事評価の結果によっては任免等の措置もあり得るということでございまして、これにつきましては、職員の任用に関する条例規則に則って対応していくということでございます。

以上でございます。

○議長 皆さんに申し上げます。質問をされて、また再質問、再々質問される場合に、最初に質問したことについてのみ再質問、再々質問ということでお願いしたいと思います。

5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 47ページのところの町民バス購入費についてお伺いしたいと思います。

先般、一般質問の中でお尋ねは申し上げたわけですが、坂下野沢線のところに購入をしたいということでありまして、54人乗りを29人乗りに変えたいと。私としては1日14.8人の利用者があるというお話を受けましたが、もっと1回どの程度乗るのかという話でありまして、何人も乗らないということであるんだとすれば、小さいワゴンタイプというお話で伺いました。その1,595万4千円の、この人数、この金額に対するバス購入について、29人乗りだけのものだけしか検討されなかったのかどうかをお尋ねします。

○議長 猪俣議員、予算にあがってきた数字的なこととか、質疑ですから、これからどうするんだ、政策的ことに発展するものは、後ほどまた別の機会にお話しいただければ。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私としては、この29人乗りに対して、もう少し少ないバスの少数意見の担保を求めたかったのでお話し上げました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1,595万4千円のこの予算を取っていただいたのは、29人乗りのバスという話でありました。それでは、そのバスを購入した際は、循環にも使える。奥川のバスの路線にも使える。どこに使えるかについてお話も受けました。だとすると、29人乗りというばかりでなくて、19人乗りだってあるのではないかということの意味合いも含めてお尋ねしているわけです。それで、担保を、少数意見の担保もお願いできていかということです。

○議長 これは別の機会に一般質問等でお話しいただければと思います。

ほかにありませんか。

7番、小柴敬君。

○小柴敬 2点ほどお伺いをいたします。

33ページになりますが、2の委託料の公共施設等総合管理計画改定支援委託業務料、これの内容と、それからその成果品の発表というか、これはどういうふうなことを目的にやるのでしょうか。

それからその次のページの35ページになります。中心エリア整備構想、これ尾野本、野沢地区のことだと理解はしておりますけれども、この整備構想業務委託、これの委託先、それから成果品等が早めに出せれば、今後、町のそういった計画等が進むと思うんですけれども、それ等はどのぐらいで見込んでいるのでしょうか。

○議長 企画情報課長。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず中心エリア整備構想の委託先ということでございますが、今現在、定めている部分につきましては、民間関係の都市計画等のコンサルタント、または大学関係という部分で、今予定をしているところでございます。こちらのほうの成果品という部分でございますが、一応こちらのほうにつきましては、令和3年度ということで、早めに策定はさせていただきたいとは考えておりますが、町民とのワークショップ等の開催等もございますので、多少時間はかかるのかなと考えております。できるだけ早急にはまとめていきたいと考えております。

また、その部分につきまして、構想でございますので、構想の策定時には議会の皆さまにご説明をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 総務課長。

○総務課長 公共施設等総合管理計画改定支援業務委託料についてお答えをいたします。

議員もご承知だと思いますけれども、公共施設の総合管理計画、平成28年度に策定してございます。それを基に個別の施設ごとの個別計画、これが元年度と2年度に、今、策定作業進めています。今年度中には終わるということで、その総合計画と個別計画を合わせた計画を、国のほうからつくるようにというような指導がございまして、令和3年度に策定をするということでございます。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 その策定後の対応ということに関しても決まっているわけですか。策定をしたから、策定しろということで終了ですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 策定が義務付けられているということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 次、3款、民生費。

8番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、2項の児童福祉費の中で、新規事業として予算計上されています幼児教育保育アドバイザー配置事業について、その目的、内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、渡部栄二君。

○福祉介護課長 それでは、幼児教育保育アドバイザーについてのご質問にお答えしたいと思います。

本町では、少子高齢化が進む状況にありまして、さらに家庭の環境も核家族化や、また両親の共働きなども非常に多く見受けられるところでございます。そういった中で、保育環境、幼児教育の環境をさらに進めていきたいというところで、今回、幼児教育保育アドバイザーをこども園に配置いたしまして、その方には保育活動時間における児童の観察、助言、指導、また保育者への活動のアドバイス。また保護者の方への相談支援といった、多岐にわたる業務をお願いしたいというふうに考えてございます。

ただ、新しい事業でございますので、現場の保育士の先生方の声ですとか、また保護者の方からの要望などをつぶさにお伺いしながら、アドバイザーの仕事、どういう仕事が、

限られた時間での勤務、会計年度任用職員での勤務ということになりますので、その勤務の中身、内容でよりよいアドバイスができるような体制づくりに、これから形づくっていきたいということで考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　暫時休議にします。（１１時４９分）

○議長　再開します。（１３時００分）

引き続き、質疑を行います。

４款、衛生費。

４番、秦貞継君。

○秦貞継　事項別明細書 70 ページの 1 項 1 目、保健衛生費の一番下の水道未普及地域水源調査委託料とあがっていますが、これどこを対象とされているのか。

あと今現在、以前の説明でもありました未普及地域、検討しているところもございすが、その辺も進捗状況等、お示ください。

○議長　建設水道課長、石川藤一郎君。

○建設水道課長　お答えいたします。

現在、未普及地域となる自治区は 7 集落ほどございます。そのうち今議員からご質問のありました委託料 650 万円、水道未普及地域水源調査委託料の件でございますけれども、現在ここで想定しておりますのは、檜ノ木平地区でございます。既に集落営で行っている水道組合でございますけれども、要望があがっておりまして、私も水源調査、一緒に同行してまいりました。この地区については、水源が良質なところがなかなかないというようなことございまして、この経費は、現在想定しておりますのは、ボーリングを掘るといような、そういった調査経費を想定して計上させていただいております。

あと、そのほかの検討している場所、進捗というようにございますけれども、黒沢地区においても早くから水道整備の要望があがっております。黒沢地区につきましては、その地区が広範囲にわたっているということで、それぞれいろんな上水道を延長する方法ですとか、または飛び地という形で、水道施設を黒沢地区に新たに設けるというように、両面で現在検討中ということでございまして。現在、役員の皆さまと相談しておりますのは、やっぱりその自己負担という部分も、なるだけ他の集落の組合と遜色のないようなところまで、現在落とし込んでおりますので、それがもう少し明らかになりましたらば、また役員の皆さんに説明し、地元説明会なりというように手続きを踏んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長　ほかに。

３番、小林雅弘君。

○小林雅弘　総括表の中の 12 ページの下から 4 番目の食のイメージアップ推進事業、ここについて中身をご説明いただきたいのと。こちらの事項別の明細書見ますと、委託料、委託料とあるので、その辺もお示しいただきたいと思います。

それからもう 1 点は、次のページ、総括表の 13 ページ、清掃費の中で、喜多方地方広域

市町村圏組合負担費、負担金ですね、これが408万円増えています、その中身についてお示しいただきたいと思います。

○議長 健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず食のイメージアップ推進事業の内容でございますが、これは昨年の10月にコロナ対策の交付金を活用して開始をした事業であります。内容につきましては、食育活動につきましては、これまで調理をして、実際に試食をするということで食育活動を推進してきたわけなんです、コロナ禍によりまして、なかなかその試食ができなくなっているということ、課題が一つありました。またコロナ禍において、外出、外食をする機会が減りまして、家庭での食事をする機会が増えたということで、そういった食に対する意識を一層高める必要があるのではないかということで、昨年10月に始めた事業でございます。

内容としましては、料理家の福島県泉崎村出身の本田よう一先生に指導いただきまして、今年度につきましては、町民カレンダーへの料理の掲載。あとケーブルテレビで料理動画を放送するための経費。また町内の食材を使ったレシピというか、料理を考案するという内容で、食に対して、食育活動が様々制限される中で、町民の方に食への意識を高めていただきたいという事業でございます。

事項別明細書のその下の事業、郷土料理レシピのことでよろしかったでしょうか。郷土料理レシピ集撮影業務委託料でございますが、これ町の食生活改善推進員の皆さんが、これまで班活動として取り組んできた事業で、町の伝統郷土食を後世に残していかなければいけないというようなことから始まった事業でございます。

具体的に令和3年度中に料理、郷土食を選定しまして、それを撮影して冊子にしまして、全世帯に配布をして、それぞれのご家庭で町の郷土食をしっかりと守っていただけるような、そんな取り組みとして行うもので、これにつきましては、生涯学習課で行っております歴史文化基本構想の事業と少し重なるところがありますので、2課で連携して実施していきたいという内容でございます。

○議長 町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長 それでは、喜多方広域への負担金の、今年度増額としまして408万の件についてお答えをいたします。

これはごみ処理、粗大ごみ、し尿、埋立と、それぞれ4部門の施設に対する負担金でございます、そのうち増額となりましたのは、ごみ処理とし尿処理、埋立処分の3部門での増額ということでなっております。増額の要因といたしましては、施設の維持に係る修繕等での負担金の増ということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 次、5款、労働費。ありませんか。

6款、農林水産業費。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 1点確認で申し上げます。質問いたします。有害鳥獣対応で、地域おこし協力隊専門員増員分ということで、2、1、10、重要政策の審議等で説明いただいた内容です

が、今いる隊員さん、本当によく頑張っていたいていて、この辺、今いる隊員さんも何らかの形で残す予算と、なおかつそれを引き継いで連携する地域おこし協力隊の方が1人増員するというような捉え方でよろしかったのかどうか、それだけ1点確認いたします。

○議長 農林振興課長、矢部喜代栄君。

○農林振興課長 有害鳥獣対策担当の地域おこし協力隊、それから専門員のことについてお答えいたします。

現在おります専門員につきましては、令和3年度は会計年度任用職員として雇用するというような予定でございます。新たに採用する地域おこし協力隊と連携して取り組んでいただくということにしております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7款、商工費。

8款、土木費。ありませんか。

9款、消防費。ありませんか。

10款、教育費。

4番、秦貞継君。

○秦貞継 今回、新年度予算で新しくあがった学校教育アドバイザーについてお伺いいたします。これ勉強会でも説明受けましたし、重要政策の内容でも説明受けたんですけども、この学校教育アドバイザーというのは、この内容ですと町内、週4日、1日7時間を予定して勤務されるということなんですけども、これやっぱり学校現場なんかにも入っていくのかどうか。あと、こちらの役場の学校教育委員会にいらっしゃるばかりじゃだめだと思うので、やっぱりそういう小学校、中学校、保育、こども園もおして、見なくちゃいけない仕事を担っていただけたと思うんですけども、そういった場合、ハード的な面で、例えばその人たちが調べた書類や何やら、情報というんですかね、を管理する場所というのは、学校教育課に置くんですか、それとも学校現場に置くんですか。それを一つお伺いいたします。

それと、週4日ということなんですけど、学校、先生あがりの人が入るような、私説明を受けたと思うんですけども、こういった方々、ずっと通勤されて西会津にいらっしゃるのかどうか、そこをお伺いいたします。

あと、せっかく、私は説明受けたときに、あちこちの市単位の自治体でよくあります教育指導主事と同じような想像をしたんですけども、その場合というのは、教育長の右腕になって働く方々だと思いますけども、学校の現場、例えば、その保護者、PTA総会とかそういったものに顔を出して、要は保護者とか学校の連携、そういった情報収集も行うのかをとか、その3点を確認したいと思います。

以上です。

○議長 学校教育課長、玉木周司君。

○学校教育課長 4番、秦議員のご質問にお答えいたします。

学校教育アドバイザーの配置事業につきましては、重要政策の審議等の中でご説明いたしましたとおり、大きくその役割としましては6点ほどございます。一つ目としまして、指導指示的な職務ということでありまして、ここの部分の中で、学校にまいりまして、各先

生方の授業研究、授業の指導、助言、そういった活動がこの一つ目の役割でございます。そういうこともございますので、基本的には学校教育課のほうに勤務はいたしますが、週に何回も学校のほうには訪問するというような勤務体系を想定しているところでございます。

それと、アドバイザーにつきましては、基本的には管理職経験者の中から人選を考えているところでございますので、管理職経験者の方々、先生方におかれましては、通勤で西会津のほうに通われることになるのかなというふうに想定しておりまして、その分も会計年度任用職員の通勤手当のほうで計上させていただいているところでございます。

それから次の質問の、PTA総会等ということでございます。具体的にPTA総会の出席の有無までは、詳細までは今後詰めていくことになると思いますが、その役割の一つといたしまして、やはり保、小、中の連携教育だったり、あとは学校運営協議会、それから地域学校共同本部の支援というような役割もございます。これは地域の方々で有りましたり、PTAですね、父兄の皆さま方との連携も大事な職務になっております。そういった職務の一環として、そういう機会に訪問して意見を伺うという機会も出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 いただいた資料、確かに指導主事的な職務というふうに書いてありますが、本当に保、小、中、現場を行ったり来たりして、近いとはいえ、あの小学校、中学校と役場の行ったり来たりの時間もありますし、このアドバイザー設置事業に関しては、私は非常にいいと思うんです。ただこれ現場を知らなければ、現場に近いところにいたほうが、私は効率的にその人たちも働けると思いますし、1回1回、こう行ったり来たりするんでは、ちょっとどうなのかなというふうに思ったものですから。

そうすると、今のところそういった、今後方向性としてね、その人、そのアドバイザーがベースとして、要は動けるような、教育長には教育長室というのがありますが、そういったものも、今回の予算では入ってないということですよね。今後そういったことは考えているのかどうか、お伺いいたします。

○議長 教育長、江添信城君。

○教育長 質問にお答えいたします。

教育委員会の事務局と一緒に入っていただいて、いろいろ行政のものを非常に学んでいながら、現場の先生方との連携もしっかり図っていくということで、事務局内に席を用意して、当然資料等も、デスクも用意いたしますので、そこでしっかり管理していただくということで考えております。

年間の業務内容を見ながら、行ったり来たりというか、今日は午前中、学校に行く、午後は課内に入って職務をすとか、そういう部分でメリハリをつけてやっていくという考えでございますので、その辺は十分連携を図りながら、そのアドバイザーが動きやすい形で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 11款、災害復旧費。

12 款、公債費。ありませんか。

13 款、予備費。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、令和 3 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第 11 号、令和 3 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 12 号、令和 3 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、令和 3 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第 12 号、令和 3 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 13 号、令和 3 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 13 号、令和 3 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 13 号、令和 3 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 14 号、令和 3 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、令和 3 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 14 号、令和 3 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 15 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 15 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 16 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、令和 3 年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第16号、令和3年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第17号、令和3年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、令和3年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第17号、令和3年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号、令和3年度西会津町下水道事業会計予算の質疑を行います。

6番、三留正義君。

○三留正義 一応説明会で説明を受けたんですが、ちょっと整理がつかなかったもので、資本費平準化債を借りて、一般会計の繰入金を一時的に抑制するという説明を受けたんですが、その平準化債そのものの借入れのタイミング、あと既存の借入れに入れていく、その償還金に入れていく入れ方だとか、ちょっと詳細にわたって、ちょっとよく分からなかったもので、この一般会計繰出金1億4,400万の中で、7,700万の部分については、その平準化債で企業債を借りるんだということだったようなんですが、その手法というか、ちょっと細かいところまで理解ができなかったもので、もう一度ご説明いただきたいと思います。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 資本費平準化債のご説明を申し上げます。

水道事業会計と下水道事業会計につきましては、令和5年度に企業債償還のピークを迎えるということから、計画では令和3年度から令和6年度の4年間を想定しておりますが、一般会計からの繰出金が年々増加する見込みでございます。このために、一般会計のその財政負担の緩和策といたしまして、今回、令和3年度から令和6年度にかけて資本費平準化債を借入れまして、一時的に一般会計繰出金を抑制、平準化を図る計画でございます。

それで、資本費平準化債でありますけれども、汚水施設の整備に関する、資本整備に係

る世代間負担の公平を図るということでのございまして、これまでに投資しました施設整備に係る地方債、借入金の元金償還額から減価償却費相当額を差し引いた額に発行が認められている地方債でございます。元金の据え置きが3年、償還が20年という制度でございます。

それで、対象事業につきましては、公共下水道と農業集落排水処理事業、この二つの事業が対象となっております。

それで、タイミングということでもございましたけども、借り入れは年度末を想定してございます。

なお、平準化債を借り入れることによりまして、町への影響額でございますけども、元利償還金の2分の1は地方交付税でみていただけますので、実質、利子分だけということでもございまして、それも20年間で約130万円、1年にしますと6万5千円の負担で財政の健全性を目指すというような目的でございます。よろしいでしょうか。

○議長 6番、三留正義君。

○三留正義 今度はよく分かりました。そうすると、7,700万、およそ7,700万については一般会計の負担が減って、一般会計自身は7,700万負担を減った状態で59億の予算ができたんだということですね。はい、了解しました。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、令和3年度西会津町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第18号、令和3年度西会津町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第20号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、伊藤善文君。

○企画情報課長 議案第20号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、昭和47年12月に整備されました現在の組合本庁舎・消防庁舎は、建築後48年以上が経過し、耐震性の不足、老朽化等の問題から平成28年度より庁舎整備検討委員会を組織し、検討を進め整備方針を新築移転として平成30年度から新庁舎建設事業を進めているところであります。

令和2年1月からは建築主体工事をはじめとする本体工事に着手しており、新庁舎完成後に移転作業等を経まして、本年5月中旬から、新庁舎において業務を開始する計画であります。

このことから、組合事務所の位置を新庁舎の所在地に移すため組合規約の変更が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書及び条例改正案新旧対象表6ページを併せてご覧いただきたいと思います。

喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について。

地方自治法第286条第2項の規定により喜多方地方広域市町村圏組合規約を下記のとおり変更することの協議があったので、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。記。

喜多方地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約。

喜多方地方広域市町村圏組合規約の一部を次のように改正する。

第4条は組合事務所の位置を規定しておりますが、新庁舎への移転に伴い、現在の福島県喜多方市宇屋敷免3958番地を福島県喜多方市関柴町上高瀬字割田4番地1に改めるものであります。

次に、附則であります、この規約は知事に届出をした日から施行するものであります。

以上でご説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第20号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第20号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

追加議事日程配付のため、暫時休議にします。（13時34分）

○議長　再開します。（13時38分）

追加議案として、町長から議案第22号、令和3年度西会津町一般会計補正予算（第1次）及び議案第23号、令和3年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）が提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第22号を追加日程第2、議案第23号を追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、提案理由の説明及び議案第 22 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）、議案第 23 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 22 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

副町長、大竹享君。

○副町長 議案第 22 号、23 号のご説明の前に、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金（第 3 次）を活用する令和 3 年度実施予定事業の内容について、ご説明申し上げます。

参考資料、議案第 22 号、23 号関係をご準備ください。

この臨時交付金（第 3 次）の国が示す使い途としましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業として、次の四つの柱をあげております。

一つとして、感染拡大防止策と医療提供体制の整備。二つ目として、雇用の維持と事業の継続。三つ目として、次の段階としての官民をあげた経済活動の回復。四つ目として、強靱な経済構造の構築であり、こうした方向性を踏まえ、真に必要な事業に絞り、効果的、効率的かつ、きめ細かに実施する事業との考え方が示されております。

それでは、参考資料をご覧いただきたいと思います。

まず表の見方でありまして、右のほうに当初予算（振替）の欄がありますが、これは平成 3 年度当初予算に計上していた事業を本臨時交付金に振り替える事業であります。その事業費を計上しております。また、次の補正の欄がありますが、今次一般会計補正予算（第 3 次）に計上する事業であります。次の特会の欄に○が付いているものは、今次国保特別会計補正予算に計上する事業でございます。

それでは、事業の内容をご説明いたします。

まず、感染予防対策の強化に関する事業であります。

1 の国保診療所換気設備導入事業であります。西会津診療所、群岡診療所、奥川診療所のエアコンを換気ができるエアコンに更新するもので、換気機能付きエアコン 20 台の経費として、今次国保会計補正予算に、事業費 699 万 2 千円を計上しているところでございます。

2 の国保診療所感染防止対策事業であります。国保診療所のトイレや手洗い場の水道

及び室内照明をセンサーによる非接触型にするとともに、西会津診療所の正面玄関の内側ドアを自動ドアに変更するもので、今次国保会計補正予算に、事業費 343 万 9 千円を計上しております。

3 の介護施設等への自動検温カメラ設置事業であります。町内の介護施設や老人施設等に自動検温カメラを設置するもので、町有施設 6 施設、8 台の整備に係る経費として、今次一般会計補正予算に 123 万 2 千円を計上しております。

4 の新型コロナウイルス P C R 検査等費用助成事業であります。高齢者及び基礎疾患のある方が、介護サービス等を利用する際に感染の有無を確認するための P C R 検査を行う検査費用として、今次一般会計補正予算に 25 人分、50 万円を計上しております。

次に 5 の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業であります。学校が感染症対策等を徹底しながら学校教育活動を円滑に運営するための経費に支援するもので、学校内消毒業務委託などに、当初予算で 387 万 3 千円、今次一般会計補正予算に 21 万 3 千円を計上するものであります。

6 の子育てコミュニティ事業であります。旧芝草保育所を改修して整備する予定の子育てコミュニティ施設に換気機能付きエアコン 5 台及び自動検温カメラを設置するもので、今次一般会計補正予算に 304 万 6 千円を計上しております。

7 の町民バス車両の飛沫防止シート取付修繕であります。新たに購入する町民バス 2 台にウイルス飛沫防止用シートを設置するもので、今次一般会計補正予算に、4 万 3 千円を計上しております。

8 の避難所備蓄品整備事業であります。緊急時の避難所開設の際の密の回避など、コロナ対策に万全を期すために必要な備品等を整備するもので、当初予算に 30 万円、今次補正予算に 67 万 1 千円を計上しております。

2 ページをご覧ください。生活支援の分類になります。

9 の 1 人暮らし高齢者等への弁当配食事業であります。コロナ禍により様々な制限を受けている 1 人暮らし高齢者等に対して弁当を配食し、配食時に健康状態の確認などを行うとともに、町内飲食店に弁当を注文することで地域経済の活性化に寄与することを目的に、対象者 380 人、10 回分を見込み、今次一般会計補正予算に 352 万 3 千円を計上しております。

10 の「ふるさと西会津」頑張る学生応援給付金（第 2 弾）であります。コロナ禍によりアルバイト等が制限されるなど、厳しい生活を強いられることが予想される町出身の大学生等を支援するもので、1 人当たり 10 万円を給付します。対象者は令和 3 年 3 月高校新卒者で大学等に進学した者及び第 1 弾の際の給付金の未受給者であります。今次一般会計補正予算に 300 万円を計上しております。

次に、地域経済の回復であります。11 の消費回復商品券であります。コロナ禍で落ち込んだ個人消費の回復と町内経済の活性化を図るため、商品券を配布するもので、内容は一人当たり 5 千円。その内訳は共通券で 2 千円、小規模店限定券で 3 千円の商品券を配布す議会及び商工会より要望のあった事業でございます。国の緊急事態宣言及び県の緊急対策期間における飲食店等の時短要請や不要不急の外出自粛により影響を受けた事業者で、国や県の一時金の対象とならない、1 月または 2 月の売り上げが前年同月比 30 パーセント

以上 50 パーセント未満かつ 10 万円以上減少した事業者に、一時金として一律 10 万円を支給するものであります。今次一般会計補正予算に 800 万円を計上しております。

13 の西会津町農林業振興事業、飼料用米緊急転換支援事業であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、主食用米の需要が著しく減少する中、主食用米から飼料用米への作付け転換を誘導し、需要に応じた米の生産を進めることで、米価の下落防止と農家の経営安定化を図るもので、10 アール当たり 1 万 5 千円の補助をすることとし、20 ヘクタールを見込んでおります。今次一般会計補正予算に 300 万円を計上しております。

14 の新規就農者あんしんサポート事業であります。新規就農者の経営安定化のため施設及び機械等の整備費を支援し、町農業の活性化、食料生産基盤の維持を図ることを目的に、機械設備導入費の 2 分の 1 以内の補助するものであります。当初予算に 200 万円を計上しております。

15 の西会津町農林業振興事業、有害鳥獣防除事業であります。有害鳥獣対策を強化することで農業者の生産意欲の減退を防ぎ、食料生産基盤の維持及び農業・農地が持つ多面的機能の維持を図ることを目的に、電気柵設置経費の補助を実施するものです。当初予算で 100 万円、今次一般会計補正予算で 333 万円を計上しております。

3 ページをご覧ください。分類では、デジタル化の加速になります。

16 の西会津町デジタル戦略推進事業であります。町デジタル戦略に基づき、デジタル技術の活用による地域課題の解決、行政サービスの向上、移住定住の促進など新たな生活様式に対応した持続可能なまちづくりを進めることを目的に、実施事業に記載している事業に充当するものであります。当初予算に 773 万 8 千円を計上しております。

17 のデマンドバス予約システム整備事業であります。老朽化したデマンドバス予約システムの更新にあたり、A I をはじめデジタル技術を活用してこれまで以上に効率的で利便性の高い運行を図ることを目的にシステム開発費など、今次一般会計補正予算に 1,008 万 2 千円を計上するものであります。

18 のテレワーク環境整備事業であります。まちなか再生拠点施設、旧野口燃料の 2 階部分を改修し、テレワークのできる環境を整備し、都市部以外で仕事のできる環境整備やまちなかの活性化を図ることを目的に、今次一般会計補正予算に 866 万円を計上しております。

19 の押印業務等見直し事業であります。押印業務等の見直しを図り、行政事務のデジタル化や行政手続きのオンライン化を推進することを目的に、今次一般会計補正予算に 275 万円を計上しております。

以上、19 事業の合計額は、1 億 567 万 9 千円となります。

この内訳は、当初予算計上事業の財源振替で 1,491 万 1 千円で、新規計上、今次補正事業は、9,076 万 8 千円であります。

また、欄外には、これまで国から配分のあった新型コロナウイルス臨時交付金の明細について、記載しております。

まず、臨時交付金の充当可能額であります。第 1 次から第 3 次までの交付金総額は 4 億 3,266 万 1 千円となっております。そのうち、令和 2 年度予算計上額は 3 億 3,065 万 8 千円となり、従って、令和 3 年度事業への充当可能額は 1 億 200 万 3 千円となります。

次に、今次補正での計上額であります。先ほどご説明したように当初予算計上分で1,491万1千円で、今次補正予算計上額は9,076万8千円となり、合計1億567万9千円となります。

今次補正での交付金充当額が9,076万8千円であることから、①から②を引いた差額1,123万5千円を今後の追加的・臨時的事業への充当可能額として留保するものであります。

なお、議会から要望のありました新型コロナウイルス接種に係る高齢者のバス送迎に係る経費は、今次一般会計補正予算に新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金を活用して予算を計上しており、本交付金を活用していないことから、本資料には記載しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第22号、令和3年度西会津町一般会計補正予算（第1次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の内容であります。ただいま、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、第3次分に係る関係事業経費や新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の追加計上であります。

それでは予算書をご覧ください。

令和3年度西会津町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,711万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,211万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。14款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金9,076万8千円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上であります。2項3目、衛生費国庫補助金500万円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の計上であります。

18款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金134万7千円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

次に、7ページをご覧ください。歳出であります。

2款、総務費、1項2目、文書広報費275万円の増は、現在、国が進めております押印等の見直しに係る業務委託料の新規計上であります。1項6目、企画費300万円の増は、大学生等支援交付金の新規計上であります。1項10目、ふるさと振興費866万円の増は、まちなか再生拠点施設のテレワーク環境整備に係る設計監理等委託料及び改修工事の新規計上であります。1項11目、総合情報政策費は補正額はありませんが、当初予算に計上いたしましたデジタル戦略推進事業に係る町民参加型合意形成プラットフォーム構築・運営事業等の経費に、臨時交付金を充当するものであります。1項12目、総合交通対策費1,012万5千円の増は、町民バス予約システム構築委託料1,008万2千円の新規計上などであり

ます。

3 款、民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費 1,518 万 6 千円の増は、1 人暮らし高齢者等への弁当配布事業に係る社会福祉事業業務委託料 352 万 3 千円や、介護施設等に設置する自動検温カメラの備品購入費 123 万 2 千円、国保診療所のエアコン更新や自動ドア設置に係る国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金 1,043 万 1 千円の新規計上であります。

8 ページをご覧ください。

2 項 2 目、児童措置費 3,046 千円の増は、令和 3 年度に整備を計画しております子育てコミュニティ施設のエアコン設置に係る改修工事 282 万円及び自動検温カメラの備品購入費 22 万 6 千円の新規計上であります。

4 款、衛生費、1 項 2 目、予防費 684 万 7 千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る需用費 30 万円、役務費 79 万 3 千円、接種者の送迎委託料等の委託料 525 万 4 千円の新規計上。さらには、臨時交付金充当事業の新型コロナウイルス P C R 検査等費用助成費 50 万円の新規計上であります。

6 款、農林水産業費、1 項 3 目、農業振興費 300 万円の増は、主食用米の需要が減少する中、飼料用米への作付け転換を誘導するための、飼料用米緊急転換支援事業補助金の新規計上であります。

9 ページをご覧ください。

2 項 1 目、林業総務費 333 万円の増は、対策のさらなる強化を図るための、電気柵設置に係る有害鳥獣防除事業補助金の計上であります。

7 款、商工費、1 項 2 目、商工振興費 4,028 万 7 千円の増は、コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ個人消費の回復と町内経済の活性化を図るための商品券発行に係る需用費 36 万 3 千円、役務費 114 万円、扶助費 3,050 万円などの新規計上。さらには、売り上げの減少した町内事業者を支援するための一時支援金 800 万円の新規計上であります。

10 ページをご覧ください。

9 款、消防費、1 項 4 目、防災費 67 万 1 千円の増は、毛布や簡易トイレ、防護服などの避難所用備蓄品購入に係る消耗品の計上であります。

10 款、教育費、1 項 2 目、事務局費は補正額はありませんが、当初予算に計上いたしました学校内消毒業務委託などの経費に、臨時交付金を充当するものであります。1 項 3 目、学校給食費 21 万 3 千円の増は、給食センター用の感染予防消耗品の計上であります。3 項 2 目、中学校教育振興費は補正額はありませんが、当初予算に計上いたしました需用費の一部に、臨時交付金を充当するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 22 号、令和 3 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 23 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第 23 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明申し上げます。

今次補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 3 次分を活用し、町国保診療所内における感染防止対策に係る所要額を計上したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 3 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,043 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,935 万 3 千円とする。

第 2 項、診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。歳入です。

4 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 1,043 万 1 千円の増は、診療所における新型コロナウイルス感染症対策事業の財源として、一般会計から繰り入れするものであります。

続きまして歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 1,043 万 1 千円の増は、診療所における新型コロナウイルス感染症の接触感染を防止するため、トイレや手洗い場の水道及び、室内照明をセンサーによる非接触型への改修と、西会津診療所正面玄関の内側ドアを自動ドアに改修するための修繕料 343 万 9 千円の計上及び、各診療所に設置しているエアコンを、換気機能があるエアコンに更新するため、エアコン 20 台設置に係る備品購入費 699 万 2 千円の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 23 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第 23 号、令和 3 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、広報広聴常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

広報広聴常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、広報広聴常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 11、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 12、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町側より、専決について、発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

副町長、大竹享君。

○副町長 3月議会の閉会にあたり、令和2年度中の専決処分についてお願い申し上げます。

まず、西会津町税条例の改正について申し上げます。

今国会において成立する見通しである地方税法の一部改正により、令和3年4月1日を施行日とする税条例の改正が必要となるものであります。

その改正内容であります、個人住民税の住宅ローン控除の期間延長、固定資産税の負担調整措置、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限の延長等であります。

次に、令和2年度一般会計の補正予算について申し上げます。

まず、特別交付税及び地方譲与税の3月交付分についてであります、現時点でその額が決定していないことから、交付額が確定後予算を調製する必要があります。

また、今議会において増額補正をご承認いただきました除雪に要する経費につきましては、今後の降雪の状況によっては、さらに増額を必要とする可能性があり、その場合同様に予算の補正を行う必要がございます。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、自治体がワクチン接種の状況を可能な限り把握することを支援するためのワクチン接種記録システムを国が準備しており、そのシステム改修にかかる予算を令和2年度で計上するようにとの情報が入りましたが、現時点で詳細な情報が来ていないことから、その内容が確定次第予算を調製する必要があります。

条例の改正、予算の補正、いずれにつきましても、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただこうとするものでありますので、議員各位にはご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正、令和2年度補正予算並びに令和3年度当初予算、及び補正予算など、町政が当面する重要な案件23件についてご審議をいただいたところであり、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は一般質問及び議案審議の過程で皆さまからいただきましたご意見等に十分意を持って、町政執行に努めてまいり所存でありますので、議員各位のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が少し遅れる見込みではありますが、今後スピード感をもって、町民の皆さんが安心して普通の生活ができるよう、最大限の努力をしてまいり所存であります。

ようやく春の兆しを感じられるこの頃であります。議員各位におかれましては、ますますご自愛の上、町勢伸展に特段のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月5日以来、本日まで12日間にわたり、令和3年度当初予算をはじめ条例の一部改正、補正予算、計画の策定など、多数の重要案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案議決、成立を見ました。

議員各位には年度末を迎え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましても、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

いよいよ新型コロナのワクチン接種が始まります。現在、鋭意準備を進められていると推察いたしますが、円滑なワクチン接種ができますようご尽力賜りたいと思います。

結びに、議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては、健康に留意されまして、ますますのご活躍を祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

これをもって、令和3年第3回西会津町議会定例会を閉会します。（14時21分）

以上会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和３年３月１６日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員